



SAGA UNIVERSITY
HANDBOOK

生

便

覽

學習及び学生生活



平成13年度
佐賀大学

部局等所在地及び電話番号

部局等	所在地	電話番号	備考
事務局 (学務部)	〒840-8502 佐賀市本庄町1番地	0952(28)8113 0952(28)8161	総務係 教務課総務係
保健管理センター		0952(28)8181	
附属図書館		0952(28)8902	
科学技術共同開発センター		0952(28)8965	FAX0952(28)8186
低平地防災研究センター		0952(28)8582	FAX0952(28)8189
海浜台地生物生産研究センター	〒847-0021 唐津市松南町152-1	0955(77)4481	
機器分析センター	〒840-8502 佐賀市本庄町1番地	0952(28)8829	
学術情報処理センター		0952(28)8592	
留学生センター		0952(28)8168	
放射性同位元素実験室		0952(28)8785	
文化教育学部		0952(28)8213	総務係
附属教育実践研究指導センター		0952(28)8209	FAX0952(28)8305
附属小学校	〒840-0011 佐賀市城内2丁目17-3	0952(26)1005	FAX0952(26)2049
附属中学校	〒840-0011 佐賀市城内1丁目14-4	0952(26)1001	FAX0952(26)1003
附属養護学校	〒840-0026 佐賀市本庄町正里46-2	0952(29)9676	FAX0952(28)3850
附属幼稚園	〒840-0051 佐賀市水ヶ江1丁目4-45	0952(21)2745	FAX0952(28)3842
経済学部	〒840-8502 佐賀市本庄町1番地	0952(28)8413	総務係
理工学部		0952(28)8513	◆
附属海洋温度差エネルギー実験施設	〒848-0121 伊万里市黒川町塙屋5-23	0955(27)2061	
農学部	〒840-8502 佐賀市本庄町1番地	0952(28)8713	総務係
附属農場	〒849-0903 佐賀市久保泉町下和泉1841	0952(98)2245	0952(98)2230
全学教育センター	〒840-8502 佐賀市本庄町1番地	0952(28)8817	全学教育企画
スポーツセンター		0952(28)8167	学生生活課
大学会館		0952(28)8167	学生生活課
かささぎホール		0952(28)8173	学生生活課
総菜寮	〒840-0027 佐賀市本庄町本庄425	0952(28)8175	
国際交流会館	〒840-0027 佐賀市本庄町本庄489-1	0952(28)8168	
合宿研修所	〒847-0131 唐津市神集島コウソ社1430	0955(79)0986	
守衛室	〒840-8502 佐賀市本庄町1番地	0952(28)8193	

目 次

1. 組織及び事務機構等	1
沿革	3
組織	4
2. 学生活と学務部	5
学務部について	7
学務部の組織と業務	7
窓口事務取扱時間	8
大学から学生への連絡方法	8
台風等の災害に伴う授業等の取扱いについて	8
学籍番号	8
休退学の手続き	8
住所・保証人の変更	9
全学教育センター教室の使用について	9
学生証携帯	9
電話による問い合わせの禁止	9
遺失物・拾得物	9
盜難防止	9
火気の使用禁止	10
校舎内の整理整頓	10
構内の交通規則	10
飲酒による事故を防ぐために	11
相談機関	11
3. 諸証明書の発行及び手続き	13
諸証明書の発行及び手続き	15
証明書自動発行機	15
卒業後の諸証明交付手続き	15
諸手続一覧	16
4. 経済援助	19
授業料の免除	21
奨学金制度	21
アルバイト	22
5. 住居	23
学生寮	25
アパート・貸室等の紹介	25
6. 課外活動	27
学友会	29
課外活動	29
自治会活動	29
団体結成・集会掲示等	29
全学的行事	29
九州地区大学体育大会	29

サークル会館	30
スポーツセンター	32
課外活動のための手続き	33
サークルへの郵便物	34
7. 傷害保険への加入	35
学生教育研究災害傷害保険	37
スポーツ安全協会傷害保険	39
8. 福利厚生施設	43
大学会館	45
厚生施設	46
佐賀大学合宿研修所	48
九州地区国立大学共同研修施設	50
・九重共同研修所	50
・島原共同研修センター	51
9. 就職	53
就職活動の相談窓口	55
10. 授業料の納付	53
授業料の納付	56
授業料の代行納付制度	56
11. 単位互換	57
佐賀医科大学	59
放送大学	60
12. 国際交流	63
学術交流	65
外国人留学生	65
日本人学生の海外留学	66
国際交流会館	66
13. 健康管理	67
保健管理センターの目的	69
利用案内	69
健康診断	69
応急処理	69
健康相談	69
センターロビー案内	70
センター職員	70
保健管理センター案内図	70
14. 図書館を利用するため	71
はじめに	73
開館時間・休館日	73
閲覧と貸出	73
グループ学習室の利用	73
文献複写	74
他大学図書館等の利用	74
相互貸借サービス	74

レファレンス・サービス	74
資料の配置	74
附属図書館案内図	76
15. 学術情報処理センター	81
学術情報処理センターによるこそ	83
利用案内	83
学術情報処理センター内演習室の利用について	83
学術情報処理センターの利用にあたっての諸注意	84
センター相談の利用について	84
学外からのPPP接続による利用について	85
演習室の機器について	85
インターネットの利用について	86
学術情報処理センター平面図	87
16. 学内関係規則等	89
佐賀大学学則	91
佐賀大学全学教育科目履修規程	106
佐賀大学全学教育科目履修細則	108
佐賀大学文化教育学部規程	114
佐賀大学経済学部規程	186
佐賀大学理工学部規程	216
佐賀大学農学部規程	250
佐賀大学大学院規則	266
・佐賀大学大学院教育学研究科規程	279
・佐賀大学大学院経済学研究科規程	290
・佐賀大学大学院工学系研究科規程	295
・佐賀大学大学院農学研究科規程	317
佐賀大学科目等履修生規程	325
佐賀大学研究生規程	326
佐賀大学学生交流に関する規程	329
佐賀大学外国人留学生規程	336
その他の諸規程	338
・佐賀大学学生の懲戒に関する規程	338
・成績判定等に関する規程	339
・定期試験受験心得	339
・佐賀大学集会掲示等に関する内規	340
・佐賀大学授業料の督促及び補導要領	340
・佐賀大学本庄地区構内交通規程	342
17. 附 錄	347
教官名簿	349
関係法規	359
佐賀大学学生歌	371
各学部・全学教育センター教室配置図	375
建物配置図	425





学長挨拶

学長 佐古宣道

新入生の皆さん、新世紀の西暦2001年の年に目出たく入学おめでとう。

本学は昭和24年5月に文理学部と教育学部の2学部で開学され、文化教育学部、経済学部、理工学部と農学部の4学部から構成される名実ともに地域に根ざした総合大学として、国内外で評価されうる学風を熟成させ、平成11年には創立50周年を迎えました。

大都会の雑踏と喧騒から離れた自然の豊かなこの田園都市で、自らの青春を送ろうとする皆さんの決断と心意気を大いに歓迎します。

入学したばかりのさんは大きな期待をもって、本学でのキャンパス生活を新しく始めたことと思いますが、これまでと違う環境に遭遇して、とまどいと不安を感じているかもしれません。一日も早く本学の雰囲気に適応して、大学生としての学習に専念できるようになって頂きたいと思います。

世紀を越えて急速に進展をみせるグローバル化と情報技術（IT）革命の中で、我が国は今、あらゆる社会の新しいパラダイム（枠組み）の組み立てに努めています。今後はこのような革新を押し進めていくには、さまざまな意味での独創性に富み自己判断力と責任感をもつ人材が求められています。また、このような人材が今世紀の日本の存在感を高めるために必要です。

本学では、新世紀を迎えるに当り、このような社会の動向とニーズに適切な対応ができるように各学部での組織改革を進め、学術研究の充実・発展を図りながら、知的創造性の豊かな人材養成のために教育のあり方の改善を積極的に進めてきました。

まず、平成8年10月に、新しい理念のもとに創設した文化教育学部では本年第1回目の卒業生を出しました。理工学部、農学部、経済学部の3学部もそれぞれ改組しました。

新しい教育目標を掲げる各学部にさんは希望と気概をもって入学されたことと思いますが、私も4年後のさんの学習成果と心身の成長に大いに期待を寄せてています。

平成6年度から実施された本学の教員全員により担当されているカリキュラムは、教養教育科目、共通基礎科目、専門科目に区分された授業科目を4年間で履修する4年一貫の教育システムとして開講されています。さんは入学時からそれぞれの専門学部に所属していますが、この教育システムでは他学部の教員が担当する講義も幅広く受講できるよう工夫されています。さらに、情報処理能力の教育システムの充実を行い、外国語の運用能力の向上のために外国大学での英語、中国語、ドイツ語、朝鮮語の語学研修プログラムを毎年提供し、交流協定を締結した外国大学への留学制度の充実を図っています。また、放送大学との単位互換についての協定を締結し、国内の他大学との互換制度の拡充も急いでいます。

皆さん1人ひとりが自分の意志と判断で提供されるカリキュラムを活用して、文系、理系の枠を越えて総合的な思考力と判断力を持ち、豊かな人間性と優れた国際感覚を備えた有為な人になるべく努力されるようお願いします。

この学生便覧には、このような開講科目の全てのメニューが紹介されていますが、この他に、さんが本学で有意義に生活し、学習を続けていくために必要な諸事項についても説明されています。そのなかで、在学中には、課外活動のいづれかに是非とも参加したいに活動されるよう希望しておきたいと思います。本学には70種類以上の文化系と体育系の各種サークルがありますので、このような課外活動を通して、心

身を鍛え、情緒豊かな教養人に育ってほしいものです。

現時点では、本学には25か国から270名を超える留学生が在学しており、今後その数はさらに増加すると見込まれています。国際交流の基本は、皆さんのように若い時に、国境を越えて、言語、慣習、歴史、宗教などの異文化をもつ人とより親しい交流の経験を積み、相互の理解に努めることにあります。在学期間中に、是非ともこのような視点からの交流を深めて、一生の友を得るよう奨めます。片や、教員による外国の大学との学術交流も盛んで、特別に任用された外国籍の教員も在籍しています。

大学院研究科では、修士課程がすべての学部に設置されており、博士課程は工学系研究科ならびに連合農学研究科にそれぞれ設けられていますから、より深い専門知識の習得も可能です。また、原則として、英語で教育をする国際環境科学コースや工学系研究科には10年4月に独立専攻として設置された生体機能システム制御工学専攻など全国的にユニークなコースがあります。12年4月には、本学の情報処理能力を向上させるために学術情報処理センターが設置され、附属図書館は電子図書館の機能を充実することになりました。

また、急増している外国籍の学生の受け入れ態勢と外国大学への留学を充実するために留学生センターも新設されました。

関連の研究施設や必要な設備も着々と整備・充実されて、最先端の技術を駆使した研究成果が教員等により発信されています。

皆さんは、21世紀を担う前途有望な若者です。本学在学中に、多くの有能な先生と生涯の友に出会い、お互い切磋琢磨し、諸外国からの意欲あふれる留学生との交流を通して、人間としてひとまわりもふたまわりも大きく成長していく姿を同僚の先生方としっかりと見守りたいと考えています。

最後に、皆さんが健康に十分留意され、初心を忘れず、実り多い学生生活を送ってくれるよう期待し、皆さんの今後の健闘を祈ります。

歴代学長

初代	西 久光	(理学博士)
二代	今中 次麿	(法学博士)
三代	田中 定	(経済学博士)
四代	池田 敷好	(医学博士)
五代	山川 寛	(農学博士)
六代	楠田 久男	(工学博士)
七代	高田 弘	(工学博士)
八代	佐古 宣道	(農学博士)



Successful University Life のために

副学長（教育・学生担当） 金子 賢二

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。記念すべき21世紀最初の年の入学を、全学の教職員、在学生とともに心から歓迎します。これまでの努力が実り佐賀大学への入学の栄を得た皆さんには、今、人生的新たな節目を自覚していることでしょう。

大学では自由に使える時間が十分にあります。また、充実した教育システムや多くの情報が皆さんのために用意されています。まさに大学は知の宝庫です。社会人になるとこのような機会に恵まれることはもうありません。

大学生活をいかに過ごすかは、皆さんのがけ次第です。20歳前後のこの時期は、人間の一生の間で頭脳、身体が一番活発な時期であります。あらゆる面で最大限の努力を払い、将来へのポテンシャルを高めて下さい。大学生活の成否が、さんの今後に大きく影響することは必至です。

この学生便覧は、授業の履修、サークル活動、健康管理、就職指導に関するここと、留学手続き、諸証明書発行など、卒業までの学生生活すべてについての手引きです。手元に置いて活用して下さい。

学問と人間形成の場

この便覧の中の佐賀大学学則第1条には、佐賀大学の目標が掲げられています。『教育基本法に則り、専門の学芸について、高度の学術的研究を行うとともに、民主社会の市民としての創造的な知性と豊かな人間性を備え、かつ、深い専門知識を有する国際的人材を育成し、学術文化の進展及び地域の発展に寄与することを目的とする。』このように佐賀大学は学問と人間形成の場である、と謳ってあります。

国立大学には有為の人材を育成するため多くの税金が投入され、教育環境が整備されています。皆さんにはそれだけ国民の期待がかかっているのです。私たち佐賀大学の教職員は、入学した皆さんのが学部及び大学院での学生生活が充実したものとなるよう支援を惜しみません。

これまで、生活や学習の面で、親や先生方の厚い保護・指導があったと思います。これからの大學生は社会へ出る最後の訓練期間です。勉学面や課外活動のほか、学生生活全般において、自立精神、自主的な判断、大人としての責任ある行動が求められます。

自己分析と目標設定

さんは今、入試の関門を通過したわけですが、次のステップとして、少し長いスパンで将来の設計をしてみてはどうですか。そのためには、しっかりした自己分析と目標設定が必要です。

まずは大学で何をするために入学したのか、目標を再度確認して下さい。また、将来の進路を具体的に考えるのも早すぎることはありません。自分の適正を客観的に判断することから始めましょう。得意な能力はさらに磨きをかけ、目標に対し不足な部分を確認してそれを補強するなど、目標達成に対する意志と熱意をもち続けることが大事なことです。

これは勉学面だけを意味するものではありません。課外活動、健康、対人関係など、すべてを含みます。卒業までに時間は十分あります。目標のないところに結果はありません。目標に向かって精進すれば必ず満足できる成果が得られるでしょう。

社会とのインターフェース

大学生活の途中で皆さんは成人式を迎えます。また、卒業後は大多数が就職し社会人となるはずです。これからは学内の勉学だけに埋没することなく、各種メディアを通して政治、経済、社会の動きに関心をもち、自分なりの考えがもてるよう広い視野で学ぶ姿勢が必要です。また、佐賀大学には世界各国から約300名の留学生が在籍しています。彼らと親しく交流するとともに、あなたも海外留学にチャレンジして下さい。

インターンシップ制度を利用して企業での実習も受けられます。各種ボランティアなどにも積極的に参加しましょう。そのような活動を通して得られた世界観、社会観、職業観、倫理観は学内の勉学だけでは得られない貴重な体験となるはずです。

情報技術の習得

最近の情報技術（IT）の発展はめざましいものがあります。学内でも学術情報処理センター、図書館を中心に利用環境の整備が進んでいます。すべての学生にメールアドレスが与えられますので、電子メールやインターネット利用、講義のシラバスや成績の閲覧、文献検索が自由にできます。各種ソフトも使用できます。在学中にマイコンの利用とITの基本は是非マスターしておきましょう。理系、文系を問わず就職後の必須条件となっています。

一方、ITの進展とともに情報量は増加するばかりです。情報の洪水に惑わされないように、情報の中身を見分け判断する能力が不可欠です。ITは便利な道具ではありますが、大事なことはそこを流通する情報の質です。また、不注意なIT利用により被害を被ることや、他人に迷惑をかけることもあります。ITには二面性があることを常に頭に置いて利用しましょう。

最後に、皆さんのが佐賀大学において、Happy and Successful University Lifeを送られることを期待しています。

平成13年度 学年暦及び年間行事予定表

月	日	曜	学 年 暦	行 事
4	1	日	前学期始, 春季休業(4月7日まで) 前期分授業料納期(4月30日まで)	
	2	月		前学期授業時間割発表
				新入生定期健康診断(4月4日まで)
				サークル紹介(8日まで)
				自治会紹介(8日まで)
	5	木	平成13年度入学式	
	6	金		学部オリエンテーション
9	9	月	前学期開講	
	6	1	金	開学記念日
	7	16	月	夏季休業(9月6日まで)
	10	月		前学期定期試験時間割発表
9	17	月		前学期定期試験(9月21日まで)
	25	火	平成13年度大学院学位記授与式 (国際環境科学特別コースの留学生及び社会人等)	
	30	日	前学期終	
10	1	月	後学期始 後期分授業料納期(10月31日まで)	臨時休業(10月8日まで)
	2	火		後学期授業時間割発表
	5	金	平成13年度大学院入学式	
	9	火	後学期開講	
12	25	火	冬季休業(1月7日まで)	

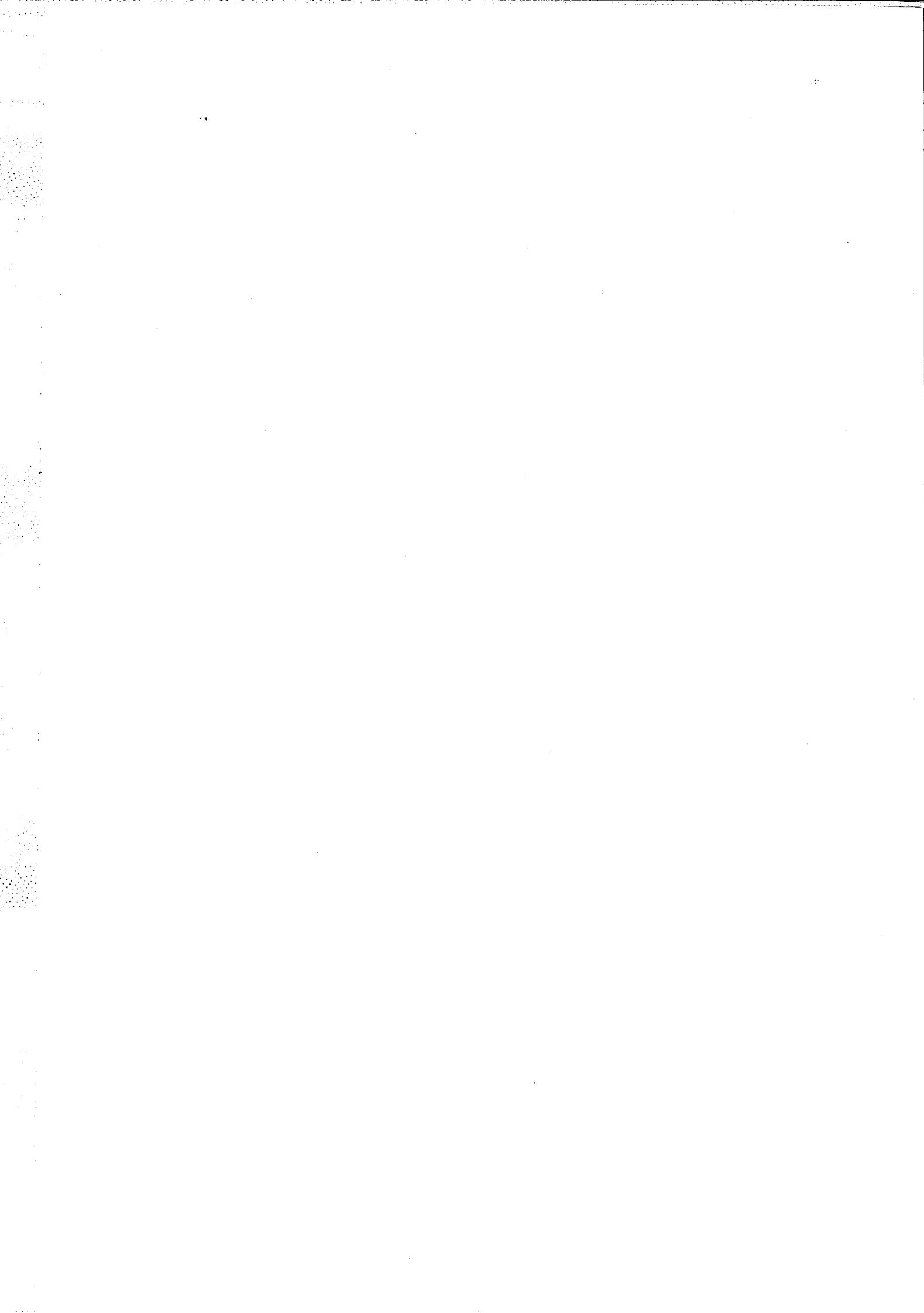
月	日	曜	学年暦	行事
1	19	土		平成14年度大学入試センター試験（1月20日まで）
	5	火		後学期定期試験時間割発表
2	12	火		後学期定期試験（2月18日まで）
	25	月		平成14年度入学者選抜試験（「前期日程」）（予定）
	6	水		平成14年度入学者選抜試験（「前期日程」）合格者発表（予定）
3	12	火		平成14年度入学者選抜試験（「後期日程」）（予定）
	22	金	平成13年度学位記授与式	平成14年度入学者選抜試験（「後期日程」）合格者発表（予定）
	31	日	後学期終	

（参考）平成14年度（予定）

	1	月	前学期始	
				新入生定期健康診断
4	5	金	平成14年度入学式（予定）	
	6	土		学部オリエンテーション
	8	月	前学期開講	

1. 組織及び事務機構等

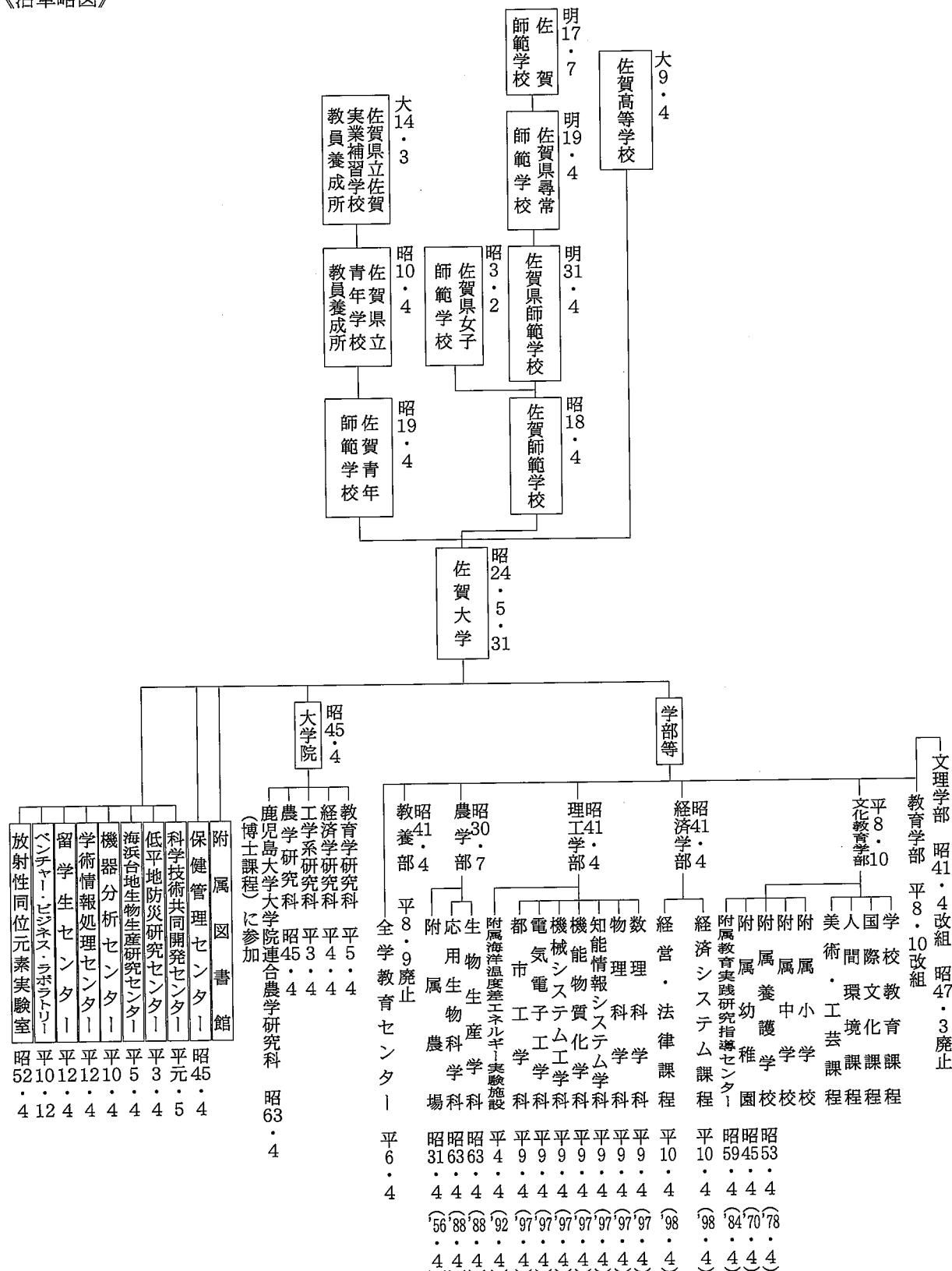
沿	革	3
組	織	4



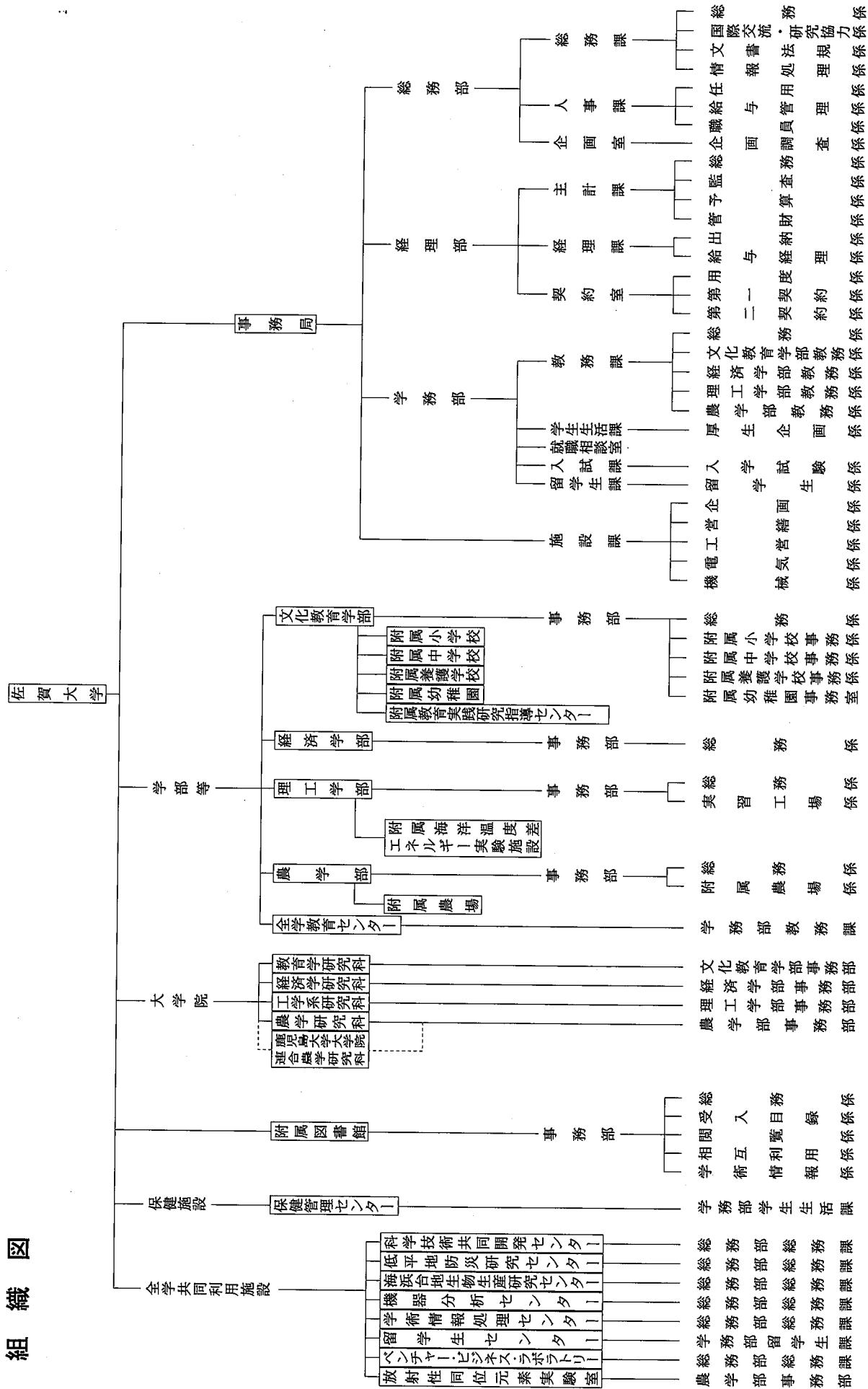
●沿革

佐賀大学は、昭和24年5月31日国立学校設置法により旧制佐賀高等学校、旧制佐賀師範学校及び佐賀青年師範学校を包括し、文理学部と教育学部の2学部からなる新制大学として発足し、同年7月15日に第1回の入学式が挙行された。

《沿革略圖》

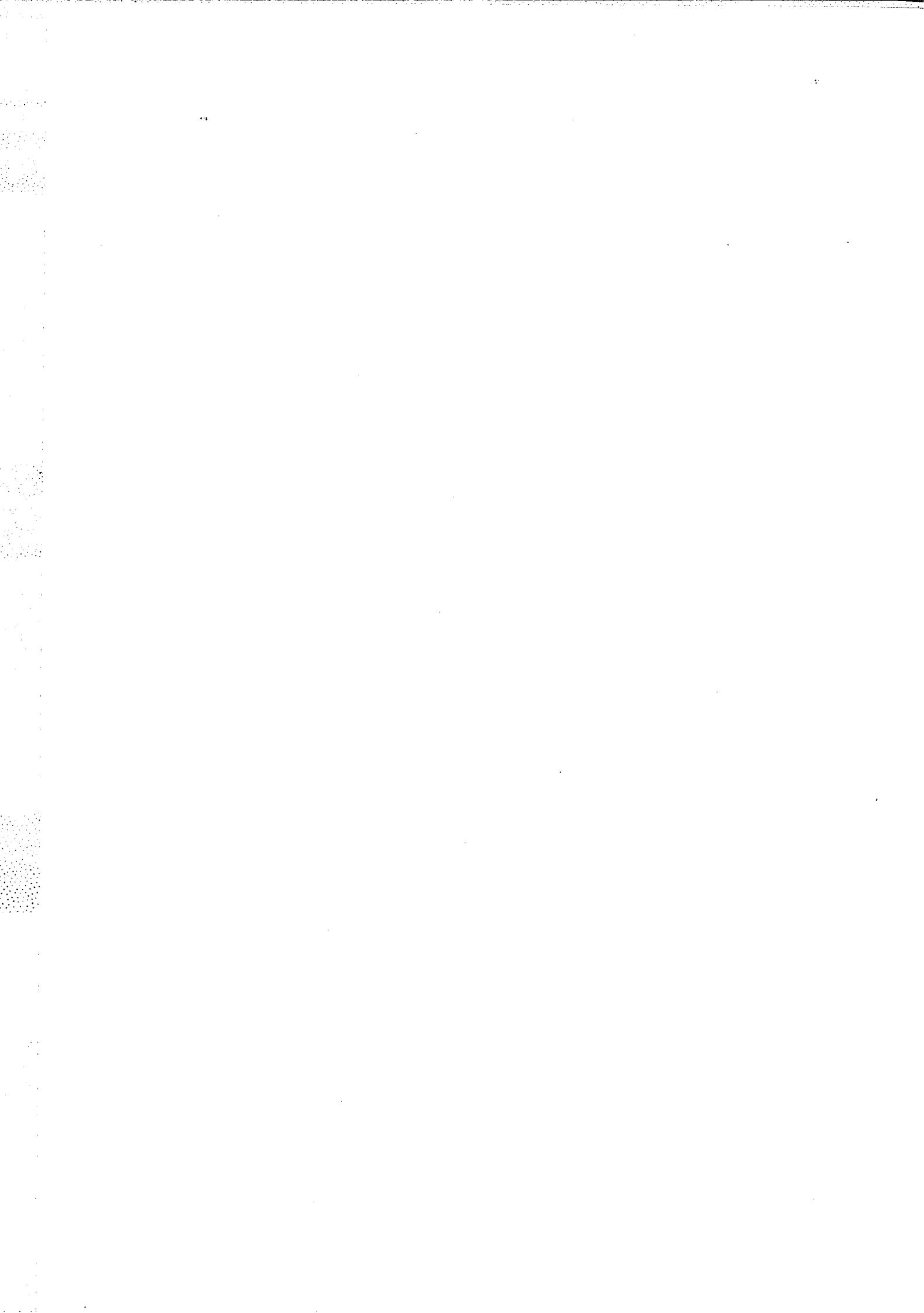


四
織組



2. 学生生活と学務部

学務部について	7
学務部の組織と業務	7
窓口事務取扱時間	8
大学から学生への連絡方法	8
台風等の災害に伴う授業等の取扱いについて	8
学籍番号	8
休退学の手続き	8
住所・保証人の変更	9
全学教育センター教室の使用について	9
学生証携帯	9
電話による問い合わせの禁止	9
遺失物・拾得物	9
盗難防止	9
火気の使用禁止	10
校舎内の整理整頓	10
構内の交通規則	10
飲酒による事故を防ぐために	11
相談機関	11



●学務部について

学務部は、学生諸君の学生生活をより豊かにするために、諸君の身辺に起こる色々な問題についての相談や助言を行っているところです。

学務部は次のような組織になっており、各課、各係等が連繋をとりながらそれぞれの業務を行っていますので、十分に利用してください。

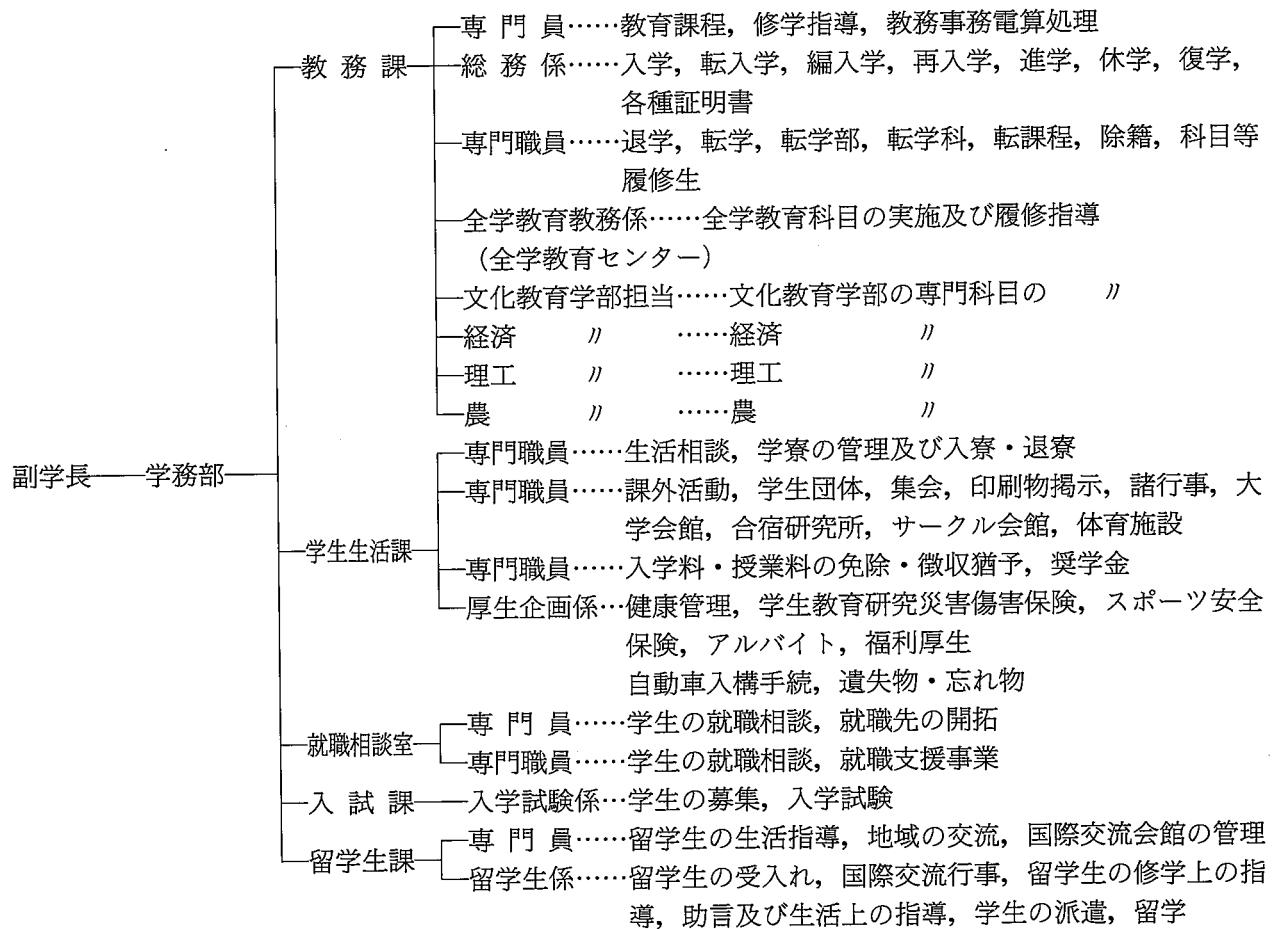
大学は、その目的とする教育、研究の機能を円滑に行い、国民の期待にこたえるために自らに厳しく課した各種のきまりがあります。本学の学則や学生に関する諸規則その他の学内規則は、このきまりを具体化したものです。これは一般社会にさまざまな法令や慣習があって、人々がそれを守って暮らしているのと同じことです。学生諸君は、学則その他の諸規則を理解し遵守して、有意義で充実した学生生活を送るよう希望します。

学習上の不明な点、奨学金や授業料の減免の手続き、アルバイトその他の日常生活に関する事、健康問題などの相談をしたい場合は学務部に来てください。

なお、大学からの学生に対する公示、示達は、すべて掲示によって行いますので、毎日一回は必ず所定の掲示板を見るようしてください。

●学務部の組織と業務

学務部の事務は、教務課・学生生活課・入試課・留学生課で分担しており、次のとおりです。



●窓口事務取扱時間

学務部の窓口事務取扱時間は、準備及び整理のための時間を考慮し、原則として次のとおりです。大学の行事その他により変更あるいは臨時に休止することもありますが、その場合はあらかじめ掲示します。

月曜日～金曜日 8時30分～17時（祭日は除く）

●大学から学生への連絡方法

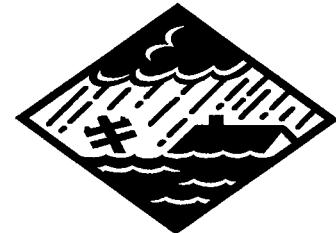
学生諸君に対する種々の連絡は、原則として学部の掲示板で、また学生生活関係事項については学務部の掲示板によってそれぞれ行います。毎日1回は、掲示板を見るようにしてください。掲示板を見なかったことにより思わぬ不都合や不利を招くようなことがあっても、それを理由に異議を申し立てることはできません。

また、サークル等の連絡のための掲示は、指定された掲示板に掲示すること（用件終了後は、必ず自主的にはずすこと。壁や窓ガラスに貼る、また糊で貼る等の行為は厳禁します。）

●台風等の災害に伴う授業等の取扱いについて

佐賀県南部地域に、午前6時～8時30分までの間に台風による暴風警報又は大雨洪水警報が発令されている場合又は発令された場合、授業を休講又は試験を中止する。

各自テレビ、ラジオ等のマスメディアにより警報発令の有無を確認して行動すること。



●学籍番号

学籍簿の整理等、円滑かつ正確な事務遂行上、学生に対して学部ごとに下記の記号及び番号を付しますが、これを学籍番号としています。学籍番号は各自の学生証に記載してあるので、諸願届や試験答案には氏名とともに、これを必ず記入しなければなりません。場合によっては、学籍番号だけで処理されることもありますので、十分注意してください。

文化教育学部	01C～
経済学部	01E～
理工学部	数理科学科・物理科学科・知能情報システム学科 01S～
	機能物質化学科・機械システム工学科 01T～
	電気電子工学科・都市工学科	
農学部	01A～

●休退学の手続き（担当：学務部教務課）

休学、復学及び退学の願出は、次の手続きを必要とします。これらの手続きをとる場合は、なるべく早目に担当係に相談してください。

- (1) 休学 病気その他のやむを得ない理由で引き続き3か月以上修学できないときは、休学願を提出し、許可を得て休学することができます。この場合、病気が理由であれば医師の診断書が必要です。
休学の期間は、1年以内です。ただし、特別の事情がある場合は1年に限って期間を延長することができます。なお、休学期間は通算して2年を超えることはできません。

(2) 复学 休学期間が満了し復学するときは、復学願を提出してください。

また、休学期間に休学理由が消滅した場合も復学願（休学理由が病気のときは医師の診断書を添付）を提出し、許可を得て復学することができます。

(3) 退学 家庭の事情その他の理由により退学しようとするときは、退学願を提出して許可を得てください。

●住所・保証人の変更（担当：学務部教務課）

住所又は保証人の変更があった場合は、速やかに住所変更届又は保証人変更届を提出してください。特に、住所については、届け出が無いため緊急時の連絡等ができないことがありますので、忘れずに届け出てください。

●全学教育センター教室の使用について

全学教育センター教室の使用については、所定の使用願を1週間前までに、全学教育センターの全学教育教務係に提出し、許可を受けなければなりません。

なお、体育・文化各協議会に所属している団体は、各協議会を通して提出することができます。

原則として、土曜・日曜・祝祭日及び22時以降の使用はできません。

また、使用に当たっては使用条件を厳守してください。

●学生証携帯

学生証は常時携帯し、教職員から請求のあったときには、何時でも提示しなければなりません。特に試験時には、机上に学生証を必ず提示することになっています。

●電話による問い合わせの禁止

学務部又は各学部・全学教育センターへの電話による問い合わせ（学校行事、休講、その他授業及び試験に関するこ）は、間違いを生じやすく、また、事務上支障がありますので応じておりません。必要なときには、直接窓口に来るか、掲示板を見てください。また、学生個人に対する電話の呼び出しについても、人の命にかかるような緊急を要するもの以外は取り次ぎをしておりませんので、その旨、家族・友人等に説明しておいてください。

●遺失物・拾得物（担当：学生生活課、各学部教務係、全学教育センター全学教育事務室）

学内での遺失物が非常に多くなっています。所持品には必ず氏名を明記しておいてください。また、学内で拾得物があった場合は担当係に届けてください。

なお、遺失物に気が付いた場合は、担当係で確認のうえ受領してください。

●盗難防止

教室・実験室及びサークル会館、また、スポーツセンター及び体育館の更衣室等には現金や貴重品を置かないようにしてください。やむを得ず持ち込む必要がある場合には、必ず目の届く場所に置くようにしてください。

万一盗難にあった場合には、学生生活課に届け出るとともに、警察に届け出る必要があれば、その旨も担当係に知らせてください。

●火気の使用禁止

校舎内及び屋外を問わず火の使用は厳禁されています。特に、屋内における喫煙は、必ず指定の場所で行ってください。

●校舎内の整理整頓

施設や備付物品の管理上、また、学生諸君が楽しい学園生活を送るために、各自、大学構内、特に教室内の整理整頓に留意してください。

●構内の交通規則

最近、自動車による通学者が増え、本学学生による交通事故が多発し、人身事故だけでも年間100件近くが発生しています。その中には、死亡・重傷に至る悲惨な事故も含まれています。また、学内においては、騒音や不法駐車によって大学にふさわしい環境が失われつつあります。

ひとたび事故を起こせば、被害者・加害者を問わず、肉親とともに苦しみ、学業にも支障が出るなど精神的にも多大の負担を被ることになります。このようなことは誰でも知っているのですが、事故の瞬間まで自分とは無縁のことと自己を過信しているのです。

本学では、学生が悪質な交通違反によって、また重大な過失によって事故を起こした場合は、学生の本分に反する行為があったものとして、学則第44条により懲戒（退学、停学又は訓告）に処せられることになっています。

この懲戒の目的は、学生の自戒と自肅を促し、交通事故による悲惨な結果を抑止することにあります。交通事故については、学内・外を問わず、同乗者についても懲戒の対象となり得ます。

このような状況を少しでも改善するため本学では「本庄地区構内交通規程（331ページ参照）」を制定し、本学が実施する「交通安全講習会」の受講、入構自動車の登録、指定された駐車場への駐車及び通行経路の遵守等を義務付けています。

新入生諸君は、通学の際に自動車やバイクを使用することは避け、やむを得ず使用する場合には前述の「本庄地区構内交通規程」を守り、事故が起きないように細心の注意を払って慎重な運転を心掛けてください。

また、万一事故を起こした場合には、速やかに救護等の措置を取り、所属の担当に連絡してください。

キャンパス内の道路の不法駐車は厳禁です。
自転車の夜間走行時の無灯火はやめましょう。
事故のもとです。
必ず灯火して安全に走りましょう。

●飲酒による事故を防ぐために 一イッキ飲みの禁止一

飲酒は満20歳から許されていますが、飲酒によって学生が引き起こす事故で、命に関わるほど危険な状況がしばしば発生しています。

4年間の大学生活の中では、飲酒の機会もでてきます。飲酒による事故を防止するために、次のことを是非守るようにしてください。

- 1 無理して飲まない。飲ませない。イッキ飲みや飲み比べをしない。
- 2 初めて酒を飲む人や酒を飲めない人に飲酒を強要してはならない。
- 3 同じ量でも急に飲むと危険。時間をかけてゆっくりと。
- 4 空腹時の飲酒はアルコール吸収を早める。必ず、タンパク質、脂肪などに富む食品を食べながら飲むこと。

飲める人でも、飲んで心地良いのはアルコール血中濃度0.2%以下。ビールで大ビン3本、日本酒でも3合(540cc)程度まで。

学園祭、コンパにおいて、急性アルコール中毒により救急車で病院に運ばれるケースもあります。

●相談機関

(1) 保健管理センターの学生相談室は「学生の身体・精神両面の健康上の問題」について、個人的相談を希望する学生のために設けられたもので、いつでも相談できます。

また、健康管理センターまで行きにくい時は、直通電話で相談することもできます。

電話番号

保健管理センター事務室（看護婦）0952-28-8181

精神・心理面の相談（精神科医）0952-28-8182

身体面の相談（内科医）0952-28-8183

(2) 自治会、文化系・体育系サークル、福利厚生、就職、経済面その他学生生活の日常問題については、学務部各課又は所属学部の担当へ申し出れば相談に応じることになっています。

(3) その他に、学生生活及び学習の全般的相談について、学生委員及び教務委員の先生方もそれぞれの立場から指導助言に当たっておられます。

担当の先生については、教務課又は所属学部の担当にたずねてください。

学生相談室利用時間割表

相談者名	場所	曜日・時間	担当者
保健管理センター 学生相談室	保健管理センター 2階	月曜日 10時～16時 火曜日 10時～16時 木曜日 10時～16時	保健管理センター 助教授 佐藤 武

※緊急の場合は、上記時間以外でも相談に応じます。

平日 8:30～17:00

(月曜日～金曜日)

※土・日曜・祝祭日は休みです。



3. 諸証明書の発行及び手続き

諸証明書の発行及び手続き	15
証明書自動発行機	15
卒業後の諸証明交付手続き	15
諸手続一覧	16



●諸証明書の発行及び手続き

(1) 学生証（担当：全学教育センター（学務部教務課総務係））

学生証(磁気カード形式の「学生証ＩＤカード」)は、入学時に交付します。

この「学生証ＩＤカード」により、証明書自動発行機（在学証明書及び学生旅客運賃割引証を発行）の利用及び図書館での様々な利用ができます。

また、「学生証ＩＤカード」は、不利益を被らないよう、他人への貸与及び紛失等に十分な注意が必要です。万一紛失した時は、直ちに教務課総務係に学生証再交付願を提出し、再交付を受けてください。

(2) 在学証明書（全学教育センター及び図書館の自動発行機で発行します。）

(3) 成績証明書等 成績証明書、卒業見込み証明書、その他の諸証明書を必要とする時は、各種証明書交付願により申し込んでください。（担当：所属学部教務係）

(4) 旅客運賃割引証（学割証）

学生が帰省又は実習等で旅客鉄道会社の交通機関を、片道100kmを超えて利用する場合に、旅客運賃割引証（学割証）の交付を受けることができます。

学生1人当たり年間の交付枚数は10枚となっていますので、年間計画を立て合理的に使用してください。発行は全学教育センター及び図書館の自動発行機で行います。

また、課外活動で利用する場合は、15人以上で旅行する場合に限り「団体（グループ）旅行申込書」の交付を受けることができます。この場合は学生生活課に申し込んでください。

これらの制度は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的な負担を軽くし、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、これを他人に貸与したり、不正に使用することのないよう特に注意してください。

●証明書自動発行機

各種証明書等を自動的に発行する証明書自動発行機を設置しています。学生は、学生証ＩＤカードを利用し、前記の在学証明書及び旅客運賃割引証を簡単な機械操作により、必要な時に入手することができます。

自動発行機の設置場所は、次のとおりです。

- 全学教育センター 1号館1階（学生ホール西側）
- 附属図書館 1階（エントランスホール東側）

●卒業後の諸証明交付手続き（担当：各学部教務係）

卒業後における諸証明書の発行は、担当係窓口に申し込めば2～3日後には受け取れます。また、郵送による申し込みを希望する場合は、必ず返信用封筒（住所及び宛名を明記し、切手をはったもの）を同封の上、作成日数（和文2日程度、英文7日～10日程度）及び郵送による往復の日数を見込み、余裕を持って申し込んでください。電話による申し込みは、緊急の場合を除き受け付けておりません。

申し込みに際しては、「卒業年月日及び卒業学科、氏名及び生年月日（英文で必要とする場合には、氏名は英文でも併記する）」、「必要とする証明書名及び必要枚数」、「用途及び提出先」を明記してください。

なお、発行手数料は無料となっています。

●諸手続一覧

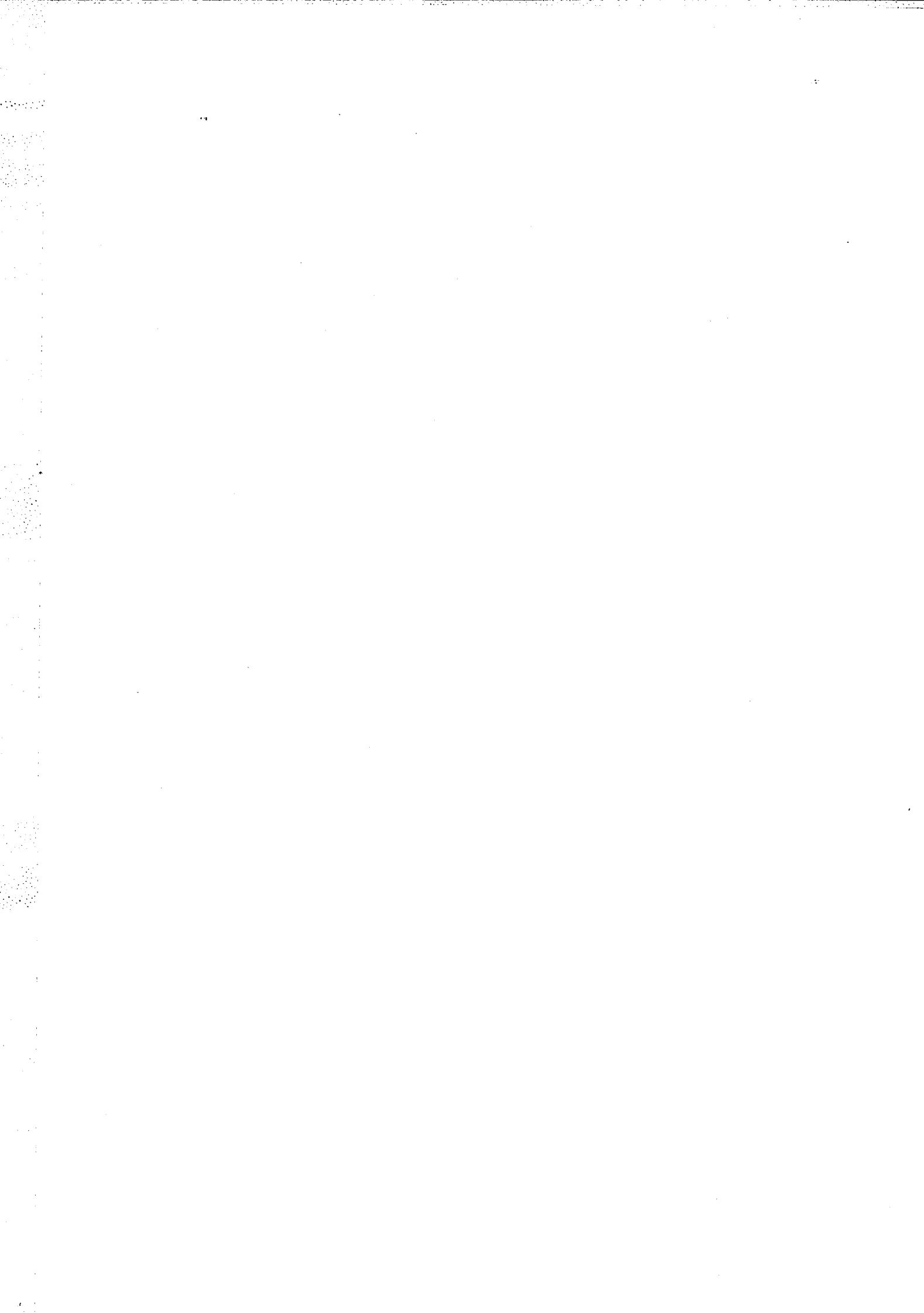
	手 続 項 目	手 続 方 法	期 間
納 入 金	入 学 料	入学料277,000円を入学手続時に納入すること	入学手続期間
	授 業 料	前期248,400円、後期248,400円を経理部経理課出納係に納入すること (前期分の納付の際に後期分も合せて納付できる) 授業料の代行納付手続きを済ませている場合は申し出の口座に期限より早めに入金しておくこと	前期分 4月30日まで 後期分 10月31日まで
提出 書 類	宣 誓 書	所定の様式により学務部教務課に提出すること	入 学 手 続 時
	写 真 台 紙	なお、入学後保証人等の変更があった場合は、学務部教務課に届出ること	
	学 生 カ ー ド		変更届はその都度
証 明 書 発 行	学 生 証 (再交付を含む)	学部学生及び大学院生は、全学教育センター(学務部教務課)で交付する	4月13日から
	在 学 証 明 書	全学教育センター及び図書館の自動発行機	在学証明書及び旅客運賃割引証の自動発行を除く各証明書は、2日以上前に申込むこと。 即日・翌日交付はできません。
	旅客運賃割引証	課外活動団体割引→学生生活課	
	成 績 証 明 書	所属学部の担当で交付を受けること	
	卒業見込証明書	健康管理センター事務室で交付を受けること	
	健康診断証明書		
受 講 手 続	履 修 届	所定の用紙を所属学部の担当で受け取り、所要事項を記入して担当に提出のこと	提出期限は開講後2週間以内です。
	履 修 カ ー ド	所定の用紙を所属学部の担当で受け取り、所要事項を記入して科目担当教官に提出すること	
諸 願 手 続	休 学	所定の様式により教務課に提出すること	前期の場合 3月中旬まで 後期の場合 9月中旬まで
	復 学	上記に同じ	
	退 学	上記に同じ	
	欠 席	1か月以上3か月未満欠席する場合は、所属学部の教務係に相談すること	
	授業料の免除・ 徴収猶予・分納	所定の様式により学生生活課に提出すること	所定の期日まで (別途掲示)
	奨 学 金	所定の様式により学生生活課に願い出ること	所定の期日まで (別途掲示)
課 外 活 動	団 体 結 成	所定の様式により団体結成願及び名簿を学生生活課に提出すること	
	団 体 更新 届	結成を許可された団体は、所定の様式により学生生活課に届出ること	5月1日まで
	集 会 行 事	全学的な集会行事を行う場合は、所定の様式により学生生活課に提出すること。なお、教室等を使用する場合は、当該教室を管理している学部担当にも願い出ること	集会行事をする日の前日まで
	行 事 届	学外で行事を行う場合は、所定の様式により学生生活課に提出すること	行事を行う日の7日前まで
	掲 示	掲示をする場合は、学生生活課又は学部担当係に届出て認印を受け、所定の掲示板に掲示すること	

手 続 項 目	手 続 方 法	期 間	
課外活動 等 の 借 用	運動用具は、スポーツセンター事務室、一般用具は学生生活課に申し出ること（34ページ参照）	借用日の3日前まで	
學 生 關 係 ア ル バ イ ト	学生生活課で紹介する	隨 時	
そ の 他	交 通 事 故 学 内 で 急 病 に な つ た 時 学 内 で 盜 難 に あ つ た 時 紛 失 ・ 拾 得 を し た 時 住 所 ・ 氏 名 等 を 変 更 し た 時 旅 行 届	学内・外で交通事故を起こした時、または事故にあった時は、学生生活課に届出すること	/
	保健管理センターに知らせること	/	
	学生生活課に届出すること	/	
	学生生活課又は学部教務係に届出すること	/	
	教務係に届出すること	/	
	外国人留学生が国外に旅行する場合は、所定の様式により留学生課に提出すること	事前に提出	



4. 経済援助

授業料の免除	21
奨学金制度	21
アルバイト	22



●授業料の免除（担当；学生生活課）

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請により、選考のうえ授業料の全額又は半額が免除されることがあります。また、免除のほか、徵収猶予、月割分納の制度もあります。

- ◆ 経済的(負債等は除く)理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀(平均70点以上(良))と認められる場合
- ◆ 納期前6か月以内において、学資負担者が死亡し、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

授業料の免除、徵収猶予及び月割分納の申請の期日、方法等については、前期分(1月)と後期分(6月)の年2回各学部に掲示するので、注意してください。

●奨学金制度（担当；学生生活課）

本学で取り扱っている奨学生には、日本育英会と地方公共団体及び民間育英団体があり、その概要は次のとおりです。

(1) 日本育英会の奨学生

教育の機会均等に寄与することを目的として、人物、学業ともに優れていながら経済的理由により修学困難な学生に対して貸与されます。

◆奨学生の種類と奨学生の額

種 別	区 分	貸 与 月 額
大学第一種奨学生	学部学生	自宅通学 42,000円 自宅外通学 48,000円
きぼう21プラン		3万円・5万円・8万円・10万円 の中から学生が選択
大学院第一種奨学生	修士課程	85,000円
きぼう21プラン		5万円・8万円・10万円・13万円 の中から学生が選択
大学院第一種奨学生	博士課程	119,000円
きぼう21プラン		5万円・8万円・10万円・13万円 の中から学生が選択

(注) きぼう21プランは、在学中は無利子。卒業、修了又は退学後は年率3%を上限とした変動金利。

◆貸与期間

奨学生に採用された月から、その学生の在学する最短修学年限の終期まで貸与されます。

◆出願手続

奨学生の募集は、4月と10月の2回(2年次以上は4月の1回だけ)行われます。募集はその都度各学部に掲示するので、所定の期日までに願書と関係書類を提出してください。

また、第一種緊急採用(家計支持者の失職、破産、倒産、病気、死亡等又は、火災、風水害等で家計が急変した場合)、きぼう21プラン応急採用(緊急の場合と同じ)の制度もあるので、該当する者は、上記募集期間にかかわらず、学務部学生生活課に申し出てください。

◆その他の手続

次に該当する者は、入学後直ちに必要な手続きを行うこと。

該 当 者	提出書類	提出場所
入学の前年度に予約採用の決定通知を受けている者	「進学届・確認書・振込口座届」	学務部
入学以前に奨学生であった者で、上記以外の者	「在学届」	学生生活課

提出期限…「進学届・確認書・振込口座届」及び「在学届」のいずれも、4月10日(火)までに上記の提出場所へ提出すること。

(2) 地方公共団体等の奨学金

地方公共団体等の奨学金は、地域を限定し、その地区出身者に限る奨学金と限定しない奨学金とがあります。また、学部・専攻等を指定した奨学金もあります。

本学で現在取り扱っている育英奨学団体は次のとおりですが、このほかにも、大学を通さず直接行われている奨学金があります。

詳細については、学生生活課に問い合わせてください。

名 称	貸与月額	名 称	貸与月額
佐賀県育英資金	(自宅) 42,000円 (自宅外) 48,000円	山口県育英会 清香奨学会 中村積善会 交通遺児育英会	38,000円 30,000円 47,000円 40,000円～50,000円 (学資支弁の困難度による)
福岡県奨学会	(自宅) 42,000円 (自宅外) 48,000円		
長崎県育英資金	31,000円	実吉奨学会	(自宅) 30,000円
宮崎県奨学会	25,000円		(自宅外) 36,000円
鹿児島県育英財団	48,000円		
大阪府育英会	17,000円		

●アルバイト（担当：学生生活課）

学生生活課では、学生にアルバイトの紹介を行っています。

しかし、授業期間中のアルバイトは学業に相当支障をきたしますので、修学との関係を十分考慮し、成績不振等で進級できなかったため、奨学金の停止処分を受けてしまったということのないように、必要最小限にとどめるようしてください。

《学生アルバイトとして不適当な職種》

次に掲げる職種は、不適当な職種として紹介していません。

危険を伴うもの	(例) バイク・自動車の運転、プレス・裁断機等の操作、建築現場での作業、交通頻繁な路上での作業
人体に有害なもの	(例) 農薬・劇薬等の取扱い、高温度・低温度の作業
法令に違反するもの	(例) 営利あっせん業者への仲介
教育的に好ましくないもの	(例) 風俗営業関係、深夜作業、マルチ・ねずみ講商法

アルバイトの求人申し込みは、学生生活課東側の掲示板に掲示しています。

アルバイト決定後の就労に際しては、健康・安全に心がけるとともに、所定の時間に遅れたり、無断欠勤のないよう注意してください。

新入生については、原則として入学後3か月間はアルバイトの紹介は行いません。この期間に、大学生活に慣れてもらうためです。

従って、新入生に対しては、7月1日から紹介を行います。

5. 住 居

学 生 寮.....	25
アパート・貸室等の紹介.....	25



●学生寮（担当：学生活課）

本学の学寮（楠葉寮）は、鉄筋コンクリート造りで5階建の男子棟、4階建の女子棟及び管理棟（共用室を含む。）からなっています。収容人員は、男子100人、女子50人です。入寮希望者は、所定の入寮願を提出してください。

居室は、洋室（9.5m²=約6畳）で1人用の個室になっており、部屋には、ベッド、整理箱、机、椅子、本棚、パネルヒーターが備えつけられ、ベランダがついています。

また、各階に補食室、洗面所、洗濯室及び便所があり、各棟の1階には談話室があります。浴室は、男子用が管理棟に、女子用は女子棟にあります。

食堂はありませんので、原則として外食となります。補食室に自炊設備は整っています。寄宿料は、月額3,000円です。ほかに光熱水料等の実費を負担しなければなりません。

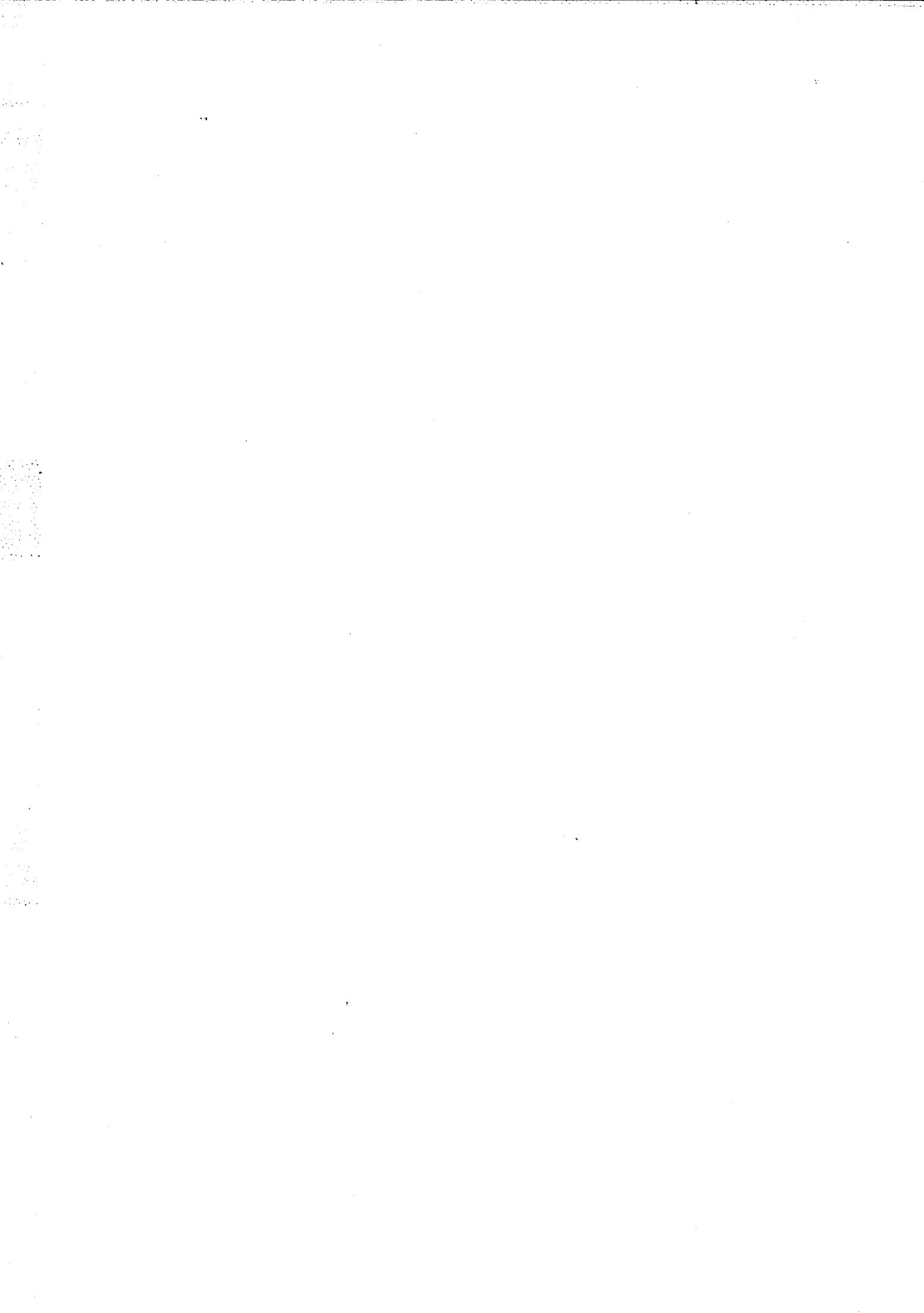
●アパート・貸室等の紹介

佐賀大学生活協同組合で紹介するだけでなく、佐賀市にはアパート等の斡旋業者がたくさんあります。市内の業者の取り扱う物件についても、“学生向けアパートの紹介・斡旋を佐賀大学生活協同組合と大学周辺や市内の業者が共同参画する”という立場に立って、佐賀大学生活協同組合がお世話しておりますので、ご利用ください。

- ・紹介場所……生協事務室（「かささぎホール」2階）
- ・問い合わせ先……佐賀大学生活協同組合

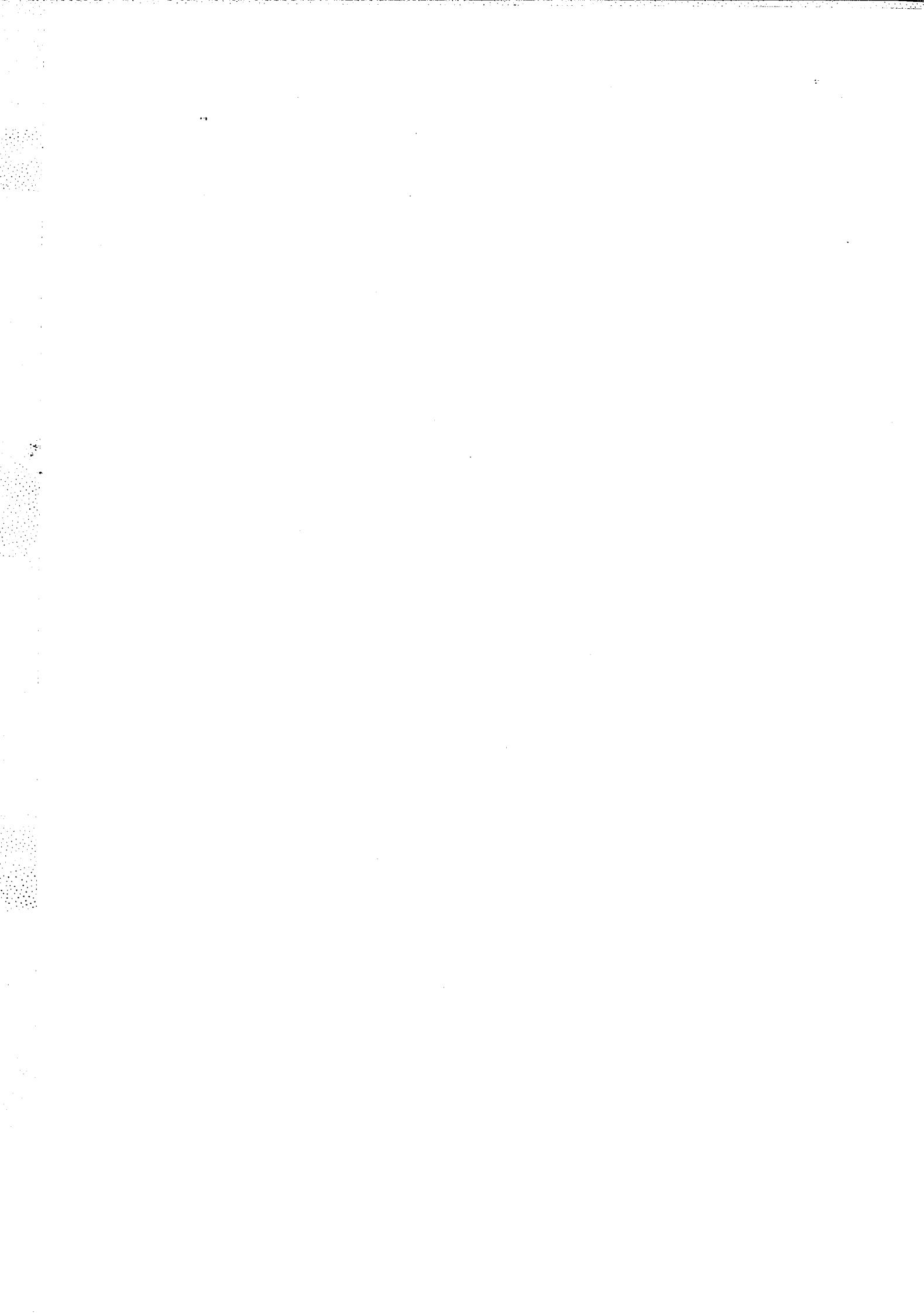
所在地 佐賀市本庄町1番地（佐賀大学構内）

電話電号 (0952) 25-4450(代)



6. 課外活動

学友会	29
課外活動	29
自治会活動	29
団体結成・集会掲示等	29
全学的行事	29
九州地区大学体育大会	29
サークル会館	30
スポーツセンター	32
課外活動のための手続き	33
サークルへの郵便物	34



●学友会

本学には、学生全員で組織する学友会があります。本会は、課外活動における公認サークルの育成と学園祭の開催をバックアップするとともに、サークル等に属さない学生が参加できる行事等も企画・実施することを目的としています。

●課外活動

大学では、全人教育という理念に基づき、正規の教育課程以外に、学生諸君が自発的に行う知的、芸術的あるいは社会的な活動、すなわち、課外活動が奨励されています。本学における課外活動の団体としては、文化系、体育系の各種団体があって、それぞれ活発に活動しています。

学生諸君は、この課外活動を通じて、自主的創造的能力を發揮し、情緒豊かな教養人になるためにも、また、豊かな生活体験を積むためにも、いずれかのサークルに所属して積極的に活動することが望れます。

●自治会活動

本学には、理工学部に学生自治会があります。

その目的とするところは、学生の自主活動によって、より豊かで明るい大学生活の実現を期するところにあります。

大学が、学生の自治活動を認めるのは、それが教育的に意義を持っており、学生諸君の人間形成に役立つものであると考えるからです。

学生諸君は、自治会活動に参加するに当たっては、この点を十分理解し、自治会が学生の総意に基づいて運営されるようお互いに努力することが肝要です。

●団体結成・集会掲示等

学生が、団体を結成するときは、所定の「結成願」を学生生活課に提出し許可を受けてください。許可後は毎年「学内団体更新届」を提出してください。

また、学内・外での集会の開催、雑誌・新聞等の発行、印刷物・ビラ等の学内配布又は掲示等をしようとする場合は、「集会掲示等に関する内規」(340ページ参照)に従ってください。本学学生として、本学の機能を阻害したり学内の秩序を乱すなど、その本分に反することがあつてはなりません。

●全学的行事

本学では、学園祭が学生の日頃の活動の集約・発展の場として毎年6月に開学祭、11月に大学祭が開催されています。また、課外活動関係では、サークルが充実した活動を行うために10月にサークルリーダーシップセミナーを実施しています。

●九州地区大学体育大会

九州地区大学体育大会がスポーツを通じて、九州地区大学相互の親睦を図り、併せて学生体育の普及、発展することを目的に九州各地の国立、公立及び私立の大学約80校から1万人以上の選手が集まり、各種の種目がスポーツマンシップのもとに正々堂々と競われています。本学からも毎年多数の選手が参加し、かなりの成績を挙げています。

九州地区大学体育大会は、第1回大会が昭和26年熊本大学で開催され、以後九州各地の大学を廻り、41年度の第16回大会、50年度の第25回大会、59年度の第34回大会及び平成5年度の第43回大会は佐賀大学で盛大に開催されました。

(1) サークル一覧

文化系		体育系	
アニメーション研究会	アースサークル同好会	アイスホッケー部	バドミントン部
アマチュア無線部	デイベート同好会	アーチェリー部	バレーボール部
E. S.	S.	天文同好会	合氣道部
映画研究会	洞上げ同好会	アメリカンフットボール部	ボクシング部
FMメディア研究会	ノーリツ研究会	空手道部	準硬式野球部
演劇部	S. V. C	弓道部	漕艇部
科学部	麻雀同好会(雀鬼会)	競技ダンス部	ヨット部
管弦楽団		極真空手道部	ラグビー部
クラシックギターハモニー		剣道部	陸上競技部
混声合唱団コローカンフォーラ		サイクリング部	ワンダーフォーゲル部
コンピュータ研究会		サッカー部	ユースホステル部
茶道部		硬式庭球部	柔道部
児童文化研究会		ソフトテニス部	パワーリフティング部
写真部		射撃部	熱気球部
JAZZ研究会		少林寺拳法部	民族舞踊団
将棋部		自動車部	テコンドー部
吹奏楽団		水泳部	スキーパー部
ハワイアン・ミュージック研究会		ソフトボール部	モータースポーツCLUB
美術部		体操部	トライアスロン同好会
フォークソング研究会		卓球部	
漫画研究会		探検部	
落語研究会		バスケットボール部	

(2) 課外活動用具の貸出し

下記の用具については、スポーツセンターに準備しています。借用手続等についてはスポーツセンター案内を見てください。

《運動用具》

陸上競技用具、登山用具、野球・ソフト用具、テニス・バドミントン用具、バレー・バスケット用具、卓球用具、トレーニング用具、集会テント、一般用具（オフセット印刷機、スポットライト、暗幕、配電盤）

●サークル会館

サークル会館は、体育系・文化系サークルの活動を助長するための施設として設置されたもので、共用室・集会室・音楽練習室・制作室・暗室及び印刷室等があります。

1. 施設の内容

《第1共用施設（文化系サークル）》

階	室 名	室数	面 積	適 用
1	共 用 室	4	244m ²	サークルが複数で使用する。
	制 作 室	1	49	制作を行うサークルが使用する。
	暗 室	1	14	写真暗室として使用する。
	印 刷 室	1	12	サークル活動に必要な印刷物を作成するために使用する。
	器 具 庫	1	24	サークル活動に必要な用具等を保管する。
	事 務 室	1	25	会館事務室
2	共 用 室	4	213	サークルが複数で使用する。
	集 会 室	3	186	サークルの会議、討論会等に使用する。
	制 作 室	1	38	制作を行うサークルが使用する。
	器 具 庫	1	19	サークル活動に必要な用具等を保管する。
3	音 楽 練 習 室	5	370	音楽系サークルが練習室として使用する。
	練 習 室 (和)	1	55	和室を必要とするサークルが練習室として使用する。
	器 具 庫	1	55	サークル活動に必要な用具等を保管する。

3階建総面積 1,571m²です。

《第2共用施設（体育系サークル）》

階	室 名	室数	面 積	適 用
1	共 用 室	2	107m ²	サークルが複数で使用する。
	多 目 的 室	1	121	共用で練習に使用する。
	シャワー、更衣室	2	45	シャワーのために使用する。
	倉 庫	2	16	サークル活動に必要な用具等を保管する
	事務室兼器具庫	1	31	管理用
	ト イ レ	2	28	男女用
	廊下、その他の		61	
2	共 用 室	2	145	サークルが複数で使用する。
	廊下、その他の		25	

2階建総面積 579m²です。

2. 使用期間及び使用時間

(1) 会館の使用時間は、月曜日から金曜日までは8時30分から22時30分まで、土曜日と日曜日は9時から22時30分までとする。この場合において、短期使用する各室については、次の各号に掲げる区分による。

- 一 8時30分～12時30分まで
- 二 13時から16時まで
- 三 16時30分から22時30分まで

(2) 会館の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 8月12日から8月16日まで
- 二 12月28日から翌年1月4日まで

3. 使用手続

(1) 長期使用（共用室）をする場合

所定の使用願を毎年1回、5月31日までに学生生活課に提出してください。

(2) 短期使用をする場合

所定の使用願を使用日の3日前までに学生生活課に提出してください。

4. 使用上の注意

- (1) 使用責任者は、使用開始前にサークル会館事務室に使用許可書を提出し、これから使用する旨連絡すること。
- (2) 許可条件に違反したときは、使用の途中にあっても、許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。
- (3) 受付時間を厳守すること。
なお、予告なく使用開始予定時刻30分経過しても使用しないときは、使用許可を取り消すことがある。
- (4) 許可された使用目的以外に使用しないこと。
- (5) 会館の鍵は、学生生活課で管理しているので、使用許可を受けた者は、会館事務室で鍵を受領し、使用が終了したときは速やかに返却すること。
- (6) 常に整理整頓に努め、使用後は清掃、消灯、火気の点検及び戸締りを行うこと。
- (7) 備付けの暖房器具以外は、使用しないこと。
- (8) 火気に注意し、喫煙場所以外で喫煙しないこと。
- (9) 下駄及びスパイク等を使用しないこと。
- (10) サークル会館内で飲酒しないこと。
- (11) 所定の連絡板及び掲示板以外に掲示しないこと。
- (12) 部屋を他の者に転貸しないこと。
- (13) 設備及び備品等を無断で移動、改廃または新設しないこと。
- (14) 使用後は、終了した旨をサークル会館事務室に連絡すること。
- (15) その他サークル会館の使用に際しては、係員の指示に従うこと。

●スポーツセンター

スポーツセンターは、体育館、テニスコート等の体育施設の近くにあります。鉄筋2階建(1,290m²)の建物の1階は柔道場、剣道場、2階は体操、トレーニング等のできる施設です。この建物と隣接して50m9コースのプールがあります。これらの体育施設をスポーツセンターと呼んでいます。

また、学生及び教職員がいつでもスポーツを楽しむことができるよう、スポーツセンターでは課外活動用の運動用具をそろえて貸出しをしていますので、大いに利用してください。

体育施設及び運動用具を借用するときは、スポーツセンターの事務室で学生証を提出して所定の手続きをしてください。

(手続き、その他詳細については、事務室に問い合わせてください。)

(1) スポーツセンター及び体育施設の使用上の注意

- ① 本施設の使用時間は、8時40分から20時00分までです。
ただし、体育用具の貸出しほは、8時40分から18時00分までとします。
- ② 本施設の使用は、正課体育の授業及び大学が主催する体育に関する行事を優先し、空き時間は体育関係のサークル活動、一般学生及び教職員の体育活動に使用できるものとします。
- ③ 施設を使用するときは、スポーツセンター事務室で、所定の手続きをとってください。
(ア) サークル、一般学生、教職員が行事などに使用する場合は、使用願を提出してください。
(イ) 一般学生、教職員が随時使用する場合は、事務室にその旨申し出ること。

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、休暇中に使用する場合は、使用願を提出すること。

- (ウ) サークルが定時的に使用する場合には、活動計画を提出すること。
- (エ) 使用願を必要とするものは、使用 2 日前までに手続をとること。
- (オ) 学外者の借用については、国有財産一時使用許可願を提出し、許可を受けること。
- ④ 体育用具を借用するときは、事務室に学生証を提出して、所定の手続をとるものとする。
ただし、一部の体育用具は、長期貸出しをすることもある（様式は別に定める。）。
- ⑤ プールを使用する場合は、次の事項を厳守すること（サークル活動も含む。）。
 - (ア) 事務室備え付けの使用者名簿に所属氏名を記入し、学生証を提出すること。
 - (イ) 使用後は係員に届け出て名簿から氏名を消すこと。
 - (ウ) プール使用上の注意事項を厳守すること。

(2) プール使用上の注意

- ① プールに入る前には、用便をすませ、シャワーを浴び、足を洗うこと。
- ② 準備運動を行うこと。
- ③ プールサイドには、土足で上がらないこと。
- ④ 伝染性疾患の者は、水泳を禁ずる。
その他、身体に異常のある場合には、医師の指示に従うこと。
- ⑤ 1人では絶対に泳がないこと。
- ⑥ たん、つば、鼻をかむ時には、オーバーフローにすること。
- ⑦ 水泳中には危険な行動をしないこと。
- ⑧ 水泳後には整理運動をし、シャワーを浴び、洗眼をすること。

●課外活動のための手続き（担当；学生生活課）

(1) 同好会を設立するには

文化系は文化協議会及び学生生活課に、体育系は体育協議会及び学生生活課に、課外活動団体結成願を提出してください。

(2) 部を設立するには

同好会を設立してから最低 1 年以上を経た後、文化又は体育協議会の「サークル設立同意書」を添えて学生生活課に願い出てください。

なお、部の設立に当たっては、顧問教官をおき、指導・助言を得るようにしてください。

(3) 大会・行事等に参加する時は

学外において、大会・行事等に参加し、または主催する時には、行事届を学生生活課に提出してください。この届けが提出されていないと、各サークルの活発な活動状況が把握できないばかりでなく、万一事故によってケガ等をした場合、『学校教育研究災害傷害保険』の適用が受けられません。

(4) 援助を受けたい時

物品購入、大会参加等のためにサークルが援助を受けたい時には、学生生活課に「物品援助等要望書（カタログ添付）」を提出してください。

ただし、現金・消耗品での援助は行えません。

(5) サークルの掲示物について

サークル等において掲示（立看板・ビラ等）をしようとするときには、学生生活課の許可を受けてください。

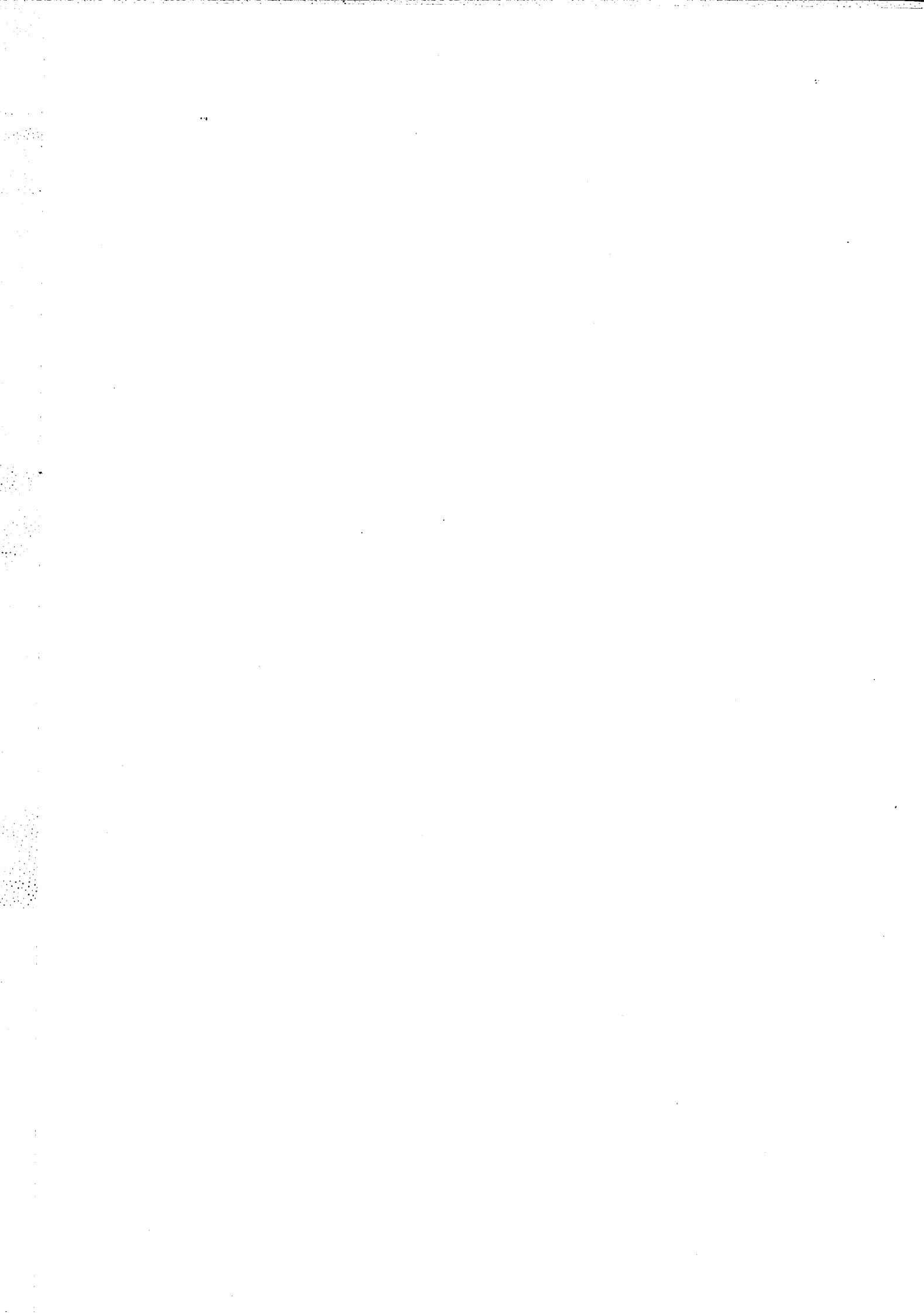
●サークルへの郵便物

各学生団体あての郵便物は、学生生活課所定の学生団体専用郵便箱に保管するので、毎日1回は見るようにしてください。

なお、書留郵便物は、学生生活課で保管し、関係者に連絡するので署名押印のうえ受領してください。

7. 傷害保険への加入

学生教育研究災害傷害保険	37
スポーツ安全協会傷害保険	39



●学生教育研究災害傷害保険（担当；学生生活課）

(1) 保険の趣旨

大学に学ぶ学生が教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中及び学校施設内における休憩中）において不慮の災害事故による傷害を受けることは少なくありません。こうした災害事故を受けた学生に対しての補償救済制度として「学生教育研究災害傷害保険」があります。

この保険は、昭和51年度に発足したもので、全国の国公私立すべての大学でこの制度を取り入れており、そこに学ぶ学生の全員が加入しております。また、平成9年度から通学中(登下校時)の事故に対しても補償されることになりました。この保険に加入することにより、皆さんのが安心して教育研究活動に専念し、学生生活がより一層充実したものになるよう、入学者全員が、必ず加入することになっております。

なお、詳細は学部オリエンテーションの際に配布された「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」及び「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。

(2) 保険金が支払われる事故の範囲及び保険金額

対象の範囲	具 体 的 事 例	事故・傷害を受けた場所	保 の 险 種 類	保 険 金 額
正 課 中	○授業中（講義、体育実技、実験・実習・演習等） ○授業の準備、後始末中 ○次の授業を受けるための移動中 ○卒業研究及び卒業論文作成中 ○教育実習中など、その他		通院した場合	※ 治療日数が4日以上の場合で、1日目に遡及し、支払われる。 1日につき、1,500円程度
学校行事中	○入学式、卒業式 ○オリエンテーション ○学園祭 ○合宿研修、ゼミ旅行 ○工場・美術館見学 ○休暇中における学校主催の水泳・スケート・スキー教室など、その他	学内又は学外を問わない	入院した場合 後遺障害がある場合 死亡の場合	1日につき、4,000円 90万円～3,000万円 2,000万円
通 学 途 中 (登下校時)	登校又は下校中でのけが・交通事故など、その他		通院した場合	※ 治療日数が14日以上の場合で、1日目に遡及し、支払われる。 1日につき、1,500円程度
課外活動中	○クラブ活動中（文化系・体育系のすべて） ○合宿中、海外遠征中 ○集合場所から合宿所への移動中 ○練習及び試合後の反省会、懇親会 ○クラブでのレクリエーションなど、その他		入院した場合	1日につき、4,000円
学校施設内	○休憩中 ○歩行中の転倒 ○自転車・バイク・自動車等での交通事故など、その他	学内のみ	後遺障害がある場合 死亡の場合	45万円～1,500万円 1,000万円

※ 治療日数とは……実際に病院に行き、治療を受けた日数（回数）。

従って、治療期間が20日間で完治した場合、そのうち7日間のみ病院で治療を受けた場合は、治療日数7日間となる。

保険金が支払われた例

①正課中

- 化学の実験中、フラスコが爆発して右目にガラスの破片が入った。 (20万円支払)
- 体育の授業中、走り幅跳びで踏切の時、左足関節靭帯損傷、部分骨折。 (32万円支払)
- 地質調査中、岩場より20m転落し、頭髄骨骨折で死亡。 (2,000万円支払)

②学校行事中

- 大学祭の模擬店で調理中、コンロのヤカンが足に落ち火傷。 (24万2千円支払)

③課外活動中

- スキーパーの合宿練習中、転倒した際に左手を骨折。 (5万円支払)
- ラグビー部の遠征試合中、他の選手ともつれて頭から倒れ頸髄損傷、四肢麻痺。 (1,500万円支払)

④学校施設内

- 休み時間中、階段から転落して右足関節靭帯損傷。 (3万円支払)
- サッカーパーの練習でヘディングした時、キーパーと激突して脾臓破裂。入院して脾臓摘出手術をうけた。 (510万円支払)

(3) 保険料と保険期間

学年	文化教育学部(含、大学院) 経済学部(含、大学院)	理工学部(含、大学院) 農学部(含、大学院)	保険期間
1年次生	3,200円	3,900円	4年間
2年次生	2,500円	3,050円	3年間
3年次生	1,700円	2,100円	2年間
4年次生	950円	1,200円	1年間

(4) 加入手続

① 加入方法

学生生活課で、指定の「振替用紙」を受け取り、所定の保険料を添え、最寄りの郵便局に直接振り込むことにより、加入となります。

○郵便振込

最寄りの郵便局 手数料60円

② 加入申込み期間（振込期間）

○新入生は、原則として入学手続きの際、入学手続きと同時にすることになっています。

○未加入の在学生は、次の期間に行うことになっています。

4月期 4月1日～4月30日

10月期 10月1日～10月31日

(5) 保険の補償期間

振り込みをした翌日の午前0時から最終年次の3月31日の午前0時まで。

(6) ケガ（傷害）が起きたとき及びケガが治ったときの届出

ケガ（傷害）が発生した場合の届出、ケガが完治した際の保険金請求は、すべて所定用紙で行うことになっていますので、学生生活課で、手続きを行ってください。

① ケガ（傷害）が発生した場合 「事故通知書」

ケガ（傷害）が発生した時は、ケガの日時・場所・状況・傷害の程度を「事故通知書」により、

ただちに学生生活課へ届け出て下さい。

なお、ケガ（傷害）の日から30日以内に届け出がない場合は、保険金が支払われないことがありますので、厳守してください。

② ケガが完治した場合……〔保険金請求書〕

必要添付書類

ア 請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合

……自己申告の書類で可

〔(注) 医師の診断書は、必要ありません。〕

イ 請求金額が10万円以上の場合

……医師の診断書（写で可）

この保険に関する照会及び問合せ先

学生生活課 28-8173

●スポーツ安全協会傷害保険（担当；学生生活課）

(1) 保険の趣旨

この制度は、課外活動（サークル活動）中の不慮の災害事故に対する補償制度であり、文化系、体育系を問わずサークルの団体員となる人は、本保険に加入することをお勧めします。

特に、文化系における社会教育活動関係のサークル及び体育系サークルの団体員となる学生は、なるべく加入するようにしてください。

なお、加入にあたっては、サークル単位（5名以上の加入が必要）で加入手続きをすることになりますので、加入希望者は、所属サークルの代表者へ申し出てください。

又、この保険は1年間限りの補償制度です。

(2) 保険加入対象のサークル団体

（本学におけるサークル団体……平成13年4月1日現在）

区分	対象となるサークル団体
A	文化系サークルの全団体
C	サイクリング、ユースホステル、モータースポーツ、ゴルフ、トライアスロン、その他大学に届け出たすべての同好会及び愛好会、アーチェリー、弓道、剣道、硬式・軟式庭球、ソフトテニス、射撃、水泳、ソフトボール、体操、卓球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、準硬式野球、ボート、ヨット、陸上、競技ダンス、パワーリフティング、フェンシング、民族舞踊団、合気道、空手道、サッカー、少林寺拳法、自動車、ボクシング、ラグビー、ワンダーフォーゲル、アメリカンフットボール、柔道、アイスホッケー、極真空手、テコンドー、スキー、熱気球
D	探検

(3) 補償金額（支払保険金）

区分	傷害保険の保険金額				賠償責任保険の補償限度額		共済見舞金
	通院日額	入院日額	死 亡	後遺障害	身体賠償 1事故につき	財物賠償 1事故につき	
A	1,500円	4,000円	2,000万円	3,000万円	1億円	500万円	140万円
C							
D	1,000円	1,800円	500万円	750万円			

(4) 保険料と保険期間

(※加入者1人分で、1年間の分担金です。)

区分	保険料 (1人分の年額)	保険期間
A	450円	1年間限り
C	1,400円	
D	9,000円	

(5) この保険の適用範囲

※この保険は、前述(4)に示した保険料で次の①、②、③のすべてにわたり適用され、保険金が支払われます。

- | | |
|----------|--|
| ① 傷害保険 | 「サークル団体の管理下」におけるサークル活動中又は指定の集合・解散場所との往復等の移動中、待機中での傷害・事故等 |
| ② 賠償責任保険 | |
| ③ 共済見舞金 | |

① 傷害保険

- ア 急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害
- イ 上記の傷害に起因する後遺障害及び死亡

(例)

- アメリカンフットボールの練習中、タックルされ右足関節捻挫。
- バドミントンの練習中、シャトルを追っていて転倒し左足首骨折。

② 賠償責任保険

- ア 他人へ対するケガ、疾病、死亡、後遺障害
- イ 財物の滅失、毀損、汚損

(例)

- 野球部の早朝練習において、素振り中過って、バットで部員に傷害を与えた。
- 自転車で集合場所へ行く途中、通行人にぶつかり、ケガをさせた。
- バスケットボール部において、町立の体育館を借りて練習中、過って体育館のガラスを割った。

③ 共済見舞金

- ア 突然死
- イ 日射病、熱射病による死亡

(6) 加入手続

① 加入方法

学生生活課備え付けの所定の「加入申込書」用紙により、サークル代表者等が保険料を取りまとめ、直接佐賀銀行の本店又は支店へ払い込んでください。

② 加入申込み期間（振込期間）

平成13年3月12日から平成14年2月26日まで

(7) 保険の補償期間

毎年4月1日から翌年3月31までの1年間です。ただし、当年の4月1日以後の申込みの場合は、加入手続完了の翌日から、補償されることになります。

(8) ケガ（傷害）が起きたとき及びケガが治ったときの届出

ケガ（傷害）が発生した場合の届出、ケガが完治した際の保険金請求は、すべて所定用紙で行うことになっていますので、**学生生活課**で、手続きを行ってください。

① 事故が発生した場合……「事故通知書」

ケガ（傷害）が発生した時は、ケガの日時・場所・状況・傷害の程度を「事故通知書」により、ただちに**学生生活課**へ届け出なければなりません。

なお、ケガ（傷害）の日から30日以内に届け出がない場合は、保険金が支払われないことがありますので、厳守してください。

② ケガが完治した場合……「保険金請求書」

必要添付書類

ア 保険金の請求金額が10万円（治療日数すなわち実際に病院へ行き、治療を受けた日数が33日程度）以下の場合

……自己申告の書類で可

〔(注) 医師の診断書は、必要ありません。〕

イ 保険金の請求金額が10万円（治療日数すなわち実際に病院へ行き、治療を受けた日数が33日程度）を超える場合

……医師の診断書（写で可）

この保険に関する照会及び問合せ先
学生生活課 28-8173

学研災付帯賠償責任保険

Aコース 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

Bコース インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターナン賠」）

1. 保険の内容

国内において、学生が、正課、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を破壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

2. 対象となる活動範囲

（国内の活動で、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）の適用になる場合のみが本賠償責任保険の対象になります。）

Aコース：正課、学校行事およびその往復途中。（インターナン賠の対象範囲を含む）

Bコース：正課、学校行事、課外活動として認められたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復途中。

但し、臨床実習、看護実習などの医療関連実習は除きます。

（ご注意）

対象外の活動	臨床実習・看護実習 など医療関連実習	学校施設内の事故 (正課、学校行事を除く)	課外活動 (インターナン賠の対象範囲を除く)
--------	-----------------------	--------------------------	---------------------------

(対象となる事故例)

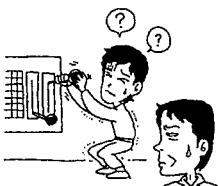
①化学の実験中、間違つて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、相手に火傷を負わせてしまった。
(Aコースのみ対象)



②学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。
(Aコースのみ対象)



③インターンシップ活動中、派遣先の機械を使い、誤って壊してしまった。
(Aコース・Bコースともに対象)



④大学へ行く途中、駅の階段を駆け降りたとき、前にいた老人を突き飛ばしてしまい、大けがをさせてしまった。
(Aコースのみ対象)



3. 賠償の対象者

大学・短大に在籍する学生で学生教育研究災害傷害保険に加入している学生に限ります。

- ◆インターンシップとは…学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことです。
- ◆介護体験活動とは……小学校および中学校の普通免許取得希望者が介護体験活動を行うことです。
- ◆教育実習とは…………「教育実習」に該当する科目のもとに、受入先の幼稚園・小中学校・高校で、学生の教員免許取得に必要な活動を行うことです。
※養護学級教員（盲学校・聾学校教員を含む）免許取得に関する「養護実習」も含みます。
- ◆保育実習とは…………児童福祉法および同施行規則に規定された保育士の養成施設で履修が必要な科目について定めた厚生省の通知における「保育実習（必修および選択必修）」に該当する科目のもとに、受入先の保育所等の実習施設で学生の保育士資格に必要な活動を行うことです。
- ◆ボランティア活動とは…各人の自由な意志によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動を行うこと（但し、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、課外活動に限ります。）

4. 加入手続

◎加入方法

別紙「振替用紙」を郵便局に、上表された所定の保険料を添え振り込むこと。

※「振替用紙」には、住所・氏名・学部・学科・学籍番号等を必ず記入すること。

◎加入申込み期間

原則として4月30日まで

5. 事故が起きたときの届出

事故が発生した場合の届出、学生生活課で手続きを行ってください。

6. この保険に関する照会及び問い合わせ先

〒840-8502 佐賀市本庄町1番地

佐賀大学学務部 学生生活課 ☎0952-28-8173

8. 福利厚生施設

大学会館.....	45
厚生施設.....	46
佐賀大学合宿研修所.....	48
九州地区国立大学共同研修施設.....	50
・九重共同研修所.....	50
・島原共同研修センター.....	51



●大学会館

大学会館は、学生相互及び学生・教職員が教育研究以外での文化的な学園生活を有意義に過ごし、憩いの場とするための施設です。

また、学生・教職員の福利厚生の施設でもありますので、みんなの施設として規則に従い楽しく使用し、大学生活が実り多いものとなることを期待します。

(1) 施設の内容（2階建 2,336m²）

室 名	面 積	適 用
談 話 室	156m ²	学生・教職員が自由に談話する室
多 目 的 ホ ー ル	210	200名程度の発表講演作品展示等の催しをする室
和 室	85	茶道、華道、書道、謡曲等を行う室（10, 8, 4.5畳）
研 修 室 一 1	39	20名程度の研修、研究会、小会議等をする室
研 修 室 一 2	40	〃
研 修 室 一 3	41	〃
娛 樂 室	41	囲碁、将棋、読書を楽しむ室
事 務 室 兼 準 備 室	26	会館の管理事務を行う室
倉 庫	29	会館の備品、用具を格納する室
軽 食 兼 喫 茶 室	204	軽食、コーヒー等の飲物（120席）
大 食 堂	534	カフェテリア方式の定食・めん類等（450席）
厨 房 等	262	食品を調理する室
購 買 部	240	文房具・日用品・書籍の販売等
便 所	83	1階 2階
玄関、廊下、ロビー、階段等	344	

(2) 使用期間及び使用時間

- ① 土曜日、日曜日、祝祭日、8月12日から8月16日まで及び12月27日から翌年1月5日までを除く全期間使用できます。
- ② 9時から20時まで使用できます。

(3) 使用手続

研修室、多目的ホール及び和室を使用する場合は、必ず所定の使用許可願を会館事務室に提出し、許可を受けてください。

なお、原則として同一の者が2日以上引き続いで使用することはできません。

- ① 使用許可願は、会館事務室に提出すること（用紙は、会館事務室に備付てあります）。
- ② 使用許可願は、1か月前から7日前まで受付けます。
- ③ 受付時間は（祝祭日除く）

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

(4) 使用上の注意

- ① 使用責任者は、使用開始前に会館事務室に使用許可書を提示し、これから使用する旨連絡すること。
- ② 使用時間を厳守すること。
なお、予告なく使用開始予定時刻30分経過しても使用しないときは、使用許可を取り消すことがある。

- ③ 常に整理整頓に努め、使用後は清掃、消灯及び戸締りを行うこと。
 - ④ 備付けの暖房器具以外は、使用しないこと。
 - ⑤ 火気に注意し、喫煙場所以外で喫煙しないこと。
 - ⑥ 下駄及びスパイク等を使用しないこと。
 - ⑦ 所定の連絡板及び掲示板以外に掲示しないこと。
 - (ア) 掲示物は、会館事務室で掲示承認印を受けること。
 - (イ) 掲示物の大きさは、原則として新聞紙1頁を限度とする。
 - ⑧ 使用後は、終了した旨を会館事務室に連絡すること。
- その他会館の使用に際しては、係員の指示に従うこと。

別 表

室 名	使 用 目 的	使 用 手 続		
		使 用 願	使 用 日 の 7 日 前	喫 煙
研 修 室	研修会、研究会等	必 要	/	主催者の判断
和 室	茶道、華道等	/	/	不 可
多 目 的 ホ ー ル	研究発表、講演会等	/	/	主催者の判断
娛 樂 室	碁、将棋、室内娯楽	不 用		可
談 話 室	談話	/		/

●厚 生 施 設

(1) 食堂

大学構内に生活協同組合の経営による食堂が2か所あります。

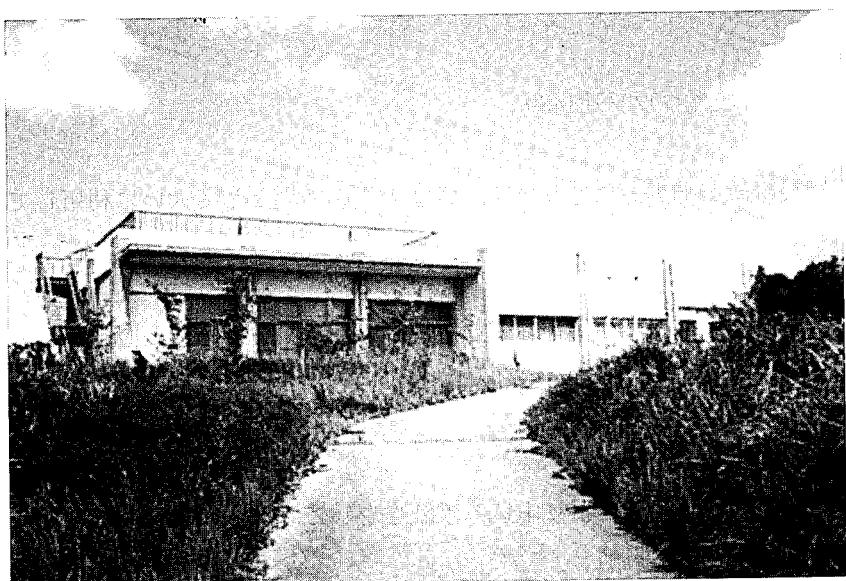
(2) 売店

大学構内に生活協同組合の経営による売店があり、書籍、学用品、一般食品、衣料品、その他日用品などを販売しています。

(3) 理髪店

大学構内に理髪店があり、安い価格で学生の便宜を図っています。

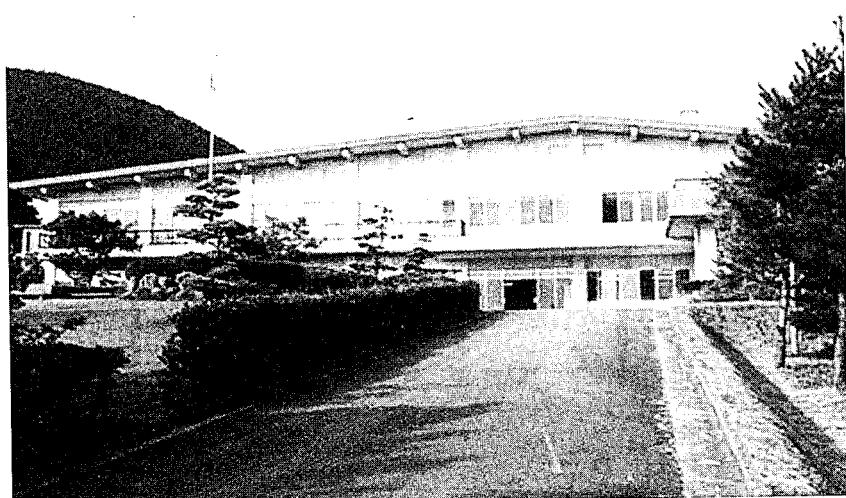
佐賀大学合宿研修所
(唐津市神集島)



九重共同研修所
(玖珠郡九重町)



島原共同研修センター
(島原市礐石原町)



●佐賀大学合宿研修所

所在地；〒847-0131 佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430

電話；0955-79-0986

佐賀大学合宿研修所は、風光明媚な唐津市神集島かし わじまにあります。各種の研修の場として大いに利用してください。

(1) 目的と内容

この研修所は、教職員と学生あるいは学生同士の相互理解と意志の疎通を図るために設置したもの

です。

(2) 利用対象 本学の教職員及び学生

(3) 収容人員 40人

(4) 利用申込 利用者は、学生生活課で所定の用紙により申込み手続きをしてください。申込みの期間

は、利用開始予定の1か月前から7日前までです。

(5) 諸経費 利用者は、シーツ等のクリーニング代、炊事・入浴のためのガス代、水道代、電気代と

して、1人1日につき200円を申込み時に納入してください。(冬季の暖房費を含む。)

(6) 構造と内部

① 構 造 鉄筋コンクリート平屋建て 205.23m²

② 内 部

イ 管理人室 利用者は、利用許可書を提出して、管理人の指示に従ってください。

ロ 研修室 研修室は、畳敷で寝室と兼用です。研修室は、8畳の間と44畳の間の1室があります。8畳の間は、主として女子用として設置しております。

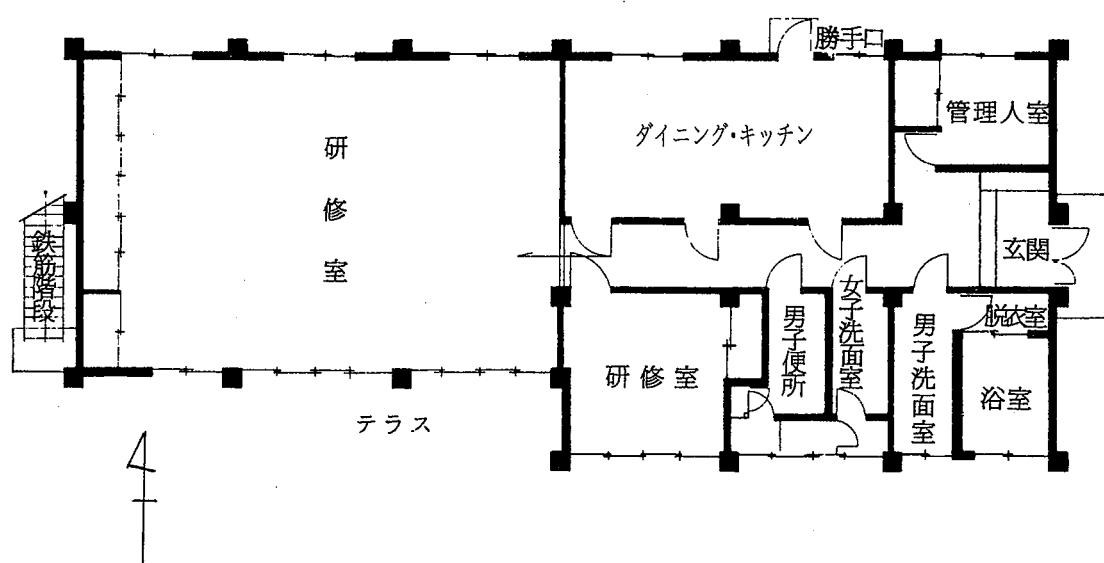
ハ 食 堂 食堂は、ダイニングキッチンとなっています。自炊方式をとっていますので、当番を決めて炊事をするようにしてください。炊事に必要な用具は備え付けてありますので、食事材料のみ持参してください。

また、自炊しない場合は、食事を民宿に依頼することもできます。

ニ 浴 室 ソーラーシステムによる給湯で、シャワーと同時に5人の入浴ができます。

ホ 展望台 屋上は、展望台となっています。

ヘ 平面図



(7) 諸設備

室名	設備品名	数量	室名	設備品名	数量
玄関ホール	掲示板 行事予定板 傘立て スモーキングスタンド 掛け時計 消火器	1 1 1 2 1 2		寝具 座布団 石油ストーブ 扇風機 掃除機 モップ	1 2 1 1 2 5
合宿研修室	黒板 座卓 掛け時計 石油ストーブ 扇風機 寝具 座布団 灰皿 更衣口ッカ一 囲碁・将棋 消火器	3 20 2 3 3 40 40 7 20 各1式 4	ダイニングキッチン	食堂 掛給電冷食鍋 給茶炊 時茶炊 気炊 冷蔵器 食器 鍋 食器 棚 ビデオデッキ 消火器	2 1 2 4 1 1式 1式 2 1 1 1 2
管理事務室	座机 書類立 シャッターケース 手提げ金庫 掛け時計 コンビキャビネット 口ッカ一 黒板	1 1 1 1 1 1 1	浴室	洗面器 腰掛 ソーラーシステム シャワーワーク 全自动洗濯機	5 10 1 2 1
			洗面室	洗面器	5

(8) 周囲の環境

付近一帯は、玄海国定公園です。近くに七ツ釜、立神岩があり、展望台からは遠く壱岐までが望める絶景の場所です。海あり、山あり、空気よし、眺めよしで玄海の自然を心おきなく満喫することができます。

また、研修所から歩いて20分程度の所に海水浴場があります。

(9) 交通機関

唐津市から湊までバス（湊行き又は七ツ釜経由呼子行き）で約30分、湊から神集島まで連絡船で約10分、神集島港から徒歩約15分で研修所に到着します。

また、西唐津からも湊経由神集島行きの連絡船が出ています（所要時間約40分）。

自家用車を使用する場合は、大学から1時間40分程度で湊へ着きます。

(10) 合宿研修所使用上の注意

- ① 利用期間は、原則として3泊4日以内です。
- ② 利用者は、入所の際利用許可書を研修所管理人に提出し、備え付けの入所者名簿に必要事項の記入を済ませたうえで入所すること。

- ③ 利用者は、研修の成果を挙げることを心がけ、他に迷惑をかけるような行動は慎むこと。
- ④ 利用者は、宿泊中又は退所に際して、次の事項を励行すること。
 - ア 各室備え付けの備品を移動させないこと。
特に移動させる必要が生じた場合は、管理人に届け出て、その指示に従い、使用後は必ず原状に復すこと。
 - イ 水泳訓練、野外実習等で外出する際は、行先、参加者、帰所予定時刻を管理人に届け出ること。
 - ウ 退所に際しては、寝具、机、炊事用具等を整頓し、数量の確認及び室内の清掃を行って管理人の点検を受けること。
- ⑤ 火気の取扱いは、各人が責任を持ち、細心の注意を払わなければならないが、特に次の事項を厳守すること。
 - ア 炊事は、指定の場所で行うこと。
 - イ たき火、ロケット花火等は厳禁する。
 - ウ たばこの火には、特に注意すること。
 - エ 備え付けの照明以外、ローソク等は使用しないこと。
- ⑥ 入浴時間は21時まで、門限は22時、消灯時刻は23時とする。
- ⑦ 施設及び備品を滅失、毀損又は汚染した時は、直ちに管理人に届け出て、その指示に従うこと。
- ⑧ 上記事項に定める心得を無視し、又は他に迷惑を及ぼす行為があった時は、管理人により退所を命じられることがある。

●九州地区国立大学共同研修施設

(1) 九重共同研修所

所在地；〒879-4800 大分県玖珠郡九重町筋湯

電 話；飯用高原局09737-9-2617

この研修所は、九州地区国立大学の学生及び教職員の研修施設です。

ここは阿蘇国立公園の特別地域内に属し、九重連峰の海拔1,100mの位置にあって四季折々の自然の風物にめぐまれ、湯けむりに包まれた閑静な環境と、夏季の平均気温が21.8度という、研修には最適の条件がそろっています。

建物は、鉄筋コンクリート造3階建で、総面積1,115m²、収容人員は約100名。研修室（大1、中1、小2、和室30畳1）、その他体育館、ロビー、大食堂、浴室等があり、暖房設備も完備しています。

① 利用条件

- （ア）九州地区国立大学の教職員・学生であって、5人以上の団体であること。
- （イ）利用期間は、1泊2日以上・4泊5日以内であること。
- （ウ）研修計画と責任者が明確であること。

② 申込方法

利用を希望する団体は、1年前から2カ月前までに、九州大学総務掛（電話092-642-2245ダイヤルイン）に希望日が空いているかを確認し、利用可能であれば、直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い、2カ月～15日前までに利用申込書を提出してください。

その際、1人1泊につき100円の前納金を、郵便為替で持参してください。

③ 利用経費

- (ア) 食費 1,720円（朝400円、昼520円、夜800円）
- (イ) 雑費 210円（1人1泊につき）
- (ウ) 暖房費（暖房期間中のみ） 210円（1人1泊につき）また、退所日の昼食は、原則として弁当になります。

④ 注意事項

- (ア) 利用者は、共同研修所規則を守り、研修所職員の指導を受けて、十分にその成果を上げるようしてください。
- (イ) 研修所への入所は14時から18時までに、退所は8時から10時までに行ってください。
また、利用前日までに、必ず最終的な利用人員及び到着時刻を連絡してください。
- (ウ) 体育館を利用する場合は、研修所の利用申込の際、体育館使用願に所定事項を記入の上、願い出てください。

⑤ 交通

久大線豊後中村駅下車、筋湯行バス（約1時間）、終点で下車、徒歩20分。

（2）島原共同研修センター

所在地；〒855-0026 長崎県島原市礪石原町甲1201番地
くれいしづる

電話；0957-64-2201

九重共同研修所と同様に、九州地区国立大学の学生・教職員の合宿研修のための施設です。

こちらは、雲仙・天草国立公園内の、島原市の西方8kmの丘陵地帯、焼山の中腹にあって、背後に雲仙岳、前方には島原市街が開け、その向こうには有明海、さらに、天気が良ければ阿蘇連峰まで望むことができます。

建物は、研修室（大1、小1）、宿泊室（和室7、洋室12）のほか、ソフトボール場、テニスコート、体育館、食堂、浴室等が整備されており、一度に100人までの利用が可能です。

① 利用条件

- (イ) 九州地区国立大学の教職員・学生であって、原則として4人以上の団体であること。
- (ロ) 利用期間は、原則として金曜日から翌週火曜日の宿泊までの5泊6日以内であること。
- (ハ) 明確な研修計画と、責任者があること。

② 申込方法

利用を希望する団体は、6ヵ月前から1ヵ月前までに、長崎大学学務部学務課学生センター課外活動コーナー（電話095-847-1111内線2207）に希望日が空いているかを確認し、利用可能であれば、直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い、6ヵ月～15日前までに利用申込書を提出してください。

その際、1人1泊につき100円の前納金を、郵便為替で持参してください。

③ 利用経費

- (イ) 食費 1,645円（朝410円、昼515円、夜720円）
- (ロ) 雑費 400円（1人1泊につき、日帰りの場合は1人につき100円）また、食事は、原則として入所日の夕食から退所日の朝食までが提供されますので、退所日の昼食（弁当）を希望する場合は、入所の際に申し出ることになります。

④ 注意事項

- (イ) 利用者は、研修所職員の指示に従ってください。
- (ロ) 研修所への入所は原則として13時から16時まで、退所は8時30分から10時までとなっています。
また、利用の3日前までに、必ず最終的な利用人員及び到着時刻を連絡してください。
- (ハ) 毎週水曜日及び木曜日（水曜日は、火曜日の宿泊者に限り、午前10時まで利用可能）と、8月14日～16日、12月28日～翌年1月4日は、休業日ですので、この日の宿泊はできません。
- (ニ) 体育館を使用する場合は、必ず専用シューズを持参してください。

⑤ 交通

長崎本線「諫早」で、島原鉄道に乗換え、「島原駅」下車。島原駅前または島鉄ターミナルから、
島鉄バス築石原線（油堀経由）に乗換え、終点で下車、徒歩5分（行程約25分）。

9. 就職

就職活動の相談窓口 55

10. 授業料の納付

授業料の納付 56

授業料の代行納付制度 56



●就職活動の相談窓口（担当：就職相談室）

1. 就職活動

就職は最終的には自分自身の責任において決定すべきものですが、一番大事なことは、就職に対する意識の問題です。日頃から自分の適正・能力についての自己分析を行い、明確な目標を設定して具体的な目的意識をもって努力していくことです。

2. 就職相談室

就職相談室では、就職に関する事務として、情報（求人票、セミナー等）の収集・提供や企業説明会、ガイダンス等の企画・実施を行っています。

企業からの求人票・会社案内の受理・提示（学部推薦書の必要なものを除く）や国家・地方公務員の募集要項や教員採用試験募集要項（概ね九州管内の県）等を整理し、併せてその内容をデータベース化し就職相談室ホームページ（<http://job.admin.saga-u.ac.jp/>）で検索できるようシステム化をはかっています。

また、企業の採用担当を経験したOBを相談員として招き、様々なアドバイスを行っています。

3. 就職担当教官

就職活動に際してはいろいろな不安や悩み、わからないことが数多く出てくると思います。このような場合、まず、ゼミ担当教官や指導教官に相談することが考えられます。その他、各学部には就職担当教官が置かれています、学部単位でも就職対策や指導に取り組んでいます。就職担当教官は、個々の学生の就職相談にも応じますので、不明な点がある時は、遠慮することなく相談してください。

また、担当教官は、企業から直接受理した求人票や採用情報、OB・OGに関する情報などをもっていますので、出来る限り訪ねた方がよいでしょう。

4. 本学での就職支援対策

月	事業内容
4月	国家公務員採用I種・II種試験説明会（人事院） 国税専門官、労働基準監督官説明会
	県職員採用試験説明会（佐賀、福岡、長崎、熊本）
	教員採用試験受験対策サテライトビデオ講座（延41回）
5月	佐賀大学主催企業説明会
6月	公務員志望者ガイダンス
	教員志望者ガイダンス
	一般向就職ガイダンス（学部別に実施）
	公務員受験対策講座（有料）
8月	教員採用2次試験受験対策講座
10月	「就職ハンドブック」の配布
	一般向就職ガイダンス（学部別に実施）
	教員採用受験対策講座（有料）
	公務員向就職ガイダンス
	マスクミ向就職セミナー
	就職特別講演会（1月まで随時開催）
	就職ガイダンス（パネルディスカッション）
	SPI試験対策とエントリーシートの書き方セミナー
1月	個別就職相談会
	就職ガイダンス（模擬面接）
2月	個別企業説明会

注：事業内容は年度によって若干異なります。

5. 就職活動スケジュール

月	就職活動の流れ（3年生の7月から）	
7~9月	自己分析・情報収集期	夏季就職ガイダンスに参加する。 自分を知るため、自分史や興味の度合いを整理する。 時事用語のチェック。 就職相談室等でOB・OG情報や企業情報を収集する。
10月		秋季就職ガイダンスに参加する。 就職活動ノートを作成する。 性格・適正テストを受けてみる。
11月		就職情報誌や単独DMが届き始めるので、資料請求の進めかたを検討する。志望度高いの高い企業には、即アプローチ。 企業選びのポイントを整理する。 自己分析を完了。
12月		自己PRの内容整理と自己PR文の作成。 履歴書の書き方を検討。 Uターン希望者は地元へのアプローチ開始。
1月		セミナー参加申し込みを始める。→セミナー参加。 冬季就職ガイダンスに参加する。
2月		実践就職ガイダンスに参加する。 セミナー参加後、順次、会社訪問に進む。 採用テスト始まる。
3月		企業選びのポイントを再設定。 セミナー参加のピーク始まる。 活動中間診断
4月		・資料請求枚数やセミナー申し込み ・参加者数のチェックなど。 “面接”活動期に入る（→2次面接、最終面接） 面接も後半期に入り、内定が始める。
5月	内定獲得期	内定者との個別フォローが始まる。
6月		内定獲得のピーク；（※6月中旬にほぼ終了）
7.8.9月		重複内定者は企業を決める時期を迎える。 内定者懇親会に参加。（→内定者拘束も本格化）
10月		最終的に入社企業を決定する。 内定式に参加（通常は10月1日・自主設定の企業もある） 本格的な内定者フォローを受ける。（内定者研修など）

●授業料の納付（担当；経理部経理課出納係）

区分	納付先	納付期限	備考
授業料…年額 496,800円 前期（4～9月分） 248,400円	経理課出納係	4月1日～ 4月30日	所定の期日を過ぎても納付を怠ったときは、除籍されることがありますので、滞納しないようにしてください。
後期（10～3月分） 248,400円		10月1日～ 10月31日	

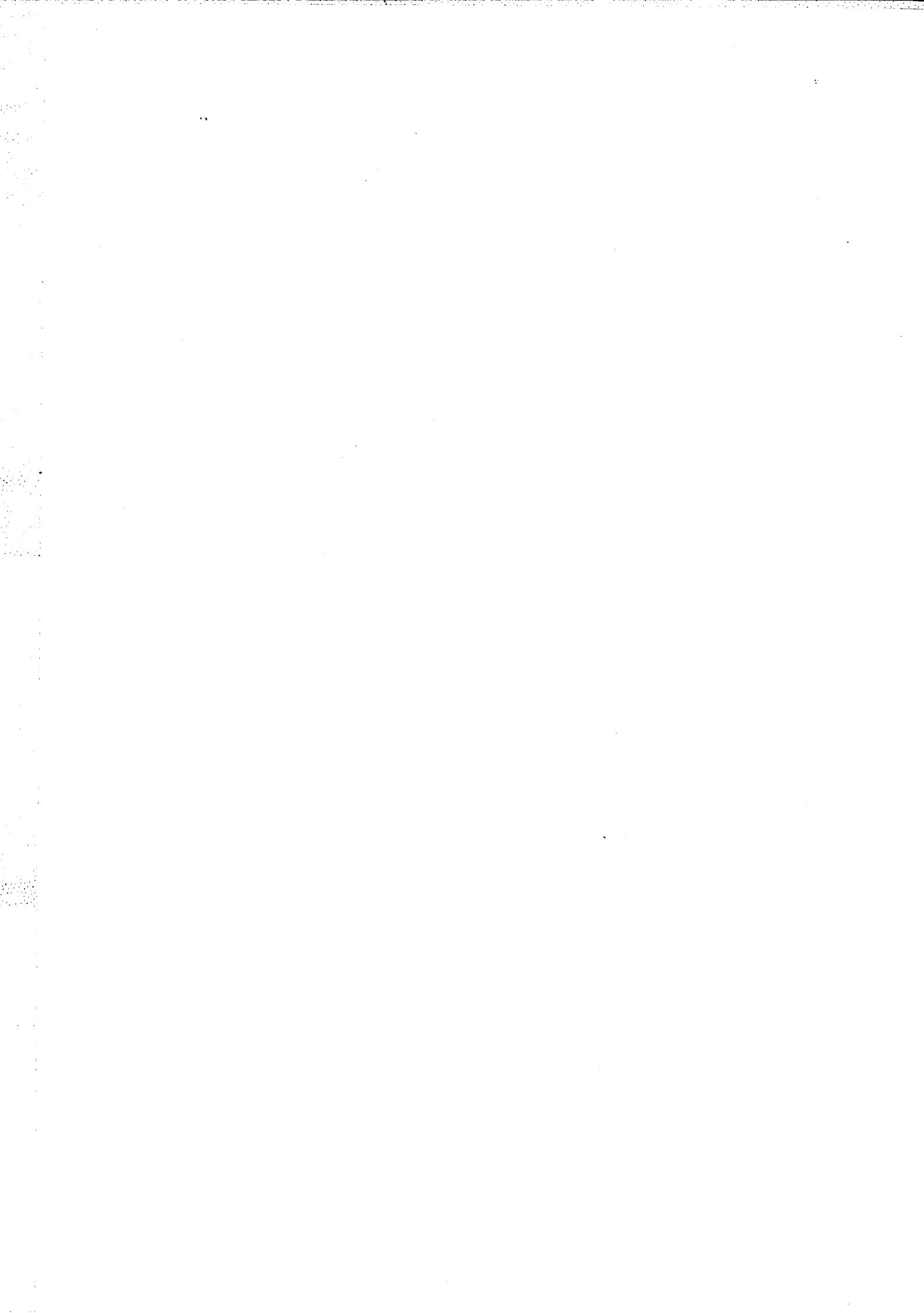
●授業料の代行納付制度（担当；経理部経理課出納係）

公共料金等の自動支払いと同様に、銀行が個人の預金口座から授業料を引き落とし、大学に払い込む方法です。

本学では、新入生の後期分から実施しています。

11. 单 位 互 换

佐賀医科大学.....	59
放送大学.....	60



佐賀医科大学との単位互換の案内

佐賀医科大学と単位互換協定を締結したことにより、佐賀大学の学生は、特別聴講学生として、佐賀医科大学の科目を履修することができます。また、佐賀医科大学の単位認定試験に合格した場合、佐賀医科大学長は、当該学生に対して単位を認定し、佐賀大学では、佐賀医科大学で取得した単位（60単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

- (1) 佐賀医科大学が受け入れる学生数 数人程度
- (2) 佐賀医科大学において修得できる単位数 60単位以内
- (3) 単位互換科目
佐賀医科大学の特定の授業科目
- (4) 入学資格は本学の学生であること。
- (5) 佐賀医科大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。
- (6) 履修期間
履修期間は1学期間（6ヶ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。
- (7) 履修方法
佐賀医科大学の学生と同様に、学期開始までに佐賀医科大学の履修届けを学生課に提出、佐賀医科大学の講義室にて学習し、単位認定試験を受けることになります。
- (8) 単位認定試験
単位認定試験は、不定期に行われます。
- (9) 単位修得
試験の結果、60点以上の者が合格となり、60単位以内を卒業要件の単位として認定します。
- (10) 出願に必要な書類
1・出願表（学務部教務課総務係にあります。）
- (11) 出願手続
1・出願表の受付
前学期（4月入学） 2月末日（2月1日～2月末日）
後学期（10月入学） 8月末日（8月1日～8月31日）
2・出願表の提出の場所
佐賀大学学務部教務課総務係
- (13) 学費
入学料及び授業料は必要ありません。

放送大学との単位互換の案内

放送大学と単位互換協定を締結したことにより、佐賀大学の学生は、特別聴講学生として、放送大学の科目を履修することができます。また、放送大学の通信指導（レポート）及び単位認定試験に合格した場合、放送大学長は、当該学生に対して単位を認定し、佐賀大学では、放送大学で取得した単位（60単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

- (1) 放送大学が受け入れる学生数 50人程度
- (2) 放送大学において修得できる単位数 60単位以内
- (3) 単位互換科目

放送大学のすべての放送授業科目（ただし共通科目のうち外国語科目及び司書教諭資格取得に資する科目は除く）

- (4) 入学資格は本学の学生であること。
- (5) 放送大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。
- (6) 履修期間

履修期間は1学期間（6ヶ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。

- (7) 履修方法

放送大学の学生と同様に、学期開始までに送付される印刷教材、テレビ又はラジオによる放送指導及び通信指導によって学習し、学期末に単位認定試験を受けることになります。

- (8) 単位認定試験

単位認定試験は、各学期15週の放送授業が終了した後、佐賀学習センターで全国一斉に実施されます。

- (9) 単位修得

試験の結果、60点以上の者が合格となり、60単位以内を卒業要件の単位として認定します。但し、佐賀大学の単位として認定する科目は全学教育科目のみです。

- (10) 放送教材の貸出

佐賀学習センターにて放送教材を借りることが出来ます。

- (11) 出願に必要な書類

- 1・出願表（学務部教務課総務係にあります。）
- 2・在学証明書

- (12) 出願手続

- 1・出願表の受付

前学期（4月入学） 12月末日（12月1日～12月27日）

後学期（10月入学） 6月末日（6月1日～6月30日）

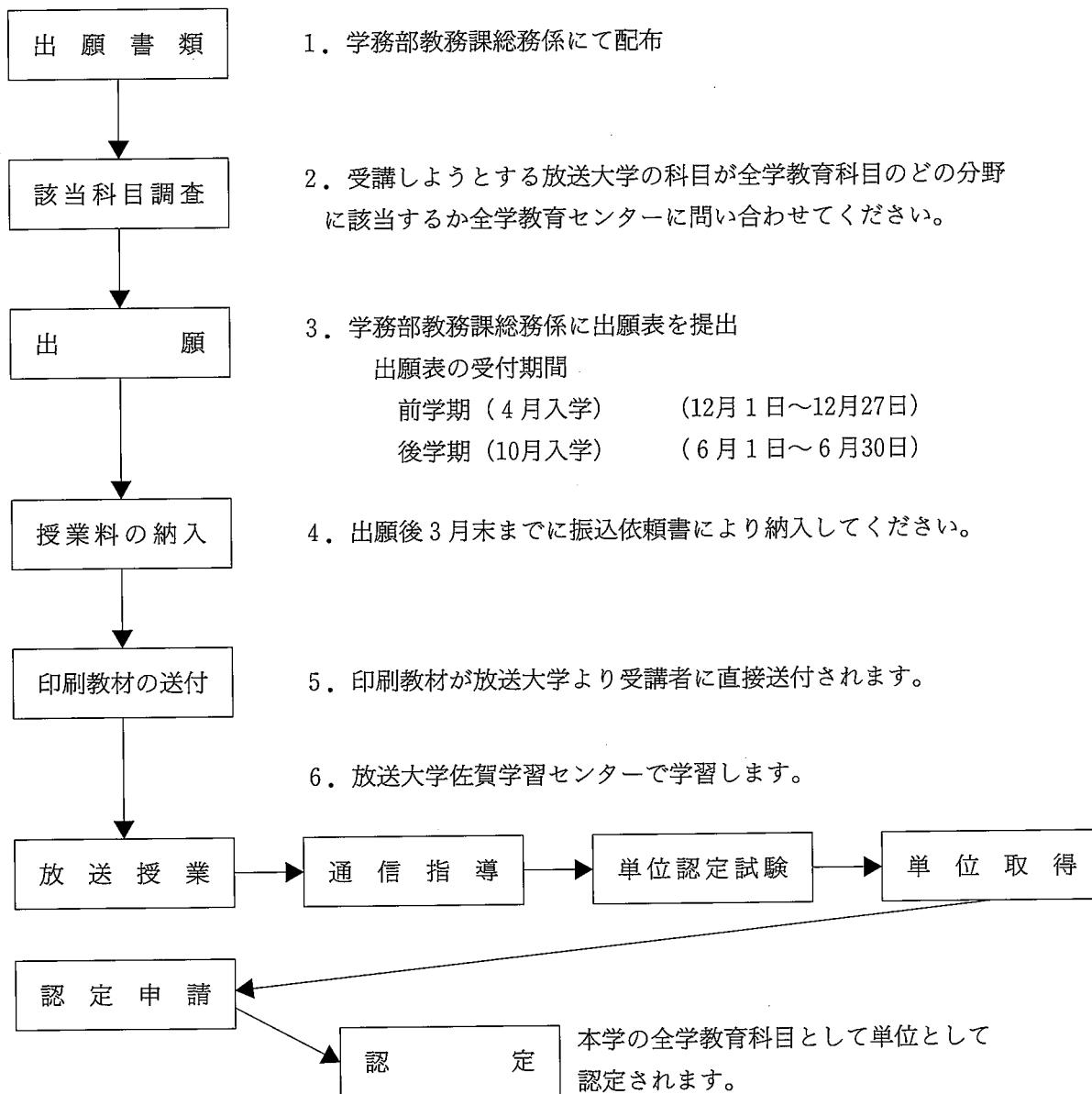
- 2・出願表の提出の場所

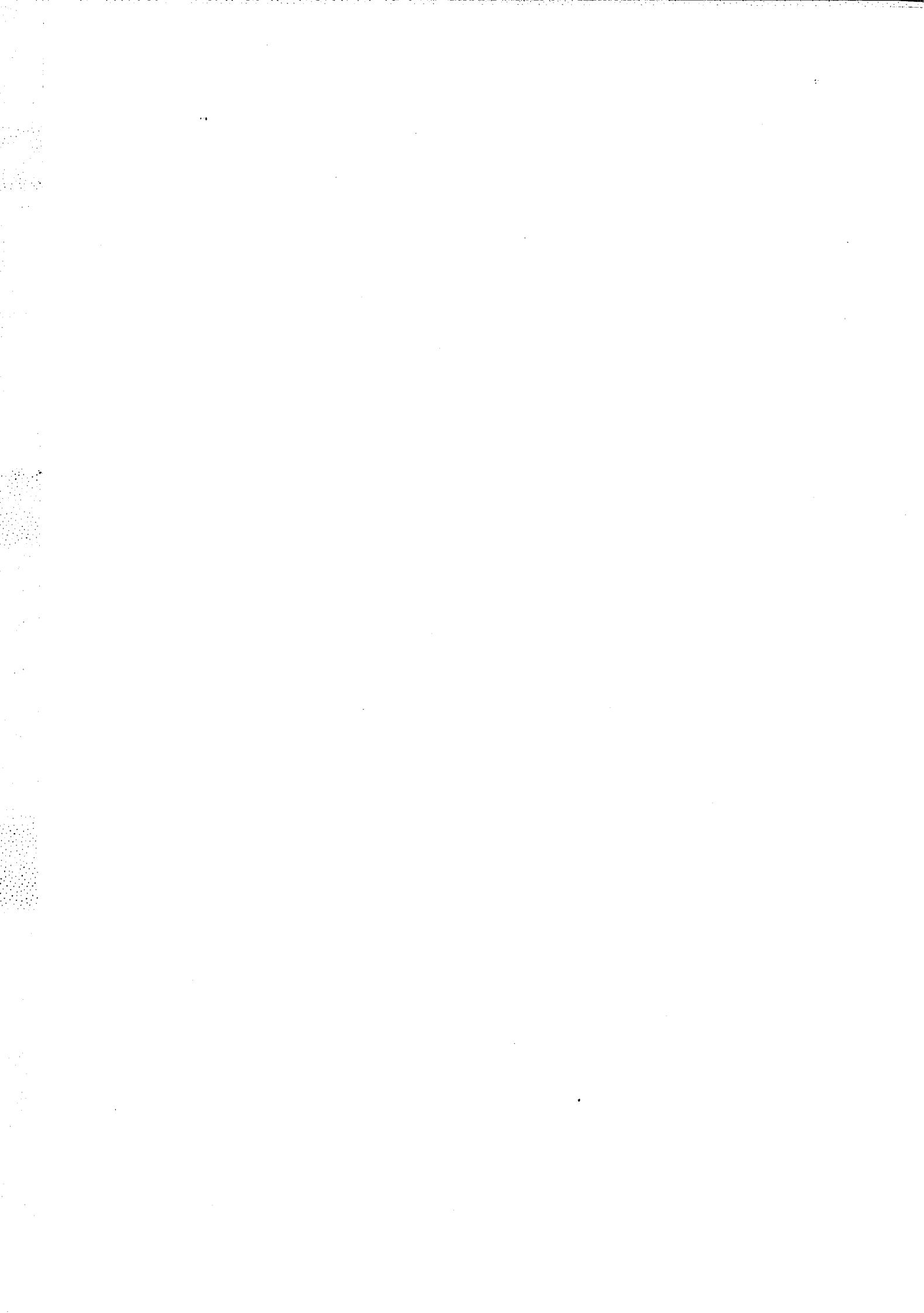
佐賀大学学務部教務課総務係

- (13) 学 費

入学料の徴収はありませんが、授業料として、1科目（2単位）について9,000円の授業料が必要です。

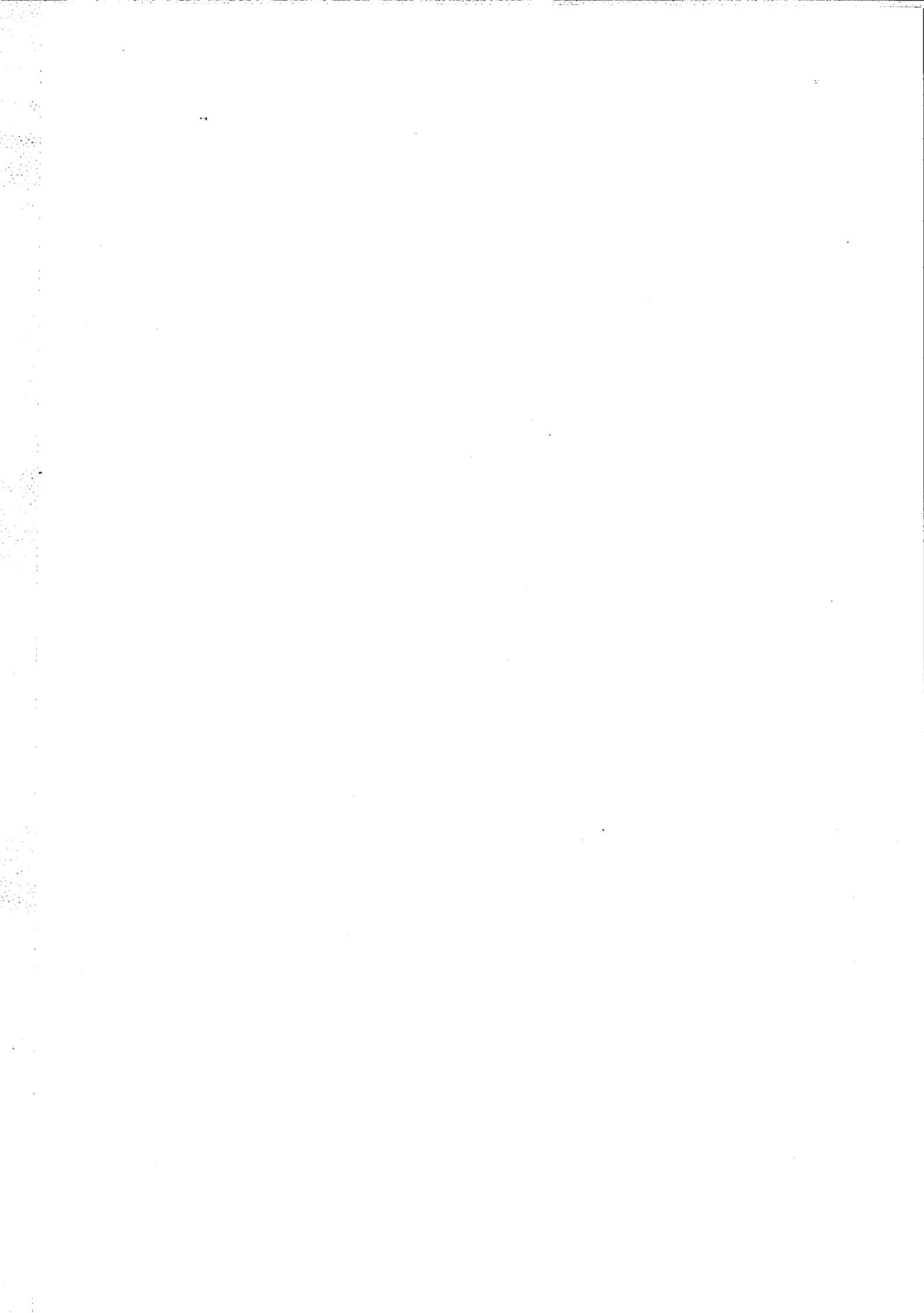
放送大学履修手続図





12. 国際交流

学術交流.....	65
外国人留学生.....	65
日本人学生の海外留学.....	66
国際交流会館.....	66



我が国の大学等で教育研究を行う外国人留学生・研究者の数は年々増加しています。留学生等との交流は、諸外国との間の相互理解を深め、友好親善を促進する上で重要な役割を果たしています。特に、教育・研究協力を促進することは、極めて重要であります。これらの観点から本学でも外国人留学生・研究者の受け入れや学生の海外留学、教官の海外研修等の国際交流を積極的に行ってています。

●学術交流

本学では、昭和53年から北米、ヨーロッパ、アジアの国々と学術交流協定の締結を始め、現在では、15カ国36大学等との間に学術交流協定を締結し、それぞれの大学と交流を図っています。

平成13年1月現在

国名	学術交流協定大学等名	国名	学術交流協定大学等名
アメリカ合衆国	アンダーソン大学	大韓民国	*安東大学校
	カリフォルニア大学ディビス校		*木浦大学校
	デンヴァー大学人文学部		国民大学校
	リッチモンド大学		*釜山大学校
カナダ国	セントメリーズ大学科学部		*釜慶大学校人文社会科学大学
英 国	グラスゴー大学	タイ王国	カセサート大学
	ケンブリッジ大学ホマートン学寮		*コンケン大学
	ベルファーストクイーンズ大学工学部	インドネシア共和国	ガジャマダ大学農学部
	ロンドン大学インペリアルカレッジ	アレーシア国	プラ(パートニアン)大学農学部
	*イースト・アングリア大学ケミカルサイエンススクール		マレーシア科学大学生物学部
ドイツ連邦共和国	ドレスデン工業大学化学部門	スリランカ国	モラツワ大学
中華人民共和国	*北京工業大学		*ペラデニヤ大学
	中国社会科学院世界経済政治研究所	チエコ共和国	プラハ化学技術大学
	*中国科学院長春応用化学研究所	スロバキア共和国	コメニウス大学自然科学部、数理・物理学部
	華東師範大学	ポーランド共和国	ルブリン工科大学衛生土木工学部
	首都師範大学	バングラデシュ人民共和国	バングラデシュ工科大学クルナ校
	*中国農業大学	ベトナム社会主義共和国	*ハノイ農業大学
大韓民国	*全南大学校	「*」印については、学生交流に関する覚書締結校	
	*済州大学校農科大学		

●外国人留学生

本学における外国人留学生は、年々増加し、現在273名（平成13年1月現在）に達しています。外国人留学生の受け入れ区分としては、国費留学生、外国政府派遣留学生、私費留学生があり、本学では約58%が私費留学生となっています。また、地域別ではアジアからの留学生が大部分を占めています。

留学生の留学生活を充実させるために、大学においては、入学時期の春と秋に、新入留学生オリエンテーションを実施し、また、留学生研修旅行、留学生との懇談会、日本語講座等を行っています。そのほか、国や県、市町村、民間団体と連携協力して、「佐賀地域留学生等交流推進協議会」を設立し、留学生活が充実したものになるように努力しています。

《外国人留学生の国（地域）別人数》合計273人（平成13年1月現在）

中華人民共和国	152人	大韓民国	26人	スリランカ	16人
マレーシア	16人	バングラデシュ	13人	インドネシア	11人
タイ	6人	ベトナム	4人	イラン	3人
スロバキア	3人	フィリピン	2人	エジプト	2人
ガーナ	2人	チエコ	2人	ブルガリア	2人
台湾	2人	ネパール	1人	ミャンマー	1人
ラオス	1人	シリア	1人	バーレーン	1人
タンザニア	1人	メキシコ	1人	アルゼンチン	1人
ポーランド	1人	ウズベキスタン	1人	カザフスタン	1人

●日本人学生の海外留学

日本人学生の海外留学制度としては、「派遣留学」、「語学研修」、「その他の留学」があります。詳細については、留学生センター及び学務部留学生課に問い合わせて下さい。

また、留学を希望する場合は、必ず、留学生センター及び学務部留学生課に相談してください。

(1) 派遣留学

派遣留学は、佐賀大学が協定を結んでいる大学へ、6ヶ月以上1年以内の期間、留学するものであります。佐賀大学では、毎年10名程度の学生が留学しています。

この制度における奨学金は、「短期留学推進制度（派遣）」があり文部省から月額80,000円の奨学金が支給されます。佐賀大学では毎年3～4名の学生が受給しています。

(2) 語学研修

本学では、米国、中国、韓国において語学研修を実施しています。期間は、約4週間で、この研修を終了した者には、全学教育の共通基礎科目の外国語単位として認定される場合があります。

本学で実施している語学研修以外の語学研修は、原則として、(3)その他の留学に該当します。

(3) その他の留学

上記(1)及び(2)に該当しない留学は、一般的には、休学して海外留学を行うこととなります。

なお、特別の例として、関連する専攻分野について勉学するため、大学の許可を得て、留学する場合もあります。

※ 留学センターでは、海外留学相談窓口を設置しています。毎週月曜日から金曜日までのV校時目（16：00～17：30）に相談を受け付けています。事前に学務部留学生課へ問い合わせてください。

●国際交流会館

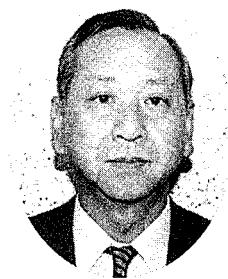
外国人留学生・研究者に居住の場を提供すること並びに、国際交流の事業に供するために、国道208号線（南部バイパス）沿いの楠葉寮に隣接して、国際交流会館が設置されています。

会館の、A棟は留学生単身室40室、研究者単身室2室のほか、管理施設、ラウンジ・図書研修室、会議・研修室、和室の共用施設からなり、B棟は留学生夫婦室3室、研究者夫婦室2室、留学生家族室4室、研究者家族室2室からなっています。

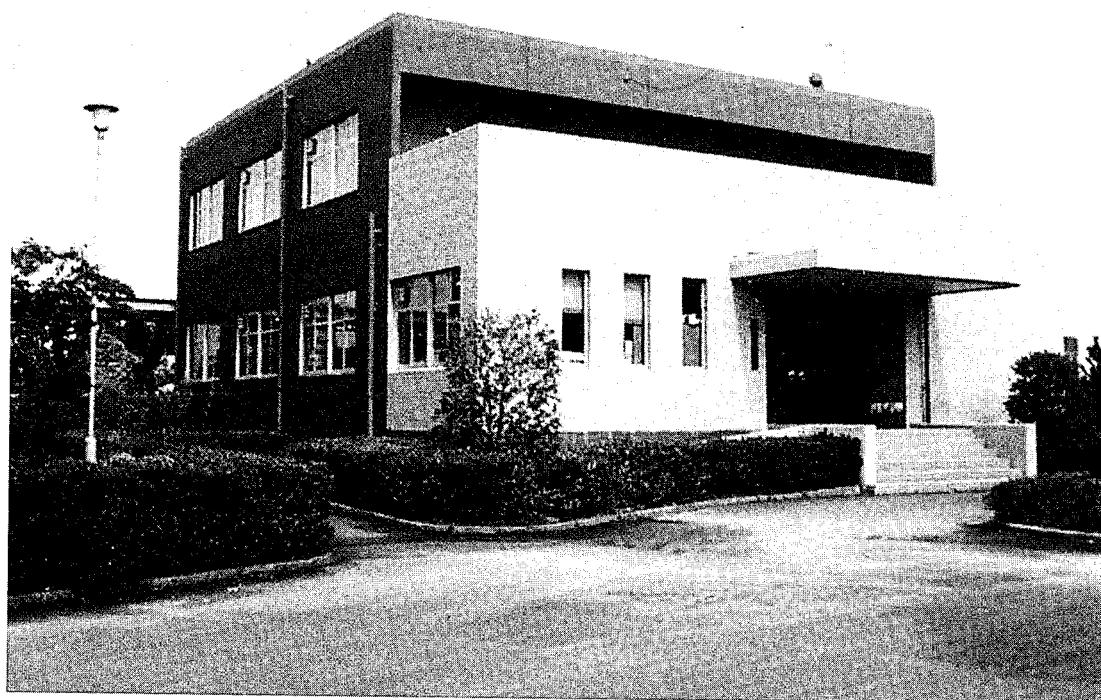
詳細は、佐賀大学国際交流会館入居案内及び外国人留学生ガイドブックをご覧ください。

13. 健 康 管 理

保健管理センターの目的	69
利用案内	69
健康診断	69
応急処置	69
健康相談	69
センターロビー案内	70
センター職員	70
保健管理センター案内図	70



保健管理センター所長
原 田 嘉 文



●保健管理センターの目的

保健管理センターは「…学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導の施設…」として設置されたもので、学生の心身の健康の保持・増進を図るのが主な目的です。

●利用案内

(1) 利用時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで（月曜～金曜）

(2) 利用手続

保健管理センター事務室に申し出るだけで利用できます。

(3) 費用

健康診断、応急処置、健康相談など保健管理センターで受ける検査や治療は、すべて無料です。

ただし、学外の医療機関を受診する必要が生じた場合は医療費を支払わなくてはなりません。その際には、各自の健康保険証が必要となるので、家族と離れて生活する人は「遠隔地被扶養者証」を作つておいてください。

●健康診断

(1) 定期健康診断

毎年1回、4月から5月にかけて定期健康診断が実施され、身長・体重・視力の計測と胸部レントゲン撮影、血圧測定、尿検査及び問診が行われます。

また、学部新入生にはこのほかに心電図検査と内科診察が加わります。

定期健康診断の対象者は、本学に在籍するすべての学生です。学部学生・大学院院生・研究生を問わず、すべての学生が受診しなくてはなりません。

(2) 特別健康診断

特別健康診断には、体育大会等に出場するスポーツ学生のための「スポーツ学生健康診断」、放射性物質などを取り扱う学生のための「放射性物質取り扱い者健康診断」などがあります。

* 健康診断の対象者は必ず受診してください。

●応急処置

正課中や課外活動中にケガをしたり、風邪や腹痛などの病気や気分が悪くなった時、保健管理センターで傷の手当や投薬などの治療が受けられます。

また、ベッドで安静にしたい人のために休養室も設けてあります。

●健康相談

身体的健康についての相談はもちろん、心理的・精神的健康についての相談も受けられます。身体的相談については内科医が、心理的相談については精神科医が担当し、相談する人と相談を受ける人が1対1で、全く個人的に行われます。

相談内容など個人の秘密に関しては、外部に漏れないよう厳重に保護されています。

電話による健康相談

顔を合わせるのが恥ずかしかったり、名前を知られたくないなどの理由で保健管理センターまで来にくい場合には、直通電話で相談することができます。匿名でも相談できます。

電話番号

健康管理センター事務室（看護婦） 0952-28-8181
精神・心理面の相談（精神科医） 0952-28-8182
身体面での相談（内科医） 0952-28-8183

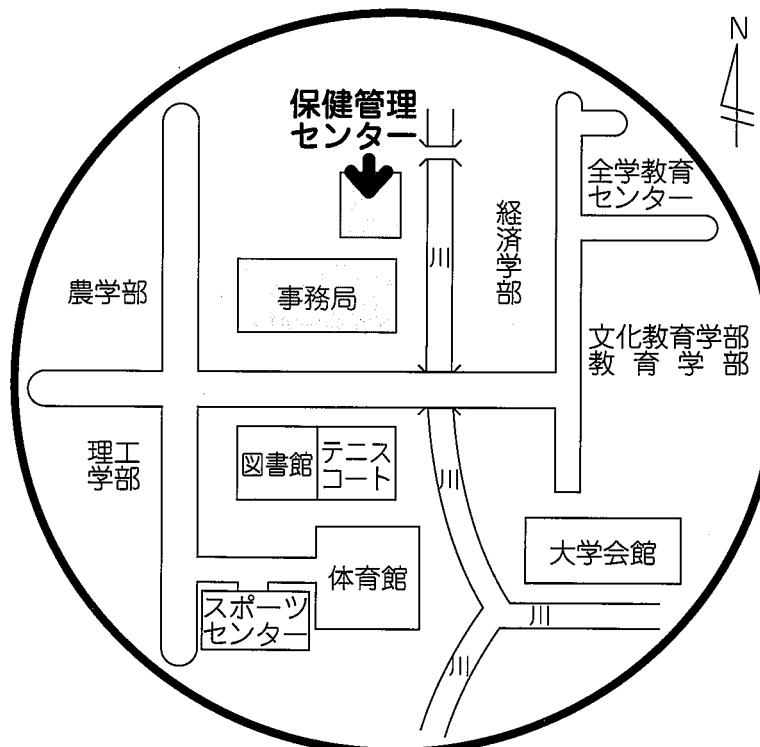
●センター ロビー案内

センターロビーには、自動身長体重計、自動体脂肪計、自動血圧計、自動視力計などが備えてあり、センターに来る人がいつでも自由に、自分ひとりで測定できるようにセットされています。自分の現在の身体状況を知るため、また、食生活改善や運動の効果を確かめるのに、これらの機器を大いに利用してください。

●センター職員

官 職	氏 名	担 当 科
教 授（医師）	原 田 嘉 文	内 科
助 教 授（医師）	佐 藤 武	精 神 科
看 護 婦	永 渕 久 子	
看 護 婦	福 島 雅 子	
学 校 医	草 場 立 太 郎	整 形 外 科

●健康管理センター案内図



14. 図書館を利用するため

はじめに	73
開館時間・休館日	73
閲覧と貸出	73
グループ学習室の利用	73
文献複写	74
他大学図書館等の利用	74
相互貸借サービス	74
レファレンス・サービス	74
資料の配置	74
附属図書館案内図	76



附属図書館長
宮 島 敬 一



●はじめに

附属図書館は、昭和24年国立学校設置法の公布によって設置され、学生の学習及び研究者の教育・研究に必要な図書館資料を収集、整理し、利用者に対する迅速なサービスを、効率的に提供することを任務としてきました。現在、人文科学、社会科学及び自然科学の全分野にわたり、図書約57万6千冊、雑誌約8,800種を所蔵しています。

附属図書館は、大学キャンパスの中心部に位置し、平成元年3月に竣工した4階建の建物で、近代的な設備を備えています。

図書館内には、549席がある閲覧室の他、グループ学習室、ビデオルーム、リスニングルームや、疲れた閲覧者に静かな憩いの場を提供するラウンジなどを備え、学生にとって図書館への接近、利用がたやすくになるよう、また自発的学習の意欲を十分に發揮できるよう配慮しています。

また、新コンピュータシステムの導入により、学内・学外を問わずインターネットを使って佐賀大学所蔵の図書・雑誌のデータベースを自由に検索できる図書館のホームページ (<http://www.domino.lib.saga-u.ac.jp>) を提供しています。このホームページから日本全国の所蔵がわかる図書・雑誌データベースをはじめ、国内外の各種図書館や図書館関連機関へのアクセスが可能です。

さらに、従来の図書・雑誌という形態に加え、CD-ROMなどの電子的媒体による資料の提供も行っています。新聞、事典、索引などの膨大なデータを、パソコンで瞬時に検索することができます。

なお、文献複写についても、複写機、マイクロリーダープリンターを備えて、より良いサービスを提供しています。

図書館利用についての概要是次のとおりです。詳細については本館発行の『図書館利用のしおり』を参照してください。

●開館時間・休館日

(1) 開館日

図書館では、次の日を除き開館します。

開学記念日（6月1日）

年末年始（12月28日～1月4日）

毎月第4木曜日（9月の試験期を除く）

その他、臨時に休館するときは、あらかじめ掲示します。

(2) 開館時間

	授業期	休業期
月曜日～金曜日	9時～20時	9時～17時
土・日曜日、祝日	9時～17時	9時～17時

●閲覧と貸出（担当：閲覧係）

閲覧

図書館備え付けの資料は、自由に閲覧できます。

貸出

図書館資料の貸出は、図書館利用証、又は学生証により行います。

●グループ学習室の利用（担当：閲覧係）

図書館資料を使ってのグループ学習に利用できます。

●文献複写（担当：相互利用係）

1階の複写コーナーで、図書館資料を複写することができます。

●他大学図書館等の利用（担当：相互利用係）

他大学図書館等を利用する場合は、利用証等を発行しますのでカウンターに申し出てください。

●相互貸借サービス（担当：相互利用係）

本学に所蔵しない資料は、他大学図書館等からの借用や複写サービスにより取り寄せることができます。

●レファレンス・サービス（担当：学術情報係）

資料の所在調査・事項調査等に関する照会・質問に応じています。

●資料の配置

1階

○新聞コーナー

朝刊10種類と寄贈された新聞が閲覧できます。

○参考図書コーナー

辞書・事典・ハンドブック類、百科事典、人名事典、地名事典、書誌を配置しています。

○開架閲覧室

学生用図書（自然科学・技術、工学、工業）約2万4千冊を配置しています。

2階

○開架閲覧室

学生用図書（総記・哲学・歴史・社会科学・産業・芸術・言語・文学）及び新聞縮刷版約6万4千冊を配置しています。

○ブラウジング・コーナー

軽読書用の和雑誌（約70種）を配置しています。

○書庫

哲学・歴史の図書及び郷土資料約2万7千冊が収蔵されています。

3階

○国際交流コーナー

留学生向け雑誌（約30種）、佐賀市・佐賀県のガイド、本学と国際学術交流を行っている大学の資料等を展示しています。

○新着雑誌コーナー

図書館、農学部及び数学系学科で継続購入している和雑誌（約140種）・洋雑誌（約270種）の新着分を配置しています。

○開架閲覧室

図書館、農学部及び各学部で購入された和雑誌・洋雑誌のバックナンバーを配置しています。

○集密書庫(1)

電動式の集密書架が設置されており、購入された和雑誌・洋雑誌のバックナンバーが収蔵されています。

○貴重書庫..

小城鍋島文庫、旧制佐賀高等学校及び佐賀師範学校旧蔵の漢籍、佐賀地方裁判所寄贈資料が収蔵されています。

4階

○集密書庫(2)

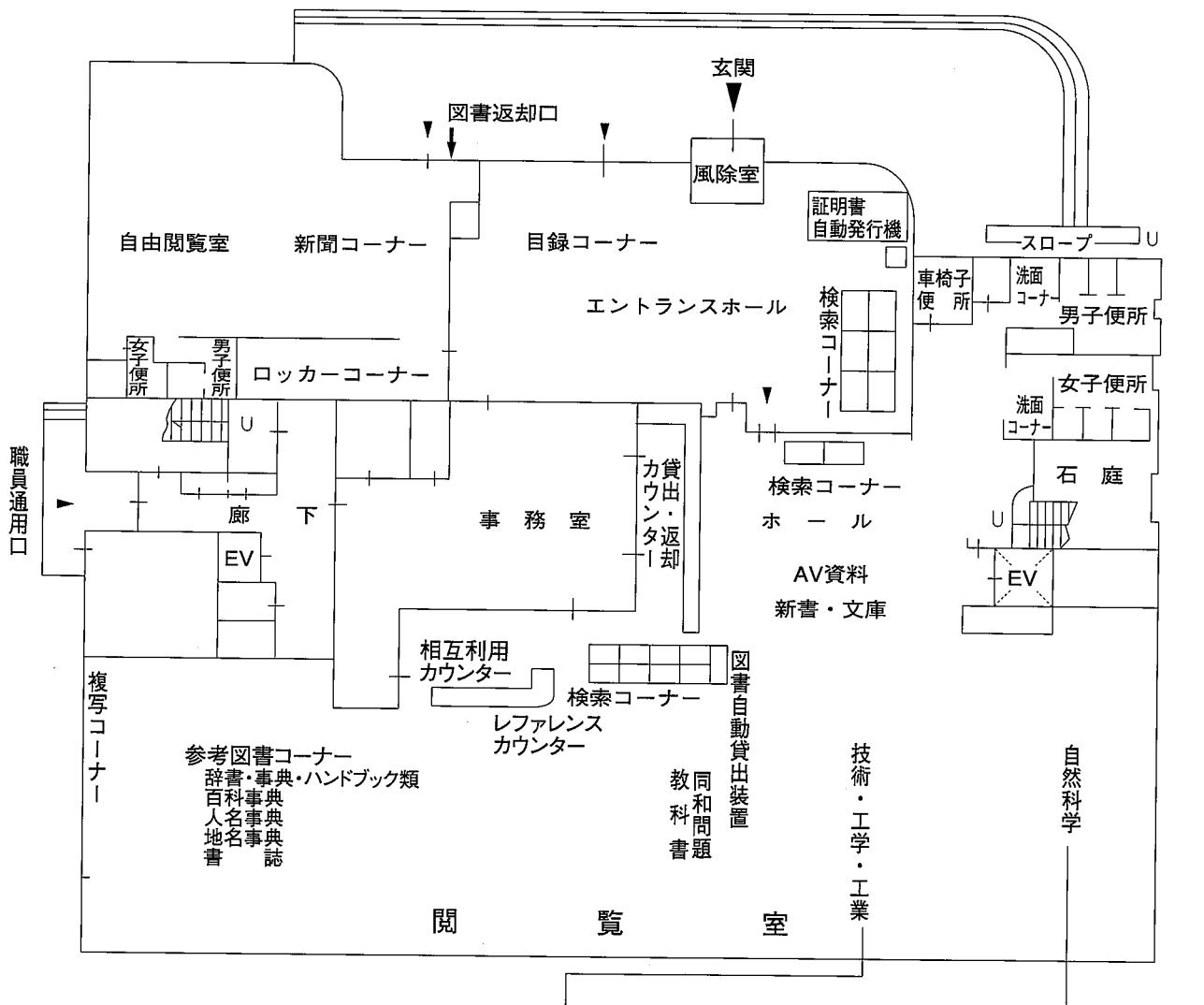
電動式の集密書架が設置されており、社会科学の図書約4万7千冊及び寄贈の紀要類(約3,500種)が収蔵されています。

旧館書庫

総記・自然科学・工学・技術・産業・語学・文学の図書約6万8千冊と、旧制佐賀高等学校、佐賀師範学校の図書約2万5千冊が収蔵されています。

●附属図書館案内図

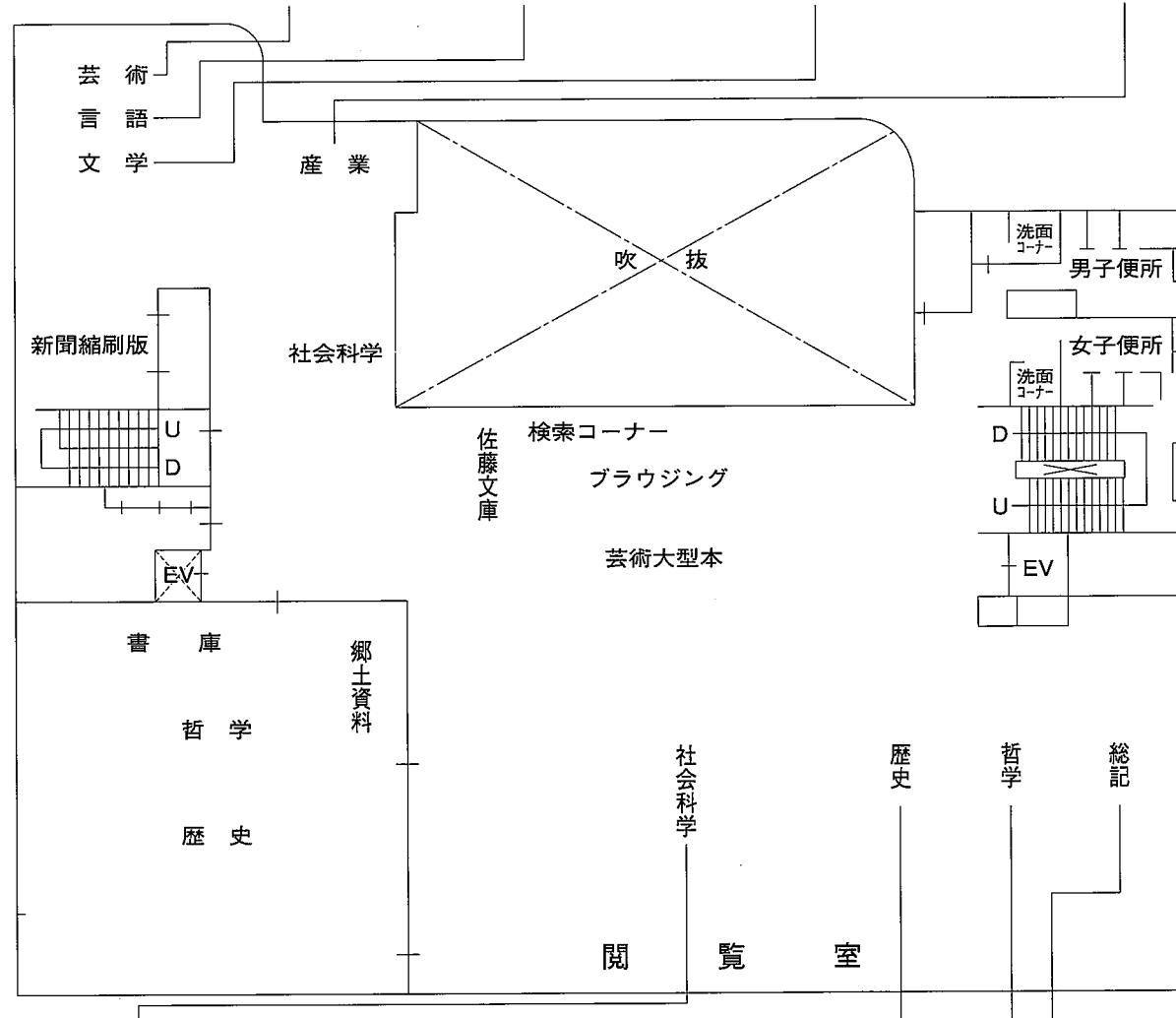
1 階



500	技術。工学。工業	400	自然 科学
510	建設工学。土木工学	410	数 学
520	建 築 学	420	物 理 学
530	機械工学。原子力工学	430	化 学
540	電気工学。電子工学	440	天文学。宇宙科学
550	海洋工学。船舶工学。兵器	450	地球科学。地学。地質学
560	金属工学。鉱山工学	460	生物科学。一般生物学
570	化 学 工 业	470	植 物 学
580	製 造 工 业	480	動 物 学
590	家政学。生活科学	490	医 学。藥 学

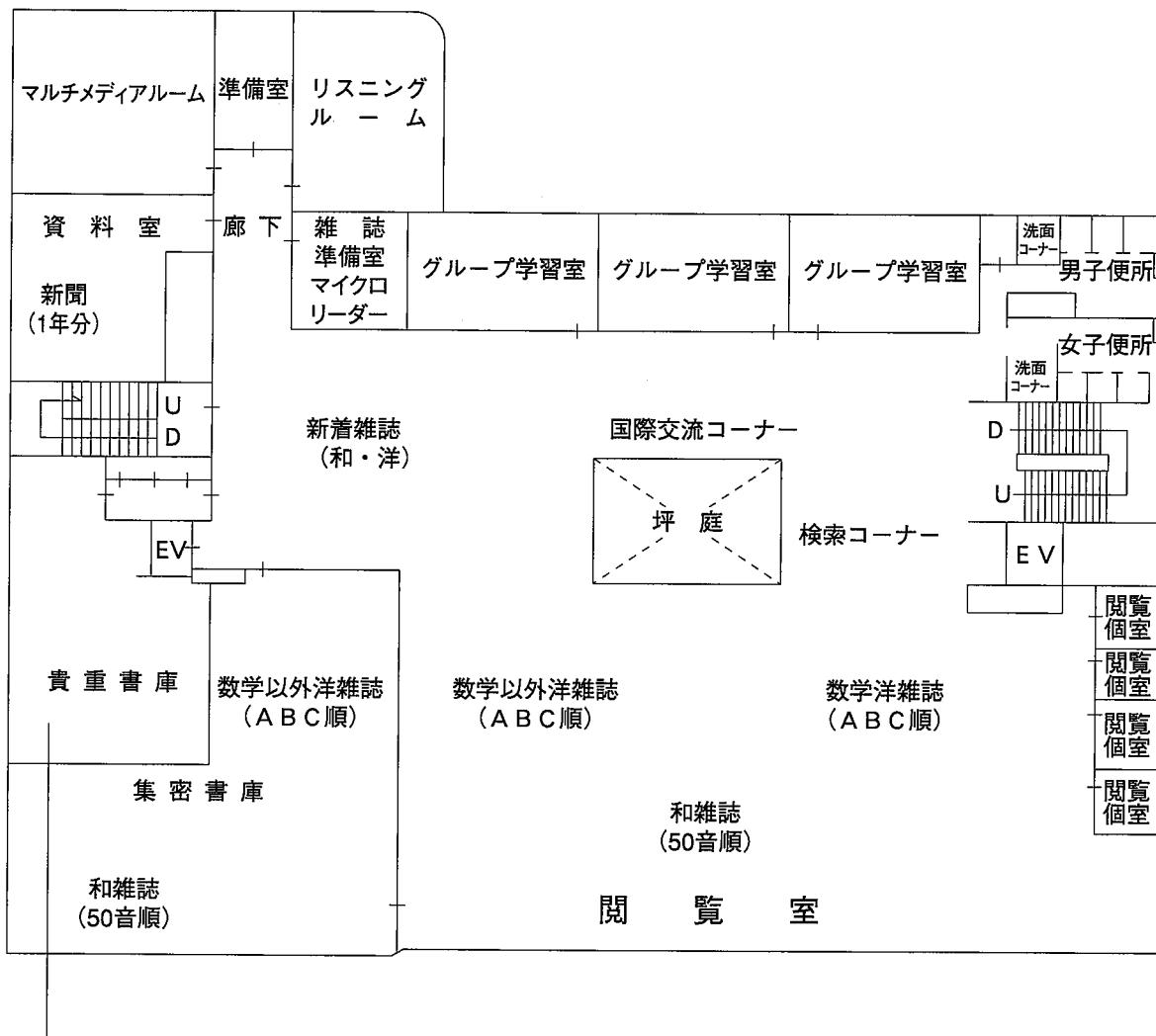
2階

.700 芸術	800 言語	900 文学	600 産業
710 彫刻	810 日本語	910 日本文学	610 農業
720 絵画、書道	820 中国語、東洋の諸言語	920 中国文学、東洋文学	620 園芸、造園
730 版画	830 英語	930 英米文学	630 蚕糸業
740 写真、印刷	840 ドイツ語	940 ドイツ文学	640 畜産業、獣医学
750 工芸	850 フランス語	950 フランス文学	650 林業
760 音楽、舞踊	860 スペイン語	960 スペイン文学	660 水産業
770 演劇、映画	870 イタリア語	970 イタリア文学	670 商業
780 スポーツ、体育	880 ロシア語	980 ロシア文学	680 運輸、交通
790 諸芸、娯楽	890 その他の諸言語	990 その他の諸文学	690 通信事業



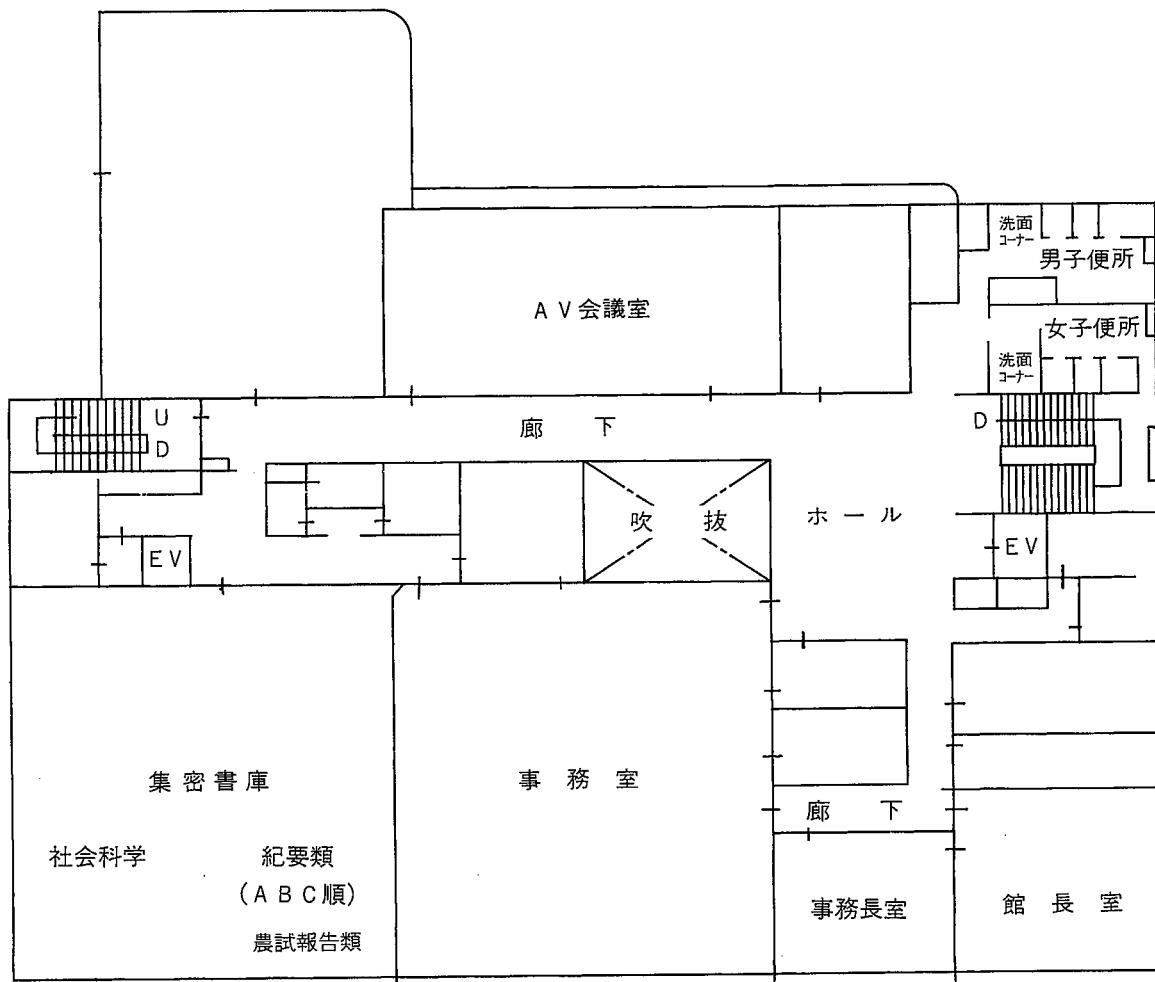
300 社会科学	200 歴史	100 哲学	000 総記
310 政治	210 日本史	110 哲学各論	010 図書館
320 法律	220 アジア史、東洋史	120 東洋思想	020 図書、書誌学
330 経済	230 ヨーロッパ史、西洋史	130 西洋哲学	030 百科事典
340 財政	240 アフリカ史	140 心理学	040 一般論文・講演集
350 統計	250 北アメリカ史	150 倫理学	050 逐次刊行物、年鑑
360 社会	260 南アメリカ史	160 宗教	060 学会、団体、研究調査機関
370 教育	270 オセアニア史	170 神道	070 ジャーナリズム、新聞
380 風俗習慣、民俗学	280 伝記	180 仏教	080 叢書、全集
390 国防、軍事	290 地理、地誌、紀行	190 キリスト教	090

3階

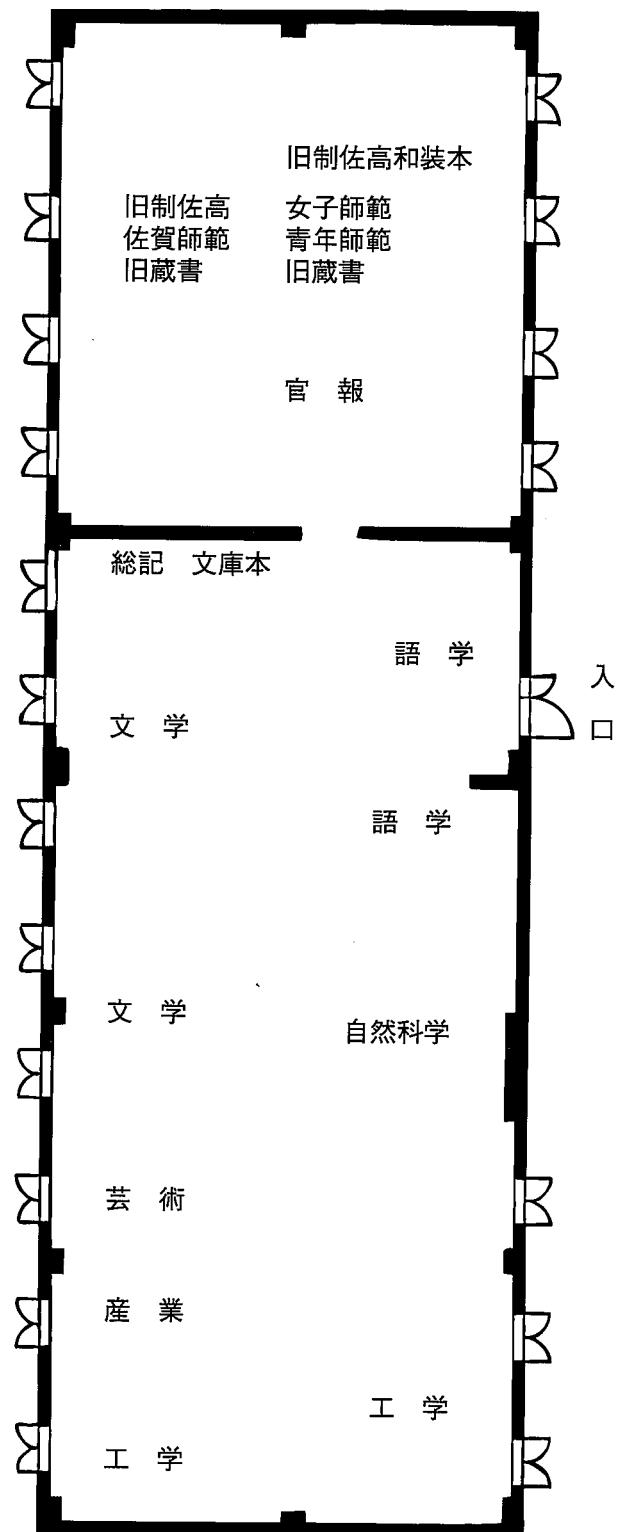


小城鍋島文庫、佐賀地方裁判所寄贈資料
旧制佐高・師範漢籍

4階

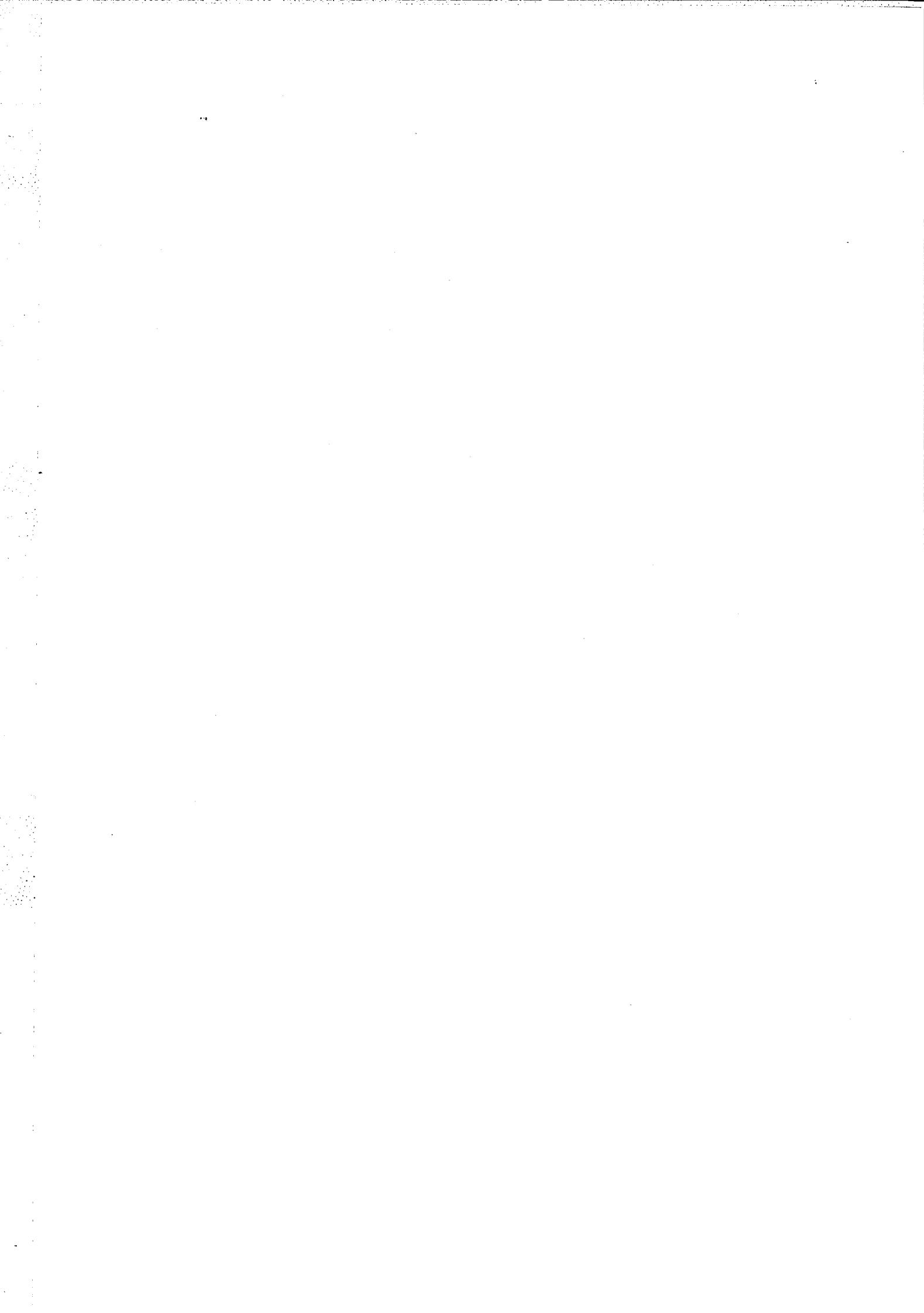


舊館書庫



15. 学術情報処理センター

学術情報処理センターによるこそ	83
利用案内	83
学術情報処理センター内演習室の利用について	83
学術情報処理センターの利用にあたっての諸注意	84
センター相談の利用について	84
学外からのPPP接続による利用について	85
演習室の機器について	85
インターネットの利用について	86
学術情報処理センター平面図	87



●学術情報処理センターによるこそ

入学された学生の皆様「情報」は、現代科学の3大要素（他は、物質とエネルギー）の一つです。世は真に高度情報化社会であって、情報関連機器のない職場はないといって過言ではないでしょう。大学においても情報の素養を身に付けられるように学術情報処理センターでは、施設設備を用意しています。情報は「習うより慣れよ」学術情報処理センターに来てコンピュータを使ってみましょう。

●利用案内

(1) 開館日

開館は、平日の月曜日から土曜日までです。

日曜日及び祝祭日は、閉館です。また、大学の行事等により閉館することもあります。

(2) 開館時間

曜日	開館時間	事務の受付時間	
		午前	午後
月	8:30~20:00	9:00~12:00	13:00~17:00
火	8:30~13:00 16:00~20:00	9:00~12:00	13:00~17:00
水~金	8:30~20:00	9:00~12:00	13:00~17:00
土	8:30~17:00		

※ 毎週火曜日の13:00~16:00までは、演習室保守点検のため利用できません。

※ 夏休み等の長期休業期間は開館時間を短縮することがあります。

※ 利用に関する問い合わせは、事務の受付時間に行います。

(3) 学術情報処理センターの利用（ユーザ登録）申し込みについて

学術情報処理センターの利用申し込みは、情報基礎演習を受講する学部1年生については、担当教官が一括して利用申し込みを行います。情報基礎演習を受講しない学部1年生は、所属する学部学科にご相談下さい。

また、学術情報処理センターを利用できる期間は、原則として利用開始日から卒業の年の3月31日までです。

●学術情報処理センター内演習室の利用について

(1) 演習室について

学術情報処理センターには、大・中・小の演習室があり、大演習室（演習棟2F）にはPC:108台とプリンタ：3台、中演習室（演習棟1F）にはPC:54台とプリンタ：2台、小演習室（演習棟1F）にはPC:18台とプリンタ：1台が設置されています。この3つの演習室は、授業及び自習で利用できます。

(2) 演習室の自習利用について

学術情報処理センターの開館時間内で演習室が授業等で利用されていなければ、いつでも自由に利用できます。また、夏休み等の長期休業期間は、自習利用できるPCの台数を制限します。

自習で利用する場合は、学術情報処理センターの行事日程表及び各演習室の時間割を必ず確認して下さい。

(3) 演習室のPCの利用について

演習室に設置されているPC及びプリンタなどの機器は、本学の学生及び教職員の皆さんのが共同利

用する機器ですので、他の利用者に迷惑をかけないような利用を心がけて下さい。

(4) 演習室のプリンタの利用について

紙資源の節約のため無駄な印刷をしないように心がけましょう。

演習室の利用者が多いときは、プリンタの利用も多いので印刷に時間がかかる場合もあります。「印刷が出ないから」といって何度も印刷要求をしないようにして下さい。

●学術情報処理センターの利用にあたっての諸注意

学術情報処理センターを利用するときには、下記のこととに注意して下さい。適切でない行為があった場合には、利用者の所属する部局もしくは学術情報処理センターの判断に基づき、利用の制限や停止、その他の処分を行うことがあります。

(1) 大学としてふさわしい目的に限って利用し、下記に例示するような利用をしないこと。

- a. 営利目的の利用
- b. 犯罪・反社会的目的の利用
- c. 人権侵害・著作権侵害など他人の権利を侵害する利用
- d. 猥亵など公序良俗に反する利用
- e. 他人に物的・精神的被害を与える利用
- f. システムの正常な運用を妨げる利用

(2) 下記の注意事項に気を配り、パスワード管理に努めること。

- a. 初期パスワードを早期に変更しパスワードは絶対に他人に教えないこと。
- b. 簡単なパスワードは避け、定期的にパスワードを変更することが望ましい。
- c. ログインの状態のままPC（端末）を放置しないこと。
- d. パスワード漏洩時には届け出ること。
- e. 学生証を紛失しないこと。

(3) 下記の注意事項を守り、学術情報処理センターの正常な運用を妨げないこと。

- a. 講義時間になったら、受講者以外は演習室から退出すること。
- b. 建物内では、喫煙・飲食をしないこと。
- c. 騒音発生・ゴミ散乱など他の利用者に迷惑になる行為をしないこと。
- d. 閉館時間を厳守し、閉館10分前までには後片付けをして退館すること。
- e. 自転車は、自転車置き場に必ず置くこと。

●センター相談の利用について

学術情報処理センターでは、月曜日から金曜日の14：30～16：30に、コンピュータ・ルーム内に「センター相談」を開設しています。

「センター相談」の相談員は、本学の大学院生などの学生ですので、気軽に相談することができます。

(1) 相談できる内容について

- a. PCのハードウェアに関すること。
- b. PCのソフトウェアに関すること。
- c. PCのネットワークの設定に関すること。
- d. 自宅のPCのPPP接続に関すること。
- e. 演習室のPCの利用に関すること。
- f. 電子メール、WWWの利用に関すること。
- g. 研究用システムの利用に関すること。

上記の項目について相談に応じていますが、相談内容によっては解決できるというわけではありませんので、ご了承下さい。また、授業に関する相談には応じていません。

●学外からのPPP接続による利用について

学術情報処理センターでは、PPP（ダイヤルアップ）接続サービスを行っており、自宅などのPCから電話回線を利用して24時間いつでも電子メールやWWWなどを利用することができます。PPP接続用電話番号については、学術情報処理センター業務室にお問い合わせ下さい。

(1) PPP接続用電話回線について

PPP接続用電話回線は、アナログ回線（33.6Kbps）とISDN回線（64Kbps）の両方に対応し、同時利用回線数は24回線となっています。

(2) 利用時の注意について

毎週火曜日の13:00～16:00までは、システムの保守点検のため利用できません。

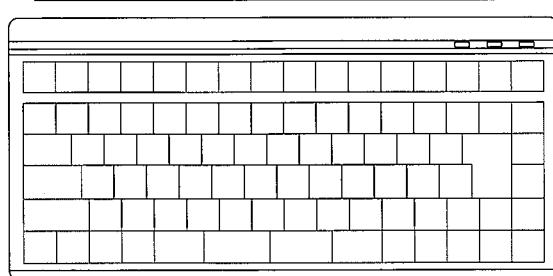
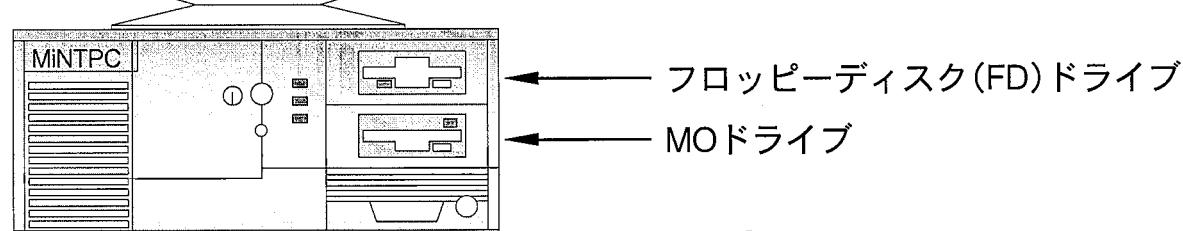
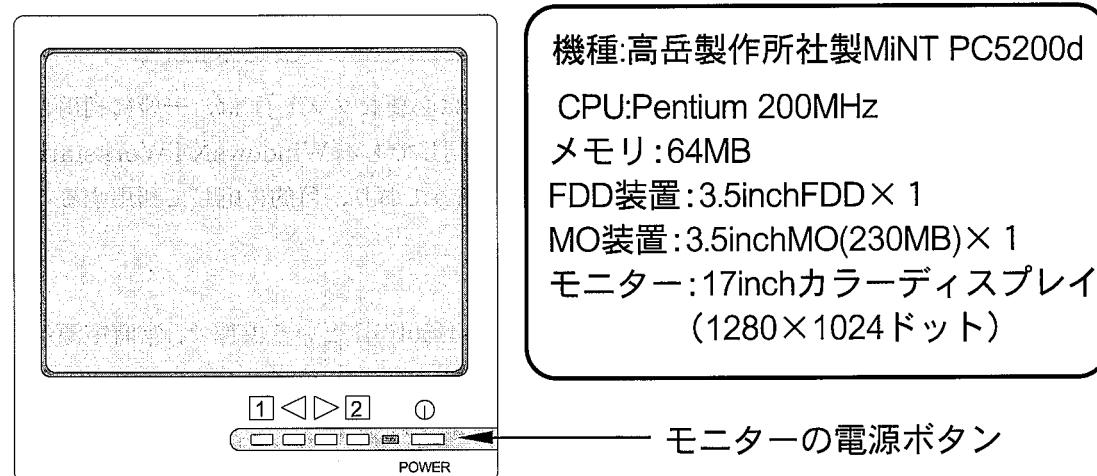
夜間は1時間で回線が切れます。

●演習室の機器について

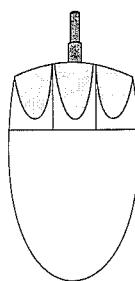
学術情報処理センターの演習室には、学生の皆さんが高い度な情報処理技術を習得し、習得した情報処理技術を勉強などに活用し豊かなキャンパス生活を支援するためのPCなどの機器が設置されています。また、演習室のPCを利用するときは、PC備え付けの「利用の手引き」を参照して下さい。

(1) 演習室のPCのハードウェアについて

演習室に設置されているPCハードウェアの構成は、下記のようになっています。



日本語89ショートキーボード



3ボタンマウス

また、個人ファイルの保存用として、50MBの仮想ハードディスク（Zドライブ）が用意されています。

PCの電源は、常時入っていますので、利用するときはモニターの電源を入れ（電源ボタンを押す）、ユーザ名とパスワードを入力して下さい。

(2) 演習室のPCのソフトウェアについて

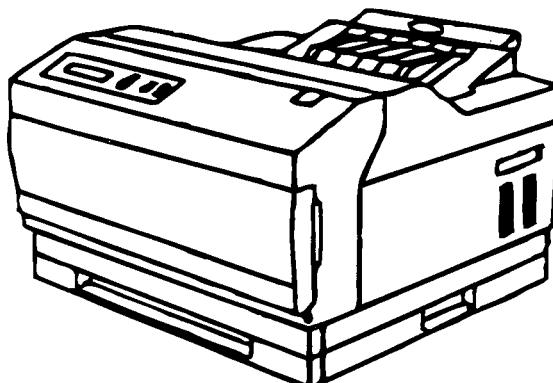
演習室のPCで利用できるソフトウェアの一覧です。

利用目的	アプリケーションソフト名
OS	WindowsNT Workstation ver4.0 日本語版
タイプ練習	もぐらまなび～
ワープロ	Microsoft Office97 Word97 日本語版
表計算	Microsoft Office97 Excel97 日本語版
データベース	Microsoft Office97 Access97 日本語版
プレゼンテーション	Microsoft Office97 Power Point97 日本語版
電子メール	Winbiff ver2.20PL1
日本語WWWブラウザ	Netscape Communicator ver4.75 日本語版
プログラミング	Visual BASIC5.0 Professional 日本語版
数式処理言語	MAPLE V ver5.00
X端末ソフト	ASTEC-X
ファイル転送	FTP Explorer

演習室のPCのOS（基本ソフト [PCを起動するために必要なソフト]）は、一般に利用されているPC（OS：Windows95, Windows98）と操作環境が同じであるWindowsNTWorkstationを採用しています。また、アプリケーションソフトも豊富に揃っており、目的に応じて利用することができます。

(3) 演習室のプリンタについて

演習室のプリンタは、FUJIXEROX社製のLaserPress4150PSIIという機種で、常時電源が入っています。



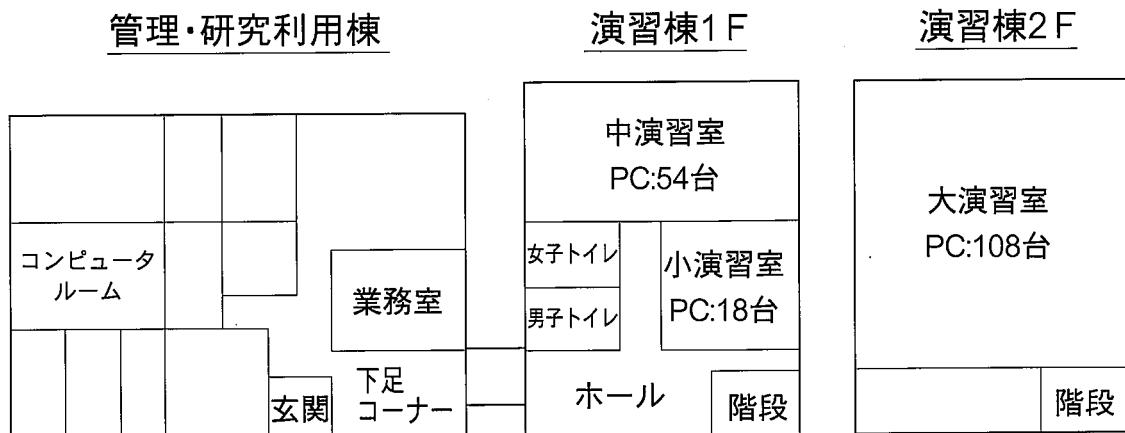
いますので、いつでも印刷ができます。

●インターネットの利用について

学術情報処理センターの演習室のPCは、インターネットに接続されており電子メール（E-Mail）やWWW（World wide web）などを利用することができます。

勉学や就職活動、本学及び全国の大学附属図書館の蔵書検索、電子メールによる友人との意見交換などにインターネットを多いに活用し、キャンパス生活をより豊かにして下さい。

●学術情報処理センター平面図



- ※ 学術情報処理センター内は下足厳禁ですので、下足コーナーでスリッパに履き替えて下さい。また、濡れた傘などは、建物内に持ち込まないようにして下さい。
- ※ 学術情報処理センターでは、分別ゴミ収集を行っていますので、空缶、ペットボトルなどは指定のゴミ箱に必ず捨てるようにして下さい。



16. 学内関係規則等

佐賀大学学則	91
佐賀大学全学教育科目履修規程	106
佐賀大学全学教育科目履修細則	108
佐賀大学文化教育学部規程	114
佐賀大学経済学部規程	186
佐賀大学理工学部規程	216
佐賀大学農学部規程	250
佐賀大学大学院規則	266
・各研究科の規程	279
佐賀大学科目等履修生規程	325
佐賀大学研究生規程	326
佐賀大学学生交流に関する規程	329
佐賀大学外国人留学生規程	336
その他の諸規程	338
・佐賀大学学生の懲戒に関する規程	338
・成績判定等に関する規程	339
・定期試験受験心得	339
・佐賀大学集会掲示等に関する内規	340
・佐賀大学授業料の督促及び補導要領	340
・佐賀大学本庄地区構内交通規程	342



◎佐賀大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 佐賀大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）に則り、専門の学芸について、高度の学術的研究を行うとともに、民主社会の市民としての創造的な知性と豊かな人間性を備え、かつ、深い専門知識を有する国際的人材を育成し、学術文化の進展及び地域の発展に寄与することを目的とする。

第2節 点検及び評価等

(点検及び評価等)

第2条 本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 点検及び評価の実施並びにその結果の公表及び検証に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

文化教育学部

経済学部

理工学部

農学部

- 2 前項の学部に置く学科又は課程並びにその入学定員、編入学定員及びその収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科 又 は 課 程	入 学 定 員	3 年 次 編 入 学 定 員	収 容 定 員
文化教育学部	学校教育課程	90人		360人
	国際文化課程	60人		240人
	人間環境課程	60人		240人
	美術・工芸課程 (3年次編入学)	30人	20人	120人
	小 計	240人	20人	40人
経 济 学 部	経済システム課程	140人		560人
	経営・法律課程	135人		540人
	小 計	275人		1,100人
理 工 学 部	数理科学科	30人		120人
	物理科学科	40人		160人
	知能情報システム学科	60人		240人
	機能物質化学科	90人		360人
	機械システム工学科	90人		360人
	電気電子工学科	90人		360人
	都市工学科 (3年次編入学)	90人	20人	360人
	小 計	490人	20人	40人
				2,000人
農 学 部	生物生産学科	65人		260人
	応用生物科学科 (3年次編入学)	80人	10人	320人
	小 計	145人	10人	20人
	合 計	1,150人	50人	600人
				4,700人

3 学部に関し必要な事項は、別に定める。

第4条 削除

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 前項の大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

教育学研究科（修士課程）	学校教育専攻 教科教育専攻
経済学研究科（修士課程）	金融・経済政策専攻 企業経営専攻
工学系研究科（博士前期課程）	機能物質化学専攻 物理科学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻 知能情報システム学専攻 数理科学専攻 都市工学専攻 循環物質工学専攻 生体機能システム制御工学専攻
（博士後期課程）	エネルギー物質科学専攻 システム生産科学専攻 生体機能システム制御工学専攻
農学研究科（修士課程）	生物生産学専攻 応用生物科学専攻

3 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育施設及び研究施設)

第6条 本学に、次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。

文化教育学部

附属小学校

附属中学校

附属養護学校

附属幼稚園

附属教育実践研究指導センター

理工学部

附属海洋温度差エネルギー実験施設

農学部

附属農場

2 学部附属の教育施設及び研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

科学技術共同開発センター
海浜台地生物生産研究センター
機器分析センター
学術情報処理センター
留学生センター
低平地研究センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(健康管理センター)

第9条 本学に、健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第10条 本学に、事務局その他の事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

(職員組織)

第11条 本学に、学長、副学長、学部長、附属図書館長、事務局長その他必要な職員を置く。

2 職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第11条の2 本学に、運営諮問会議を置く。

2 運営諮問会議に関し必要な事項は、別に定める。

(評議会)

第12条 本学に、評議会を置く。

2 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 学部に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年及び学期)

第14条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日 6月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項第4号から第6号の規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て、学長が休業日を変更することができる。

3 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課することがある。

4 臨時休業については、その都度関係学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(修業年限及び在学年限)

第16条 修業年限は、4年とする。ただし、第40条第2項の規定による場合は、3年以上4年未満とする。

2 在学年限は、8年とする。ただし、転入学、編入学又は再入学により入学した者は、第23条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入学、転入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第19条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

(合格者の決定)

第20条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第22条 学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料の免除を申請し、受理された者を含む。）に、入学を許可する。

(転入学、編入学及び再入学)

第23条 次の各号の一に該当する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相當年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学に在学中の者で転入学を志願する者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願する者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、

専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で編入学を志願する者

(4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を志願する者

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の10の規定による専修学校の専門課題を修了した者で編入学を志望するもの

(6) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願する者

(7) 本学を除籍された者で同一学部に再入学を志願する者

2 転入学、編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

（転入学等の規定の準用）

第24条 転入学、編入学及び再入学の場合には、第19条から第22条までの規定を準用する。

第3節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成）

第25条 本学の教育課程は、次の教育科目をもつて編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 専門教育科目は、専門科目とする。ただし、各学部の定めるところにより、専門基礎科目及び専門周辺科目の区分を設けることができる。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第25条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を図るものとする。

（履修方法）

第26条 学生は、各学部の定める教育課程により、教養教育科目、共通基礎教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

2 教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学全学教育科目履修規程（平成5年12月17日制定）及び各学部規程の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

4 前2項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学部の定めるところによる。

5 学生は、所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

（授業の方法）

第26条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位の基準）

第27条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもつて1単位とする。

- (2) 演習については、15時間の授業をもつて1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、30時間の授業をもつて1単位とすることができます。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもつて1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、45時間の授業をもつて1単位とすることができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(授業期間)

第28条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。

- 2 卒業論文、卒業研究、卒業制作及び経済学部の演習の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、授業期間を定めることができる。

第4節 単位の授与

(成績の判定)

第29条 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績は、優・良・可・不可の評語をもつて表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第30条 教育上有益と認めるときは、第38条第1項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により履修した単位を含む。）を、教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第32条の2 本学の学生以外の者が本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第56条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

第5節、休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍

(休学)

第33条 病気その他の事由によって継続して3月以上授業に出席できない者は、学長に休学を願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、休学期間の延長を願い出ができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第34条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第36条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学部、転学科及び転課程)

第37条 転学部、転学科又は転課程を志願する者があるときは、関係する学部の教授会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

- 2 転学部を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部の教授会の議を経て、学部長が認定する。
- 3 転学科又は転課程を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(派遣及び留学)

第38条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させことがある。

- 2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。
- 3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。
- 4 派遣及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第16条第2項に定める期間在学して卒業できない者
- (2) 病気その他で修業の見込がない者
- (3) 入学料の全部又は一部の免除を不許可とされた者であつて、その納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業の認定)

第40条 第16条第1項に規定された期間以上在学し、第26条に規定された所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 本学に3年以上在学し、第26条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、第16条第1項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には、別に定めるところにより、当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与することができる。

3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第26条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第26条の2第1項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは、同条第2項の授業の方法により取得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(学位の授与)

第41条 卒業者には、学士の学位を授与する。

2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

(教員の免許状)

第42条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学科又は課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

第7節 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があつた者は、教授会の議を経て、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第44条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学

(2) 停学

(3) 訓告

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 学生証

(学生証の交付及び査証)

第45条 入学を許可された者には、学生証を交付する。

2 第2年次以降は学生証の査証を受けなければならない。

第46条 削除

第47条 削除

第48条 削除

第9節 厚生施設

(厚生施設)

第49条 本学に、寄宿舎その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第50条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学年又は学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第51条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第52条 本学教官の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学年又は学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 外国人留学生

(外国人留学生)

第53条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもつて入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第54条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号。以下「費用省令」という。）の定めるところによる。

(入学料の免除)

第55条 次の各号の一に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に規定するもののほか、次の各号に該当する者に対しても、入学料の全部又は一部を免除することがある。

(1) 前項の規定に基づき入学料の免除を申請した者が、本学への入学を辞退し、他の国立大学に入学を許可された場合

(2) 他の国立大学に入学手続を行い入学料を納付した者が、その入学を辞退し、本学に入学手続を行う場合

3 入学料の免除を希望する者は、所定の期日までに願い出て許可を得なければならない。

(入学料の徴収猶予等)

第56条 入学料の免除を願い出た者については、免除を許可又は不許可とするまでの期間、入学料の徴収を猶予する。

2 入学料の免除を不許可とされた者及び一部免除を許可された者は、所定の期日までに、所定の入学料を納付しなければならない。

3 次の各号の一に該当するときは未納の入学料の全部を免除する。

(1) 入学料の免除を願い出た者が、第1項に規定する期間内において死亡した場合

(2) 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前項に規定する期間内において死亡した場合

(3) 第39条第3号の規定により除籍した場合

(授業料の徴収)

第57条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分し、前期に係る授業料は4月に、後期に係る授業料は10月に、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(転入学、編入学及び再入学における授業料)

第58条 転入学、編入学又は再入学の場合は、その者の属する年次の在学者にかかる額と同額の授業料を納付しなければならない。

(授業料の月割分納)

第59条 授業料の月割分納を希望する者は、納期前に願い出て許可を得なければならない。

2 前項の許可があつた場合には、授業料年額の月割額を毎月初めに納付しなければならない。

(授業料の延納)

第60条 授業料の延納を希望する者は、納期前に願い出て許可を得なければならない。

(休学期間の授業料)

第61条 休学期間の授業料は、月割計算によつて休学当月の翌月から復学当月の前月まで免除する。

2 納期から6月までの間において、復学を許可されたときは、復学当月以降の授業料は、復学当月末日までに納付しなければならない。

(除籍及び退学の場合の授業料)

第62条 除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額

(2) 授業料の延納又は分納を許可された者が、その願い出により退学を許可された場合 月割計算により退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の授業料の全額

(授業料の免除)

第63条 第56条第3項第3号に該当する場合において、授業料が未納であるときは、未納の授業料の全部を免除することがある。

2 学業優秀で学資の支弁困難な者及び風水害等特別の事情により学資の支弁に支障を生じた者に対しては、願い出により審査の上、授業料の全部又は一部を免除することがある。

(寄宿料)

第64条 寄宿料は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

2 第56条第3項第3号に該当する場合において、寄宿料が未納であるときは、未納の寄宿料の全部を免除することがある。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第65条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第2次の学力検査等において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行つたときに、第1段階目の選抜で不合格になつた者に対しては、所定の期日までに当該者から申出があつた場合に限り、既納の検定料のうち、費用省令に定める第2段階目の選抜に係る額に相当

する額を返還する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第57条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第57条第3項の規定により授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

第13節 公開講座

(公開講座)

第66条 本学に、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 改正

(改正)

第67条 この規則の改正は、評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。
- 3 平成6年度の経済学部管理科学科、理工学部物理学科及び情報科学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成6年度
経 濟 学 部	管 理 科 学 科	300人
理 工 学 部	物 理 学 科	170人
	情 報 科 学 科	190人

附 則（平成7年2月17日改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日改正）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度の農学部3年次編入学の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、10人とする

附 則（平成8年6月28日改正）

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 教育学部は、改正後の佐賀大学学則の規定にかかわらず、平成8年9月30日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成9年度から平成11年度までの文化教育学部の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	課 程	平成9年度	平成10年度	平成11年度
文化教育学部	学校教育課程	90人	180人	270人
	国際文化課程	60人	120人	180人
	人間環境課程	60人	120人	180人
	美術・工芸課程	30人	60人	90人
	(3年次編入学)			20人

4 この規則の施行の際、現に教育学部に在学する者に係る第42条第2項の規定の適用については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月21日改正）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日に理工学部に置かれている学科は、改正後の佐賀大学学則の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成9年度から平成11年度までの理工学部の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成9年度	平成10年度	平成11年度
理工学部	数理科学科	35人	70人	105人
	物理科学科	40人	80人	120人
	知能情報システム学科	60人	120人	180人
	機能物質化学科	100人	200人	300人
	機械システム工学科	95人	190人	285人
	電気電子工学科	100人	200人	300人
	都市工学科	100人	200人	300人
	(3年次編入学)			10人

4 平成9年3月31日に理工学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る第42条第2項の規定の適用については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年1月23日改正）

この規則は、平成10年1月23日から施行する。

附 則（平成10年4月1日改正）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に経済学部に置かれている学科は、改正後の佐賀大学学則の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成10年度から平成12年度までの経済学部の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成10年度	平成11年度	平成12年度
経済学部	経済システム課程	150人	300人	450人
	経営・法律課程	135人	270人	405人

- 4 平成10年3月31日に経済学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る第42条第2項の規定の適用については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月9日改正）

この規則は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年2月19日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度から平成13年度までの経済学部経済システム課程、理工学部数理科学科及び理工学部都市工学科並びに平成11年度の理工学部3年次編入学の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成11年度	平成12年度	平成13年度
経済学部	経済システム課程	290人	430人	570人
理工学部	数理科学科	100人	130人	125人
	都市工学科 (3年次編入学)	295人 20人	390人	385人

- 3 改正後の第21条の規定は、平成11年度入学手続者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の第40条第2項の規定について、平成12年度入学生から適用する。
- 1 平成12年度から平成14年度までの理工学部の機能物質化学科、機械システム工学科、電気電子工学科及び都市工学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
理工学部	機能物質化学科	380人	370人	365人
	機械システム工学科	375人	370人	365人
	電気電子工学科	380人	370人	365人
	都市工学科	385人	375人	365人

別表（第42条関係）

学 部	学 科・課 程	教員の免許状の種類	免 許 教 科 の 種 類
文化教育学部	学校教育課程	小学校教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	数学, 理科, 音楽
		高等学校教諭1種免許状	数学, 理科, 音楽, 情報
		養護学校教諭1種免許状	
		幼稚園教諭1種免許状	
国際文化課程	中学校教諭1種免許状	国語, 社会, 英語	
		高等学校教諭1種免許状	国語, 書道, 地理歴史, 公民, 英語
	中学校教諭1種免許状	保健体育, 技術, 家庭	
		高等学校教諭1種免許状	保健体育, 家庭, 工業
人間環境課程	中学校教諭1種免許状	美術	
		高等学校教諭1種免許状	美術, 工芸
美術・工芸課程	中学校教諭1種免許状		
		高等学校教諭1種免許状	

学 部	学 科・課 程	教員の免許状の種類	免 許 教 科 の 種 類
経 濟 学 部	経済システム課程	中学校教諭1種免許状	社会
	経営・法律課程	高等学校教諭1種免許状	地理歴史, 公民, 商業
理 工 学 部	数 理 科 学 科	中学校教諭1種免許状	数学
		高等学校教諭1種免許状	数学
	物 理 科 学 科	中学校教諭1種免許状	理科
		高等学校教諭1種免許状	理科
	知 能 情 報	中学校教諭1種免許状	数学
		高等学校教諭1種免許状	数学, 情報
	機 能 物 質 化 学 科	中学校教諭1種免許状	理科
		高等学校教諭1種免許状	理科, 工業
	機械システム工学科	高等学校教諭1種免許状	工業
	電気電子工学科		
	都 市 工 学 科		
農 学 部	生 物 生 産 学 科	中学校教諭1種免許状	理科
	応用生物科学科	高等学校教諭1種免許状	理科, 農業



全学教育センター長
村上 明



◎佐賀大学全学教育科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第26条第2項の規定に基づき、佐賀大学全学教育センター（以下「センター」という。）が開設する教養教育科目及び共通基礎教育科目（以下「全学教育科目」という。）の履修等に関し必要な事項について定める。

(教育課程の編成)

第2条 センターの教育課程は、次の教育科目をもつて編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

2 教養教育科目は、フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分し、それぞれ次の単位数に基づき、各学部が定めるところにより修得させるものとする。

フレッシュマンセミナー 2単位以上

主題科目 20単位以上

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分し、それぞれの修得できる単位数は、次のとおりとする。

外国語科目 第1外国語 6単位

第2外国語 4単位

健康・スポーツ科目 講義・演習 2単位

実習 2単位

情報処理科目 講義 2単位

演習I・II 各1単位

4 前項に規定する第1外国語及び健康・スポーツ科目の実習は全学部必修とし、それ以外の科目の履修は、各学部において定める。

5 外国人留学生のための授業科目等の特例は、別に定める。

(単位数)

第3条 前条の規定に基づき、各学部が定める学科又は課程等の単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 全学教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を所属する学部に提出しなければならない。ただし、学期の中途中から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第6条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によつて行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもつて表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第7条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、別に定める。

(科目等履修生)

第8条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成5年2月19日制定）の定めると

ころによる。..

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、全学教育協議会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

別表（第3条関係）

学 部	学科・課程・コース	教養教育科目		共通基礎教育科目						合計	
		フレッシ ュマンセ ミナー	主題 科 目	外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目			
				第 1	第 2	講義・演習	実 習	講 義	演 習		
文化 教 育	学校教育課程	2	20	6		2	2	2	1	35	
	国際文化課程	2	20	6		2	2	2	1	35	
	人間環境課程	2	20	6		2	2	2	1	35	
	美術・工芸課程	2	20	6		2	2	2	1	35	
経 済	経済システム課程	2	24	6	4	2	2	2	1	43	
	経営・法律課程	2	24	6	4	2	2	2	1	43	
理 工	数理科学科	2	24	6	4	2	2	2	2	44	
	物理科学科	2	22	6	4	2	2			38	
	知能情報システム学科	2	20	6	4	2	2			36	
	機能物質化学科										
	物質化学コース	2	20	6	4	2	2		2	38	
	機能材料化学コース	2	20	6		2	2	2	2	36	
	機械システム工学科	2	20	6	4	2	2		2	38	
	電気電子工学科	2	20	6	4	2	2	2	2	40	
農	都市工学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39	
	生物生産学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39	
	応用生物科学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39	

◎佐賀大学全学教育科目履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学全学教育科目履修規程(平成5年12月17日制定。以下「履修規程」という。)

第4条の規定に基づき、全学教育科目的授業科目、単位数及び履修方法等に関し必要な事項について定める。

(フレッシュマンセミナー)

第2条 フレッシュマンセミナーは、1年次前学期に2単位を修得するものとする。ただし、4単位を修得しなければならない場合、1年次の前・後学期を通じて修得するものとする。

(主題科目)

第3条 主題科目は、次の6分野をもつて構成する。

- (1) 文化と芸術
- (2) 思想と歴史
- (3) 現代社会の構造
- (4) 人間環境と健康
- (5) 数理と自然
- (6) 科学技術と生産

2 各主題分野に、副主題と副主題を構成するコア授業を置き、副主題とは別に個別授業を開設する。主題分野ごとにあるいは複数の主題分野にわたる総合型授業を開設することがある。

3 学生は、履修規程別表(第3条関係)に掲げる所定の主題科目的単位を、いずれかの学期に修得するものとする。

4 学生は、1年次後学期の始めに、主題分野の一つを選んで登録し、前項に規定する所定の主題科目的単位のうち、登録した主題分野から少なくとも8単位を修得しなければならない。ただし、登録前に修得した単位は、前項に規定する所定の主題科目的単位の中に含めることはできるが、8単位の中に含めることはできない。

5 3年次に転入学、編入学又は再入学した者については、主題分野の登録を必要としない。

6 登録の変更は、届出の上、2年次の各学期の始めに行うことができる。ただし、登録変更前に修得した単位は、8単位の中に含めることはできない。

第4条 主題科目的構成及び単位数は、別表Iのとおりとする。

(共通基礎教育科目)

第5条 共通基礎教育科目的授業科目及び単位数は、別表IIのとおりとする。

(外国語科目)

第6条 外国語科目は、第1外国語6単位及び第2外国語4単位を修得するものとする。ただし、学部又は学科若しくは課程(以下「学部等」という。)によつては、第2外国語は履修を要しない。

2 第1外国語と第2外国語とは、異なる外国語でなければならない。

3 既修外国語を第1外国語とする場合は、1年次に4単位、2年次に2単位を修得し、第2外国語とする場合は、2年次までの各年次に2単位を修得するものとする。

4 初修外国語を第1外国語とする場合は、3年次までの各年次に2単位を修得し、第2外国語とする場合は、2年次までの各年次に2単位を修得するものとする。

5 学部等によつては、履修すべき外国語を指定することがある。

(健康・スポーツ科目)

第7条 健康・スポーツ科目は、1年次に講義又は演習のいずれか2単位及び実習2単位を修得するもの

とする。ただし、学部等によつては、講義又は演習は履修を要しない。

(情報処理科目)

第8条 情報処理科目は、講義2単位、演習I及び演習II各1単位を修得するものとする。ただし、学部等によつては、履修を要しない。

(授業科目等の特例)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を別表II及び別表IIIのとおり開設する。

(他の大学又は短期大学等における授業科目等の履修)

第9条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学等における授業科目の履修により修得した単位について、所属学部の教授会の議を経て認定する。

(授業クラスの指定)

第10条 共通基礎教育科目については、授業クラスを指定することがある。

2 指定されたクラス以外のクラスで履修しようとする場合は、あらかじめ所定の指定外履修願を提出しなければならない。

(単位の授与)

第11条 各授業科目の単位は、学期ごとに与える。ただし、特に指定する授業科目の単位は、学年ごとに与える。

(追試験)

第12条 やむを得ない理由によつて定期試験を受験できなかつた授業科目について、追試験を行う。

(再試験)

第13条 不合格と判定された授業科目について、再試験を行うことがある。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、全学教育科目の履修に関し必要な事項は、全学教育協議会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

別表 I (第4条関係)

主題科目的構成及び単位数表

主題分野	副主題	授業の区分	単位
1 文化と芸術	言語とコミュニケーション	コア授業	各2
	文学の世界	コア授業	各2
	芸術と創造	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
2 思想と歴史	人間・社会と思想	コア授業	各2
	歴史と異文化理解	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
3 現代社会の構造	現代の国際社会と環境	コア授業	各2
	現代の政治	コア授業	各2
	現代の経済	コア授業	各2
	現代の日本社会	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
4 人間環境と健康	生活と健康	コア授業	各2
	心とからだ	コア授業	各2
	発達と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
5 数理と自然	数理の世界	コア授業	各2
	物質の科学	コア授業	各2
	身のまわりの科学	コア授業	各2
	自然と生命	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
6 科学技術と生産	技術の歴史	コア授業	各2
	資源とエネルギー	コア授業	各2
	ハイテクノロジーと生産	コア授業	各2
	生産と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2

- 備考 1 コア授業、個別授業及び総合型授業の授業科目は、別に定める。
- 2 「現代社会の構造」の分野の授業科目のうち、現代の法と社会(日本国憲法)については、4単位の授業も開講する。
- 3 九州地区国立大学間合宿共同授業で修得した授業科目の単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、履修規程別表(第3条関係)に掲げる授業科目の単位数として含めることができる。
- 4 第9条の2により認定された授業科目の単位は、履修規程別表(第3条関係)に掲げる授業科目の単位数として含めることができる。
- 5 主題科目の中の実験・実習科目については、毎週180分(2コマ)15週の授業で2単位、又は毎週90分(1コマ)15週の授業で1単位として開講する。

別表II (第5条関係)

共通基礎教育科目的授業科目及び単位数表

区分	授業科目	単位	備考
外国語科目	英語A	1	第1外国語 前学期 後学期各2単位 第2外国語 前学期 後学期各1単位
	英語B	1	第1外国語 前学期 後学期各1単位 第2外国語 前学期 後学期各1単位
	ドイツ語I	2	
	ドイツ語II	2	
	ドイツ語III	2	
	フランス語I	2	
	フランス語II	2	
	フランス語III	2	
	中国語I	2	
	中国語II	2	
	中国語III	2	
	朝鮮語I	2	
	朝鮮語II	2	
	朝鮮語III	2	
	日本語I	2	外国人留学生のための科目
	日本語II	2	
	日本語III	2	
健康・スポーツ科目	スポーツ科学講義	2	
	スポーツ科学演習	2	
	健康科学講義	2	
	健康科学演習	2	
	スポーツ実習	1	前学期、後学期各1単位
情報処理科目	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習I	1	
	情報基礎演習II	1	

備考 1 外国語科目、情報基礎演習I及び情報基礎演習IIの単位の計算は、学則第27条第1項第2号のただし書による。

2 外国人留学生が外国語科目を履修する場合は、次に定めるところによる。

(1) 母国語を選択しないこと。

(2) 日本語を選択する場合は、第1外国語又は第2外国語のいずれか一つに限ること。

(3) 日本語を第1外国語として選択する場合は、1年次に日本語I、日本語II各2単位を、2年次に日本語III2単位を修得し、第2外国語とする場合は、1年次に日本語I、日本語II各2単位を修得するものとする。

3 別途定める「外国語学研修の全学教育科目の単位認定に関する実施要項」に基づいて実施された海外語学研修で修得した単位を、履修規定別表(第3条関係)に掲げる外国語科目的単位数として含めることができる。

別表III（第9条関係）

外国人留学生のための授業科目及び単位数表

授業科目	単位
日本事情I	2
日本事情II	2
日本事情III	2

備考 上記の授業科目について修得した単位は、履修規程別表(第3条関係)に掲げる主題科目的単位数として含めることができる。この場合において、上記3科目6単位を修得したときは、この細則第3条第4項により登録した主題分野について修得すべき8単位のうちの6単位に振り替えることができる。ただし、残余の2単位は、いずれかの主題分野から修得しなければならない。



文化教育学部長
國 次 太 郎

教 文
育 化



◎佐賀大学文化教育学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成5年12月17日全部改正)第3条第3項の規定に基づき、佐賀大学文化教育学部(以下「本学部」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

(課程及び選修)

第2条 本学部に次の課程及び選修を置く。

学校教育課程

教育学選修

教育心理学選修

教科教育選修

障害児教育選修

数学選修

理科選修

音楽選修

国際文化課程

日本・アジア文化選修

欧米文化選修

人間環境課程

生活・環境・技術選修

健康福祉・スポーツ選修

美術・工芸課程

美術・工芸選修

(入学)

第3条 本学部に入学することのできる者は、佐賀大学学則第18条及び第23条に定めるところによる。

2 編入学、転入学及び再入学に関する事項は、佐賀大学文化教育学部編入学等規程(平成8年10月15日制定)の定めるところによる。

(選修の決定)

第4条 学生が所属する選修の決定は、入学時に行うものとする。ただし、次の選修の決定については、入学後に行うものとする。

学校教育課程

教育学選修

教育心理学選修

国際文化課程

日本・アジア文化選修

欧米文化選修

人間環境課程

生活・環境・技術選修

健康福祉・スポーツ選修

2 選修の変更は、原則として認めない。

(教育課程の編成)

第5条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもつて編成する。

教養教育科目、

共通基礎教育科目

専門教育科目

- 2 教養教育科目は、フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。
- 3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
- 4 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

(履修方法)

第6条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目、共通基礎教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

- 2 教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学全学教育科目履修規程（平成5年12月17日制定）及び佐賀大学文化教育学部履修細則（平成8年10月15日制定）の定めるところによる。
- 3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学文化教育学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第8条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。
- 3 成績は、優・良・可・不可の評語をもつて表し、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第9条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うこととする。

- 2 追試験及び再試験については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第10条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修による修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学した者の履修科目等の認定)

第11条 編入学、転入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第12条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第5条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第13条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第14条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（昭和57年4月16日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第15条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第16条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成6年6月24日制定）の定めるところによる。

(公開講座)

第17条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日において現に在学する者（以下この頃において「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、従前の例による。
別表（第6条第1項関係）

課 程	教養教育科目		共通基礎教育科目						小計	専門教育科目		小計	合計			
	フレッショ マンセ ミナー	主題 科目	外国語科目		健康・スポーツ 科目		情報処理科目			専門 基礎 科目	専門 科目					
			第1	第2	講 義 ・演習	実習	講義	演習								
学校教育課程	2	20	6		2	2	2	1	35	6	87	93	128			
国際文化課程	2	20	6		2	2	2	1	35	6	83	89	124			
人間環境課程	2	20	6		2	2	2	1	35	6	83	89	124			
美術・工芸課程	2	20	6		2	2	2	1	35	6	83	89	124			

●佐賀大学文化教育学部履修細則

(趣旨)

第1条 文化教育学部学生の教養教育科目、共通基礎教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則、佐賀大学全学教育科目履修規程及び佐賀大学文化教育学部規程に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(教養教育科目)

第2条 教養教育科目における主題科目的履修については、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」の中から6単位以上を、「数理と自然」、「科学技術と生産」の中から6単位以上を修得しなければならない。

2 学校教育課程の学生は、「現代社会の構造」の分野から現代の法と社会（日本国憲法）2単位を修得しなければならない。

(共通基礎教育科目)

第3条 共通基礎教育科目における外国語科目は、英語を履修しなければならない。ただし、外国人留学生については、この限りではない。

2 共通基礎教育科目における情報処理科目は、情報基礎概論及び情報基礎演習Ⅰを履修しなければならない。

(専門教育科目)

第4条 課程・選修別の専門教育科目の修得単位数は別表Ⅰのとおりとする。

2 学校教育課程の専門教育科目の履修は、別表Ⅱ及び別表ⅢA～別表ⅢGによる。

3 国際文化課程の専門教育科目の履修は、別表ⅣA又は別表ⅣBによる。

4 人間環境課程の専門教育科目の履修は、別表ⅤA又は別表ⅤBによる。

5 美術・工芸課程の専門教育科目の履修は、別表Ⅵによる。

6 教員免許状取得のための授業科目は別表Ⅶのとおりとする。

7 各年度における授業科目の履修年次及び配当学期は、別に定めるものとする。

8 転入学、編入学又は再入学した者の履修方法等については、別に定めるものとする。

9 外国人留学生は、別表Ⅷに定める科目を各課程・選修に定める自由選択科目の一部として履修することができる。

(卒業研究)

第5条 卒業研究に関する細目は、別に定めるものとする。

(教員免許状)

第6条 教員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については、別に定めるものとする。

(履修手続)

- 第7条 学生は、履修届を、前学期、後学期ともに所定の期間内に教務係へ提出しなければならない。
- 2 履修届を提出しない場合は、当該学期に受講したすべての授業科目の単位は、認定されない。
 - 3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(追試験及び再試験)

- 第8条 やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目で、担当教員の承認を得たのち、所定の願書を提出したものについては、追試験を行うことがある。
- 2 再試験は原則として行わない。ただし、不合格と判定された授業科目で、担当教員の承認を得たのち、所定の願書を提出したものについては、1回限り再試験を行うことがある。
 - 3 追試験又は再試験の願書は、指定の期日までに提出しなければならない。

(雑則)

- 第9条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

別表I (第4条第1項関係)

課程・選修別の専門教育科目の修得単位数

課程・選修	専門基礎科目 (必修)	専門科目								合計	
		課程共通科目 (必修)	学校教育科目 又は教育科目 (必修)	専門科目 (必修)	情報処理科目 (必修)	選修科目		自由選択科目 (選択)	卒業研究 (必修)		
						(必修)	(選択)	(選択)			
学校教育課程	教育学選修	6	6	51			8	8	10	4	93
	教育心理学選修	6	6	51			12	8	6	4	93
	障害児教育選修	6	6	51			8	10	8	4	93
	教科教育選修	6	6	51			6	10	10	4	93
	数学選修	6	6	51			12	10	4	4	93
	理科選修	6	6	51			16	8	2	4	93
	音楽選修	6	6	51			10	4	12	4	93
国際文化課程	日本・アジア文化選修	6	4		10		16	22	25	6	89
	欧米文化選修	6	4		10		12	26	25	6	89
人間環境課程	生活・環境・技術選修	6	4			4	12	39	18	6	89
	健康福祉・スポーツ選修	6	4			4	17	34	18	6	89
美術・工芸課程		6	4	4			24	25	20	6	89

別表II (第4条第2項関係)

學校教育課程專門教育科目（各選修共通）

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	現代教育論	2		
	生涯発達論	2		
	国際文化論	2		
	生活文化論	2		
	小計	6		
課程共通科目	教職概説	2		
	教育臨床心理学	2		
	授業実践論	2		
	小計	6		
専門科目	小学国語	1		
	小学書写	1		
	小学社会	2		
	数学概説	2		
	理科講義及び実験	2		
	生活科概説	2		
	小学声楽	1		
	小学ピアノ	1		
	小学図画	1		
	小学工作	1		
	小学体育 I	1		
	小学体育 II	1		
	小学家庭 I	1		
	小学家庭 II	1		
	教授・学習過程論	2		
	道徳教育の研究	2		
	特別活動の研究	2		
	初等国語科教育法 I	1		
	初等国語科教育法 II	1		
	初等社会科教育法 I	1		
	初等社会科教育法 II	1		
	算数科教育法 I	1		
	算数科教育法 II	1		
	初等理科教育法 I	1		
	初等理科教育法 II	1		
	初等理科教育法 III	1		
	生活科教育法	2		
	初等音楽科教育法 I	1		
	初等音楽科教育法 II	1		
	図工科教育法 I	1		
	図工科教育法 II	1		
	体育科教育法 I	1		
	体育科教育法 II	1		
	初等家庭科教育法 I	1		
	初等家庭科教育法 II	1		
	カウンセリング	2		
	総合演習（人権文化）	2		
	総合演習（国際理解）	2		
	総合演習（地域文化）	2		
	総合演習（環境）	2		
	総合演習（健康福祉）	2		
	総合演習（情報）	2		
	小学校教育実習	5		事前・事後指導を含む。
	小計	51		

別表III A (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目（教育学選修）

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		6		
課程共通科目	別表IIのとおり	6		
学校教育科目		51		
専門科目	選修科目			選択科目として、8単位以上を修得しなければならない。
	教育社会学	2		
	人権教育論	2		
	教育相談心理学	2		
	生徒指導論	2		
	教育学研究法		2	
	教育学講読演習		2	
	教育学課題研究		2	
	教育思想史		2	
	人権意識論		2	
	教育方法学概説		2	
	視聴覚教育		2	
	教育制度論		2	
	学校・学級經營論		2	
	臨床教育学		2	
	社会教育概論I		2	
	社会教育概論II		2	
	社会教育計画I		2	
	社会教育計画II		2	
	社会教育実習		2	
	高齢化と生涯教育		2	
	生涯教育演習		2	
	国際化と生涯教育		2	
	図書館概説		2	
	教育学特殊講義		2	
	小計	8	8	
	自由選択科目		10	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究	4		
	合計		93	

別表III B..(第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目（教育心理学選修）

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	別表IIのとおり	6		
		6		
		51		
専門科目	教育社会学	2		選択科目として、8単位以上を修得しなければならない。
	人権教育論	2		
	教育相談心理学	2		
	生徒指導論	2		
	心理学実験 I	1		
	心理学実験 II	1		
	教育統計 I	2		
	基礎心理学ゼミナール	2		
	発達心理学ゼミナール	2		
	心の健康	2		
	教育統計 II	2		
	心理学研究法	2		
	乳幼児心理学	2		
	言語心理学	2		
	学習心理学	2		
	教育評価	2		
	発達神経心理学	2		
	教育測定法	2		
	学習心理学演習	2		
	臨床心理学演習	2		
	教育心理学演習	2		
	教育心理学特殊講義	2		
小計		12	8	
自由選択科目			6	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
卒業研究		4		
合計		93		

別表III C (第4条第2項関係)

學校教育課程專門教育科目（障礙兒教育選修）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	課程共通科目	別表IIのとおり	6		
	学校教育科目		6		
			51		
専門科目	選修科目	障害児教育 障害児心理学 障害児教育社会学 精神遅滞児心理学 障害児病理学 障害児保健学 精神遅滞児教育 障害児学習指導法 心理療法 障害児教育実習 障害児教育史 障害児診断法 障害児教育演習 養護学校観察 人格測定法 障害児心理学演習 障害児心理学実験 小児医学 大脳生理学 心身医学 視聴覚教育 障害児教育特殊講義	2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 2 2 1 2 2 1 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 2 2 1 2 2 1 2 2 2	選修選択科目として、10単位以上を修得しなければならない。
		小計	8	10	
卒業研究	自由選択科目			8	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	合計		4		
			93		

別表ⅢD (第4条第2項関係)

學校教育課程專門教育科目（教科教育選修）

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	別表IIのとおり	6		
		6		
		51		
専門選修科目	教科発達心理論	2		
	教科教育授業設計論	2		
	教科教育情報論	2		
	国語科教育学	2		
	国語教育学演習	2		
	国語科書写教育学	2		
	国語科教育課題研究 I	2		
	国語科教育課題研究 II	2		
	日本語表現論	2		
	日本文学史 I	2		
	社会科教育学	2		
	社会科教育学演習	2		
	社会科教育課題研究 I	4		
	社会科教育課題研究 II	4		
	社会科教育課題研究 III	4		
	日本史要説	2		
	人文地理学	2		
	数学教育学	2		
	数学教育学演習	2		
	代数学基礎 I	2		
	幾何学基礎 I	2		
	解析学基礎 I	2		
	確率論基礎	2		
	理科教育学	2		
	理科教育学演習	2		
	理科教育課題研究 I	2		
	理科教育課題研究 II	2		
	化学概論	2		
	化学実験	2		
	音楽教育学	2		E
	音楽科教育課題研究 I	2		
	音楽科教育課題研究 II	2		
	音楽教育学内容論 I (比較音楽表現)	2		
	音楽教育学内容論 II (ミュージックテクノロジー)	2		
	音楽教育実践論	2		F
	美術教育学	2		
	美術教育学演習	2		

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	基礎デザイン	2		F
	素描 I	2		
	世界の美術	2		
	保健体育教育学	2		
	保健体育教育学演習	2		
	体育科教育課題研究 I	2		
	体育科教育課題研究 II	2		
	スポーツ I A 1	1		A 1 体操
	スポーツ I A 2	1		A 2 体操競技
	スポーツ I A 3	1	2	A 3 水泳
	スポーツ I A 4	1		A 4 陸上競技
	スポーツ I B 1	1		B 1 バスケットボール
	スポーツ I B 2	1		B 2 サッカー
	スポーツ I B 3	1	2	B 3 バレー・ボーラー
	スポーツ I C 1	1		C 1 ダンス
	家庭科教育学	2		
	家庭科教育学演習	2	4	
	家庭科教育学課題研究 A	2		H
	家庭科教育学課題研究 B	2	6	
	保育学 I	2		
	現代社会の家族	2		
	技術教育学	2		
	技術教育学演習	2		I
	情報技術教育課題研究	2		
	生活環境電磁気学	2		
	ヒューマンエレクトロニクス I	2		
	プログラミング演習 II	2		
	英語教育学	2		J
	英語教育学演習	2		
	英語科教育課題研究	2		
	英語学概論 I	2		
	英語音声学 I	2		
小計		6	10	
自由選択科目			10	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
卒業研究		4		
合計		93		

別表III E. (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目（数学選修）

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	別表IIのとおり	6		
		6		
		51		
専門選修科目	身のまわりの数学	2		選修選択科目として、10単位以上を修得しなければならない。
	コンピュータI	2		
	代数学基礎I	2		
	幾何学基礎I	2		
	解析学基礎I	2		
	確率論基礎	2		
	身近な現象のサイエンス		2	
	コンピュータII		2	
	統計学基礎		2	
	確率論		2	
	統計学		2	
	応用数学		2	
	代数学基礎II		2	
	代数学I		2	
	代数学II		2	
	代数学III		2	
	代数学IV		2	
	幾何学基礎II		2	
	幾何学I		2	
	幾何学II		2	
	幾何学III		2	
	幾何学IV		2	
	解析学基礎II		2	
	解析学I		2	
	解析学II		2	
	解析学III		2	
	解析学IV		2	
	コンピュータ研究基礎		2	
	代数学研究基礎		2	
	幾何学研究基礎		2	
	解析学研究基礎		2	
	統計学研究基礎		2	
	コンピュータ領域研究I		2	
	コンピュータ領域研究II		2	
	代数学領域研究I		2	
	代数学領域研究II		2	
	幾何学領域研究I		2	
	幾何学領域研究II		2	
	解析学領域研究I		2	

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	解析学領域研究II		2	
	統計学領域研究I		2	
	統計学領域研究II		2	
	情報社会と倫理		2	
	コンピュータハードウェア		2	
	コンピュータ演習I		2	
	コンピュータソフトウェア		2	
	コンピュータ演習II		2	
	計測・制御実験		2	
	情報システム論		2	
	情報システム演習I		2	
	情報システム演習II		2	
	統計情報システム		2	
	情報ネットワーク論I		2	
	情報ネットワーク演習I		2	
	情報ネットワーク論II		2	
	情報ネットワーク演習II		2	
	情報メディア論		2	
	マルチメディアを用いた图形処理		2	
	計算機シミュレーション		2	
	画像解析		2	
	デジタル画像論		2	
	情報と職業		2	
小計		12	10	
自由選択科目			4	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
卒業研究		4		
合計		93		

別表III F (第4条第2項関係)

學校教育課程專門教育科目（理科選修）

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	別表IIのとおり	6		
		6		
		51		
専門選修科目	身近な現象のサイエンス	2		いずれか6単位選択必修。 超過単位は選修選択科目単位とすることができる。
	物理学通論III	1		
	物理学通論IV	1		
	化学通論I	1		
	化学通論II	1		
	生物学通論I	1		
	生物学通論II	1		
	地学通論I	1		
	地学通論II	1		
	物理学基礎実験I	1		
	物理学基礎実験II	1		
	化学基礎実験I	1		
	化学基礎実験II	1		
	生物学基礎実験I	1		
	生物学基礎実験II	1		
	地学基礎実験I	1		
	地学基礎実験II	1		
	身のまわりの数学	2		選修選択科目として、8単位以上を履修しなければならない。
	物理学通論I	1		
	物理学通論II	1		
	力学	2		
	電磁気学	2		
	原子物理	2		
	放射線科学	2		
	固体物理	2		
	電子物性	2		
	理科コンピュータ演習	2		
	化学通論III	1		
	化学通論IV	1		
	無機化学	2		
	物質環境科学	2		
	物理化学	2		
	有機化学	2		
	分析化学	2		
	生物学通論III	1		
	生物学通論IV	1		
	生命科学	2		
	植物分類学	2		
	植物分類学演習	2		

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	動物生理学		2	
		分子生物学		2	
		動物生態学		2	
		臨海生物学		2	
		地学通論III		1	
		地学通論IV		1	
		地球環境科学		2	
		進化古生物学		2	
		岩石鉱物学		2	
		天文学		2	
		地学巡検		2	
	小計		16	8	
自由選択科目				2	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合計			93		

別表III G (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目（音楽選修）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	課程共通科目	別表IIのとおり	6		
			6		
			51		
専門科目	選修科目	ソルフェージュI	1		
		ピアノI	1		
		合唱I	1		
		和声学I	1		
		指揮法I	1		
		弦楽合奏I	1		
		音楽史II	2		
		音楽心理学	2		
		音楽教育学		2	選修選択科目として、4単位以上を修得しなければならない。
		音楽科教育課題研究II		2	
		音楽教育学内容論I (比較音楽表現)		2	
		音楽教育学内容論II (ミュージックテクノロジー)		2	
		音楽教育実践論		2	
		ソルフェージュII		1	
		声楽I		1	
		声楽II		1	
		声楽III		1	

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	声楽IV		1	
	声楽V		1	
	声楽VI		1	
	声楽VII		1	
	声楽VIII		1	
	合唱II		1	
	ピアノII		1	
	ピアノIII		1	
	ピアノIV		1	
	ピアノV		1	
	ピアノVI		1	
	ピアノVII		1	
	ピアノVIII		1	
	弦楽器I		1	
	弦楽器II		1	
	弦楽器III		1	
	弦楽器IV		1	
	弦楽合奏II		1	
	木管楽器I		1	
	木管楽器II		1	
	金管・打楽器I		1	
	金管・打楽器II		1	
	管楽合奏I		1	
	管楽合奏II		1	
	伴奏法I		1	
	伴奏法II		1	
	指揮法II		1	
	音楽通論		2	
	音楽史I		2	
	音楽形式論		2	
	音楽学演習		2	
	和声学II		1	
	対位法I		1	
	対位法II		1	
	編曲法		1	
	作曲法		1	
	歌曲歌詞講読I		2	
	歌曲歌詞講読II		2	
	日本伝統音楽概説		2	
	日本伝統音楽実習I		1	
	日本伝統音楽実習II		1	
小計		10	4	
自由選択科目			12	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
卒業研究		4		
合計		93		

別表IV A (第4条第3項関係)

国際文化課程専門教育科目（日本・アジア文化選修）

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	国際文化論	2		
	現代教育論	2		
	生涯発達論	2	4	
	生活文化論	2		
	小計	6		
課程共通科目	日本・アジアの社会と文化	2		
	欧米の社会と文化	2		
	小計	4		
専門科目	英語1	1		履修方法は、次のいずれかによる。 1) ドイツ語、フランス語、中国語又は朝鮮語の中から1つを選び、10単位を修得する。 2) ドイツ語、フランス語、中国語又は朝鮮語の中の1つから6単位及び英語から4単位の計10単位を修得する。
	英語2	1	0又は4	
	英語3	1		
	英語4	1		
	ドイツ語1	1		
	ドイツ語2	1		
	ドイツ語3	1		
	ドイツ語4	1		
	ドイツ語5	1	0,6	
	ドイツ語6	1	又は10	
	ドイツ語7	1		
	ドイツ語8	1		
	ドイツ語9	1		
	ドイツ語10	1		
	フランス語1	1		
	フランス語2	1		
	フランス語3	1		
	フランス語4	1		
	フランス語5	1	0,6	
	フランス語6	1	又は10	
	フランス語7	1		
	フランス語8	1		
	フランス語9	1		
	フランス語10	1		
	中国語1	1		外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については、別に定める。
	中国語2	1		
	中国語3	1		
	中国語4	1		
	中国語5	1	0,6	
	中国語6	1	又は10	
	中国語7	1		
	中国語8	1		
	中国語9	1		
	中国語10	1		

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門外国语科目	朝鮮語1	1		
	朝鮮語2	1		
	朝鮮語3	1		
	朝鮮語4	1		
	朝鮮語5	1	0, 6	
	朝鮮語6	1	又は10	
	朝鮮語7	1		
	朝鮮語8	1		
	朝鮮語9	1		
	朝鮮語10	1		
小計		10		
専門科目	〈A群〉			
	東アジア国際関係史	2		〈A群〉から12単位選択必修。
	日中比較文化論	2		
	国際経済論	2		
	言語学要論	2		
	中国の言語と文化	2		
	朝鮮の社会と文化	2		
	東南アジアの国家と社会	2		
	日本の言語と文化	2		
	日中比較思想論	2		
	日本社会経済史	2		
	〈B群〉			
	日本前近代史演習I	2		〈B群〉から4単位選択必修。
	日本前近代史演習II	2		
	日本近現代史演習I	2		
	日本近現代史演習II	2		
	日本古典文学演習I	2		
	日本古典文学演習II	2		
	日本古典文学演習III	2		
	日本古典文学演習IV	2		
	日本近代文学演習I	2		
	日本近代文学演習II	2		
	日本語史演習I	2		
	日本語史演習II	2		
	日本語学演習	2		
	日本語学演習II	2		
	中国思想史演習I	2		
	中国思想史演習II	2		
	中国文学演習I	2		
	中国文学演習II	2		
	中国語学演習I	2		
	中国語学演習II	2		
	東洋史演習I	2		

区分	授業科目	必修	選択	備考
	東洋史演習II	2		
	国際政治学演習I	2		
	国際政治学演習II	2		
	朝鮮学演習I	2		
	朝鮮学演習II	2		
	東南アジア学演習I	2		
	東南アジア学演習II	2		
	国際経済論演習I	2		
	国際経済論演習II	2		
	セム語学演習I	2		
	セム語学演習II	2		
専門科目	アジア経済論		2	選修選択科目として、22単位以上を修得しなければならない。
	日本史上の市（いち）と都市		2	
	近代日本の社会と国家		2	
	日本史要説		2	
	日本近現代史		2	
	日本文学史I		2	
	日本文学史II		2	
	日本古典文学論		2	
	日本近代文学論		2	
	日本文学環境論		2	
	地域文化と日本文学		2	
	現代日本語論		2	
	日本語要説		2	
	日本語史		2	
	日本語表現論		2	
	日本語文法論		2	
	日本語音声学		2	
	西アジアの言語		2	
	西アジアの文化		2	
	中国思想史I		2	
	中国思想史II		2	
	中国文学史論		2	
	中国語読解研究		2	
	中国近現代文学研究		2	
	日中交渉史		2	
	東洋史要説		2	
	東南アジア国際関係論		2	
	朝鮮政治文化論		2	
	朝鮮現代政治史		2	
	朝鮮史		2	
	日朝関係史		2	
	政治学		2	
	国際政治学要論		2	

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	西洋史要説		2	
		法学要論		2	
		社会学要論		2	
		経済学要論		2	
		哲学要論 I		2	
		哲学要論 II		2	
		人文地理学		2	
		自然地理学		2	
		世界地誌		2	
		海外実習		2	
		小計	16	22	
自由選択科目				25	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合計			89		

別表IV B (第4条第3項関係)

国際文化課程専門教育科目 (欧米文化選修)

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	専門基礎科目	国際文化論	2		
		現代教育論	2		
		生涯発達論	2	4	
		生活文化論	2		
	小計		6		
専門共通科目	日本・アジアの社会と文化		2		
	欧米の社会と文化		2		
	小計		4		
専門科目	専門外國語科目	英語 1	1		履修方法は、次のいずれかによる。 1) ドイツ語、フランス語、中国語又は朝鮮語の中から 1つを選び、10単位を修得する。 2) ドイツ語、フランス語、中国語又は朝鮮語の中の 1つから 6 単位及び英語から 4 単位の計10単位を修得する。
		英語 2	1		
		英語 3	1	0 又は 4	
		英語 4	1		
		ドイツ語 1	1		
		ドイツ語 2	1		
		ドイツ語 3	1		
		ドイツ語 4	1		
		ドイツ語 5	1	0, 6	
		ドイツ語 6	1	又は 10	
	ドイツ語 7		1		
	ドイツ語 8		1		
	ドイツ語 9		1		
	ドイツ語 10		1		

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	フランス語1	1		外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については、別に定める。
	フランス語2	1		
	フランス語3	1		
	フランス語4	1		
	フランス語5	1	0, 6	
	フランス語6	1	又は10	
	フランス語7	1		
	フランス語8	1		
	フランス語9	1		
	フランス語10	1		
	中国語1	1		
	中国語2	1		
	中国語3	1		
	中国語4	1		
	中国語5	1	0, 6	
	中国語6	1	又は10	
	中国語7	1		
	中国語8	1		
	中国語9	1		
	中国語10	1		
選修科目	朝鮮語1	1		選修選択科目として、26単位以上修得しなければならない。
	朝鮮語2	1		
	朝鮮語3	1		
	朝鮮語4	1		
	朝鮮語5	1	0, 6	
	朝鮮語6	1	又は10	
	朝鮮語7	1		
	朝鮮語8	1		
	朝鮮語9	1		
	朝鮮語10	1		
小計		10		
選修科目	ヨーロッパ文化論	2		選修選択科目として、26単位以上修得しなければならない。
	異文化間コミュニケーション論	2		
	近代欧米文学論I	2		
	国際連合論	2		
	欧米の法と道徳I	2		
	欧米社会経済思想史I	2	12	
	現代ヨーロッパ社会論	2		
	芸術文化論	2		
	近代西洋思想	2		
	哲学要論I	2		
	イギリス政治史	2		
	比較文化概論		2	
	近代欧米文学論II		2	

区 分	授 業 科 目	必修	選 �chio	備 考
専 門 科 目	歐米文化論	2		
	異文化理解 I	1		
	異文化理解 II	1		
	異文化理解 III	1		
	異文化理解演習 A I	2		
	異文化理解演習 A II	2		
	日独異文化理解演習	4		
	文学と精神分析	2		
	ジエングー学	2		
	英米文学理論	2		
	英米文化事情 I	1		
	英米文化事情 II	1		
	イギリス文化論	2		
	現代イギリス事情	2		
	イギリス文学 I	2		
	イギリス文学 II	2		
	イギリス文学 III	2		
	アメリカ文化論	2		
	アメリカ文学 I	2		
	アメリカ文学 II	2		
	英米文学講読 I	1		
	英米文学講読 II	1		
	英米文学講読 III	1		
	英米文学講読 IV	1		
	英文学史 I	2		
	英文学史 II	2		
	古英語初步	2		
	中世英文学	2		
	英文学演習 I	1		
	英文学演習 II	1		
	英文学演習 III	1		
	英文学演習 IV	1		
	英文学演習 V	1		
	米文学演習 I	1		
	米文学演習 II	1		
	英語史 I	2		
	英語史 II	2		
	英語学概論 I	2		
	英語学概論 II	2		
	英語音声学 I	2		
	英語音声学 II	2		
	スピーチ・コミュニケーション論	2		
	対照言語学	2		
	英語意味論	2		

区 分	授 業 科 目	必 修	選 抹	備 考
専 門 科 目	英語音声学演習 I		1	
	英語音声学演習 II		1	
	英語音声学演習 III		1	
	英語音韻論		2	
	英文法演習 I		1	
	英文法演習 II		1	
	英文法演習 III		1	
	英語学演習 I		1	
	英語学演習 II		1	
	英語学演習 III		1	
	日英異文化コミュニケーション I		2	
	日英異文化コミュニケーション II		2	
	英語オーラルコミュニケーション I		1	
	英語オーラルコミュニケーション II		1	
	英語オーラルコミュニケーション III		1	
	英語パブリックスピーチング I		1	
	英語パブリックスピーチング II		1	
	英語論文構成 I		1	
	英語論文構成 II		1	
	英作文演習 I		1	
	英作文演習 II		1	
	現代ドイツ事情 I		2	
	現代ドイツ事情 II		2	
	日独異文化間コミュニケーション論		2	
	ドイツ語表現論		2	
	ドイツ語文法論		2	
	ドイツ文学史		2	
	ドイツ文学		2	
	ドイツ文化論 I		2	
	ドイツ文化論 II		2	
現代フランス事情		2		
フランス文化論		2		
フランス文学史		2		
フランス文学理論		2		
フランス文学 I		2		
フランス文学 II		2		
フランス語学		2		
フランス語文法論		2		
ジャーナリズム論		2		
欧米文化論演習 I		1		
欧米文化論演習 II		1		
欧米文化論演習 III		1		
欧米文化論演習 IV		1		
欧米社会経済思想史 II		2		

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	欧米社会経済思想史演習 I		2	
	欧米社会経済思想史演習 II		2	
	近代ヨーロッパの国家と社会		2	
	中世ヨーロッパの国家と社会		2	
	近代ヨーロッパ社会史		2	
	西洋史要説		2	
	西洋中世史演習 I		2	
	西洋中世史演習 II		2	
	西洋近代史演習 I		2	
	西洋近代史演習 II		2	
	欧米の法と道徳 II		2	
	法と責任		2	
	現代の罪と罰		2	
	国際社会の法と秩序 I		2	
	国際社会の法と秩序 II		2	
	法学要論		2	
	法学演習 I		2	
	法学演習 II		2	
	近代西欧法思想史演習 I		2	
	近代西欧法思想史演習 II		2	
	社会学要論		2	
	環境と人間の組織社会学		2	
	社会調査実習		2	
	経済学要論		2	
	市民社会と倫理		2	
	倫理学要論		2	
	倫理学演習 I		2	
	倫理学演習 II		2	
	哲学要論 II		2	
	哲学要論 III		2	
	プラトン哲学 I		2	
	プラトン哲学 II		2	
	西洋古代哲学演習 I		2	
	西洋古代哲学演習 II		2	
	美学思想史		2	
	現代美学論		2	
	美学演習 I		2	
	美学演習 II		2	
	都市システム論		2	
	日本の地理と風土		2	
	人文地理学		2	
	自然地理学		2	
	世界地誌		2	
	集落実地調査		2	

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	地理学フィールドワーク実習		2	
	アジア経済論		2	
	国際経済論		2	
	日本史上の市（いち）と都市		2	
	近代日本の社会と国家		2	
	日本史要説		2	
	日本社会経済史		2	
	文献資料・遺構に見る交流の考古学		2	
	古墳文化研究演習		2	
	日本前近代史演習 I		2	
	日本前近代史演習 II		2	
	日本近現代史		2	
	日本近現代史演習 I		2	
	日本近現代史演習 II		2	
	東南アジアの国家と社会		2	
	東南アジア学演習 I		2	
	東南アジア学演習 II		2	
	日中交渉史		2	
	東洋史要説		2	
	東アジア国際関係史		2	
	朝鮮史		2	
	東洋史演習 I		2	
	東洋史演習 II		2	
	東南アジア国際関係論		2	
	政治学		2	
	国際政治学要論		2	
	朝鮮政治文化論		2	
	朝鮮現代政治史		2	
小計		12	26	
自由選択科目			25	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
卒業研究		6		
合計		89		

別表VA (第4条第4項関係)

人間環境課程専門教育科目（生活・環境・技術選修）

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	現代教育論 生涯発達論 国際文化論 生活文化論	2 2 2 2 6		
	小計	6		
課程共通科目	生活経営論 自然環境論 健康福祉論	2 2 2 4		
	小計	4		
情報処理科目	情報処理演習Ⅰ 情報処理演習ⅡA 情報処理演習ⅡB	2 2 2 2		選修必修科目として、A群を選択する者は「情報処理演習ⅡA」を、B群を選択する者は「情報処理演習ⅡB」を修得しなければならない。
	小計	4		
専門選修科目	(A群必修科目) 生活環境概説 生活経済学 生活環境化学 日本の地理と風土 被服衛生学 食文化論	2 2 2 2 2 2		選修必修科目としてA群又はB群(選修必修6単位を含む)から12単位を修得しなければならない。
	(B群必修科目) 環境・技術セミナー 環境問題と対策 環境情報処理論 水と空気の運動学 物質環境科学 生物科学 地球環境科学 ヒューマンエレクトロニクスⅠ エネルギー環境論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 6		A群必修科目及びB群必修科目の内で12単位を超えて修得した単位は選修選択科目の単位数に含めることができる。
専門選修科目	(A群関連科目) 人文地理学 西ヨーロッパの地理と風土 世界地誌 都市システム論 地理情報システム演習Ⅰ 地理情報システム演習Ⅱ 自然地理学 集落実地調査 地理学フィールドワーク実習 文献資料・遺構に見る交流の考古学		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	選択科目については、A群・B群に関わらずすべての関連科目から履修できる。

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	北部九州地域論		2	
	古墳文化研究演習		2	
	社会学要論		2	
	環境と人間の組織社会学		2	
	環境社会学		2	
	社会調査実習		2	
	生活と法律		2	
	現代社会の家族		2	
	老年家族学		2	
	保育学 I		2	
	保育学 II		2	
	フェミニズム論		2	
	衣生活科学概論		2	
	衣生活材料学		2	
	衣生活環境学		2	
	衣生活科学実験		2	
	被服学		2	
	被服衛生学演習		2	
	被服新素材論		2	
	被服新素材演習		2	
	服飾文化論		2	
	服飾文化演習		2	
	服飾制作基礎実習		2	
	服飾制作実習		2	
	食物学		2	
	食品学		2	
	栄養学		2	
	食品・栄養学実験		2	
	食環境論		2	
	調理文化論		2	
食生活実習		2		
フードコーディネイト実習		2		
調理学実験		2		
生活材料化学		2		
住宅デザイン論		2		
生活環境機器		2		
就業体験実習		2		
(B群関連科目)				
環境法要論 I		2		
環境法要論 II		2		
環境法演習 I		2		
環境法演習 II		2		
環境行政		2		
環境保全概論		2		

区 分	授 業 科 目	必 修	選 �chio	備 考
専 門 科 目	環境熱学		2	
	原子物理		2	
	放射線科学		2	
	無機環境化学		2	
	物理化学		2	
	環境物理化学		2	
	有機環境化学		2	
	植物分類学		2	
	動物生理学		2	
	生命科学		2	
	古環境学		2	
	古環境学実験		2	
	進化古生物学		2	
	気象環境科学		2	
	科学者と歴史		2	
	物理学基礎実験 I		1	
	物理学基礎実験 II		1	
	環境化学実験 I		1	
	環境化学実験 II		1	
	生物学実験 I		1	
	生物学実験 II		1	
	地学実験 I		1	
	地学実験 II		1	
	地球科学実験		2	
	地学巡査		2	
	水環境論		2	
	環境科学特別講義		2	
	環境システム制御		2	
	情報システム演習 III		2	
	生活機器製図概論		2	
	生活環境デザイン		2	
	福祉メカトロニクス I		2	
	福祉メカトロニクス II		2	
	福祉メカトロニクス実験		2	
	生活環境電磁気学		2	
	住環境材料工学		2	
	環境電気機器概論		2	
	環境電気機器実験		2	
	ヒューマンエレクトロニクス II		2	
	ヒューマンエレクトロニクス実験		2	
	プログラミング演習 I		2	
	プログラミング演習 II		2	
	就業体験実習		2	

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	(福祉関連科目)			
		社会福祉原論	4		
		社会保障論	4		
		老人福祉論	4		
		地域福祉論	2		
		公的扶助論	2		
		介護概論	2		
		障害者福祉論	4		
		児童福祉論	4		
		社会福祉援助技術論	8		
		社会福祉援助技術演習	8		
		社会福祉援助技術現場実習	4		
		社会福祉援助技術現場実習指導	2		
		医学一般	4		
		小計	12	39	
自由選択科目					本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合計			89		

別表 V B (第4条第4項関係)

人間環境課程専門教育科目 (健康福祉・スポーツ選修)

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	専門基礎科目	現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		国際文化論	2		
		生活文化論	2		
	小計		6		
専門科目	課程共通科目	生活経営論	2		
		自然環境論	2		
		健康福祉論	2		
	小計		4		
門科	情報処理科目	情報処理演習 I	2		
		情報処理演習 II C	2		
	小計		4		
専門科目	選修科目	健康教育概論	2		
		レクリエーション概論	2		
		地域福祉論	2		
		運動生理学	2		
		体育原理	2		
		運動学	2		

区 分	授 業 科 目	必 修	選 �chio	備 考
専 門 科 科 目	トレーニング科学	2		選修必修科目の理論は8科目から4単位取得、実技はA～Eの3グループ以上から5単位以上取得しなければならない。
	スポーツ経営学	2		
	精神保健	2		
	社会福祉原論	4		
	介護概論	2		
	福祉教育論	2		
	スポーツⅠ A 1	1		
	スポーツⅠ A 2	1		
	スポーツⅠ A 3	1		
	スポーツⅠ A 4	1		
	スポーツⅠ B 1	1		
	スポーツⅠ B 2	1		
	スポーツⅠ B 3	1		
	スポーツⅠ B 4	1		
	スポーツⅠ C 1	1		
	スポーツⅠ C 2	1		
	スポーツⅠ C 3	1		
	スポーツⅠ C 4	1		
	スポーツⅠ D 1	1		
	スポーツⅠ D 2	1		
	スポーツⅠ D 3	1		
	スポーツⅠ D 4	1		
	スポーツⅡ A 3	1		
	レクリエーション実習	2		
	フィットネス	1	E	
	スポーツⅡ A 1			
	スポーツⅡ A 2			
	スポーツⅡ A 4			
	スポーツⅡ B 2			
	スポーツⅡ B 3			
	スポーツⅡ C 1			
	スポーツⅡ C 3			
	スポーツⅡ D 1			
	スポーツⅡ D 4			
	スポーツA 1演習	2		
	スポーツA 2演習	2		
	スポーツA 3演習	2		
	スポーツA 4演習	2		
	スポーツB 2演習	2		
	スポーツB 3演習	2		
	スポーツC 1演習	2		
	スポーツC 3演習	2		
	スポーツD 4演習	2		
	スポーツ測定評価	2		

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	スポーツ行政		2	
	栄養学		2	
	スポーツ工学		2	
	スポーツ文化論		2	
	解剖・生理学		2	
	衛生・公衆衛生学		2	
	学校保健		2	
	健康教育各論（性教育）		2	
	安全教育		2	
	生涯スポーツ論		2	
	スポーツ社会学		2	
	バイオメカニクス		2	
	トレーニング理論・実習		2	
	コーチング理論・実習		2	
	スポーツ心理学		2	
	スポーツ医学		2	
	救急処置		2	
	運動処方		2	
	野外活動概論		2	
	健康福祉計画		2	
	社会学要論		2	
	社会保障論		4	
	老人福祉論		4	
	公的扶助論		2	
	福祉演習（点字）		2	
	福祉演習（手話）		2	
	障害者福祉論		4	
	児童福祉論		4	
	社会福祉援助技術論		8	
	社会福祉援助技術演習		8	
	社会福祉援助技術現場実習		4	
	社会福祉援助技術現場実習指導		2	
	医学一般		4	
	健康福祉スポーツボランティア活動		2	
	健康福祉スポーツ総合セミナー		2	
	就業体験実習		2	
	小計	17	34	
	自由選択科目		18	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究	6		
	合計		89	

別表VI（第4条第5項関係）

美術・工芸課程専門教育科目

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目	現代教育論	2		
	生涯発達論	2		
	国際文化論	2		
	生活文化論	2		
	小計	6		
課程共通科目	世界の美術	2		
	工芸理論	2		
	デザイン理論	2		
	小計	4		
教育科目	教育方法学概説	2		
	社会教育概論 I	2		
	人権教育論	2		
	心の健康	2		
	小計	4		
専門科目	日本画	2		
	西洋画	2		
	素描 I	2		
	素描 II	2		
	彫刻	2		
	デザイン	2		
	図法 I	2		
	窯芸	2		
	木工工芸	2		
	染織工芸	2		
	中等美術科教育法 I	2		
	工芸科教育法 I	2		
	金工工芸	2		
	応用美術理論	2		
	総合美術理論	2		
	基礎美術理論演習	2		
	応用美術理論演習	2		
	総合美術理論演習	2		
	基礎日本画	2		
	応用日本画	2		
	総合日本画	2		
	日本画概説	2		
	基礎西洋画	2		
	応用西洋画	2		
	総合西洋画	2		
	素描 III	2		
	基礎彫刻	2		
	応用彫刻	2		

選修選択科目として、25単位以上を取得しなければならない。

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	総合彫刻		2	
	彫刻概論		2	
	基礎デザイン		2	
	応用デザイン		2	
	総合デザイン		2	
	基礎窯芸		2	
	応用窯芸		2	
	総合窯芸		2	
	窯芸概論		2	
	基礎木工芸		2	
	応用木工芸		2	
	応用木工芸実習		2	
	総合木工芸		2	
	木工芸概論		2	
	木工芸総論		2	
	基礎染織工芸		2	
	応用染織工芸 I		2	
	応用染織工芸 II		2	
	総合染織工芸		2	
	染織工芸概論		2	
	基礎金工芸		2	
	応用金工芸 I		2	
	応用金工芸 II		2	
	総合金工芸		2	
	金工芸概論		2	
	美術理論特別講義		2	
	西洋画特別実習		2	
	日本画特別実習		2	
	彫刻特別実習		2	
	デザイン特別実習		2	
グラフィックス		2		
製図		2		
図法 II		2		
窯芸特別実習		2		
木工芸特別実習		2		
陶磁特別演習 I		2		
陶磁特別演習 II		2		
染織工芸特別実習		2		
金工芸特別実習		2		
博物館学 I		2		
博物館学 II		2		
博物館学 III		2		
博物館実習		3		
	小計	24	25	

専 門 科 目	自由選択科目		20	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究	6		
	合 計	89		

別表VII（第4条第6項関係）

教員免許状取得のための科目

授業科目	自由選択科目	備考
幼児教育課程論	2	
保育内容の研究（健康）	2	
保育内容の研究（人間関係）	2	
保育内容の研究（環境I）	2	
保育内容の研究（環境II）	2	
保育内容の研究（言葉）	2	
保育内容の研究（表現I）	2	
保育内容の研究（表現II）	2	
幼稚園教育実習	5	
教育基礎論	2	
発達と教育の心理学	2	
教育課程論	2	
中等国語科教育法I	2	
中等国語科教育法II	2	
中等国語科教育法III	2	
中等社会科教育法I（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法II（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法III（社会・公民）	2	
中等社会科教育法IV（社会・公民）	2	
数学科教育法I	2	
数学科教育法II	2	
数学科教育法III	2	
中等理科教育法I	1	
中等理科教育法II	1	
中等理科教育法III	1	
中等理科教育法IV	1	
中等理科教育法V	1	
中等理科教育法VI	1	
中等音楽科教育法I	2	
中等音楽科教育法II	2	
中等美術科教育法II	2	
中等美術科教育法III	2	
保健体育科教育法I	2	
保健体育科教育法II	2	

授業科目	自由選択科目	備考
保健体育科教育法III	2	
中等家庭科教育法 I	2	
中等家庭科教育法 II	2	
中等家庭科教育法 III	2	
技術科教育法 I	2	
技術科教育法 II	2	
英語科教育法 I	2	
英語科教育法 II	2	
英語科教育法 III	2	
書道科教育法	2	
工芸科教育法 II	2	
工業科教育法 I	2	
工業科教育法 II	2	
情報科教育法 I	2	
情報科教育法 II	2	
中学校教育実習	5	
高等学校教育実習	3	
職業指導概論	2	
書写 I	1	
書写 II	1	
楷書法	2	
行草法	2	
仮名法	2	
篆隸法	2	
書道史	2	
書論	2	
回路理論	2	
電気基礎実習	2	
電気数学	2	
流体工学	2	
機械工学実習	2	
工業力学	2	
金属加工学	2	
栽培学	2	(実習を含む。)
心理学	2	(社会福祉士の受験資格取得のための科目)

別表VIII (第4条第9項関係)

外国人留学生特別科目

授業科目	単位
日本の文化と教育	2

文化教育学部卒業研究に関する細目

平成9年1月14日制定

- 1 卒業研究は、論文のほか、制作、演奏などを含む。
- 2 卒業研究の履修は、3年次前学期終了までに、卒業に必要な単位のうち74単位以上を修得している者に対して認められる。
- 3 卒業研究の指導教官は、学生の所属する選修に関する研究分野の本学部専任教官の中から1人選んで定めるものとする。
- 4 学生は、指導教官と相談の上、卒業研究の題目を定め、3年次の1月20日までに、選修の教官代表に履修の届け出をしなければならない。

選修の教官代表は、学生からの届け出に基づき「卒業研究履修者名簿」を1月末までに教務係へ提出するものとする。

- 5 論文の提出期限は、卒業予定年度の1月末日とし、制作の提出期限並びに演奏の実施期限は、2月15日とする。論文や制作などは、指導教官に提出するものとする。

なお、学年の中途中に卒業が予定される者の論文等の提出期限は、卒業予定年度の9月10日とする。

- 6 卒業研究の成績は、「成績判定等に関する規程」の定めるところにより、指導教官と学生の所属する選修に関わる講座の教官1人以上とが合議して判定する。

主査は指導教官とする。

- 7 卒業研究の成績は、選修の教官代表から教務係に、卒業予定年度の2月末日までに提出するものとする。

ただし、学年の中途中に卒業が予定される者の卒業研究の成績は、9月末日までに提出するものとする。

教員免許状の取り方

I 教員免許状の種類

本学部において取得できる教員免許状の種類は、以下のとおりである。

- 1 小学校教諭（1種又は2種）普通免許状
- 2 幼稚園教諭（1種又は2種）普通免許状
- 3 中学校教諭（1種又は2種）普通免許状
(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語)
- 4 高等学校教諭（1種）普通免許状
(国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、工業、家庭、英語、情報)
- 5 養護学校教諭（1種又は2種）普通免許状

II 教員免許状取得のための履修方法

教員免許状を取得するためには、全学教育科目の教養教育科目の現代の法と社会（日本国憲法）2単位及び外国語コミュニケーション2単位を含め、教育職員免許法第5条別表第1（下表）に示す免許状の種類に応じて、所定の単位を修得しなければならない。

別表第1（第5条関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄			
所要資格		基 础 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
免許状の種類			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	4	31	2	
中 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	10	21	4	
高 等 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	

第 1 棚		第 2 棚	第 3 棚			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目	
盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				47
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				23
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				13
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	4	27		

免許状の種類に応じて、本学部で修得すべき授業科目の履修方法については、以下のとおりである。なお、教育実習の履修に当たっては、「履修の手引」に示す所定の基準を満たしていかなければならない。

文化教育学部の教育実習には、次の8種類がある。それぞれの教育実習の単位を組み合わせることによって、いろいろな免許状を取得するための教育実習の単位を充足することができる。

下にいくつかの例を示すが、詳細は教育職員免許法施行規則（学生便覧に記載）や履修の手引（「教育実習」のページ）を参照すること。

1) 教育実習の種類

① 小学校教育実習(5単位)
② 小学校教育実習(3単位)
③ 中学校教育実習(5単位)
④ 中学校教育実習(3単位)
⑤ 高等学校教育実習(3単位)
⑥ 障害児教育実習(3単位)
⑦ 幼稚園教育実習(5単位)
⑧ 幼稚園教育実習(3単位)

2) 組み合わせることにより取得できる免許状の主な例

学生の在籍する課程	教育実習の組み合わせ	取得できる免許状				
		小学校	中学校	高等学校	養護学校	幼稚園
学校教育課程	①のみ	○				○
	①と④又は⑤	○	○	○		○
	①と⑥	○			○	○
国際文化課程 人間環境課程 美術・工芸 課程	③のみ	○	○	○		
	⑤のみ			○		
	⑦のみ	○				○
	④又は⑤と⑥		○	○	○	
	②と④又は⑤	○	○	○		○

1. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
			1種	2種	
国語 (書写を含む)	2	小学国語 小学書写	1 1	1 } 2 1 }	
社会	2	小学社会	2	2	
算数	2	数学概説	2	2	
理科	2	理科講義及び実験	2	2	
生活	2	生活科概説	2	2	
音楽	2	小学声楽 小学ピアノ	1 1	1 } 2 1 }	6
图画工作	2	小学图画 小学工作	1 1	1 } 2 1 }	
家庭	2	小学家庭 I 小学家庭 II	1 1	1 } 2 1 }	
体育	2	小学体育 I 小学体育 II	1 1	1 } 2 1 }	
合計	18		18	6	

2. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
科目				
	体育科教育法 I	1	1	
	体育科教育法 II	1	1 } 2	
	初等家庭科教育法 I	1	1 } 2	
	初等家庭科教育法 II	1	1 }	
	道徳教育の研究	2	2	
	特別活動の研究	2	2	
	教育方法学概説	2 } 2	2 } 2	
	授業実践論	2	2	
	視聴覚教育	2 *	2 *	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	教育評価	2 *	2 *	
	教育統計 I	2 *	2 *	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	カウンセリング	2	2	生徒指導を含む
	教育臨床心理学	2	2	進路指導を含む
総合演習	総合演習（人権文化）	2 } 2	2 } 2	
	総合演習（国際理解）	2	2	
	総合演習（地域文化）	2 } 2	2 } 2	
	総合演習（環境）	2	2	
	総合演習（健康福祉）	2 } 2	2 } 2	
	総合演習（情報）	2	2	
教育実習（事前・事後指導を含む）	小学校教育実習	5	5	
合計		43	35	

3. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
科目				
国語（書写を含む）	小学国語	1 } 1	1 } 2	
	小学書写	1 } 4	1 } 2	
	算 数	2 } 2	2	
	生 活	2 } 2	2	
	音 楽	小学声楽	1 } 1	
		小学ピアノ	1 } 2	
		ソルフェージュ I	1 } 1	
		ソルフェージュ II	1 } 1	
		ピアノ I	1 } 1	
		ピアノ II	1 } 1	
		伴奏法 I	1 } 2	
		伴奏法 II	1 } 2	
		音楽通論	2 } 2	
		指揮法 I	1 } 1	
		指揮法 II	1 } 1	
		音楽史 I	1 } 1	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
科目				
音 楽	和声学 I 和声学 II	1 1		
図 画 工 作	小学図画 小学工学 総合美術理論 素描 I 素描 II 彫刻 窯芸 木工工芸 金工工芸 デザイン 染織工芸	1 1 2 2 2 2 2 } 2 2 2 2 } 2	1 1	
体 育	小学体育 I 小学体育 II スポーツ I A 1 スポーツ I C 1	1 1 1 1	1 1	
合 計		16	4	

4. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
科目目				
教職の意義等に関する科目	教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教授・学習過程論	2	2	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	教育思想史	2	2	
	人権教育論	2	2	
	生涯発達論	2	2	
	現代教育論	2	2	
	教育社会学	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	幼児教育課程論	2	2	保育内容の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の教育法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
	保育内容の研究（健康）	2	2	
	保育内容の研究（人間関係）	2	2	
	保育内容の研究（環境Ⅰ）	2	2	
	保育内容の研究（環境Ⅱ）	2	2	
	保育内容の研究（言葉）	2	2	
	保育内容の研究（表現Ⅰ）	2	2	
	保育内容の研究（表現Ⅱ）	2	2	
	教育方法学概説	2	2	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	授業実践論	2	2	

科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考
		1 種	2 種	
教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価 教育統計 I	2 ※ 2 ※ 2 ※	2 ※ 2 ※ 2 ※	
生徒指導、教育相談、進路指導等に関する科目	乳幼児心理学	2	2	
総合演習	総合演習（人権文化） 総合演習（国際理解） 総合演習（地域文化） 総合演習（環境） 総合演習（健康福祉） 総合演習（情報）	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	
教育実習（事前・事後指導を含む）	幼稚園教育実習	5	5	小学校教育実習の単位をもつてこれにかえることができる。 ただし、小学校教育実習を履修した後に、幼稚園教育実習 3 単位を履修することが望ましい。
合 計	35(27)	合 計	35	27

5. 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

(1) 中学校、高等学校（国語科）

科 目	授 業 科 目	单 位 数				備 考	
		中 学 校		高 等 学 校			
		1 種		2 種			
		A	B	A	B		
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語音声学 日本語表現論 日本語要説 日本語文法論 日本語史	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	A欄で選択しなかった授業科目は、B欄の科目として履修することができる。	
国文学（国文学史を含む。）	日本近代文学論 日本古典文学論 日本文学史 I 日本文学史 II	2 2 2 } 2 2 } 2	16 4				
漢文学	中国思想史 I 中国文学史論 中国文学演習 I 中国文学演習 II 中国思想史演習 I 中国思想史演習 II	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2		
書道（書写を中心とする。）	書写 I 書写 II	1 1		1 1			
小 計		20		18	20		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数				備考	
		中学校		高等学校			
		1種		2種	1種		
		A	B		A	B	
選択科目	現代日本語論	2			2	上欄で選択しなかった授業科目は、この欄の授業科目として履修することができる。	
	日本語学演習	2			2		
	日本語史演習 I	2			2		
	日本語史演習 II	2			2		
	日本近代文学演習 I	2			2		
	日本近代文学演習 II	2			2		
	日本古典文学演習 I	2			2		
	日本古典文学演習 II	2			2		
	日本古典文学演習 III	2	8		2		
	日本古典文学演習 IV	2			2		
	日本文学環境論	2			2		
	中国思想史 II	2			2		
	楷書法	2					
	行草法	2					
	仮名法	2					
	篆隸法	2					
	書論	2					
	書写書道特講	2					
合計		28		18	36		

(2) 高等学校（書道科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考	
		高等学校			
		1種			
書道（書写を含む。）	書写 I	1			
	書写 II	1			
	楷書法	2			
	行草法	2			
	仮名法	2			
	篆隸法	2			
書道史	書道史	2			
「書論、鑑賞」	書論	2			
「国文学、漢文学」	日本古典文学論 日本近代文学論 日本文学史 I 日本文学史 II 中国思想史 I 中国文学史論	2 2 2 2 2 2	2		
小計		20			

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考	
		高等学校			
		1種			
選択科目	日本近代文学演習 I 日本近代文学演習 II 日本古典文学演習 I 日本古典文学演習 II 日本古典文学演習 III 日本古典文学演習 IV 日本文学環境論 中国思想史 II 中国思想史演習 I 中国思想史演習 II 中国文学演習 I 中国文学演習 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16	上欄で選択しなかった授業科目は、この欄の授業科目として履修することができる。	
合計		36			

(3) 中学校（社会科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考	
		中学校				
		1種	2種			
科目	A	B				
日本史及び外国史	日本史要説 東洋史要説 西洋史要説 日本社会経済史 日本近現代史	2 2 2 2 2		2 2 2	A欄で履修しなかった授業科目は、B欄の授業科目として履修することができる。	
地理学（地誌を含む。）	人文地理学 自然地理学 世界地誌 日本の地理と風土	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2		
「法律学、政治学」	法学要論 政治学 国際政治学要論	2 } 2 2 } 2 2 } 2	18 2 2	2 } 2 2 } 2 2 } 2		
「社会学、経済学」	社会学要論 経済学要論 国際経済論	2 } 2 2 } 2 2 } 2	2 2 2	2 } 2 2 } 2 2 } 2		
「哲学、倫理学、宗教学」	倫理学要論 哲学要論 I 哲学要論 II	2 } 2 2 } 2 2 } 2	2 2 2	2 } 2 2 } 2 2 } 2		
小計			20	18		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考	
		中学校			
		1種			
		A	B		
選択科目	日本史上の市（いち）と都市	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかつた授業科目を含むことができる。	
	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2			
	古墳文化研究演習	2			
	東アジア国際関係史	2			
	日本前近代史演習 I	2			
	日本前近代史演習 II	2			
	日本近現代史演習 I	2			
	日本近現代史演習 II	2			
	日中交渉史	2			
	朝鮮史	2			
	東洋史演習 I	2			
	東洋史演習 II	2			
	中世ヨーロッパの国家と社会	2			
	近代ヨーロッパの国家と社会	2			
	イギリス政治史	2			
	近代ヨーロッパ社会史	2			
	西洋中世史演習 I	2			
	西洋中世史演習 II	2			
	西洋近代史演習 I	2			
	西洋近代史演習 II	2			
	都市システム論	2			
	集落実地調査	2	8		
	地理学フィールドワーク実習	2			
	国際社会の法と秩序 I	2			
	国際社会の法と秩序 II	2			
	国際連合論	2			
	東南アジアの国家と社会	2			
	東南アジア国際関係論	2			
	東南アジア学演習 I	2			
	東南アジア学演習 II	2			
	法と責任	2			
	現代の罪と罰	2			
	欧米の法と道徳 I	2			
	欧米の法と道徳 II	2			
	法学演習 I	2			
	法学演習 II	2			
	環境と人間の組織社会学	2			
	社会調査実習	2			
	欧米社会経済思想史 I	2			
	欧米社会経済思想史 II	2			
	欧米社会経済思想史演習 I	2			
	欧米社会経済思想史演習 II	2			

科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考	
		中 学 校			
		1 種			
		A	B		
	アジア経済論 市民社会と倫理 近代西洋思想 哲学要論III プラトン哲学 I プラトン哲学II	2 2 2 2 2 2			
合 計			28	18	

(4) 高等学校 (地理歴史科)

科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考	
		高 等 学 校			
		1 種			
		A	B		
日本史	日本史要説 日本社会経済史 日本近現代史 文献資料・遺構にみる交流の考古学	2 2 2 2	2 2 2 2	A欄で履修しなかった授業科目は、B欄の授業科目として履修することができる。	
外国史	東洋史要説 西洋史要説 近代ヨーロッパ社会史 東アジア国際関係史	2 2 2 2	12 2 2 2		
人文地理学及び自然地理学	人文地理学 自然地理学 都市システム論	2 2 2	2 2 2		
地誌	世界地誌 日本の地理と風土	2 2	2 2		
小 計			20		
選択科目	日本史上の市(いち)と都市 古墳文化研究演習 日本前近代史演習I 日本前近代史演習II 日本近現代史演習I 日本近現代史演習II 日中交渉史 朝鮮史 東洋史演習I 東洋史演習II 中世ヨーロッパの国家と社会 近代ヨーロッパ社会史 近代ヨーロッパの国家と社会 イギリス政治史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16	上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考	
		高等学校			
		1種			
	西洋中世史演習 I	2			
	西洋中世史演習 II	2			
	西洋近代史演習 I	2			
	西洋近代史演習 II	2			
	集落実地調査	2			
	地理学フィールドワーク実習	2			
合計		36			

(5) 高等学校(公民科)

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考	
		高等学校			
		1種			
		A	B		
「法律学(国際法を含む), 政治学(国際政治を含む)」	法学要論 政治学 国際政治学要論 国際連合論 国際社会の法と秩序 I 国際社会の法と秩序 II	2 2 2 } 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	A欄で履修しなかった授業科目は、B欄の授業科目として履修することができる。	
「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	社会学要論 経済学要論 環境と人間の組織社会学 国際経済論 アジア経済論	2 2 2 } 2 2 2 } 2	6 2 2 2 2	2 } 14	
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	倫理学要論 哲学要論 I 哲学要論 II 市民社会と倫理 近代西洋思想	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2		
小計			20		
選択科目	東南アジアの国家と社会 東南アジア国際関係論 東南アジア学演習 I 東南アジア学演習 II 法と責任 現代の罪と罰 欧米の法と道徳 I 欧米の法と道徳 II 法学演習 I 法学演習 II 社会調査実習 欧米社会経済思想史 I	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16	上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。	

科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考	
		高 等 学 校			
		1 種			
選択科目	欧米社会経済思想史II 欧米社会経済思想史演習I 欧米社会経済思想史演習II 朝鮮政治文化論 朝鮮現代政治史 哲学要論III プラトン哲学I プラトン哲学II	2 2 2 2 2 2 2 2			
合 計		36			

(6) 中学校、高等学校（数学科）

科 目	授 業 科 目	单 位 数				備 考	
		中 学 校		高 等 学 校			
		1 種	2 種	1 種			
		A	B	A	B		
代数学	代数学基礎I 代数学基礎II 代数学I 代数学II 代数学III 代数学IV	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 10 2 10 2 10	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	
幾何学	幾何学基礎I 幾何学基礎II 幾何学I 幾何学II 幾何学III 幾何学IV	2 2 2 2 2 2	10 2 2 2 2 2	2 10 2 10 2 10	2 2 2 2 2 2	10	
解析学	解析学基礎I 解析学基礎II 解析学I 解析学II 解析学III 解析学IV	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2		
「確率論、統計学」	確率論基礎 統計学基礎 確率論 統計学	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2		
コンピュータ	コンピュータI コンピュータII	2 2	2 2	2 2	2 2		
小 計		20	10	20			

科 目	授 業 科 目	单 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
選択科目	代数学領域研究 I	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	代数学領域研究 II	2	2	2	
	幾何学領域研究 I	2	2	2	
	幾何学領域研究 II	2	2	2	
	解析学領域研究 I	2	2	2	
	解析学領域研究 II	2	2	2	
	統計学領域研究 I	2	2	2	
	統計学領域研究 II	2	2	2	
	応用数学	2	2	2	
	コンピュータ領域研究 I	2	2	2	
	コンピュータ領域研究 II	2	2	2	
合 計		28	14	36	

(7) 中学校、高等学校（理科）

科 目	授 業 科 目	单 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
物理学	物理学通論 I	1	1	1	
	物理学通論 II	1	2又は1	1	
	物理学通論 III	1		1	
	物理学通論 IV	1		1	
化学	化学通論 I	1	1	1	
	化学通論 II	1	2又は1	1	
	化学通論 III	1		1	
	化学通論 IV	1		1	
生物学	生物学通論 I	1	1	1	
	生物学通論 II	1	2又は1	1	
	生物学通論 III	1		1	
	生物学通論 IV	1		1	
地学	地学通論 I	1	1	1	
	地学通論 II	1	2又は1	1	
	地学通論 III	1		1	
	地学通論 IV	1		1	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学基礎実験 I	1	1	1	
	物理学基礎実験 II			1	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学基礎実験 I	1	1	1	
	環境化学実験 I		1	1	
	化学基礎実験 II			1	
	環境化学実験 II			1	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学基礎実験 I	1 } 1	1 } 1	1 } 1	
	生物学実験 I	1	1	1	
	生物学基礎実験 II			1 } 1	
	生物学実験 II			1 } 1	
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学基礎実験 I	1 } 1	1 } 1	1 } 1	
	地学実験 I	1	1	1	
	地学基礎実験 II			1 } 1	
	地学実験 II			1 } 1	
小計		20	10	20	
選択科目	力学	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	電磁気学	2	2	2	
	原子物理	2	2	2	
	固体物理	2	2	2	
	放射線科学	2	2	2	
	物質環境科学	2	2	2	
	無機化学	2	2	2	
	物理化学	2	2	2	
	有機化学	2	2	2	
	分析化学	2	2	2	
	植物分類学	2 } 8	2 } 4	2 } 16	
	動物生理学	2	2	2	
	生命科学	2	2	2	
	分子生物学	2	2	2	
	動物生態学	2	2	2	
	臨海生物学	2	2	2	
	地球環境科学	2	2	2	
	進化古生物学	2	2	2	
	岩石鉱物学	2	2	2	
	天文学	2	2	2	
	地学巡検	2	2	2	
合計		28	14	36	

(8) 中学校、高等学校（音楽科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数				備考	
		中学校		高等学校			
		1種	2種	1種			
		A	B	A	B		
ソルフェージュ	ソルフェージュ I ソルフェージュ II	1	1	1	1	音楽史以外の授業科目については、番号順(I, II, ...)に履修することが望ましい。	
声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	声楽 I 声楽 II 声楽 III 声楽 IV 声楽 V 声楽 VI 声楽 VII 声楽 VIII 合唱 I 合唱 II 日本伝統音楽実習 II	1	1	1	1	1	
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	ピアノ I ピアノ II ピアノ III ピアノ IV ピアノ V ピアノ VI ピアノ VII ピアノ VIII 弦楽器 I 弦楽器 II 弦楽器 III 弦楽器 IV 木管楽器 I 木管楽器 II 金管・打楽器 I 金管・打楽器 II 弦楽合奏 I 弦楽合奏 II 管楽合奏 I 管楽合奏 II 伴奏法 I 伴奏法 II 日本伝統音楽実習 I	12	1	8	12	1 8	
指揮法	指揮法 I 指揮法 II	1	1	1	1	1	

科 目	授 業 科 目	单 位 数				備 考	
		中 学 校		高 等 学 校			
		1種	2種	1種			
A	B	A	B	A	B		
音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。) 及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	音楽通論 音楽形式論 和声学 I 和声学 II 対位法 I 対位法 II 作曲法 編曲法 音楽史 I 音楽史 II 日本伝統音楽概説	2 1 1 1 1 1 2 2	2 1 1 1 1 1 2 2	2 1 1 1 1 2 2	2 1 1 1 1 2 2		
小 計		20	12	20			
選択科目	音楽学演習 音楽心理学 歌曲歌詞講読 I 歌曲歌詞講読 II 音楽教育学内容論 I 音楽教育学内容論 II 音楽教育実践論	2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。	
合 計		28	14	36			

(9) 中学校、高等学校(美術科)

科 目	授 業 科 目	单 位 数				備 考	
		中 学 校		高 等 学 校			
		1種	2種	A	B		
絵画(映像メディア表現を含む。)	素描 I 日本画 西洋画	2 2 2		2 2 2	2 2 2		
彫刻	彫刻 基礎彫刻	2 2	2	2 2	2 2		
デザイン(映像メディア表現を含む。)	デザイン 基礎デザイン 総合デザイン	2 18	2 2	2 2	2 2		
工芸	窯芸 木工工芸 染織工芸	2 2 2	2	2 2	2 2		
美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	世界の美術 総合美術理論	2	2	2 2	2 2		
小 計			20	10	20		

科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考	
		中 学 校			
		1 種	2 種		
選択科目	素描II	2	2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。	
	素描III	2	2		
	基礎日本画	2	2		
	応用日本画	2	2		
	総合日本画	2	2		
	日本画特別実習	2	2		
	基礎西洋画	2	2		
	応用西洋画	2	2		
	総合西洋画	2	2		
	西洋画特別実習	2	2		
	応用彫刻	2	2		
	総合彫刻	2	2		
	彫刻特別実習	2	2		
	応用デザイン	2	2		
	デザイン特別実習	2	2		
	グラフィックス	2	2		
	応用美術理論	2	2		
	基礎美術理論演習	2	2		
	応用美術理論演習	2	2		
	総合美術理論演習	2	2		
	日本画概論	2	2		
	彫刻概論	2	2		
	美術理論特別講義	2	2		
	基礎窯芸	2	2		
	応用窯芸	2	2		
	総合窯芸	2	2		
	窯芸特別実習	2	2		
	陶磁特別演習 I	2	2		
	陶磁特別演習 II	2	2		
	基礎木工芸	2	2		
	応用木工芸実習	2	2		
	総合木工芸	2	2		
	木工芸特別実習	2	2		
	金工芸	2	2		
	基礎金工芸	2	2		
	応用金工芸 I	2	2		
	応用金工芸 II	2	2		
	総合金工芸	2	2		
	金工芸特別実習	2	2		
	基礎染織工芸	2	2		
	応用染織工芸 I	2	2		
	応用染織工芸 II	2	2		
	総合染織工芸	2	2		
	染織工芸特別実習	2	2		
合 計		28	14	36	

(10) 高等学校（工芸科）

(1) 中学校、高等学校(保健体育科)

科目	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
体育実技	スポーツⅠA 1	1	1	1	A 1 体操
	スポーツⅠA 2	1	1	1	A 2 体操競技
	スポーツⅠA 3	1	1	1	A 3 水泳
	スポーツⅠA 4	1	1	1	A 4 陸上競技
	スポーツⅠB 1	1	1	1	B 1 バスケットボール
	スポーツⅠB 2	1	1	1	B 2 サッカー
	スポーツⅠB 3	1	1	1	B 3 バレーボール
	スポーツⅠB 4	1	1	1	B 4 ラグビー
	スポーツⅠC 1	1	1	1	C 1 ダンス
	スポーツⅠC 2	1	1	1	C 2 テニス
	スポーツⅠC 3	1	1	1	C 3 柔道
	スポーツⅠC 4	1	1	1	C 4 剣道
	スポーツⅠD 1	1	1	1	D 1 スキー
	スポーツⅠD 2	1	1	1	D 2 スケート
	スポーツⅠD 3	1	1	1	D 3 ゴルフ
	スポーツⅠD 4	1	1	1	D 4 野外活動
	スポーツⅡA 1	1		1	
	スポーツⅡA 2	1		1	
	スポーツⅡA 3	1		1	
	スポーツⅡA 4	1		1	
「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動 方法学を含む。)	運動学	2	2	2	
	体育原理	2	2	2	
	スポーツ心理学	2	2	2	
	スポーツ経営学	2	2	2	
	スポーツ社会学	2	2	2	
	生理学(運動生理学を含む。)	2	2	2	
	衛生学及び公衆衛生学	2	2	2	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	2	2	2	
	精神保健	2		2	
	安全教育	2		2	
	救急処置	2		2	
小計		20	12	20	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
選択科目	トレーニング理論・実習	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	スポーツ測定評価	2	2	2	
	スポーツ工学	2	2	2	
	運動処方	2	2	2	
	スポーツ医学	2	2	2	
	健康教育概論	2	2	2	
	健康教育各論（性教育）	2	2	2	
	トレーニング科学	2	2	2	
	運動生理学	2	2	2	
	医学一般	2	2	2	
合計		28	14	36	

(12) 中学校（技術科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考	
		中学校			
		1種	2種		
木材加工（製図及び実習を含む。）	生活機器製図概論	2	2		
	木工工芸概論	2	2		
	応用木工工芸	2	2		
金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工学	2	2		
機械（実習を含む。）	機械工学実習 福祉メカトロニクス I	2 2	2 2		
電気（実習を含む。）	ヒューマンエレクトロニクス I 電気基礎実習	2 2	2 2		
栽培（実習を含む。）	栽培学	2	2		
情報とコンピュータ（実習を含む。）	環境情報処理論 プログラミング演習 I	2 2	2 2		
小計		22	22		
選択科目	生活環境電磁気学 回路理論 電気数学 工業力学 ヒューマンエレクトロニクス II ヒューマンエレクトロニクス実験 エネルギー環境論 流体工学 環境電気機器概論 環境電気機器実験 環境システム制御 福祉メカトロニクス II 福祉メカトロニクス実験 プログラミング演習 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6		
合計		28	22		

(13) 高等学校 .(工業)

(14) 中学校、高等学校（家庭科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	現代社会の家族 生活経済学	2 2	2 2	2 2	
被服学（被服制作実習を含む。）	被服学 服飾文化論 衣生活科学概論 衣生活材料学	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学 栄養学 食品学	2 2 2	2 2 2	2 2 2	
住居学（製図を含む。）	住宅デザイン論	2	2	2	
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学 I	2	2	2	
家庭電気・機械及び情報処理	生活環境機器 情報処理演習 II A			2 2	
小計		20	14	22	

科 目	授 業 科 目	单 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
選択科目	生活経営論	2		2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。但し、生活環境機器及び情報処理演習II Aの授業科目は中学校のこの欄の科目としては使用できないので注意すること。
	老年家族学	2		2	
	服飾文化演習	2		2	
	被服衛生学	2		2	
	被服衛生学演習	2		2	
	服飾制作実習	2		2	
	被服新素材論	2		2	
	被服新素材演習	2		2	
	衣生活環境学	2		2	
	衣生活科学実験	2		2	
	服飾製作基礎実習	2		2	
	食文化論	2	8	2	
	食品・栄養学実験	2		2	
	調理文化論	2		2	
	調理学実験	2		2	
	食生活実習	2		2	
	食環境論	2		2	
	フードコーディネート実習	2		2	
	生活環境化学	2		2	
	生活材料化学	2		2	
	生活環境デザイン	2		2	
	介護概論	2		2	
	保育学II	2		2	
合 計		28	14	36	

(15) 中学校、高等学校（英語科）

科 目	授 業 科 目	单 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
英語学	英語学概論 I	2	2	2	I～IVの授業科目については番号の順に履修することが望ましい。
	英語音声学 I	2		2	
	英語音声学演習 I	1		1	
	英語学演習 I	1	3	1	
	英語史 I	2		2	
	英文法演習 I	1		1	
英米文学	近代欧米文学論 I	2	2	2	
	英米文学講読 I	1		1	
	英米文学講読 II	1		1	
	英文学演習 I	1	3	1	
	英文学演習 II	1		1	
	英文学史 I	2		2	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
英語コミュニケーション	異文化間コミュニケーション論	2	2	2	
	英語オーラルコミュニケーション I	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーション II	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーション III	1	1	1	
	英語パブリックスピーキング I	1	2	1	
	英語パブリックスピーキング II	1	1	1	
	英語論文構成 I	1	1	1	
	英語論文構成 II	1	1	1	
異文化理解	欧米文化論	2	2	2	
	英米文化事情 I	1		1	
	欧米文化論演習 I	1		1	
	欧米文化論演習 II	1		1	
	異文化理解 I	1		1	
小計		20	10	20	
選択科目	英語学概論 II	2	2	2	上欄で選択しなかった授業科目はこの欄の科目として履修することができる。この欄の単位数の半分以上は演習の科目でなければならない。
	英語学演習 II	1	1	1	
	英語学演習 III	1	1	1	
	英語史 II	2	2	2	
	英語音声学 II	2	2	2	
	英語音声学演習 II	1	1	1	
	英語音声学演習 III	1	1	1	
	英文法演習 II	1	1	1	
	英文法演習 III	1	1	1	
	英米文学講読 III	1	1	1	
	英米文学講読 IV	1	1	1	
	近代欧米文学論 II	2	8	2	16
	英文学史 II	2	2	2	
	英文学演習 III	1	1	1	
	英米文化事情 II	1	1	1	
	欧米文化論演習 III	1	1	1	
	欧米文化論演習 IV	1	1	1	
	英作文演習 I	1	1	1	
	英作文演習 II	1	1	1	
	日英異文化コミュニケーション I	2	2	2	
	日英異文化コミュニケーション II	2	2	2	
	異文化理解 II	1	1	1	
	異文化理解 III	1	1	1	
合計		28	14	36	

(16) 高等学校（情報）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		高等学校		
科 目				
情報社会及び情報倫理	情報社会と倫理	2		
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	コンピュータハードウェア コンピュータ演習 I	2 2		
情報システム(実習を含む。)	情報システム論 情報システム演習 I	2 2		
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	情報ネットワーク論 I 情報ネットワーク演習 I	2 2		
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	情報メディア論 マルチメディアを用いた図形処理	2 2		
情報と職業	情報と職業	2		
小 計		20		
選択科目	コンピュータソフトウェア コンピュータ演習 II 計測・制御実験 情報システム演習 II 統計情報システム 情報ネットワーク論 II 情報ネットワーク演習 II 計算器シミュレーション 画像解析 デジタル画像論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16	
合 計		36		

6. 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
教育の意義等に関する科目	教職概説	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教授・学習過程論 教育思想史 人権教育論 生涯発達論 現代教育論 教育社会学	2 2※ 2※ 2 2 } 2 2 } 2	2 2 2 2 2 } 2 2 } 2	2 2※ 2※ 2 2 } 2 2 } 2	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
教育課程及び指導法に関する科目	各教科教育法は、次の別表に示した。 道徳教育の研究 特別活動の研究 教育方法学概説 授業実践論	6以上	2以上	2以上	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
	視聴覚教育 教育評価 教育統計 I	2※ 2※ 2※		2※ 2※ 2※	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論 教育相談心理学（進路指導を含む。）	2 2	2 2	2 2	
総合演習	総合演習（人権文化） 総合演習（国際理解） 総合演習（地域文化） 総合演習（環境） 総合演習（健康福祉） 総合演習（情報）	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	
教育実習（事前事後指導を含む。）	中学校教育実習 高等学校教育実習		5	5	3 中学校教育実習を履修した場合は、高等学校教育実習を履修する必要はない。
合 計			31以上	25以上	23以上

別表 各教科の教育法

教 科	授業科目	単 位	単位数			備 考
			中 学 校		高 等 学 校	
			1種	2種	1種	
国 語 科	中等国語科教育法 I 中等国語科教育法 II 中等国語科教育法 III 国語科教育学 国語教育学演習	2 2 2 2 2	2 2 2	2	2 2 2 2	
	計		6	2	4	
社 会 科	中等社会科教育法 I (社会・地歴) 中等社会科教育法 II (社会・地歴) 中等社会科教育法 III (社会・公民) 中等社会科教育法 IV (社会・公民) 社会科教育学 社会科教育学演習	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	地歴 公民
	計		6	4	4	
数 学 科	数学科教育法 I 数学科教育法 II 数学科教育法 III 数学教育学 数学教育学演習	2 2 2 2 2	2 2 2	2	2	
	計		6	2	2	
理 科	中等理科教育法 I 中等理科教育法 II 中等理科教育法 III 中等理科教育法 IV 中等理科教育法 V 中等理科教育法 VI 理科教育学	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	
	計		6	2	2	

教 科	授 業 科 目	单 位	单 位 数		高 等 学 校	備 考		
			中 学 校					
			1 種	2 種				
音 楽 科	中等音楽科教育法 I 中等音楽科教育法 II 音楽教育学 音楽教育学演習	2 2 2 2	2 2 2 } 4 2	2	2			
	計		6	2	2			
美 術 科	中等美術科教育法 I 中等美術科教育法 II 中等美術科教育法 III 美術教育学 美術教育学演習	2 2 2 2 2	2 2 2	2	2			
	計		6	2	2			
保 健 体 育 科	保健体育科教育法 I 保健体育科教育法 III 保健体育科教育法 II 保健体育教育学 保健体育教育学演習	2 2 2 2 2	2 2 2 } 2 2 2	2	2	教育法の II と III とが順序が変わっていることに注意。		
	計		6	2	2			
家 庭 科	中等家庭科教育法 I 中等家庭科教育法 II 中等家庭科教育法 III 家庭科教育学 家庭科教育学演習	2 2 2 2 2	2 2 2 } 2 2 2	2	2			
	計		6	2	2			
技 術 科	技術科教育法 I 技術科教育法 II 技術教育学 技術教育学演習	2 2 2 2	2 2 2 } 2 2	2				
	計		6	2				
英 語 科	英語科教育法 I 英語科教育法 II 英語科教育法 III 英語教育学 英語教育学演習	2 2 2 2 2	2 2 2 } 2 2 2	2 2 2 } 2 2	2			
	計		6	2	4			
書 道 科	書道科教育法 国語科書写教育学	2 2			2			
	計				2			
工 芸 科	工芸科教育法 I 工芸科教育法 II	2 2			2			
	計				2			
工 業 科	工業科教育法 I 工業科教育法 II	2 2			2			
	計				2			
情 報 科	情報科教育法 I 情報科教育法 II	2 2			2 2			
	計				4			

* この表で、各教科の合計単位数以上をとったものについては、それぞれの教科に関する科目の選択の科目の単位として加えることができる。

7. 養護学校教諭免許状を取得する場合の「特殊教育に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
教育の基礎理論に関する科目	4	障害児教育 障害児教育史 障害児教育社会学	2 2 2	2 2 } 2 2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	6	障害児心理学 精神遅滞児心理学 障害児病理学 障害児保健学	2 2 2 } 2 2 } 2	2 2 } 2 2 } 2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	6	精神遅滞児教育 障害児学習指導法 心理療法	2 2 2	2 2 } 4 2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての実習	3	障害児教育実習	3	3	事前・事後指導 1単位を含む。
小計	19		21	15	
選択科目 (上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。)	4	障害児教育演習 養護学校観察 人格測定法 障害児診断法 障害児心理学演習 障害児心理学実験 小児医学 大脳生理学 心身医学 障害児教育特殊講義 視聴覚教育	2 1 2 2 2 1 2 2 2 2 2	2 } 2	
合計	23		23	15	

1. 社会教育主事となる資格の取り方

(1) 社会教育を行う者に専門的、技術的な助言や指導を与える社会教育主事となる資格を得ようとする者は、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の経験を有する者でなければならない。
(社会教育法第9条の4)

(2) 社会教育に関する科目的履修は次の表による。

社会教育法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等		
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	備 考
生涯学習概論	4	社会教育概論 I	2	
		社会教育概論 II	2	
社会教育計画	4	社会教育計画 I	2	
		社会教育計画 II	2	
社会教育演習	4	生涯教育演習	2	
社会教育実習		社会教育実習	2	
社会教育課題研究				
社会教育特講 (社会教育特講I)	12	高齢化と生涯教育	2	
		国際化と生涯教育	2	
(社会教育特講II)		人権意識論	2	
		視聴覚教育	2	
(社会教育特講III)		生涯スポーツ概論	2	
		博物館学I	2	
		図書館概説	2	
		野外活動概論	2	
		カウンセリング	2	
		心身医学	2	
		生涯発達論	2	
		レクリエーション概論	2	
		国際政治学要論	2	
		人権教育論	2	
		心の健康	2	
		健康福祉ボランティア活動	2	
		現代教育論	2	
		教育方法概説	2	
		教育社会学概説	2	
		地域福祉論	2	
		博物館学III	2	
		フューミニズム論	2	
		老人福祉論	2	
		ボランティ行政	2	
		環境行政	2	
		公的扶助論	2	
	24		24	

2. 学芸員の資格の取り方

- (1) 学芸員は、博物館資料の収集、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事することを職務とし、その資格の取得のためには学士の学位を有し、かつ大学において文部省で定める博物館に関する科目的単位を修得しなければならない。(博物館法第5条)
- (2) 博物館に関する科目的履修は次の表による。

博物館法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等		
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	備 考
博物館概論	2	博物館学 I	2	
博物館経営論	1	博物館学 II	2	
博物館資料論	2	博物館学 III	2	
博物館情報論	1			
生涯学習概論	1	社会教育概論 I	2	
視聴覚教育メディア論	1	視聴覚教育	2	
教育学概論	1	現代教育論	2	
博物館実習	3	博物館実習	3	
文化史	4	日本史要説	2	
		東洋史要説	2	
		西洋史要説	2	
		日本・アジアの社会と文化	2	
美術史		世界の美術	2	
		応用美術理論	2	
		総合美術理論	2	
考古学		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
自然科学史		科学者と歴史	2	4
化学生		無機化学	2	
		有機化学	2	
生物学		生物科学	2	
		植物分類学	2	
		動物生態学	2	
		臨海生物学	2	
地学		岩石矿物学	2	
		進化古生物学	2	
		古環境学	2	
		天文学	2	
合計	16		19	

3. 社会福祉士の受験資格の取り方

- (1) 社会福祉士の受験資格を得ようとするものは、大学の卒業資格を得るとともに在学中に厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。
- (2) 社会福祉士の受験資格に必要な科目の履修は次の表による。

指 定 科 目	授 業 科 目	単 位 数	備 考
心理学	心理学	2	
社会学	社会学要論	2	
法学	法学要論	2	
医学一般	医学一般	4	
介護概論	介護概論	2	
社会福祉原論	社会福祉原論	4	
A 老人福祉論	老人福祉論	4	
障害者福祉論	障害者福祉論	4	
児童福祉論	児童福祉論	4	
社会保障論	社会保障論	4	
公的扶助論	公的扶助論	2	
地域福祉論	地域福祉論	2	
社会福祉援助技術論	B 社会福祉援助技術論	8	左記の授業科目は、上記Aの授業科目の必要単位を全て修得したか又は必要単位分の授業科目を履修中の者に限り、履修できる。
社会福祉援助技術演習		8	
社会福祉援助技術現場実習	社会福祉援助技術現場実習	4	左記の授業科目は、上記Aの授業科目の必要単位を全て修得し、かつBの全ての授業科目を履修中であるか又はBの単位を全て修得した者に限り、履修できる。
	社会福祉援助技術現場実習指導	2	
合 計		48又は50	

4. 社会体育指導者の資格の取り方

- (1) 取得できる社会体育指導者には地域住民を対象として指導を行う地域スポーツ指導者（スポーツ指導員）のC級・B級と競技選手の競技力の向上を図る競技力向上指導者（コーチ）のC級・B級がある。その資格取得のためには、資格別、競技別に国の基準に基づき財日本体育協会が定めた科目を履修し（各資格における共通科目の講習及び試験が文化教育学部の授業科目を履修することによって免除される）、所定の手続き申請をしなければならない。
- (2) 受講者は別途、財日本体育協会及び各競技団体が主催する専門教科（実技等）の講習及び試験を履修しなければならない。
- (3) 社会体育指導者の共通科目に関する履修は次の表による。

① 地域スポーツ指導者（スポーツ指導員）C級・B級

科 目	授 業 科 目	単位数	備 考
社会体育概論	スポーツ社会学 生涯スポーツ論	2 } 2 2	
スポーツ心理学	スポーツ心理学	2	
スポーツ経営学	スポーツ経営学	2	
スポーツ生理学	運動生理学 スポーツ工学 トレーニング理論・実習 トレーニング科学 栄養学	2 2 2 } 2 2 2	
スポーツ医学	スポーツ医学 救急処置	2 2	
スポーツ指導論	保健体育科教育法I 保健体育科教育法II 運動学 コーチング理論・実習	2 2 2 } 2 2	
地域における スポーツ行政	スポーツ行政	2	
合 計		22	

② 競技力向上指導者（コーチ）C級・B級

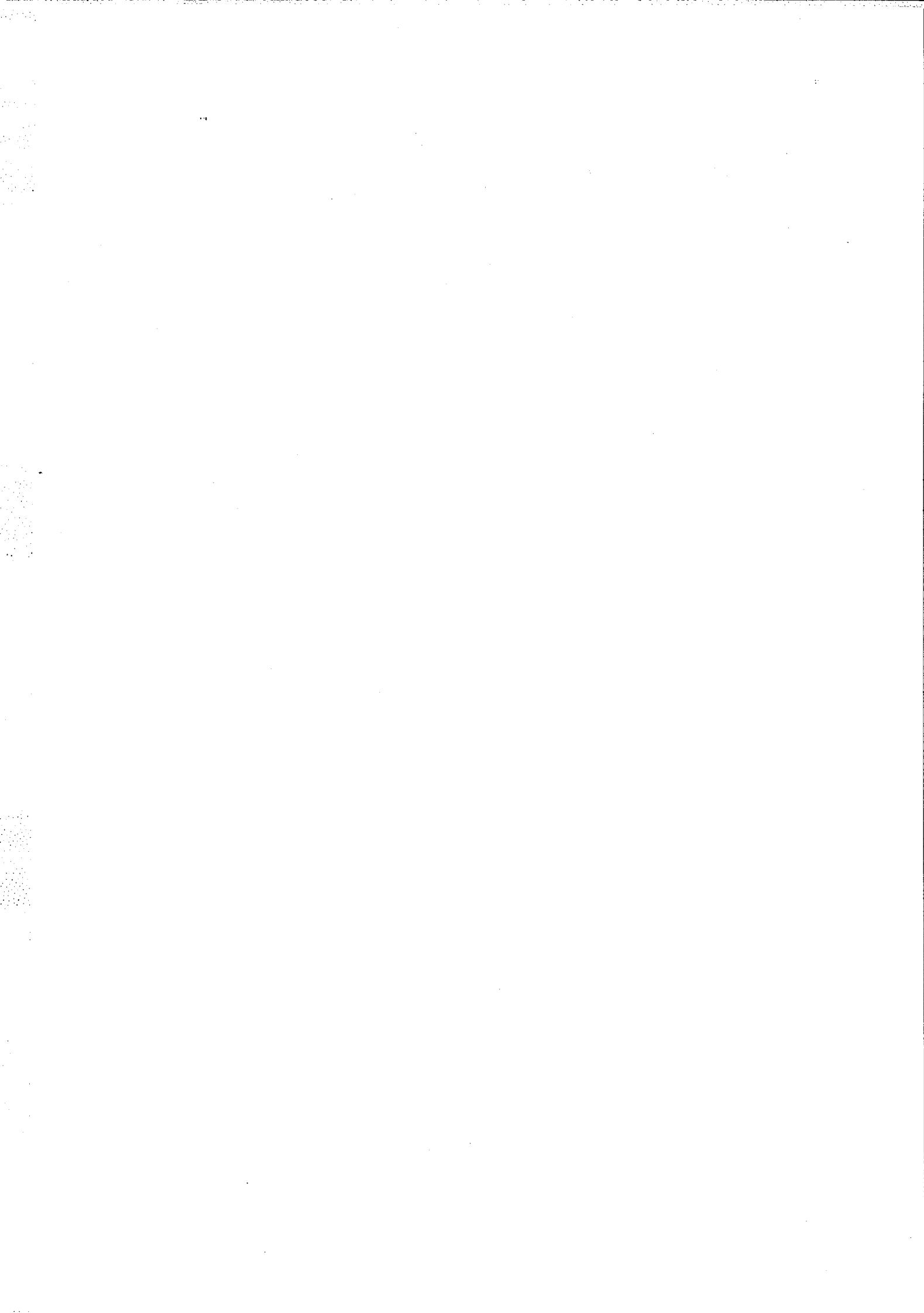
科 目	授 業 科 目	単位数	備 考
社会体育概論	スポーツ社会学 生涯スポーツ論	2 } 2	
スポーツ心理学	スポーツ心理学	2	
トレーニング科学	運動生理学 スポーツ工学 トレーニング理論・実習 トレーニング科学	2 2 2 } 2 2 } 2	
スポーツ医学	スポーツ医学 救急処置	2 2	
スポーツと栄養	栄養学	2	
スポーツ指導論	保健体育科教育法 I 保健体育科教育法 II 運動学 コーチング理論・実習	2 2 2 2 } 2	
地域における スポーツ行政	スポーツ行政	2	
合 計		20	

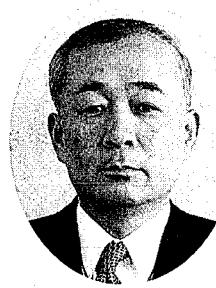
5. レクリエーション・インストラクターの資格の取り方

(1) レクリエーション・インストラクターは、余暇やレクリエーションに関する理論と実技の基本的な学習を積み、社会福祉や企業、学校などあらゆる領域で、コミュニケーション・ワークの援助を中心に、レクリエーションを楽しく教える指導者である。この資格は、財団法人日本レクリエーション協会が認定するものである。

(2) レクリエーション・インストラクターの資格取得に必要な科目の履修は次の表による。

日本レクリエーション協会が指定する科目		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目			備考
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		
レクリエーション理論	2	レクリエーション概論	2		
レクリエーション実技	2	レクリエーション実習	2		
レクリエーション現場実習	学外実習 2／3	教育実習 又は 社会福祉援助技術現場実習	2～5 6	教育実習は、小学校、中学校、高等学校、障害児、幼稚園のいずれの実習でもよい。なお、教育実習又は社会福祉援助技術現場実習を履修しない場合は、日本レクリエーション協会が認定する「施設実習」を履修すること。	
	事業参加 1／3			レクリエーション協会主催・共催事業への参加3回で1／3単位となる。レクリエーション概論の授業担当教官から「事業参加記録カード」をもらって、事業主催者の参加証明印を受領のうえ、同教官に提出すること。	
合計		5			





经济学部長
古賀和文

經濟



◎佐賀大学経済学部規程

(趣旨)

第1条 佐賀大学経済学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学)

第2条 本学部に入学することのできる者は、学則第18条及び第23条に定めるところによる。

(課程及びコース)

第3条 本学部に、次の課程及びコースを置く。

経済システム課程

国際経済社会コース

総合政策コース

経営・法律課程

企業経営コース

法務管理コース

2 コースは、1年次修了後、別に定めるところにより決定する。

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 専門教育科目は、専門科目とし、課程及びコース別に、必修科目及び選択科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目、共通基礎教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学全学教育科目履修規程（平成5年12月17日制定）及び経済学部履修細則（昭和62年4月1日制定）の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、経済学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。

ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、追試験及び再試験に関する経済学部内規の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施

設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学した者の履修科目等の認定)

第10条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第11条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（昭和57年4月16日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第14条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第15条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成6年6月24日制定）の定めるところによる。

(公開講座)

第16条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 平成10年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

別表（第5条第1項関係）

課 程		経済システム課程		経営・法律課程	
コ 一 ス		国際経済 社会コース	総合政策 コース	企業経営 コース	法務管理 コース
教養教育科	フレッシュマンセミナー	2	2	2	2
目	主 题 科 目	24	24	24	24
共通基礎教育科目	外 国 語 科 目	第 1	6	6	6
		第 2	4	4	4
	健 康 ・ ス ポ ーツ 科 目	講 義 ・ 演 習	2	2	2
		実 習	2	2	2
	情 報 处 理 科 目	講 義	2	2	2
		演 習	1	1	1
小 計		43	43	43	43
専門教育科目	専 門 科 目	必 修 科 目	28	26	26
		選 択 科 目	54	56	56
		小 計	82	82	82
		合 計	125	125	125

●経済学部履修細則

(趣旨)

第1条 経済学部学生の専門教育科目の履修については、佐賀大学学則、全学教育科目履修規程及び佐賀大学経済学部規程に定めるものほか、本細則による。

(教養教育科目)

第2条 主題分野の登録にあたっては、第2及び第3主題分野には登録しないものとする。

(専門教育科目)

第3条 佐賀大学経済学部規程第5条第3項の専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表I及びIIによる。

(履修届)

第4条 佐賀大学経済学部規程第6条の履修届は、前学期、後学期とも開講日から所定の期間までに提出しなければならない。

2 所定の期間までに履修届を提出しなければ、当該学期の単位は認定しない。

3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(履修することができる専門教育科目)

第5条 別表IIの授業科目（以下「科目」という。）のうち、1年次生又は2年次生から履修することができる専門教育科目は次のとおりとする。

		経済システム課程		経営・法律課程	
		国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
1 年	国際経済社会論	国際経済社会論	国際経済社会論	国際経済社会論	国際経済社会論
	地域と政策	地域と政策	地域と政策	地域と政策	地域と政策
	基礎簿記	基礎簿記	基礎簿記	基礎簿記	基礎簿記
	人権論	人権論	人権論	人権論	人権論
	国際経済社会入門	国際経済社会入門	企業経営入門	企業経営入門	企業経営入門
	総合政策入門	総合政策入門	法務管理入門	法務管理入門	法務管理入門
	東アジア国際関係史	東アジア国際関係史	東アジア国際関係史	東アジア国際関係史	東アジア国際関係史
2 年	市民社会と倫理	市民社会と倫理	市民社会と倫理	市民社会と倫理	市民社会と倫理
	理論経済学 I	理論経済学 I	経営学 I	経営学 I	経営学 I
	現代経済理論 I	現代経済理論 I	簿記・会計	簿記・会計	簿記・会計
	日本経済論	日本経済論	契約法 I	契約法 I	契約法 I
	理論経済学 II	経済政策	会社法 I	会社法 I	会社法 I
	現代経済理論 II	財政学総論 I	現代企業経営論	現代企業経営論	法学概論 I
	経済学史	財政学総論 II	会計学原理	会計学原理	統治機構論
	国際経済論 I	地方財政論 I	原価計算論	原価計算論	行政法総論
	国際経済論 II	地方財政論 II	情報処理概論	情報処理概論	物権法 I
	経済数学 I	金融論 I	経営・会計学実習	経営・会計学実習	契約法 II
	経済数学 II	金融論 II	契約法 II	契約法 II	商法総則
	基本統計学 I	地域モデル論	商法総則	商法総則	環境法
	基本統計学 II	産業組織論	労使コミュニケーション法	労使コミュニケーション法	労使コミュニケーション法
	ビジネスコミュニケーション英語	実践経済学	財政学総論 I	財政学総論 I	社会保障法総論
	地方財政論 I	労使コミュニケーション法	基本統計学 I	基本統計学 I	情報処理概論
	財政学総論 I	物権法 I	経済政策	経済政策	理論経済学 I
	金融論 I	経済数学 I	産業組織論	産業組織論	日本近現代史
	経済政策	日本近現代史	日本近現代史	日本近現代史	日本史上の市(いち)と都市
	地域モデル論	日本史上の市(いち)と都市	日本史上の市(いち)と都市	日本史上の市(いち)と都市	東洋史要説
	産業組織論	東洋史要説	東洋史要説	東洋史要説	自然地理学

2 年	日本近現代史	自然地理学	自然地理学	社会学要論
	日本史上の市(いち)と都市	社会学要論	社会学要論	哲学要論 I
	東洋史要説	哲学要論 I	哲学要論 I	倫理学要論
	自然地理学	倫理学要論	倫理学要論	演習 (2年)
	社会学要論	演習 (2年)		
	哲学要論 I			
	倫理学要論			
	演習 (2年)			

2 3年次生以上の者は、全科目履修することができる。ただし、演習（4年）は、4年次生以上の者に限る。

(外書講読の履修方法)

第6条 外書講読の履修方法は、別に定める。

(演習の履修方法)

第7条 演習の履修については、次の各号の定めによる。

- 一 演習の履修は2年次生後学期から開始し、2年間にわたり10単位を履修しなければならない。その履修方法については別に定める。
- 二 演習は半期登録を原則とし、半期終了の時点で新たに登録しなければならない。
- 三 人員等の理由により、登録希望者を選抜することがある。選抜にもれた場合、新たに登録しなければならない。

2 演習の履修要件については、別に定める。

(教員の免許状)

第8条 教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。

経済システム課程	中学校教諭	1種免許状（社会）
経営・法律課程	高等学校教諭	1種免許状（地理歴史・公民・商業）

2 教員免許状取得のための教科及び教職に関する科目は、別表IIIから別表Xによる。

3 教員免許状取得に必要な科目の単位のうち、教科に関する科目の中で他学部開講科目の単位及び教職に関する科目の単位は卒業単位に算入しない。

4 教員免許状を取得しようとする者は、教養教育科目（主題科目）の「現代社会の構造」の分野中、現代の法と社会（日本国憲法）2単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第9条 教育実習に参加しようとする者は、4年次の前学期までに次の各号の条件を満たしていかなければならない。

- 一 教科に関する科目については、別表IIIからXに定める必要単位の2分の1以上を修得していかなければならない。なお、各科目群別についても必要単位の2分の1以上を修得していかなければならない。
- 二 教職に関する科目については、教育実習及び総合演習を除く必要単位を全て修得していかなければならない。
- 三 履修中の科目は、修得見込科目として修得科目と同等に取り扱うものとする。

2 教育実習は、原則として本学部が定める教育実習校において行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は教授会において定める。

附 則

1 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは、別に定めるところにより改正後の授業科目を履修させることができる。

附 則

1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成12年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

別表I 専門教育科目（必修科目・選択科目）

科目	コース	課程		経済システム課程		経営・法律課程	
		国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース		
必修科目	学部共通科目	8	8	8	8		
	課程共通科目						
	コース入門科目	4	4	4	4		
	2コース内の共通科目	4	4	4	4		
	外書講読	2					
	演習（2年）	2	2	2	2		
	演習（3年）	4	4	4	4		
	演習（4年）	4	4	4	4		
小 計		28	26	26	26		
選択科目	自コースの専門科目	30	32	32	32		
	他コース指定専門科目	6	6	6	6		
	その他の選択科目 (自由選択科目を含む)	18	18	18	18		
	小 計	54	56	56	56		
卒業に必要な単位数				82			

(注) その他の選択科目の18単位は経済学部の専門科目のほか、教養教育科目（主題科目に限る。）及び他学部指定科目で充当することができる。他学部指定科目は別途定める。

別表II 専門教育科目（コース別授業科目）

経済システム課程（国際経済社会コース）

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部共通科目		国際経済社会論	2
	地域と政策	2		
	基礎簿記	2		
	人権論	2		
	課程 入門科目	国際経済社会入門	2	
		総合政策入門	2	
	共通科目 2コース共通科目	理論経済学 I	2	3科目のうちから2科目選択
		現代経済理論 I	2	
		日本経済論	2	
必修科目	コース一貫演習		外書講読	2
	演習（2年）		演習（2年）	2
	演習（3年）		演習（3年）	2
	演習（4年）		演習（4年）	2
				(前・後期 4単位) (前・後期 4単位)
選択科目	専門科目		ビジネスコミュニケーション 英語	2
	国際交流実習	2		
	理論経済学 II	2		
	現代経済理論 II	2		
	経済学史	2		
	国際経済論 I	2		
	国際経済論 II	2		
	国際経済論 III	2		
	経済数学 I	2		
	経済数学 II	2		
	国際通貨論	2		
	現代政治論	2		
	国際政治学	2		
	発展途上国経済論	2		
	日本経済史 I	2		
	日本経済史 II	2		
	西洋経済史 I	2		
	西洋経済史 II	2		
	日本社会史 I	2		
	日本社会史 II	2		
	近代経済学史	2		
	国民経済計算 I	2		
	国民経済計算 II	2		
	計量経済学 I	2		
	計量経済学 II	2		
	経済統計学	2		
	応用統計学	2		
	基本統計学 I	2		
	基本統計学 II	2		
	特殊講義	2		

選 択 科 目	他コース指定 専門科目	労働経済論	2	
		地方財政論 I	2	
		財政学総論 I	2	
		金融論 I	2	
		経済政策	2	
		地域モデル論	2	
		産業組織論	2	
		社会政策	2	
		福祉政策	2	
		社会保障論	2	
		労使関係システム	2	
		地域開発論	2	
		産業構造論	2	
		地域システム論	2	
		エネルギー経済論	2	
		NPO論	2	
		産業システム論	2	
		国際法 I	2	
		国際法 II	2	
自由選択科目		日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論 I	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

経済システム課程（総合政策コース）

区分	授業科目	単位数	備考
必修科目	国際経済社会論	2	
学部共通科目	地域と政策	2	
	基礎簿記	2	
	人権論	2	

必修科目	コース入門科目	国際経済社会入門 総合政策入門	2 2	
	共通科目	理論経済学 I 現代経済理論 I 日本経済論	2 2 2	3科目のうちから2科目選択
	2コース共通科目	演習(2年) 演習(3年) 演習(4年)	2 2 2	(前・後期 4単位) (前・後期 4単位)
	必修科目			
選択科目	専門科目	実践経済学(実地研修) 経済政策 財政学総論 I 財政学総論 II 地方財政論 I 地方財政論 II 金融論 I 金融論 II 地域モデル論 産業組織論 社会政策 福祉政策 社会保障論 労使関係システム 労働経済論 N P O 論 サービス産業論 日本農業論 農政経済論 産業システム論 エネルギー経済論 産業構造論 地域開発論 地域調査論 地域農業論 地域システム論 経済地理学 I 経済地理学 II 産業技術論 外書講読 特殊講義	2 2	
		労使コミュニケーション法 物権法 I 物権法 II 経済数学 I 行政法総論 雇用保障システム法	2 2 2 2 2 2	

選 択 科 目	企業論	2	
	流通経済論	2	
	国際通貨論	2	
	環境法	2	
	日本経済史 I	2	
	日本経済史 II	2	
	西洋経済史 I	2	
	西洋経済史 II	2	
	日本史要説	2	
	日本近現代史	2	
自由選択科目		2	
日本社会経済史		2	
日本史上の市(いち)と都市		2	
文献資料・遺構にみる交流の考古学		2	
古墳文化研究演習		2	
東洋史要説		2	
東アジア国際関係史		2	
西洋史要説		2	
自然地理学		2	
社会学要論		2	
環境と人間の組織社会学		2	
哲学要論 I		2	
倫理学要論		2	
市民社会と倫理		2	
職業指導		2	

経営・法律課程（企業経営コース）

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部共通科目	国際経済社会論	2	
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
	課程共通科目	企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
		経営学 I	2	
		簿記・会計	2	
	2コース共通科目	契約法 I	2	
		会社法 I	2	
	コ一ス必修科目		演習(2年)	2
			演習(3年)	2
			演習(4年)	2
			(前・後期 4単位)	
			(前・後期 4単位)	
選択科目	コ一ス専門科目		経営・会計学実習	2
			現代企業経営論	2
			会計学原理	2
			情報処理概論	2
			財務管理論	2

選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	経営組織論	2	
		経営労務論	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	国際経営論	2	
		流通経済論	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	経営学 II	2	
		マーケティング論 I	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	マーケティング論 II	2	
		経営史	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	経営社会学	2	
		企業評価	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	戦略経営論	2	
		流通産業論	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	証券論	2	
		企業論	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	経営管理論	2	
		管理会計論	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	原価計算論	2	
		経営分析	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	監査論	2	
		国際会計論	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	実践会計	2	
		財務会計論	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	システム論 I	2	
		システム論 II	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	アルゴリズム	2	
		経営情報システム I	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	経営情報システム II	2	
		外書講読	2	
選 択 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	特殊講義	2	
他 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	契約法 II	2	
		商法総則	2	
他 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	商行為法	2	
		労使コミュニケーション法	2	
他 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	財政学総論 I	2	
		基本統計学 I	2	
他 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	経済政策	2	
		産業組織論	2	
他 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	手形・小切手法	2	
		雇用保障システム法	2	
他 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	労使関係システム	2	
		経済統計学	2	
他 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	産業システム論	2	
		産業構造論	2	
他 科 目	コ 専 門 一 科 ス 目	日本社会史 I	2	
		日本社会史 II	2	

選 択 科 目	経済地理学 I	2	
	経済地理学 II	2	
	日本史要説	2	
	日本近現代史	2	
	日本社会経済史	2	
	日本史上の市(いち)と都市	2	
	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
	古墳文化研究演習	2	
	東洋史要説	2	
	東アジア国際関係史	2	
	西洋史要説	2	
	自然地理学	2	
	社会学要論	2	
	環境と人間の組織社会学	2	
	哲学要論 I	2	
	倫理学要論	2	
	市民社会と倫理	2	
	職業指導	2	

経営・法律課程（法務管理コース）

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部共通科目	国際経済社会論	2	
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
	課程共通科目	企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
		経営学 I	2	
		簿記・会計		
	2コース共通科目	契約法 I	2	
		会社法 I		
		演習(2年)	2	
必修科目	コース一貫	演習(3年)	2	(前・後期 4単位)
		演習(4年)	2	(前・後期 4単位)
		法学概論 I	2	
		法学概論 II	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		刑法	2	
		経済刑法	2	
		国際法 I	2	
		国際法 II	2	
		私法学総論	2	

選 択 科 目	物権法 I	2	
	物権法 II	2	
コ 専 門 科 目	債権法総論	2	
	契約法 II	2	
ス 一 科 目	不法行為法	2	
	民事手続法 I	2	
会 社 法 科 目	民事手続法 II	2	
	商法総則	2	
商 行 為 法 科 目	商行為法	2	
	手形・小切手法	2	
保 險 法 科 目	会社法 II	2	
	保険法	2	
経 済 法 科 目	経済法 I	2	
	経済法 II	2	
国 際 経 済 法 科 目	国際経済法 I	2	
	国際経済法 II	2	
環 境 法 科 目	環境法	2	
	国際環境法	2	
労 使 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 法 科 目	労使コミュニケーション法	2	
	雇用保障システム法	2	
社会 保 障 法 科 目	社会保障法総論	2	
	医療・介護保障法	2	
外 書 講 読 科 目	外書講読	2	
	特殊講義	2	
他 コ ー ス 指 定 専 門 科 目	情報処理概論	2	
	理論経済学 I	2	
財 務 管 理 論 科 目	財務管理論	2	
	企業論	2	
会 計 学 原 理 科 目	会計学原理	2	
	国際経済論 I	2	
国 際 政 治 学 科 目	国際経済論 II	2	
	国際政治学	2	
現 代 政 治 論 科 目	現代政治論	2	
	経済政策	2	
社 会 政 策 科 目	社会政策	2	
	社会保障論	2	
産 業 組 織 論 科 目	産業組織論	2	
	日本社会史 I	2	
日 本 經 済 史 科 目	日本経済史 II	2	
	西洋経済史 I	2	
西 洋 經 済 史 科 目	西洋経済史 II	2	
	日本史要説	2	
日 本 近 代 史 科 目	日本近現代史	2	
	日本社会経済史	2	
日 本 史 上 の 市 (い ち) と 都 市 科 目	日本史上の市(いち)と都市	2	

自由選択科目	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
	古墳文化研究演習	2	
	東洋史要説	2	
	東アジア国際関係史	2	
	西洋史要説	2	
	自然地理学	2	
	社会学要論	2	
	環境と人間の組織社会学	2	
	哲学要論 I	2	
	倫理学要論	2	
	市民社会と倫理	2	
	職業指導	2	

別表III 社会 中学校教諭1種免許状(経済システム課程)

科 目	種 目	単位数	備 考
必修科目に 関する科 目	日本史及び外国史	日本史要説 東洋史要説 西洋史要説	2 2 2
	地理学 (地誌を含む。)	○人文地理学 自然地理学 ○世界地誌	2 2 2 (文化教育学部開設) (文化教育学部開設)
	法律学、政治学	人権論 現代政治論	2 2
	社会学、経済学	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学 I	2 2 2
	哲学、倫理学、宗教学	哲学要論 I	2
		倫理学要論	2
		市民社会と倫理	2
	計	24	
	選択科目	日本近現代史 日本社会経済史 日本史上の市(いち)と都市 文献資料・遺構にみる交流の考古学 古墳文化研究演習 日本社会史 I 日本社会史 II 日本経済史 I 日本経済史 II 東アジア国際関係史 西洋経済史 I 西洋経済史 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 上記必修科目の余剰単位数は 選択科目に含める。
		○都市システム論 経済地理学 I 経済地理学 II ○日本の地理と風土	2 2 2 2 (文化教育学部開設) (文化教育学部開設)

教 科 に 関 す る 科 目	法律学, 政治学	行政法総論	2		
		国際法 I	2		
選 択 科 目		国際法II	2		
		環境法	2		
教 科 に 関 す る 科 目	社会学, 経済学	労使コミュニケーション法	2		
		雇用保障システム法	2		
教 職 に 関 す る 科 目		国際政治学	2		
		社会学要論	2		
必 修 科 目		環境と人間の組織社会学	2		
		現代経済理論 I	2		
教 職 に 関 す る 科 目		日本経済論	2		
		国際交流実習	2		
教 職 に 関 す る 科 目		理論経済学 II	2		
		現代経済理論 II	2		
教 職 に 関 す る 科 目		経済学史	2		
		国際経済論 I	2		
教 職 に 関 す る 科 目		国際経済論 II	2		
		経済数学 I	2		
教 職 に 関 す る 科 目		経済数学 II	2	2	
		国際通貨論	2		
教 職 に 関 す る 科 目		発展途上国経済論	2		
		近代経済学史	2		
教 職 に 関 す る 科 目		国民経済計算 I	2		
		国民経済計算 II	2		
教 職 に 関 す る 科 目		計量経済学 I	2		
		計量経済学 II	2		
教 職 に 関 す る 科 目		経済統計学	2		
		経済政策	2		
教 職 に 関 す る 科 目		財政学総論 I	2		
		財政学総論 II	2		
教 職 に 関 す る 科 目		地域モデル論	2		
		産業組織論	2		
教 職 に 関 す る 科 目		社会政策	2		
		福祉政策	2		
教 職 に 関 す る 科 目		社会保障論	2		
		労使関係システム	2		
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2		
教 職 に 関 す る 科 目	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2		
		発達と教育の心理学	2		
教 職 に 関 す る 科 目		教育社会学	2		
		社会教育概論 I	2	2	
教 職 に 関 す る 科 目		障害児教育	2		

教職に 関する 科 目	必修 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
		中等社会科教育法 I (社会・地歴)	2	
		中等社会科教育法 II (社会・地歴)	2	
		中等社会科教育法 III (社会・公民)	2	
		中等社会科教育法 IV (社会・公民)	2	
		道徳教育の研究	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	特別活動の研究	2	
		教育方法学概説	2	
	科 目 総合演習	生徒指導論	2	
		教育相談心理学	2	
		総合演習 (人権文化)	2	
		総合演習 (国際理解)	2	
		総合演習 (地域文化)	2	
		総合演習 (環境)	2	
	教育実習	総合演習 (健康福祉)	2	
		総合演習 (情報)	2	
	計	中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。
			33	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学、教育相談心理学及び道徳教育の研究を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

別表IV 地理歴史 高等学校教諭1種免許状(経済システム課程)

		科 目	種 目	単位数	備 考
教科に 関する 科 目	必修 外 国 史	日本史要説	2		(文化教育学部開設)
		東洋史要説	2		
		西洋史要説	2		
	人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	2		
		自然地理学	2		
		○世界地誌	2		
	選択 科 目	計	12		教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。
		日本近現代史	2		
		日本社会経済史	2		
		日本史上の市(いち)と都市	2		
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2		
		古墳文化研究演習	2		
		日本社会史 I	2		
		日本社会史 II	2		
		日本経済史 I	2	20	
		日本経済史 II	2		
	外 国 史	東アジア国際関係史	2		
		西洋経済史 I	2		
		西洋経済史 II	2		

	人文地理学及び自然地理学	○都市システム論 経済地理学 I 経済地理学 II	2 2 2	(文化教育学部開設)
	地 誌	○日本の地理と風土	2	(文化教育学部開設)
	計		20	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	
		発達と教育の心理学	2	
		教育社会学	2	
		社会教育概論 I	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	障害児教育	2	
		教育課程論	2	
		中等社会科教育法 I (社会・地歴)	2	
		中等社会科教育法 II (社会・地歴)	2	
		特別活動の研究	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育方法学概説	2	
		生徒指導論	2	
		教育相談心理学	2	
	総合演習	総合演習 (人権文化)	2	
		総合演習 (国際理解)	2	
		総合演習 (地域文化)	2	
		総合演習 (環境)	2	
		総合演習 (健康福祉)	2	
		総合演習 (情報)	2	
	教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
	計		27	
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2	
		人権教育論	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育	2	
		教育評価	2	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

別表V. 公民 高等学校教諭1種免許状(経済システム課程)

		科 目	種 目	単位数	備 考
教 科 に 関 す る 科 目	必 修 科 目	法 律 学 (国際法を含む。)	人権論 国際政治学 現代政治論	2 2 2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。 教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。
		政 治 学 (国際政治を含む。)	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学 I	2 2 2	
		社会学, 経済学 (国際経済を含む。)	哲学要論 I 倫理学要論 市民社会と倫理	2 2 2	
	哲 學, 倫 理 學, 宗 教 學, 心 理 學	計		14	
		法 律 学 (国際法を含む。)	行政法総論 国際法 I 国際法 II	2 2 2	
		政 治 学 (国際政治を含む。)	環境法 労使コミュニケーション法 雇用保障システム法	2 2 2	
	選 択 科 目	社会学, 経済学 (国際経済を含む。)	社会学要論 環境と人間の組織社会学 現代経済理論 I 日本経済論 国際交流実習 理論経済学 II 現代経済理論 II 経済学史 国際経済論 I 国際経済論 II 経済数学 I 経済数学 II 国際通貨論 発展途上国経済論 近代経済学史 国民経済計算 I 国民経済計算 II 計量経済学 I 計量経済学 II 経済統計学 経済政策 財政学総論 I 財政学総論 II 地域モデル論 産業組織論 社会政策 福祉政策	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
			18		

		社会保障論 労使関係システム	2 2	
	計		18	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	
		発達と教育の心理学	2	
		教育社会学	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	社会教育概論 I	2	
		障害児教育	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育課程論	2	
		中等社会科教育法III（社会・公民）	2	
		中等社会科教育法IV（社会・公民）	2	
		特別活動の研究	2	
	総合演習	教育方法学概説	2	
	教育実習	生徒指導論	2	
		教育相談心理学	2	
	選択科目	総合演習（人権文化）	2	
		総合演習（国際理解）	2	
		総合演習（地域文化）	2	
		総合演習（環境）	2	
		総合演習（健康福祉）	2	
		総合演習（情報）	2	
	計	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
			27	
	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2	
		人権教育論	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育	2	
		教育評価	2	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

別表VI. 商業 高等学校教諭1種免許状（経済システム課程）

教職に関する科目	必修科目	総合演習	総合演習（人権文化）	2	
			総合演習（国際理解）		
			総合演習（地域文化）		
			総合演習（環境）		
			総合演習（健康福祉）		
			総合演習（情報）		
選択科目	教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。	
		計	25		
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史 人権教育論	2 2		
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価	2 2		

※教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

別表VII 社会 中学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考
教科に 関 する 科 目	必修科目	日本史要説	2	
		東洋史要説	2	
		西洋史要説	2	
	地理学 (地誌を含む。)	○人文地理学 自然地理学	2 2	(文化教育学部開設)
		○世界地誌	2	(文化教育学部開設)
		人権論 現代政治論	2 2	
	法律学、政治学	国際経済社会論	2	
		地域と政策	2	
		理論経済学Ⅰ	2	
	哲学、倫理学、宗教学	哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
	計		24	
選 択 科 目	選択科目	日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。 (文化教育学部開設)
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史Ⅱ	2	
		地理学 (地誌を含む。)	2	
		○都市システム論 経済地理学Ⅰ	2	

教科に 関す る科 目	地理学 (地誌を含む。)	経済地理学II	2	(文化教育学部開設)
		○日本の地理と風土	2	
選択科目	法律学、政治学	法学概論I	2	
		法学概論II	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		国際法I	2	
		国際法II	2	
		不法行為法	2	
		民事手続法I	2	
		民事手続法II	2	
		経済法I	2	
		経済法II	2	
		国際経済法I	2	
		国際経済法II	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労使コミュニケーション法	2	
		雇用保障システム法	2	
選択科目	社会学、経済学	社会保障法総論	2	
		医療・介護保障法	2	
		国際政治学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		国際経済論I	2	
		国際経済論II	2	
		経済統計学	2	
		経済政策	2	
		財政学総論I	2	
		産業組織論	2	
		社会政策	2	
		社会保障論	2	
		労使関係システム	2	
		経営組織論	2	
		経営労務論	2	
		国際経営論	2	
		経営史	2	
		経営社会学	2	
		企業評価	2	
		戦略経営論	2	
		証券論	2	
		経営情報システムI	2	
		経営情報システムII	2	
計			2	

教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育基礎論	2	
	教育の基礎理論に関する科目	発達と教育の心理学	2	
		教育社会学	2	
		社会教育概論 I	2	
		障害児教育	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
		中等社会科教育法 I (社会・地歴)	2	
		中等社会科教育法 II (社会・地歴)	2	
		中等社会科教育法 III (社会・公民)	2	
		中等社会科教育法 IV (社会・公民)	2	
		道徳教育の研究	2	
		特別活動の研究	2	
		教育方法学概説	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2	
		教育相談心理学	2	
	総合演習	総合演習 (人権文化)	2	
		総合演習 (国際理解)	2	
		総合演習 (地域文化)	2	
		総合演習 (環境)	2	
		総合演習 (健康福祉)	2	
		総合演習 (情報)	2	
	教育実習	中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。
	計		33	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学、教育相談心理学及び道徳教育の研究を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

別表VIII 地理歴史 高等学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

科 目		種 目	単位数	備 考
教科に関する科目	日本史	日本史要説	2	
	外国史	東洋史要説 西洋史要説	2 2	
	人文地理学及び自然地理学	○人文地理学 自然地理学	2 2	(文化教育学部開設)
	地誌	○世界地誌	2	(文化教育学部開設)
	計		12	
	日本史	日本近現代史 日本社会経済史 日本史上の市(いち)と都市 文献資料・遺構にみる交流の考古学 古墳文化研究演習	2 2 2 2 2	教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。

選 択 科 目	日本史	日本社会史 I 日本社会史 II 日本経済史 I 日本経済史 II	2 2 2 2	
	外国史	東アジア国際関係史 西洋経済史 I 西洋経済史 II	2 2 2	20
	人文地理学及び自然地理学	○都市システム論 経済地理学 I 経済地理学 II	2 2 2	(文化教育学部開設)
	地誌	○日本の地理と風土	2	(文化教育学部開設)
	計		20	
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論 発達と教育の心理学 教育社会学 社会教育概論 I 障害児教育	2 2 2 2 2	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論 中等社会科教育法 I (社会・地歴) 中等社会科教育法 II (社会・地歴) 特別活動の研究 教育方法学概説	2 2 2 2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論 教育相談心理学	2 2	
	総合演習	総合演習 (人権文化) 総合演習 (国際理解) 総合演習 (地域文化) 総合演習 (環境) 総合演習 (健康福祉) 総合演習 (情報)	2 2 2 2 2 2	
	教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
	計		27	
	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史 人権教育論	2 2	
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価	2 2	

*中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

別表IX 公民、高等学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

		科 目	種 目	単位数	備 考
教 科 に 目 に 関 す る 科 目	必 修 科	法 律 学 (国際法を含む。)		人権論 国際政治学 現代政治論	2 2 2
		政 治 学 (国際政治を含む。)			
	教 科 に 目	社会 学、経 済 学 (国際経済を含む。)		国際経済社会論 地域と政策 理論経済学 I	2 2 2
		哲 学、倫 理 学、宗 教 学、 心 理 学		哲学要論 I 倫理学要論 市民社会と倫理	2 2 2
		計		14	
	選 択 科 目	法 律 学 (国際法を含む。)		法学概論 I 法学概論 II	2 2
		政 治 学 (国際政治を含む。)		統治機構論 行政法総論 行政救済法 地方自治法 国際法 I 国際法 II 不法行為法 民事手続法 I 民事手続法 II 経済法 I 経済法 II 国際経済法 I 国際経済法 II 環境法 国際環境法 労使コミュニケーション法 雇用保障システム法 社会保障法総論 医療・介護保障法	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 18
		社会 学、経 済 学 (国際経済を含む。)		社会学要論 環境と人間の組織社会学 国際経済論 I 国際経済論 II 経済統計学 経済政策 財政学総論 I 産業組織論 社会政策 社会保障論 労使関係システム	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

教科に関する科目	選択科目	社会学、経済学 (国際経済を含む。)	経営組織論	2		
			経営労務論	2		
			国際経営論	2		
			経営史	2		
			経営社会学	2		
			企業評価	2		
			戦略経営論	2		
			証券論	2		
			経営情報システム I	2		
			経営情報システム II	2		
計				18		
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 総合演習	教職概説	2		
			教育基礎論	2		
			発達と教育の心理学	2		
			教育社会学	2		
			社会教育概論 I	2		
			障害児教育	2		
			教育課程論	2		
			中等社会科教育法III (社会・公民)	2		
			中等社会科教育法IV (社会・公民)	2		
			特別活動の研究	2		
教職に関する科目	選択科目	教育実習 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目	教育方法学概説	2		
			生徒指導論	2		
			教育相談心理学	2		
			総合演習 (人権文化)	2		
			総合演習 (国際理解)	2		
			総合演習 (地域文化)	2		
			総合演習 (環境)	2		
			総合演習 (健康福祉)	2		
			総合演習 (情報)	2		
			教育実習	3	事前事後指導を含む。	
計				27		
教職に関する科目	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
			人権教育論	2		
教職に関する科目		教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育	2		
			教育評価	2		

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

別表X 商業、高等学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

科 目		種 目	単位数	備 考
必修科目	商業の関係科目		基礎簿記 簿記・会計 マーケティング論 I	2 2 2
	職業指導	職業指導	2	
	計		8	
教科に選ずる科目	商業の関係科目	基本統計学 I 産業システム論 産業構造論 経営学 I 経営・会計学実習 現代企業経営論 会計学原理 情報処理概論 財務管理論 流通経済論 経営学 II マーケティング論 II 流通産業論 企業論 経営管理論 管理会計論 原価計算論 経営分析 監査論 国際会計論 実践会計 財務会計論 システム論 I システム論 II アルゴリズム 契約法 I 会社法 I 私法学総論 物権法 I 物権法 II 債権法総論 契約法 II 商法総則 商行為法 手形・小切手法 会社法 II 保険法	2 2	教職に関する科目的余剰単位数（14単位まで）は選択科目に含める。 26
		計	26	

教職に関する科目	必修科	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論 I	2	
	修科		障害児教育	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2		
		商業科教育法 I	2	経済学部開講科目	
		特別活動の研究	2		
	選択科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育方法学概説	2	
			生徒指導論	2	
			教育相談心理学	2	
			総合演習（人権文化）	2	
			総合演習（国際理解）	2	
	目	総合演習	総合演習（地域文化）	2	
			総合演習（環境）	2	
			総合演習（健康福祉）	2	
			総合演習（情報）	2	
			教育実習	3	事前事後指導を含む。
	選択科目	計		25	
		教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2	
			人権教育論	2	
	選択科目	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育	2	
			教育評価	2	

※教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

他学部指定科目一覧

他学部指定科目の履修については、次のとおりコース毎に授業科目が指定されているので、自分の該当するコースから履修すること。

課程 受講 年次	経済システム課程		経営・法律課程	
コース	国際経済社会コース	総合政策コース	企業・経営コース	法務管理コース
2年				(文化教育学部) 欧米の法と道徳Ⅰ 欧米の法と道徳Ⅱ 法と責任 現代の罪と罰
3年	(文化教育学部) 東南アジア国際経済論 アジア経済論 欧米文化論 朝鮮政治文化論 朝鮮現代政治史 近代ヨーロッパ社会史 近代ヨーロッパの国家と社会 イギリス政治史 国際社会の法と秩序(Ⅰ) 国際社会の法と秩序(Ⅱ)	(文化教育学部) 地域福祉論 エネルギー環境論 生活福祉論 健康福祉行政 (農学部) 市場流通経済学 *資源社会論 生産流通政策論 *農村地理学	(文化教育学部) 生活経営論 現代の環境と人間の組織社会学 環境社会学 スポーツ産業論	(文化教育学部) 国際連合論 環境行政 比較環境政策 環境保全概論 生活と法律

() 内は開講学部

*印の授業科目は、4年生のみ受講できる。

追試験及び再試験に関する内規

(平成10年2月17日制定)

第1条 追試験は、第2項の事由の範囲内で、定期試験を受験できなかった科目について、原則として、担当教官の承認を得た後、所定の願書に定期試験欠席の事由を証明する書類を添付して提出した者に対し、教務委員会の議を経て行うことがある。

2 願い出の事由は、就職試験、天災、交通機関の事故、病気、交通事故及び忌引（2親等以内）などやむを得ない場合とする。

3 前項の願出は、定期試験期間終了後、3日以内に願い出なければならない。ただし、就職試験等で事前に定期試験を受験できないことが明らかな場合は、事前に願い出なければならない。

4 成績の提出期限については、教務委員会の指示による。

第2条 再試験は、担当教官の承認を得た後、所定の願い出を指定の期日までに提出した者について、教務委員会の議を経て行うことがある。

2 再試験の合格の評価は「可（C）」とする。又成績の提出については、再試験許可後1か月以内とする。

第3条 全学教育センターにおいて開設される全学教育科目の追試験及び再試験については、全学教育センターの定めるところによる。

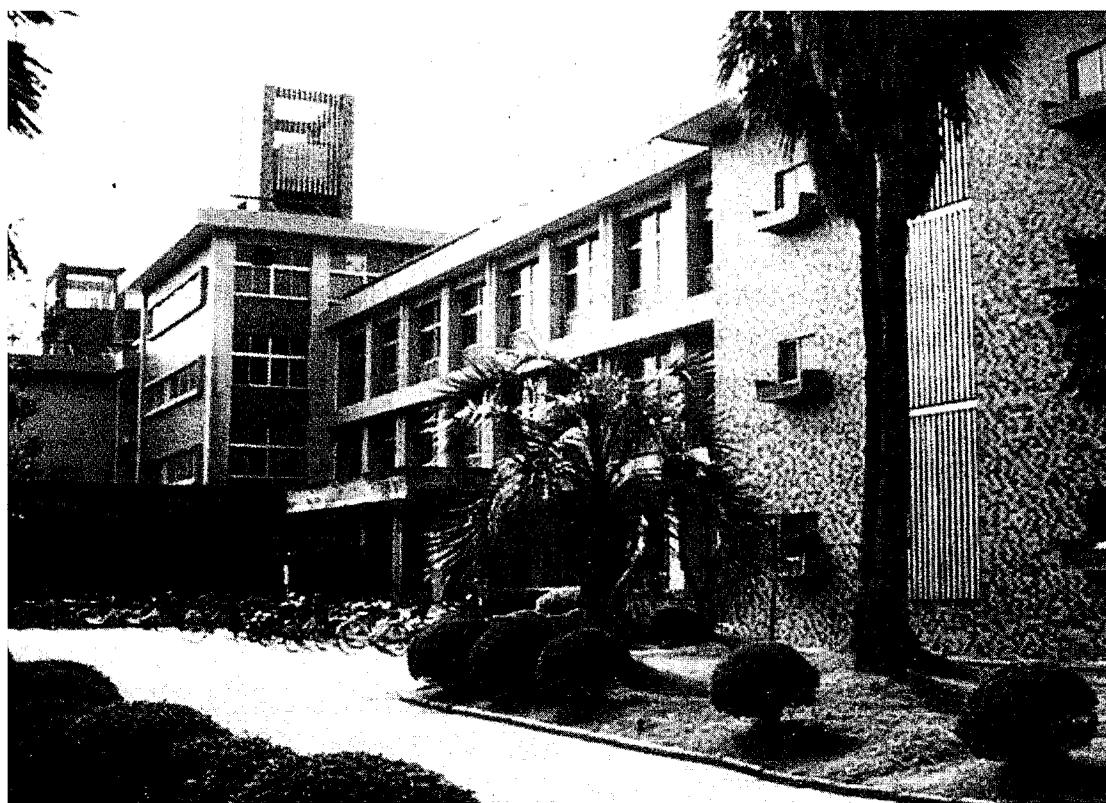
附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。



理工学部長
長谷川 照

理工



◎佐賀大学理工学部規程

(趣旨)

第1条 佐賀大学理工学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学)

第2条 本学部に入学することのできる者は、学則第18条及び第23条に定めるところによる。

2 編入学に関する事項は、佐賀大学理工学部編入学規程（昭和56年1月28日制定）及び理工学部履修細則（平成5年12月17日全部改正）の定めるところによる。

(学科及びコース)

第3条 本学部に、次の学科及びコースを置く。

数理科学科

物理科学科

知能情報システム学科

機能物質化学科

物質化学コース

機能材料化学コース

機械システム工学科

電気電子工学科

都市工学科

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 専門教育科目は、専門科目、専門基礎科目及び専門周辺科目に区分し、学科及びコース別に、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目、共通基礎教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学全学教育科目履修規程（平成5年12月17日制定）及び理工学部履修細則の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、理工学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目については、学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験によって行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 不合格と判定された科目については、再試験を行うことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学した者の履修科目等の認定)

第10条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第11条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に定める教育課程を履修し、かつ、それについて所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（昭和57年4月16日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第14条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第15条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成6年6月24日制定）の定めるところによる。

(公開講座)

第16条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成11年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

別表(第5条第1項関係)

学科・コース	教養教育科目 フレッシュマニフェシテーション	共通基礎教育科目				専門教育科目				合計 小計	
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		専門基礎科目 専門科目	専門周辺科目		
		第1	第2	講義・演習	実習	講義	演習				
数理科学科	2	24	6	4	2	2	2	44	64	124	
物理科学科	2	22	6	4	2	2		38	76	4	
知能情報システム学科	2	20	6	4	2	2		36	68	16	
機能物質化学コース 化学科	2	20	6	4	2	2		2	38	4	
	2	20	6		2	2		2	36	4	
機械システム工学科	2	20	6	4	2	2		2	38	4	
電気電子工学科	2	20	6	4	2	2		2	36	4	
都市工学科	2	20	6	4	2	2	1	39	71	10	
										4	
										85	
										124	

● 理工学部履修細則

(趣旨)

第1条 理工学部学生の教養教育科目、共通基礎教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則、佐賀大学全学教育科目履修規程及び理工学部規程に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第2条 共通基礎教育科目における外国語科目の第1外国語は、英語とする。ただし、外国人留学生は、この限りでない。

2 都市工学科の学生は、共通基礎教育科目における情報処理科目の演習のうち、情報基礎演習Iを履修しなければならない。

(専門教育科目)

第3条 各学科及びコースの専門教育科目における専門科目及び専門基礎科目の授業科目、単位数及び履修は、別表I-1～I-7（以下「別表I」という。）のとおりとする。

2 専門教育科目における専門周辺科目的授業科目、単位数及び履修は、別表IIのとおりとする。

3 第1項の各年度における科目的配当年次は、別途示すものとする。

(編入学者の教養教育科目等)

第3条の2 理工学部の次表に示す学科の3年次に編入学した者（以下「編入学者」という。）は、教養教育科目及び共通基礎教育科目の単位を次表のとおり修得しなければならない。

学 科	教養教育科目		共 通 基 礎 教 育 科 目						合計	
	フレック シュマ ンセミ ナー 科目	主題 科 目	外 国 語 科 目		健 康 ・ ス ポ ツ 科 目		情 報 处 理 科 目			
			第 1	第 2	講 義 ・ 演 習	実 習	講 義	演 習		
数理科学科			8	2					10	
物理科学科			6	2					8	
知能情報システム学科			6	2					8	
機能 物質 化学科	物質化学コース		6	2					8	
	機能材料化学コース		6	2					8	
機械システム工学科			6	2					8	
電気電子工学科			6	2					8	
都市工学科			6	2					8	

(編入学者の専門教育科目)

第3条の3 編入学者は、別表Iから各学科及びコースにおいて指定された専門教育科目的単位を修得しなければならない。

(他学科及び他学部等の開講科目)

第4条 学生は、別表Iに定めるところにより、本学部他学科及び他学部において開講される科目を選択科目の一部として履修することができる。

2 外国人留学生は、別表IIIに定める科目を別表Iに定める選択科目の一部として履修することができる。

(自由科目)

第5条 別表Iに定める自由科目は、理工学部規程第11条に規定する卒業の要件の単位の中に算入しない。

(履修登録)

第6条 学生は、理工学部規程第6条に規定する履修届を、前学期及び後学期とも開講日から所定期間以

内に教務係へ提出しなければならない。

- 2 前項の履修届を提出しない場合は、当該学期に受講したすべての科目の単位は、認定されない。
- 3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(教員免許状)

第7条 教員免許状を取得しようとする者は、所定の教育課程に定める単位のほか、免許教科ごとに別に定める科目の単位及び教養教育科目のうち日本国憲法2単位を修得しなければならない。

- 2 教育実習参加資格等に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会で定める。

附 則 (抄)

- 1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成11年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、機械システム工学科に平成10年度以前に入学した者並びに数理科学科、物理科学科、知能情報システム学科及び機械システム工学科の3年次に編入学する者に対しては、改正後の理工学部履修細則を適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成12年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例によることができる。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例によることができる。

別表 I－1 (第3条第1項関係)

◎ 数理科学科

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位
微分積分学基礎 I	2
微分積分学基礎 II	2
線形代数学基礎 I	2
線形代数学基礎 II	2
数理学基礎演習 I	2
数理学基礎演習 II	2

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位
数理文書作成 I	2
数理文書作成 II	2
微分積分学 I	2
微分積分学 II	2
線形代数学 I	2
線形代数学 II	2
微分積分学演習 I	2
微分積分学演習 II	2
線形代数学演習 I	2
線形代数学演習 II	2
集合・位相・代数系 I	2
集合・位相・代数系 II	2
数学講究及び卒業研究	16

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
代数学 I	2	確率解析学	2
代数学 II	2	シミュレーション数理学	2
幾何学 I	2	数理統計学	2
幾何学 II	2	情報数理学	2
解析学 I	2	応用関数論	2
解析学 II	2	工業数理学	2
微分方程式論 I	2	数理学	2
微分方程式論 II	2	応用数理学	2
数理科学概論 I	2	数理学特別講義	
数理科学概論 II	2	応用数理学特別講義	
プログラミング	2	他学科で開講される専門科目	
離散数理学	2	教員免許状取得に関する科目	
グラフィック数理学	2		

3 専門教育科目の卒業要件単位

区	分	単位
専門基礎科目		
必修科目		12
専門科目		
必修科目		40
選択科目		24
専門周辺科目		4
計		80

4 3年次編入学者の修得すべき単位

区	分	単位
専門基礎科目		
必修科目		0
専門科目		
必修科目		26
選択科目		24
専門周辺科目		2
計		52

5 備考

- (1) 「数理学特別講義」及び「応用数理学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目24単位のうち6単位までは、「他学科で開講される専門科目」及び「教員免許状取得に関する科目」で充当することができる。
- (3) 「数学講究及び卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 教養教育科目のうち主題科目を22単位以上、フレッシュマンセミナー2単位を修得していること。
 - イ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
 - ウ 専門基礎科目を12単位並びに専門科目の必修科目中「数学講究及び卒業研究」以外の24単位を修得していること。
 - エ 「他学科で開講される専門科目」及び「教員免許状取得に関する科目」以外の専門科目の選択科目を14単位以上修得していること。
 - オ 専門周辺科目を2単位以上修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「数学講究及び卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の「数学講究及び卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表 I-2 (第3条第1項関係)

◎ 物理科学科

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位
物理数学A	4

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
物理数学B	4	物理学実験A	3
物理数学C	4	電磁気学A	4
力学A	2	電磁気学B	4
力学B	2	量子力学A	4
力学C	2	量子力学B	4
力学D	2	統計力学A	4
物理学演習A	2	統計力学B	4
物理学演習B	2	卒業研究	10
熱力学	2		

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
相対論	2	計算機物理学B	2
物理数学D	2	放射線物理学	2
生物物理学	2	流体力学	2
宇宙物理学	2	光学	2
低温物理学	2	プラズマ物理学	2
物性物理学	2	応用電磁気学	2
物理学通論A	2	地球物理学	2
物理学通論B	2	特別講義	
物理学実験B	3	他学科で開講される専門科目	
計算機物理学A	2	教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区分	分	単位
専門基礎科目		
必修科目		4
専門科目		
必修科目		59
選択科目		17
専門周辺科目		6
計		86

4 3年次編入学者の修得すべき単位

区分	分	単位
専門基礎科目		
必修科目		4
専門科目		
必修科目		43
選択科目		5
専門周辺科目		2
計		54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

- (1) 「特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目のうち4単位までは、他学科で開講される専門科目、他学部で開講される専門科

目、教員免許状取得に関する科目及び専門周辺科目で充当することができる。

(3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。

ア 教養教育科目について、修得単位数が16単位以上であること。

イ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。

ウ 3年次までの専門科目の必修科目をすべて修得していること。

(4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。

(5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表I-3 (第3条第1項関係)

◎ 知能情報システム学科

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
情報学概論	2	プログラミング概論 I	2
情報基礎数学 I	2	プログラミング概論 II	2
情報基礎数学 II	2	プログラミング演習 I	1
計算機組織論 I	2	プログラミング演習 II	1
計算機組織論 II	2		

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
線形数学 I	2	計算の理論 I	2
線形数学 II	2	オペレーティングシステム I	2
基礎解析学 I	2	システム理論 I	2
基礎解析学 II	2	情報学実験 I	2
情報理論	2	情報学実験 II	2
アルゴリズム	2	情報学実験 III	2
複素関数論	2	情報学実験 IV	2
ベクトル解析	2	卒業研究	12

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
論理設計論	2	情報ネットワーク	2
組合せ理論	2	知能システム	2
確率統計	2	知識工学	2
記号論理学	2	ソフトウェア工学	2
符号理論	2	システム理論 II	2
数値解析	2	パターン認識	2
人工知能	2	情報システム構築	2
データベース I	2	並列処理概論	2
データベース II	2	情報社会と倫理	2
計算の理論 II	2	情報と職業	2
オペレーティングシステム II	2	情報学特別講義	2
言語処理系論	2	情報学コロキウム	2
確率過程	2	他学科で開講される専門科目	
画像処理	2	教員免許状取得に関する科目	
知的インターフェイス	2	他学科で開講される専門周辺科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単位
専門基礎科目	
必修科目	16
専門科目	
必修科目	42
選択科目	26
専門周辺科目	4
計	88

4 3年次編入学者の修得すべき単位

区 分	単位
専門基礎科目	
必修科目	
専門科目	
必修科目	52
選択科目	
専門周辺科目	2
計	54

ただし、専門基礎科目及び専門科目の中で以下の科目的単位を修得すること。

(1) 次の2項目のうちいずれかの項目の科目

- ア 「情報学実験Ⅰ」,「情報学実験Ⅱ」,「情報学実験Ⅲ」,「情報学実験Ⅳ」のうち2科目及び「プログラミング概論Ⅰ」,「プログラミング概論Ⅱ」,「プログラミング演習Ⅰ」,「プログラミング演習Ⅱ」
- イ 「情報学実験Ⅰ」,「情報学実験Ⅱ」,「情報学実験Ⅲ」,「情報学実験Ⅳ」

(2) 「情報理論」「アルゴリズム」「複素関数論」「ベクトル解析」「計算の理論Ⅰ」「オペレーティングシステムⅠ」「システム理論Ⅰ」及び「卒業研究」

5 備考

- (1) 「情報学特別講義」及び「情報学コロキウム」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目26単位のうち6単位までは、「他学科で開講される専門科目」及び「教員免許状取得に関する科目」並びに4単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 理工学部規程の別表に定める卒業要件単位を102単位以上修得していること。
 - イ 教養教育科目のうち、フレッシュマンセミナー2単位及び主題科目16単位以上を修得していること。
 - ウ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
 - エ 専門周辺科目について、2単位以上を修得していること。
 - オ 専門基礎科目並びに専門科目のうち、「情報学実験Ⅰ」,「情報学実験Ⅱ」,「情報学実験Ⅲ」及び「情報学実験Ⅳ」の単位をすべて修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表 I-4 (第3条第1項関係)

◎ 機能物質化学科 (物質化学コース)

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎数学	2	基礎物理学	2

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎分析化学	2	分析化学演習	1
基礎無機化学	2	有機及び生物化学実験	4
基礎有機化学	2	有機及び生物化学演習	1
基礎物理化学	2	無機化学実験	4
基礎化学実験 I	2	無機化学演習	1
基礎化学実験 II	2	物理化学実験	4
科学英語 I	1	物理化学演習	1
科学英語 II	1	卒業研究	10
分析化学実験	4		

○選択科目

第一選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
反応分析化学	2	生物システム物質化学	2
無機構造化学	2	機器分析化学	2
化学熱力学	2	量子化学	2
有機反応化学	2	統計熱力学	2
錯体物性化学	2	環境化学	2

第二選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
生物システム反応化学	2	環境分析化学	2
生物情報化学	2	分離反応化学	2
分子生物化学	2	溶液化学	2
生物システム化学特講 I	2	有機分析化学	2
生物システム化学特講 II	2	分析化学特講 I	2
現代有機化学	2	分析化学特講 II	2
理論有機化学	2	光反応化学	2
構造有機化学	2	分子結晶学	2
有機化学特講 I	2	分子光化学	2
生物無機化学	2	物理化学特講 I	2
生物有機化学	2	物理化学特講 II	2
生体機能化学	2	現代無機化学	2
生体反応化学	2	錯体構造化学	2
有機化学特講 II	2	磁気化学	2
現代物理化学	2	理論無機化学	2
コロイド化学	2	無機化学特講 I	2
液体化学	2	無機化学特講 II	2
化学動力学	2	地球化学	2
生物物理化学	2	物質循環化学	2

電解質溶液論	2	機能材料化学コースで開講される専門科目	
分光化学	2	他学科で開講される専門科目	
現代分析化学	2	農学部で開講される専門教育科目	

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区	分	単位
専門基礎科目		
必修科目		4
専門科目		
必修科目		44
選択科目		
第一選択科目		16
第二選択科目		18
専門周辺科目		4
計		86

4 第3年次編入学者の修得すべき単位

区	分	単位
専門基礎科目		
必修科目		0
専門科目		
必修科目		20
選択科目		
第一選択科目		
第二選択科目		} 32
専門周辺科目		2
計		54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考 ..

- (1) 専門科目の第二選択科目のうち 4 単位まで、「機能材料化学コースで開講される専門科目」、「他学科で開講される専門科目」及び「農学部で開講される専門教育科目」から充当することができる。
- (2) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 理工学部規程別表に定める卒業要件単位を100単位以上を修得していること。
 - イ 「卒業研究」を除く専門科目の必修科目をすべて修得していること。
 - ウ 専門科目の第一選択科目を14単位以上修得していること。
- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、本学に 2 年以上在学し、2 年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3 年次での「卒業研究」及び 4 年次開講科目の履修を認める。
- (4) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

◎ 機能物質化学科 (機能材料化学コース)

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
微分積分学 I	2	物理学概説 I	2
微分積分学 II	2	物理学概説 II	2
代数幾何	2		

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
無機材料化学	2	反応工学演習	1
数理物理化学演習	1	化学工学 I	2
工業化学熱力学 I	2	化学工学 II	2
工業化学熱力学 II	2	基礎無機化学	2
工業物理化学演習	1	セラミックス化学	2
分離・分析化学	2	セラミックス工学演習	1
分離・分析化学演習	1	基礎物理化学	2
工業無機化学演習	1	機器分析学演習 II	1
先端材料化学 I	2	科学英語 I	1
基礎有機化学	2	科学英語 II	1
応用有機化学演習	1	工業化学実験 I	3
高分子化学 I	2	工業化学実験 II	3
工業有機化学 I	2	基礎化学実験 I	2
機器分析学演習 I	1	基礎化学実験 II	2
反応工学 I	2	卒業研究	6

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
応用構造化学	2	工業有機化学II	2
触媒化学	2	先端材料化学II	2
電子セラミックス工学	2	機能有機化学	2
材料解析学	2	反応物理化学	2
結晶化学	2	反応制御学	2
工業物理化学特講	2	工業有機化学特講	2
電子化学	2	環境化学工学	2
工業無機化学	2	反応工学II	2
工業無機化学特講	2	化学工学特講	2
工業分析化学特講	2	資源化学	2
有機合成化学I	2	固体化学	2
有機合成化学II	2	セラミックス工学特講	2
高分子化学II	2	工業化学特講I	2
応用有機化学	2	工業化学特講II	2
応用生物工学	2	物質化学コースで開講される専門科目	

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目的卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	10
専門科目	
必修科目	55
選択科目	20
専門周辺科目	4
合計	89

4 第3年次編入学者の修得すべき単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	30
選択科目	14
専門周辺科目	4
合計	48

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

- (1) 専門科目の選択科目のうち4単位まで、「物質化学コースで開講される専門科目」から充当することができる。
- (2) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 理工学部別表に定める卒業要件単位を101単位以上修得していること。
 - イ 専門基礎科目及び専門周辺科目について、所定の単位をすべて修得していること。

- ウ 3年次までの専門科目の必修科目のうち、修得単位が41単位以上であること。
- エ 専門科目の選択科目を、10単位以上修得していること。
- オ 「基礎化学実験Ⅰ」、「基礎化学実験Ⅱ」、「工業化学実験Ⅰ」及び「工業化学実験Ⅱ」を修得していること。
- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (4) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表I-5 (第3条第1項関係)

◎ 機械システム工学科

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
微分積分学Ⅰ	2	工業力学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2	工業力学Ⅱ	2
代数・幾何	2	図学製図Ⅰ	1
応用関数論	2	図学製図Ⅱ	1
物理学概説	2		

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
流体工学	4	工学基礎実験	1
機械工作Ⅰ	2	材料試験	1
機構学	2	機械工学実験Ⅰ	1
熱力学Ⅰ	4	機械工学実験Ⅱ	1
材料力学Ⅰ	4	機械要素設計製図Ⅰ	1
機械力学Ⅰ	2	機械要素設計製図Ⅱ	1
機械制御Ⅰ	2	機械工学設計製図Ⅰ	1
機械材料Ⅰ	2	機械工学設計製図Ⅱ	1
機械工作実習Ⅰ	2	卒業研究	6
機械工作実習Ⅱ	2		

○選択科目

第一選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
機械工作Ⅱ	2	機械設計Ⅰ	2
伝熱工学Ⅰ	2	機械材料Ⅱ	2
流体力学Ⅰ	2	機械力学Ⅱ	2
熱力学Ⅱ	2	弾性力学	2
材料力学Ⅱ	2	環境熱流動学	2
内燃機関	2	生産管理	2
ターボ機械	2	工業英語	2
応用解析学	2	数値計算法	2

第二選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
微分積分学演習 I	2	精密表面加工	2
微分積分学演習 II	2	先進材料学	2
工業力学演習 I	2	塑性力学	2
工業力学演習 II	2	自動車工学	2
構造力学	2	潤滑工学	2
工作機械	2	ロボット力学	2
流体力学 II	2	計測工学	2
伝熱工学 II	2	数値力学	2
機械制御 II	2	アクチュエータ工学	2
蒸気工学	2	ロボット制御	2
エネルギー変換工学	2	歯車工学	2
流動システム工学	2	希薄流体工学	2
数値流体力学	2	機械システム学外実習	1
数値熱流体力学	2	機械工学特別講義	
機械設計 II	2	他学科で開講される専門科目	
材料強度学	2		

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3 卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	16
専門科目	
必修科目	40
選択科目	
第一選択科目	16
第二選択科目	10
専門周辺科目	6
計	88

4 第3年次編入学者の修得すべき単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	18以上
選択科目	12以上 } 50
第一選択科目	
第二選択科目	
専門周辺科目	4
計	54

ただし、専門科目の単位は以下のとおり修得すること。

- (1) 「卒業研究」の単位は必ず修得すること。
- (2) 第一選択科目から12単位以上修得すること。

5 備考..

- (1) 「機械工学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 理工学部規程別表に定める卒業要件単位を100単位以上修得していること。
 - イ 教養教育科目のうち、フレッシュマンセミナー2単位を修得し、かつ、主題科目の修得単位が12単位以上であること。
 - ウ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
 - エ 専門基礎科目を修得していること。
 - オ 3年次までに開講される「設計・製図」及び「実験・実習」を修得していること。
 - カ 専門周辺科目を2単位以上修得していること。
- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点の成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (4) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表 I - 6 (第3条第1項関係)

◎ 電気電子工学科

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
線形代数	2	関数論	2
微分方程式	2		

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎電気回路	2	電磁気学演習	2
基礎電気回路演習	2	コンピュータ工学	2
電気回路	2	電気電子工学実験I	2
電気回路演習	2	電気電子工学実験II	2
基礎電磁気学	2	電気電子工学実験III	2
基礎電磁気学演習	2	電気電子工学実験IV	2
電磁気学	2	卒業研究	10

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
電子解析学	2	基礎電子回路	2
動的回路理論	2	電磁波工学	2
電子回路工学	2	アナログ電子回路	2
電子計測システム	2	通信システム	2
情報システム工学	2	マイクロ波光工学	2
制御工学	2	情報通信工学	2
センサ工学	2	パルス・ディジタル回路	2
システム制御工学	2	音響工学	2
基礎知能計測制御工学	2	通信法規	2
応用知能計測制御工学	2	電子数学	2
電子物理学	2	情報理論	2
電子材料工学	2	信号解析論	2
エネルギー変換工学	2	プログラム論	2
エネルギーシステム工学	2	プログラム演習	2
レーザー工学	2	電子物性論	2
気体電子工学	2	電子計測	2
環境電気工学	2	半導体工学	2
プラズマエレクトロニクス工学	2	インターフェイス工学	2
信号処理	2	情報伝送工学	2
電子ディバイス工学	2	集積回路工学	2
基礎電子システム工学	2	知能電子制御工学	2
応用電子システム工学	2	情報処理工学	2
電気設計製図	2	光情報処理	2
電気法規及び電力管理	2	電気電子工学特別講義	2
電子基礎数学 I	2	他学科で開講される専門科目	
電子基礎数学 II	2	他学部で開講される専門科目	

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目的卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	6
専門科目	
必修科目	36
選択科目	36
専門周辺科目	6
計	84

4 第3年次編入学者の修得すべき単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	16
選択科目	36
専門周辺科目	2
計	54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

- (1) 「電気電子工学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目36単位のうち6単位までは、「他学科で開講される専門科目」及び「他学部で開講される専門科目」並びに卒業要件単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 教養教育科目を20単位以上修得し、共通基礎教育科目について所定の単位をすべて修得していること。ただし、教養教育科目のうち登録した主題分野から8単位以上、フレッシュマンセミナー2単位を含むこと。
 - イ 専門基礎科目を6単位、専門周辺科目を4単位以上修得していること。
 - ウ 専門科目の必修科目を26単位、専門科目の選択科目を32単位以上修得していること。
- (4) 上記(3)の規程にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の「卒業研究」の履修資格は、別途認定する。

別表 I-7 (第3条第1項関係)

◎ 都市工学科

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎解析I	2	力学	2
基礎解析II	2	応用力学	2
線形代数	2		

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
工学基礎	2	応用数学I	2
計測物理	2	応用数学II	2

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
構造力学I	2	環境デザイン学	2
構造力学II	2	都市デザイン学	2
建設材料学	2	システム分析I	2
コンクリート構造工学I	2	都市生態学	2
地盤環境学	2	地域構築学	2
地盤工学I	2	都市建設マネージメント	2
地盤工学II	2	都市工学実験I	1
地盤工学演習	2	都市工学実験II	1
水理学I	2	環境デザイン演習	2
水理学II	2	測量学I	2
水環境システム工学	2	測量学実習I	1
環境衛生工学	2	卒業研究	8

○選択科目

第一選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
社会基盤設計演習Ⅰ	2	社会基盤設計演習Ⅱ	2

○第二選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
コンクリート構造工学Ⅱ	2	都市設計演習Ⅰ	2
コンクリート構造工学Ⅲ	2	都市設計演習Ⅱ	2
構造動力学	2	造園学	2
地震工学	2	社会福祉工学	2
構造解析学	2	都市地域情報学	2
地下構造学	2	都市社会学	2
建設施工学	2	都市防災工学	2
建設地質学	2	建設行政	2
道路工学	2	建設技術史	2
地盤動力学	2	測量学Ⅱ	2
地盤基礎工学	2	測量学実習Ⅱ	1
環境科学Ⅰ	2	実用英語	2
環境科学Ⅱ	2	工業火薬学	2
水資源管理学	2	建築学	2
河川水理学	2	建設構造学特別講義	
流体力学	2	建設地盤工学特別講義	
水文学	2	環境システム工学特別講義	
応用水理学	2	環境設計学特別講義	
環境工学セミナー	2	社会システム学特別講義	
交通システム学	2	他学科で開講される専門科目	
都市デザイン演習	2	他学部で開講される専門教育科目	
システム分析Ⅱ	2		

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目的卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	10
専門科目	
必修科目	51
選択科目	
第一選択科目	2
第二選択科目	18
専門周辺科目	4
計	85

4 第3年次編入学者の修得すべき単位

区分	単位
専門基礎科目 必修科目	
専門科目 必修科目 選択科目 第一選択科目 第二選択科目	50
専門周辺科目	4
計	54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

- (1) 「建設構造学特別講義」、「建設地盤工学特別講義」、「環境システム工学特別講義」、「環境設計学特別講義」及び「社会システム学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の第二選択科目の単位として次の修得単位を充当することができる。
 - ア 専門基礎科目として開講される選択科目の修得単位
 - イ 専門科目の第一選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位
 - ウ 「他学科で開講される専門科目」及び「他学部で開講される専門教育科目」の修得単位のうち8単位以内
 - エ 専門周辺科目の卒業要件単位を超えて修得した単位のうち6単位以内
 - オ 共通基礎教育科目的「情報基礎演習II」の単位
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 教養教育科目的修得単位（登録した主題分野から8単位、フレッシュマンセミナー2単位を含む。）が16単位以上であること。
 - イ 共通基礎教育科目的所定の単位を修得していること。
 - ウ 3年次までに開講される専門教育科目的必修科目をすべて修得していること。
 - エ 専門科目の第一選択科目のうち2単位以上を修得していること。
 - オ 専門科目の第二選択科目のうち10単位以上を修得していること。
 - カ 専門周辺科目のうち2単位以上を修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目的履修を認める。
- (5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表II (第3条第2項関係)

専門周辺科目

区分	授業科目	単位数	備考
I	理工学基礎科学	2	1 各学科が他学科の学生に開講するもので、主として2, 3年次生対象とする。
	理工学基礎技術	2	2 毎年度ごとに、具体的な授業名及び対象学科学生を定め、それぞれ複数科目開講する。
II	理工学トピックス	2又は1	1 主として3, 4年次対象とする。
	理工学先端科学	2又は1	2 毎年度ごとに、具体的なテーマ等を定め開講する。
	理工学先端技術	2又は1	

履修方法

- 1 学生は、区分1から、次のとおり単位を修得しなければならない。
 - (1) 数理科学科、物理科学科、知能情報システム学科及び機能物質化科（物質化学コース）の学生は、「理工学基礎技術」を少なくとも2単位
 - (2) 機能物質化科(機能材料化学コース), 機械システム工学科, 電気電子工学科及び都市工学科の学生は、「理工学基礎科学」を少なくとも2単位
- 2 学生は、上記1の単位を含めて、各学科が定める単位数を修得しなければならない。
- 3 区分IIの授業科目の履修方法等については、その都度指示する。

別表III (第4条第2項関係)

外国人留学生特別科目

授業科目	単位
理工学基礎 I	2
理工学基礎 II	2
理工学基礎演習 I	1
理工学基礎演習 II	1

教育職員免許状取得に必要な単位の履修方法（第7条第1項関係）

平成11年9月1日

理工学部教務委員会

平成12年4月1日以降に入学する理工学部学生は、卒業に必要な単位の他に、教養教育科目の主題科目「現代の法と社会（日本国憲法）」2単位、「情報機器の操作」（別表1）、「教科に関する科目」（別表2）及び「教職に関する科目」（別表3）に定める単位を修得することにより、教育職員免許状を取得することができる。

なお、高等学校1種普通免許状（工業）を取得する場合の「教職に関する科目」23単位は、当分の間、工業の教科に関する科目をもって替えるものとする。

（別表1）

情報機器の操作

学 科	授 業 科 目	単位	備 考
物理科学科	計算機物理学	2	
知能情報システム学科	プログラミング演習I プログラミング演習II	1 1	

上記以外の学科は、共通基礎教育科目の情報処理科目を修得すればよい。

（別表2）

教科に関する科目（各科目からそれぞれ1単位以上計20単位以上を修得するものとする。）

数理科学科〔中学校1種又は高等学校1種普通免許状（数学）を取得する場合〕

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 択	
代 数 学	線形代数学 I	2		
	線形代数学 II	2		
	線形代数学演習 I	2		
	線形代数学演習 II	2		
	代数学 I		2	
	代数学 II		2	
	離散数理学		2	
幾 何 学	数理学		2	
	集合・位相・代数系 I	2		
	集合・位相・代数系 II	2		
	幾何学 I		2	
	幾何学 II		2	
	数理科学概論 I		2	
	数理科学概論 II		2	
解 析 学	グラフィック数理学		2	
	微分積分学 I	2		
	微分積分学 II	2		
	微分積分学演習 I	2		
	微分積分学演習 II	2		
	解析学 I		2	
	解析学 II		2	
	微分方程式論 I		2	
	微分方程式論 II		2	
	応用関数論		2	

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 抹	
「確率論、統計学」	確率解析学 数理統計学 工業数理学 応用数理学		2 2 2 2	中1種免、高1種免ともにいずれか } 1科目選択必修
コンピュータ	数理文書作成I 数理文書作成II プログラミング 情報数理学 シミュレーション数理学	2 2	2 2 2	

物理科学科 [中学校1種又は高等学校1種普通免許状(理科)を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 抹	
物 理 学	物理数学B 物理数学C 物理数学D 力学A 力学B 力学C 力学D 電磁気学A 電磁気学B 量子力学A 量子力学B ○物理学通論A ○物理学通論B 放射線物理学 相対論 熱力学 統計力学A 統計力学B 物性物理学 光学 計算機物理学A 計算機物理学B	4 4 4 2 2 2 2 4 4 4 4 2 2 2 2 4 4 2 2 2 2	2 2 2 2	中1種免、高1種免ともに必修 中1種免、高1種免ともに必修
物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験A 物理学実験B	3	3	
化 学	○化学概論I 化学概論II		2 2	中1種免、高1種免ともに必修
化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験I 化学実験II		1 1	中1種免は必修
生 物 学	○生物学概論I 生物学概論II		2 2	中1種免、高1種免ともに必修
生 物 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験I 生物学実験II		1 1	中1種免は必修
地 学	○地学概論I 地学概論II		2 2	中1種免、高1種免ともに必修
地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験I 地学実験II		1 1	中1種免は必修

知能情報システム学科(数学コース) [中学校1種又は高等学校1種普通免許状(数学)を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 抹	
代 数 学	線形数学 I	2		
	計算の理論 I	2		
	計算の理論 II		2	
	符号理論		2	
	代数学 I		2	
幾 何 学	線形数学 II	2		
	ベクトル解析	2		
	幾何学 I		2	
	組合せ理論		2	
解 析 学	基礎解析学 I	2		
	基礎解析学 II	2		
	複素関数論	2		
	数値解析		2	
「確率論、統計学」	情報理論	2		
	○確率統計		2	中 1 種免、高 1 種免ともに必修
	確率過程		2	
コンピュータ	アルゴリズム	2		
	画像処理		2	
	パターン認識		2	
	言語処理系論		2	
	データベース I		2	
	データベース II		2	
	システム理論 I	2		
	システム理論 II		2	
	ソフトウェア工学		2	
	オペレーティングシステム I	2		
	オペレーティングシステム II		2	
	論理設計論		2	
	知的インターフェイス		2	
	記号論理学		2	
	人工知能		2	
	知識工学		2	
	情報ネットワーク		2	
	並列処理概論		2	
	知能システム		2	
	情報システム構築		2	

知能情報システム学科（情報コース）[高等学校1種普通免許状（情報）を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 抹	
情報社会及び 情報倫理	○情報社会と倫理		2	必修
コンピュータ 及び情報処理(実習 を含む。)	情報学実験II アルゴリズム 論理設計論	2 2 2		
情報システム (実習を含む。)	○データベースI データベースII オペレーティングシステムI オペレーティングシステムII 情報学実験I		2 2 2 2	必修

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必 修	選 択	
	ソフトウェア工学 ○情報システム構築		2 2	必修
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	○情報ネットワーク 知的インターフェイス 並列処理概論 情報学実験III		2 2 2 2	必修
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	パターン認識 システム理論I システム理論II 情報学実験IV 画像処理	2	2 2 2	
情 報 と 職 業	○情報と職業		2	必修

機能物質化学科（物質化学コース）[中学校1種又は高等学校1種普通免許状（理科）を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 択	
物 理 学	○物理学概論 I 物理学概論 II		2 2	中1種免, 高1種免ともに必修
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験 I 物理学実験 II		1 1	中1種免は必修
化 学	○化学概論 反応分析化学 無機構造化学 化学熱力学 有機反応化学 錯体物性化学 生物システム物質化学 機器分析化学 量子化学 統計熱力学 環境化学 生物情報化学 構造有機化学 生体機能化学 現代物理化学 化学動力学 生物物理化学 分光化学 現代分析化学 分離反応化学 現代無機化学 錯体構造化学 地球化学 分離・分析化学 基礎有機化学 基礎無機化学 セラミックス化学 機器分析学演習 II 数理物理化学演習 電子化学		2 1 1 2	中1種免, 高1種免ともに必修

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 択	
	有機合成化学 I 機能有機化学 資源化学		2 2 2	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	基礎化学実験 I 基礎化学実験 II 分析化学実験 無機化学実験 有機及び生物化学実験 物理化学実験	1 1 4 4 4 4		
生 物 学	○生物学概論 I 生物学概論 II		2 2	中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験 I 生物学実験 II		1 1	中 1 種免は必修
地 学	○地学概論 I 地学概論 II		2 2	中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験 I 地学実験 II		1 1	中 1 種免は必修

機能物質化学科（機能材料化学コース）[高等学校 1 種普通免許状（工業）を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 択	
工業の関係科目	工業化学熱力学 I 工業化学熱力学 II 工業物理化学演習 先端材料化学 I 分離・分析化学演習 工業無機化学 工業無機化学演習 工業有機化学 I 機器分析学演習 I 反応工学 I 反応工学演習 化学工学 I 化学工学 II セラミックス工学演習 無機材料化学 応用構造化学 結晶化学 反応物理化学 材料解析学 高分子化学 I 高分子化学 II 工業有機化学 II 先端材料化学 II 電子セラミックス工学 工業化学実験 I 工業化学実験 II 応用有機化学 応用有機化学演習 有機合成化学 II	2 2 1 2 1 1 1 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 1	2 2	

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 抹	
	反応工学 II		2	
	固体化学		2	
	環境化学工学		2	
	科学英語 I	1		
	科学英語 II	1		
職 業 指 導	○職業指導概論		2	

機械システム工学科「高等学校1種普通免許状（工業）を取得する場合」

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必 修	選 択	
工 業 の 関 係 科 目	工業力学 I	2		
	工業力学 II	2		
	流体工学	4		
	ターボ機械		2	
	流体力学 I		2	
	流体力学 II		2	
	流動システム工学		2	
	環境熱流動学		2	
	機械工学実験 I	1		
	機械工学設計製図 I	1		
	工業英語		2	
	希薄流体工学		2	
	機構学	2		
	機械工作 I	2		
	機械工作 II		2	
	工作機械		2	
	精密表面加工		2	
	機械設計 I		2	
	機械設計 II		2	
	構造力学		2	
	機械工作実習 I	2		
	機械工学実習 II	2		
	機械要素設計製図 I	1		
	機械要素設計製図 II	1		
	歯車工学		2	
	工業力学演習 I		2	
	工業力学演習 II		2	
	応用解析学		2	
	機械力学 I	2		
	機械力学 II		2	
	機械制御 I	2		
	機械制御 II		2	
	ロボット力学		2	
	数値流体力学		2	
	熱力学 I	4		
	熱力学 II		2	
	伝熱工学 I		2	
	伝熱工学 II		2	
	内燃機関		2	
	蒸気工学		2	

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 抹	
	機械工学実験II	1	2	
	数値熱流体力学		2	
	エネルギー変換工学		2	
	機械工学設計製図II	1		
	材料力学I	4		
	材料力学II		2	
	機械材料I		2	
	材料強度学		2	
	塑性力学		2	
	機械材料II		2	
	材料試験	1		
	潤滑工学		2	
	数値計算法		2	
	工学基礎実験	1		
	計測工学		2	
	弾性力学		2	
	数値力学		2	
	ロボット制御		2	
	アクチュエータ工学		2	
職 業 指 導	○職業指導概論		2	

電気電子工学科 [高等学校1種普通免許状(工業)を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 抹	
工 業 の 関 係 科 目	関数論	2		
	基礎電気回路	2		
	基礎電気回路演習	2		
	電気回路	2		
	電気回路演習	2		
	基礎電磁気学	2		
	基礎電磁気学演習	2		
	電磁気学	2		
	電磁気学演習	2		
	コンピュータ工学	2		
	電気電子工学実験 I	2		
	電気電子工学実験 II	2		
	電気電子工学実験 III	2		
	電気電子工学実験 IV	2		
	電子解析学		2	
	動的回路理論		2	
	電子回路工学		2	
	電子計測システム		2	
	情報システム工学		2	
	制御工学		2	
	センサ工学		2	
	システム制御工学		2	
	基礎知能計測制御工学		2	
	応用知能計測制御工学		2	
	電子物理学		2	
	電子物性論		2	

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 択	
	エネルギー変換工学		2	
	エネルギーシステム工学		2	
	レーザー工学		2	
	気体電子工学		2	
	環境電気工学		2	
	プラズマエレクトロニクス工学		2	
	応用電子システム工学		2	
	電子基礎数学 I		2	
	電子基礎数学 II		2	
	基礎電子回路		2	
	電磁波工学		2	
	アナログ電子回路		2	
	マイクロ波光工学		2	
	情報通信工学		2	
	パルス・ディジタル回路		2	
	電子材料工学		2	
	電子数学		2	
	情報理論		2	
	信号解析論		2	
	プログラム論		2	
	プログラム演習		2	
	電子計測		2	
	半導体工学		2	
	インターフェイス工学		2	
	情報伝送工学		2	
	集積回路工学		2	
	知能電子制御工学		2	
	情報処理工学		2	
	光情報処理		2	
	情報通信工学		2	
職 業 指 導	○職業指導概論		2	

都市工学科 [高等学校 1種普通免許状（工業）を取得する場合]

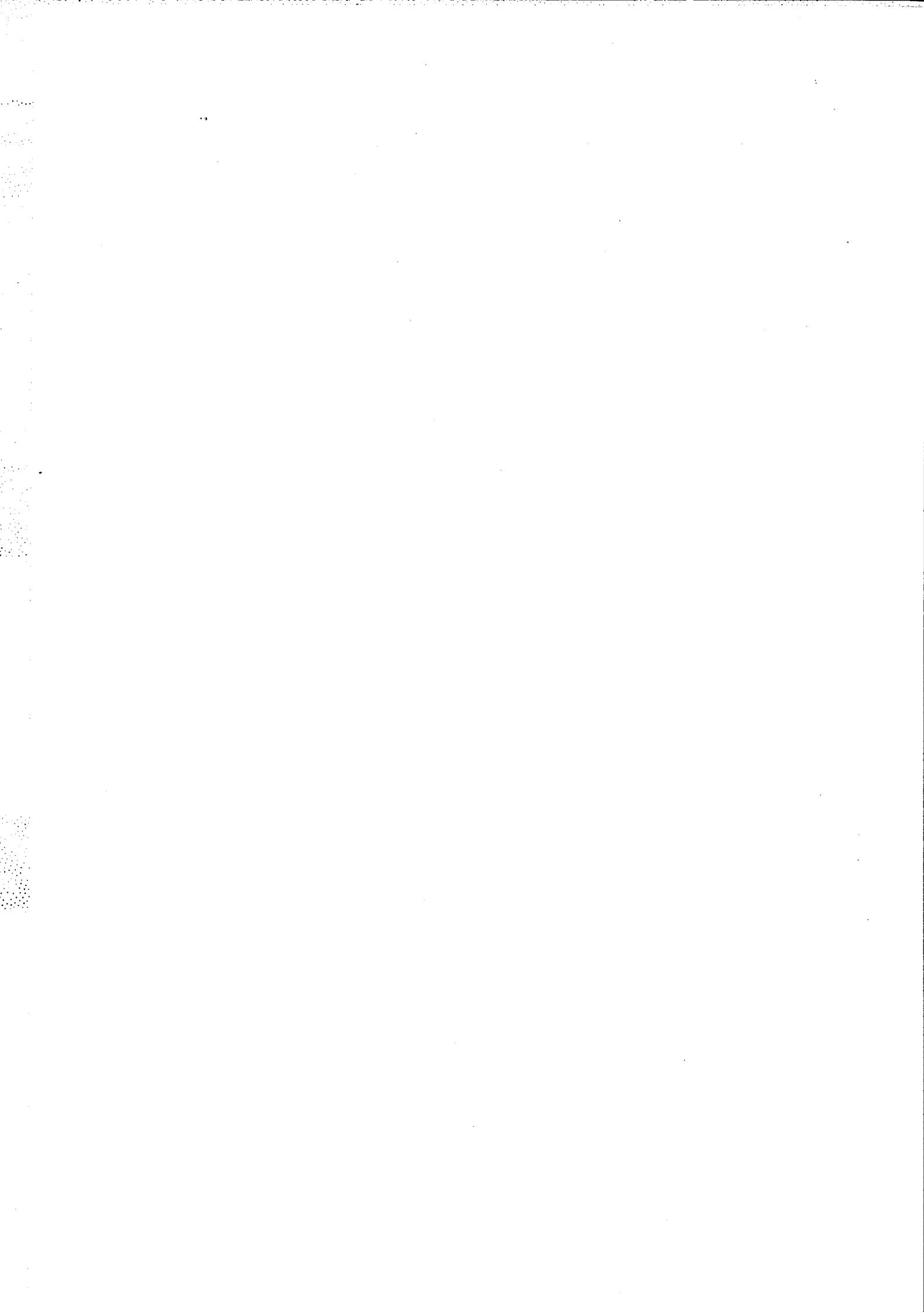
科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 択	
工 業 の 関 係 科 目	応用力学	2		
	測量学 I	2		
	測量学実習 I	1		
	都市工学実験 I	1		
	都市工学実験II	1		
	社会基盤設計演習 I		2	
	社会基盤設計演習 II		2	
	構造力学 I	2		
	構造力学 II	2		
	建設材料学	2		
	コンクリート構造工学 I	2		
	都市防災工学		2	
	水理学 I	2		
	水理学 II	2		
	水環境システム工学	2		

科 目	授 業 科 目	单 位		備 考
		必 修	選 抹	
	環境衛生工学	2		
	都市デザイン学	2		
	都市生態学	2		
	地域構築学	2		
	測量学実習II		1	
	計測物理		2	
	応用数学I		2	
	応用数学II		2	
	コンクリート構造工学II		2	
	コンクリート構造工学III		2	
	構造動力学		2	
	地震工学		2	
	構造解析学		2	
	地下構造学		2	
	建設施工学		2	
	道路工学		2	
	地盤環境学		2	
	地盤基礎工学		2	
	河川水理学		2	
	応用水理学		2	
	都市地域情報学		2	
	システム分析I		2	
	交通システム学		2	
職 業 指 導	○職業指導概論		2	

(別表3)

教職に関する科目（中学校1種又は高等学校1種を取得しようとする場合）

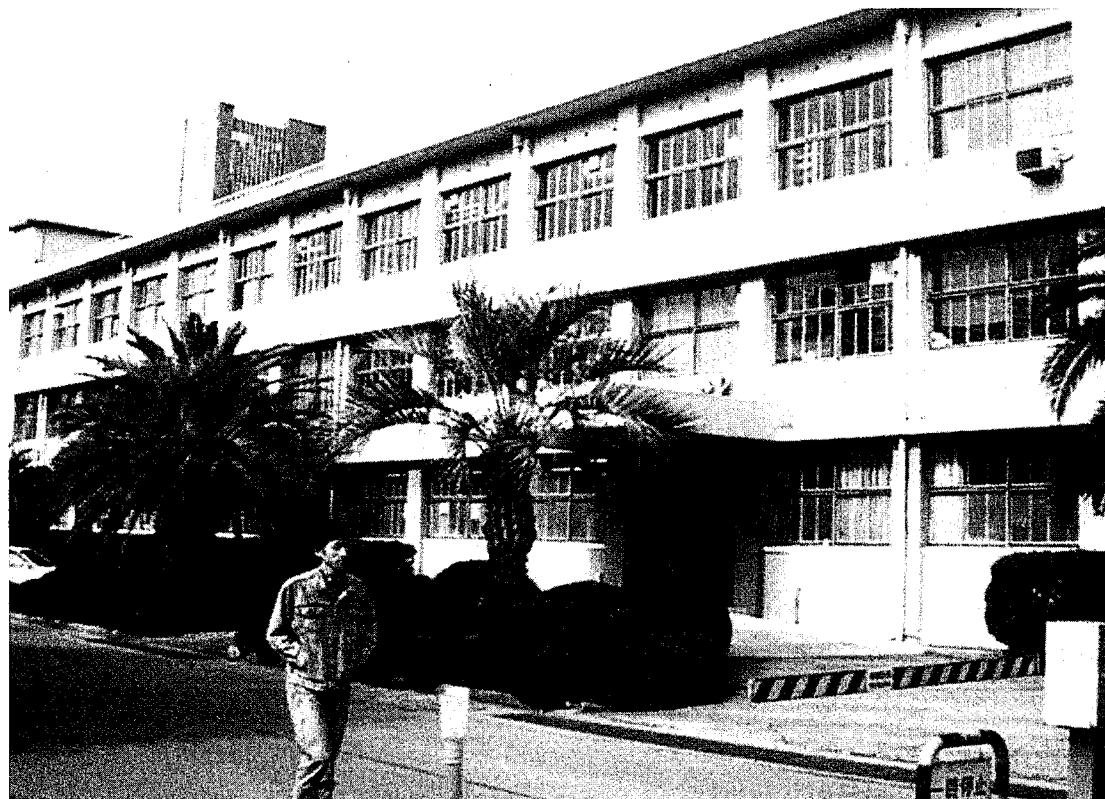
科 目	各科目に含める必要事項	授 業 科 目	単 位	修得すべき単位数		備 考
				中学校	高等學校	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修・服務及び身分保証等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等	教職概説	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論 教育思想史 人権教育論	2 2 2	2	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と教育の心理学	2	2	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育社会学 社会教育概論Ⅰ 障害児教育	2 2 2	} 2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2	2	2	
	・各教科の指導法	数学	數学科教育法Ⅰ 數学科教育法Ⅱ 數学科教育法Ⅲ	2 2 2	2	I, II とも必修
		理科	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ 中等理科教育法Ⅲ 中等理科教育法Ⅳ 中等理科教育法Ⅴ 中等理科教育法Ⅵ 理科教育学	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1	
		情報	情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	2 2	2 2	
			道徳教育の研究	2	2	
			特別活動の研究	2	2	
			教育方法論概説 視聴覚教育 教育評価	2 2 2	2	
	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	2	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談心理学	2	2	2	
	・進路指導の理論及び方法					
総合演習		総合演習(人権文化) 総合演習(国際理解) 総合演習(地域文化) 総合演習(環境) 総合演習(健康福祉) 総合演習(情報)	2 2 2 2 2 2	} 2		
教育実習		中学校教育実習	5	5	3	事前・事後指導1 単位を含む。
		高等学校教育実習	3			
合 计				33	25~27	





農學部長
高木 脊

農學



◎佐賀大学農学部規程

(趣旨)

第1条 佐賀大学農学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学)

第2条 本学部に入学することのできる者は、学則第18条及び第23条に定めるところによる。

2 編入学に関する事項は、佐賀大学農学部編入学規程（平成5年5月11日制定）の定めるところによる。

(学科)

第3条 本学部に、生物生産学科及び応用生物科学科を置く。

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもつて編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分し、学科別に、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目、共通基礎教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学全学教育科目履修規程（平成5年12月17日制定）及び農学部履修細則（平成5年12月14日全部改正）の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、農学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。

ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によつて行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもつて表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、追試験及び再試験に関する農学部内規（平成元年1月24日制定）の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学、編入学及び再入学した者の履修科目等の認定)

第10条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第11条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（昭和57年4月16日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第14条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第15条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成6年6月24日制定）の定めるところによる。

(公開講座)

第16条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

別表（第5条第1項関係）

学 科	教養教育科目		共 通 基 礎 教 育 科 目						小 計	
	フレッシュマ ンセミナー	主題科目	外 国 語 科 目		健 康・ス ポ ーツ 科 目		情 報 处 理 科 目			
			第 1	第 2	講 義・演 習	実 習	講 義	演 習		
生物生産学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39	
応用生物科学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39	
学 科	専門教育科目		小 計	合 計						
	専門基 礎科目	専門科目								
生物生産学科	8	79	87	126						
応用生物科学科	8	79	87	126						

● 農学部履修細則

(趣旨)

第1条 農学部学生の教養教育科目、共通基礎教育科目及び専門教育科目の履修については、学則、全学教育科目履修規程、全学教育科目履修細則及び農学部規程に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第2条 共通基礎教育科目中、外国語科目については、第1外国語として英語を必修とし、第2外国語としてドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語の中から1か国語を選択して履修するものとする。ただし、外国人留学生については、日本語を第1外国語又は第2外国語として履修することができる。

2 共通基礎教育科目中、情報処理科目の演習については、情報基礎演習Ⅰを必修とする。

(専門教育科目)

第3条 生物生産学科及び応用生物科学科の専門教育科目における専門基礎科目及び専門科目的授業科目及び単位等は、別表Ⅰ及びⅡのとおりとする。

2 前項の授業科目的配当年次は、別に定める。

(外国人留学生の履修)

第4条 外国人留学生は、別表Ⅲに定める授業科目を選択科目の一部として履修することができる。

(編入学した者の履修科目等の認定)

第5条 佐賀大学農学部規程（昭和30年7月1日制定）第10条に定める編入学した者の履修科目及び修得単位数の認定については、別に定める。

(履修登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、履修届を農学部教務係に、履修カードを授業担当教員に提出しなければならない。提出期限は、原則として、各学期の開講日から1週間以内とする。ただし、集中講義等各学期の中途から開始される授業科目については、その都度指定された日までに所定の手続をしなければならない。

2 前項の履修届を提出しなかった場合、当該学期に受講したすべての授業科目の単位は認定されない。

3 各学期に登録できる科目的単位数の上限は25単位とする。ただし、教職関係の科目は含まない。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会で定める。

附 則

1 この細則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31において現に在学する者及び平成8年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者の履修については、なお、従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31において現に在学する者の履修については、なお、従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者においては、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成11年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者においては、なお、従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成12年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者においては、なお、従前の

例による。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

別表I (生物生産学科)

専門基礎科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
数学	2	化学	2
物理学	2	生物学	2

専門科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
卒業研究	4		

専門科目（選択科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
資源社会管理学	2	農村計画学	2
農業技術経済学	2	農地計画学	2
生産生物学	2	環境資源学	2
経営管理情報学	2	土質力学	2
農業経営経済学	2	土壤物理学	2
情報統計学	2	土木材料施工法	2
市場流通経済学	2	水文統計学	2
食料市場論	2	鉄筋コンクリート	2
海浜台地政策論	2	道路工学	2
食料流通情報論	2	地球科学	2
価格形成論	2	地球環境学	2
国民所得分析論	2	応用物理学	2
農村地理学	2	数理計画学	2
農村景観論	2	環境機能保全学	2
地域資源論	2	集落排水学	2
地域社会論	2	農業生産機械学 I	2
資源社会論	2	農業生産機械学 II	2
生態人類学	2	動力利用学	2
環境社会学	2	電気工学概論	2
開発政策論	2	生産プロセス工学	2
作物学	2	生産システム設計論	2
作物形態生理学	2	生産情報工学	2
応用植物生態学	2	生産施設工学	2
植物成長制御学	2	農業情報計測学	2
雑草学	2	ハイテク農業技術論	2
熱帯農学概論	2	外書講読	2
熱帯作物改良学	2	動物繁殖生理学	2
熱帶有用植物学	2	動物遺伝育種学	2
国際農業技術論	2	動物生体機構学	2
施設生産装置学	2	畜産物利用学	2
貯蔵流通工学	2	家畜衛生学	2
生物情報工学	2	農場生産・管理学	2
家畜生産学	2	飼養管理学	2

専門基礎科目(必修科目)

授業科目	単位	授業科目	単位
農業気象学	2	飼料資源学	2
生産環境工学	2	地域調査法演習 I	1
農業水利学	2	地域調査法演習 II	1
地図環境学	2	経営管理情報学演習	1
地盤環境学	2	協同組合経営分析演習	1
浅海干潟環境学	2	作物形態生理学演習	1
水環境工学	2	応用植物生態学演習	1
熱帯作物改良学演習	1	測量学 II	2
園芸工学演習 I	1	水理学演習 I	1
園芸工学演習 II	1	水理学演習 II	1
畜产学演習 I	1	応用力学演習 I	1
畜产学演習 II	1	応用力学演習 II	1
農場実習 I	1	測量学実習 I	1
農場実習 II	1	測量学実習 II	1
暖地農業総合実習	2	生産情報工学演習	1
生産生物学実験 I	1	機械設計製図	1
生産生物学実験 II	1	水理学実験	1
化学実験	1	土木材料実験	1
作物形態生理学実験実習	1	情報・計測学実験	1
応用植物生態学実験実習	1	地球環境学実験	1
熱帯作物学実験実習 I	1	工場実習	1
熱帯作物学実験実習 II	1	インターナシップ	2
園芸工学実験実習 I	1	昆虫学	2
園芸工学実験実習 II	1	システム生態学	2
畜产学実験実習 I	1	生物統計学	2
畜产学実験実習 II	1	動物行動生態学	2
植物生理学	2	無脊椎動物学	2
植物形態学	2	土壤動物学	2
種苗生産学	2	植物病理学	2
蔬菜・花卉園芸学	2	有機化学	2
施設園芸学	2	生物有機化学	2
果樹園芸学	2	物理化学	2
遺伝学	2	分析化学	2
植物育種学 I	2	生物化学	2
土壤学	2	微生物学	2
環境土壤学	2	食品化学	2
植物栄養学	2	食糧流通貯蔵学 I	2
同位元素利用論	2	食品工学	2
情報処理学 I	2	食品製造学 I	2
情報処理学 II	2	食糧安全学	2
応用数学	2	食品衛生学 I	2
応用力学 I	2	海洋生物資源化学	2
応用力学 II	2	農学特講	2
水理学 I	2	科学英語演習	1
水理学 II	2		
測量学 I	2		

自由科目

他学部及び農学部開講の専門教育科目のうち、生物生産学科の開講科目一覧表に記載のない授業科目を自由科目とする。

上記の授業科目については、10単位に限り専門科目(選択科目)の必要履修単位に算入することができる。

別表II (応用生物科学科)

専門基礎科目(必修科目)

授業科目	単位	授業科目	単位
数学	2	化学	2
物理学	2	生物	2
生物工学概説	2	学生物機能化学概説	2
生物調節学概説	2	生物資源利用化学概説	2
動物資源学概説	2	卒業研究	8

専門科目(選択科目)

授業科目	単位	授業科目	単位
生物工学	2	病害虫制御論	2
植物遺伝子工学	2	昆虫学	2
植物生理学	2	保全生物学	2
植物発生生理学	2	システム生態学	2
植物細胞工学	2	生物統計学	2
植物形態学	2	動物行動生態学	2
植物組織培養学	2	昆虫生理学	2
種苗生産学	2	農場実習I	1
蔬菜・花卉園芸学	2	農場実習II	1
施設園芸学	2	暖地農業総合実習	2
植物資源学	2	生物学実験	1
果樹園芸学	2	応用生物学実験	2
遺伝学	2	応用化学実験	1
植物育種学I	2	遺伝子工学実験	1
植物育種学II	2	細胞工学実験	1
土壤学	2	種苗生産学実験	1
環境土壤学	2	遺伝資源学実験	1
植物栄養学	2	育種学実験	1
有機化学	2	土壤環境学実験	1
物理化学	2	応用動物学実験	1
分析化学	2	生態学実験	1
微生物学	2	植物病理学実験	1
生物化学	2	農業技術経済学	2
生化学	2	生産生物学	2
生物物理化学	2	作物学	2
酵素化学	2	作物形態生理学	2
タンパク質工学	2	応用植物生態学	2
生物有機化学	2	雑草学	2
分子生物学	2	生物資源利用学	2
生物機能化学特講	2	生物資源利用化学特講	2
遺伝子工学	2	食糧流通貯蔵学I	2
ウイルス学	2	食糧流通貯蔵学II	2
微生物利用学	2	食品工学	2
微生物薬品化学	2	食品製造学I	2
生物資源化学	2	食品製造学II	2
食品化学	2	食糧安全学	2
食品分析化学	2	食品衛生学I	2
同位元素利用論	2	食品衛生学II	2
植物病理学	2	栄養化学	2
植物病原学	2	栄養生理学	2
植物ウイルス学	2	食品機能化学	2
病原微生物制御学	2	無脊椎動物学	2

授業科目	単位	授業科目	単位
土壤動物学	2	海洋生物資源化学	2
線虫学	2	化学基礎実験	1
生物的防除学	2	化学実験 I	1
生化学実験	2	化学実験 II	3
微生物学実験	2	動物生産学	2
生物学基礎実験	1	畜産物利用学	2
専門外書講読	2	農業気象学	2
演習	2	生産環境工学	2
インターナンシップ	2	地球科学	2
資源社会管理学	2	地球環境学	2
農村地理学	2	情報処理学 I	2
生態人類学	2	情報処理学 II	2
経営管理情報学	2	農学特講	2
施設生産装置学	2	科学英語演習	1

自由科目

他学部及び農学部開講の専門教育科目のうち、応用生物科学科の開講科目一覧表に記載のない授業科目を自由科目とする。

上記の授業科目については、10単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

別表III（外国人留学生特別科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
応用生物科学概論	2	応用生物科学演習	2

備考 1 単位互換制度による授業科目は、選択科目とする。その具体的科目名及び単位は、その都度指示する。

2 教員免許状取得に関する科目は、「農学部学生の教員免許状取得に関する内規（平成5年12月14日制定）」に定める。

農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規

(平成5年12月14日制定)

- 1 学生は、教育研究分野に分属する。
- 2 単位修得状況が良くない場合は、教育研究分野分属を保留されることがある。
- 3 卒業年次の学生は、学年始めに専攻教育研究分野の教官と協議し、研究題目を定め、卒業研究を行う。
ただし、単位修得状況が良くない場合は、卒業研究を保留されることがある。
- 4 卒業論文及び論文要旨は、卒業年次の2月末日までに指導教官に提出しなければならない。
- 5 卒業論文の審査は、指導教官がこれにあたる。
- 6 学生は、卒業論文発表会において論文の概要を発表しなければならない。
- 7 外国の大学に派遣留学した学生については、学科の議に基づき単位を認定する。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

追試験及び再試験に関する農学部内規

(平成元年1月24日制定)
(平成5年12月14日改正)

- 1 やむを得ない理由（病気、事故、天災など）により、定期試験を受験できなかった科目で、担当教官の承認を得た後、所定の願書を提出した者については、教授会の議を経て追試験を行うことがある。
(2) 追試験を受けようとする者は、所定の願書に欠席の理由を証明する書類を添えて、欠席の事由発生の日から、原則として、7日以内に教務係に提出しなければならない。
- 2 不合格と判定された科目については、再試験を行うことがある。
(2) 再試験を受けようとする者は、担当教官の承認を得た後、所定の願書を指定の期日までに教務係に提出しなければならない。
(3) 合格の評価は、「可（C）」とする。
- 3 全学教育センターにおいて開設される全学教育科目的追試験及び再試験については、全学教育センターの定めるところによる。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

農学部学生の教育職員免許状取得に関する内規

(平成5年12月14日制定)

教員免許状取得を目的とする場合は、教養教育科目における主題科目「現代の法と社会（日本国憲法）」2単位及び免許教科ごとに、次に定める単位を取得しなければならない。

教科に関する科目

1種免許状（理科）「生物生産学科」

区分	科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考	
			中 学 校	高 等 学 校		
必修	物理学	物理学	2	2		
	化学	化学	2	2		
	生物学	生物学	2	2		
	地学	地球科学	2	2		
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1	1 1 1		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験	1			
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生産生物学実験 I	1			
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地球環境学実験	1			
計			12	9		
選択	物理学	応用物理学 土壤物理学	2 2	2 2		
	化学	有機化学 物理化学 生物化学	2 2 2	2 2 2		
	生物学	動物繁殖生理学	2	2		
		動物遺伝育種学	2	2		
		土壤動物学	2	2		
		微生物学	2	2		
		作物形態生理学	2	2		
		熱帯有用植物学	2	2		
		動物生体機構学	2	2		
		家畜衛生学	2	2		
		植物病理学	2	2		
		昆虫学	2	2		
		無脊椎動物学	2	2		
		植物育種学 I	2	2		
選択	地学	植物生理学	2	2		
		植物形態学	2	2		
		植物成長制御学	2	2		
		システム生態学	2	2		
		動物行動生態学	2	2		
	地学	地球環境学	2	2		
		環境土壤学	2	2		
		浅海干潟環境学	2	2		
		環境資源学	2	2		
計			14	25		

区分	科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考
			中 学 校	高 等 学 校	
選	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	水理学演習 I	1	1	
		水理学演習 II	1	1	
		応用力学演習 I	1	1	
		応用力学演習 II	1	1	
		情報・計測学実験	1	1	
選	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用化学実験	1	1	
		園芸工学実験実習 I	1	1	
選	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生産生物学実験 II	1	1	
		作物形態生理学実験実習	1	1	
		応用植物生態学実験実習	1	1	
		作物形態生理学演習	1	1	
		応用植物生態学演習	1	1	
択	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	土木材料実験	1	1	
	計		14	25	
	合	計	26	34	

1種免許状（理科）「応用生物科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考
			中 学 校	高 等 学 校	
必	物理学	物理学	2	2	
	化学	化学	2	2	
	生物学	生物学	2	2	
	地学	地球科学	2	2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1	1	
修	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用化学実験	1	1	
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学基礎実験 生物学実験	1 1	1	
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地球環境学実験	1	1	
	計		12	9	
	物理学	応用物理学 土壤物理学	2 2	2 2	
選	化学	有機化学	2	2	
		物理化学	2	2	
		生物化学	2	2	
		分析化学	2	2	
		食品化学	2	2	
択		酵素化学	2	2	
		栄養化学	2	2	
		同位元素利用論	2	2	
		生物有機化学	2	2	
		生物資源化学	2	2	
択		生物物理化学	2	2	
		微生物薬品化学	2	2	

区分	科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考
			中 学 校	高 等 学 校	
選 択	生物学	植物生理学	2	2	25
		土壤動物学	2	2	
		微生物学	2	2	
		植物資源学	2	2	
		植物育種学 I	2	2	
		植物形態学	2	2	
		植物組織培養学	2	2	
		植物発生生理学	2	2	
		植物育種学 II	2	2	
		線虫学	2	2	
		昆虫生理学	2	2	
		昆虫学	2	2	
		保全生物学	2	2	
		無脊椎動物学	2	2	
		システム生態学	2	2	
		動物行動生態学	2	2	
		植物病理学	2	2	
		植物病原学	2	2	
		ウイルス学	2	2	
		作物形態生理学	2	2	
選 択	地学	地球環境学	2	2	
		環境土壤学	2	2	
		浅海干潟環境学	2	2	
		環境資源学	2	2	
選 択	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	水理学演習 I	1	1	
		水理学演習 II	1	1	
選 択	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学基礎実験	1	1	
		化学実験 I	1	1	
		化学実験 II	3	3	
		生化学実験	2	2	
選 択	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用生物学実験	2	2	
		微生物学実験	2	2	
選 択	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	土木材料実験	1	1	
		計	14	25	
合 計			26	34	

1種免許状（農業）「生物生産学科」

区分	科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考
			高 等 学 校		
必 修	農業	生産生物学	2		
	職業指導	職業指導	2		
計			4		
選 択	農業	資源社会管理学	2		
		生産環境工学	2		
		農業技術経済学	2		
		作物学	2		
		応用植物生態学	2		
選 択		農場生産・管理学	2		

区分	科 目	授 業 科 目	単位数		備 考
			高等学校		
選 択		雑草学	2		
		熱帶農學概論	2		
		熱帶作物改良學	2		
		國際農業技術論	2		
		施設生産装置學	2		
		貯蔵流通工學	2		
		農業気象學	2		
		動物生産學	2		
		飼養管理學	2		
		畜產物利用學	2		
		飼料資源學	2		
		經營管理情報學	2		
		市場流通經濟學	2		
		食料市場論	2		
		農業經營經濟學	2		
		海浜台地政策論	2		
		価格形成論	2		
		農村地理學	2		
		地域資源論	2		
		農場実習 I	1		
		農場実習 II	1		
		暖地農業総合実習	2		
		熱帶作物學実驗実習 I	1		
		熱帶作物學実驗実習 II	1		
		園芸工學実驗実習 II	1		
		畜產學実驗実習 I	1		
		畜產學実驗実習 II	1		
		熱帶作物改良學演習	1		
		園芸工學演習 I	1	30	
		園芸工學演習 II	1		
		畜產學演習 I	1		
		畜產學演習 II	1		
		地域調査法演習 I	1		
		地域調査法演習 II	1		
		協同組合經營分析演習	1		
		經營管理情報學演習	1		
選 択		農業水利學	2		
		農業造構學	2		
		地盤環境學	2		
		農業生産機械學 I	2		
		農業生産機械學 II	2		
		水環境工學	2		
		農地計画學	2		
		農村計画學	2		
		動力利用學	2		
		應用數學	2		
		應用力学 I	2		
		應用力学 II	2		
		水理學 I	2		
		水理學 II	2		
		土質力学	2		
		測量學 I	2		
		測量學 II	2		
		情報處理學 I	2		
		情報處理學 II	2		
		農業情報計測學	2		

区分	科 目	授 業 科 目	単位数		備 考	
			高等学校			
選 択	農業	土木材料施工法	2			
		鉄筋コンクリート	2			
		道路工学	2			
		水文統計学	2			
		生産システム設計論	2			
		生産プロセス工学	2			
		電気工学概論	2			
		生産情報工学	2			
		ハイテク農業技術論	2			
		生産情報工学演習	1			
		測量学実習 I	1			
		測量学実習 II	1			
		機械設計製図	1			
		水理学実験	1			
		工場実習	1			
		遺伝学	2			
		果樹園芸学	2			
		生物統計学	2			
		種苗生産学	2			
合	計	蔬菜・花卉園芸学	2			
		植物栄養学	2			
計			30			
合 計			34			

1 種免許状（農業）「応用生物科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単位数		備 考
			高等学校		
必 修	農業	遺伝学	2		
	職業指導	職業指導	2		
計			4		
選 択	農業	生物工学概説	2		
		生物調節学概説	2		
		生物機能化学概説	2		
		生物資源利用化学概説	2		
		生物工学	2		
		植物遺伝子工学	2		
		果樹園芸学	2		
		生物的防除学	2		
		種苗生産学	2		
		蔬菜・花卉園芸学	2		
		植物細胞工学	2		
		植物栄養学	2		
		土壤学	2		
		病害虫制御論	2		
		生物統計学	2		
		植物ウイルス学	2		
		病原微生物制御学	2		
		遺伝子工学実験	1		
		細胞工学実験	1		
		種苗生産学実験	1		
		遺伝資源学実験	1		
		育種学実験	1		
		土壤環境学実験	1		

区分	科 目	授 業 科 目	単位数		備 考
			高等学校		
選 択		応用動物学実験	1		
		植物病理学実験	1		
		農場実習 I	1		
		農場実習 II	1		
		暖地農業総合実習	2		
		生化学	2		
		微生物利用学	2		
		生物資源利用学	2	30	
		生物資源利用化学特講	2		
		生物機能化学特講	2		
		分子生物学	2		
		遺伝子工学	2		
		食糧安全学	2		
		食品衛生学 I	2		
		食品衛生学 II	2		
		食品機能化学	2		
		食品工学	2		
		食品製造学 I	2		
		食品製造学 II	2		
		食品分析化学	2		
		食糧流通貯蔵学 I	2		
		食糧流通貯蔵学 II	2		
		資源社会管理学	2		
		動物生産学	2		
		農村地理学	2		
		経営管理情報学	2		
		施設園芸学	2		
計			30		
合 计			34		

備考 教員免許状に関する授業科目で農学部履修細則別表 I, II に記載されていない科目的単位は、卒業単位に算入しない。

附 則

- 1 この内規は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年度以前の入学生の教員免許状取得にかかる単位取得については、この内規にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお、従前の例による。

佐賀大学農学部編入学規程

(平成5年5月11日制定)

(平成7年5月9日改正)

(平成12年2月15日改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学農学部規程（昭和30年7月1日制定）第2条第2項の規定に基づき、農学部（以下「学部」という。）への編入学に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 学部に編入学を志願できる者は、学則第23条に定めるところによる。

(選考)

第3条 編入学者の選考は、学力検査、面接、健康診断書、出身学校における学業成績及び推薦書を総合して行う。

2 前項により選考を行うほか、社会人等については、在職する所属長の推薦、面接等の結果に基づき選考を行うことができる。

(入学の時期)

第4条 編入学の時期は、学年の始めとし、原則として第3年次に編入学するものとする。

(在学期間)

第5条 編入学者の修業年限は原則として2年とし、その2倍を超えて在学することはできない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は別に定める。

2 編入学に関する事項は、教授会において審議する。

附 則

この規程は、平成5年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する内規（抜粋）

(趣旨)

第1条 略

(認定の基準)

I 全学教育科目

教養教育科目及び共通基礎教育科目からなる全学教育科目は次表に示す単位を履修しなければならない。

ただし、教養教育科目のうちフレッシュマンセミナー（2単位）及び主題科目（14単位）と共通基礎教育科目のうち第1外国語〔英語〕（4単位）、第2外国語（4単位）健康・スポーツ科目（4単位）及び情報処理科目（3単位）は修得したものとし、短大等での既修得単位で一括して認定する。

なお、主題分野の登録は必要としない。

教養教育科目		共通基礎教育科目					
フレッシュ マンセミナー	主題科目	外 国 語		健康・スポーツ		情報処理科目	
		第1(英語)	第2	講義・演習	実習	講義	演習
0	6	2	0	0	0	0	0

II 専門教育科目

略

(雑 則)

第3条 略

附 則

- この内規は、平成9年4月1日から施行する。
- 平成9年3月31日において現に在学する者については、なお、従前の例による。

◎佐賀大学大学院規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第5条第3項の規定により、佐賀大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価等)

第2条の2 大学院は、教育研究水準の向上を図り、かつ、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

(課程)

第3条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科等

(研究科)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

教育学研究科

経済学研究科

工学系研究科

農学研究科

2 教育学研究科、経済学研究科及び農学研究科の課程は、修士課程とする。

3 工学系研究科の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たつては、佐賀大学、宮崎大学、鹿児島大学及び琉球大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学の農学部及び海浜台地生物生産研究センター並びに宮崎大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部並びに琉球大学農学部の教員が担当するものとする。

(専攻)

第6条 研究科に次の専攻を置く。

研究科	専攻	課程
教育学研究科	学校教育専攻、教科教育専攻	修士課程
経済学研究科	金融・経済政策専攻、企業経営専攻	修士課程
工学系研究科	機能物質化学専攻、物理科学専攻、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム学専攻、数理科学専攻、都市工学専攻、循環物質工学専攻、生体機能システム制御工学専攻	博士前期課程
	エネルギー物質科学専攻、システム生産科学専攻、生体機能システム制御工学専攻	博士後期課程
農学研究科	生物生産学専攻、応用生物科学専攻	修士課程

第3章 教員組織

(教員組織)

第7条 大学院の教員は、佐賀大学の教授、助教授及び講師のうちから、各研究科ごとに定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもつて組織する。

第4章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第8条 研究科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学科	学校教育専攻 教科教育専攻	6人 33人	12人 66人		
	小計	39人	78人		
経済学科	金融・経済政策専攻 企業経営専攻	4人 4人	8人 8人		
	小計	8人	16人		
工学科	機能物質化学専攻 物理科学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻 知能情報システム工学専攻 数理科学専攻 都市工学専攻 循環物質工学専攻 生体機能システム制御工学専攻	18人 16人 27人 24人 10人 14人 27人 18人 32人	36人 32人 54人 48人 20人 28人 54人 36人 64人		
	小計	186人	372人		
	エネルギー物質科学専攻 システム生産科学専攻 生体機能システム制御工学専攻			9人 7人 14人	27人 21人 42人
	小計			30人	90人
	生物生産学専攻 応用生物科学専攻	20人 30人	40人 60人		
	小計	50人	100人		
	合計	283人	566人	30人	90人

第5章 管理運営組織

(大学院委員会)

第9条 大学院に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に関する事項は、別に定める。

(研究科長)

第10条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもつて充てる。

3 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第11条 研究科に、研究科に関する重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する事項は、当該研究科において別に定める。

第6章 標準修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修士課程及び博士前期課程の標準修業年限)

第12条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができます。

(博士後期課程の標準修業年限)

第12条の2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第13条 大学院における在学年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年とする。

(学年、学期及び休業日)

第14条 大学院の学年、学期及び休業日については、学則第14条及び第15条第1項の規定を準用する。

第7章 教育方法等

(教育方法)

第15条 大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

3 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと（連携大学院方式と称する。）ができる。

(履修方法等)

第16条 研究科における授業科目、単位数及び研究指導並びにこれらの履修方法は、当該研究科において定める。

(他の大学院及び外国の大学院における授業科目の履修)

第17条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 大学院は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

3 前2項の規定により、学生が当該大学院において修得した単位は、研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲内で課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議に基づき、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、10単位を超えない範囲内で課程修了の要件となる単位として認定することができるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第8章 課程の修了要件等

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第19条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第20条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第12条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第21条 前2条に規定する最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会が決定し、その方法は各研究科において定める。
- 3 前項の学位論文の審査に当たつて必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等の協力を得ることができる。

第9章 学位の授与

(学位の授与)

第22条 修士課程、博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 入学、進学、転入学及び再入学等

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学資格)

第24条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (7) その他大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (5) その他大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第26条 入学志願者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に検定料を添えて、提出しなければならない。

(入学者選考)

第27条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会の議を経て、学長が入学を許可する。

2 選考の方法及び時期等については、当該研究科において別に定める。

(入学手続及び入学許可の取消し)

第28条 入学を許可された者は、別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。

2 前項の規定に違反したときは、学長は、入学許可を取り消すものとする。

(博士後期課程への進学資格)

第29条 博士後期課程に進学することのできる者は、大学院の博士前期課程を修了した者とする。

(進学出願手続)

第30条 進学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに提出しなければならない。

(進学志願者の選考及び進学の許可)

第31条 進学志願者については、選考の上、研究科委員会の議を経て進学を許可する。

(転入学及び再入学)

第32条 次の各号の一に該当する者があるときは、志願する専攻に関する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が、学期の始めに転入学又は再入学を許可することができる。

- (1) 他の大学院から転入学を志願する者
- (2) 大学院を退学した者で、再入学を志願する者

2 前項の規定により転入学又は再入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については、当該研究科において定める。

第11章 休学、復学、転学、派遣、留学、退学及び除籍 (休学)

第33条 病気その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できない者は、休学願を提出しなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、通算2年を超えない範囲内において、休学期間を更新することができる。

3 休学期間は、在学した期間に算入しない。

(復学)

第34条 前条による休学者でその事由が消滅した者は、休学期間中であっても学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第35条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、願い出て学長の許可を得なければならぬ。

(転研究科及び転専攻)

第35条の2 転研究科又は転専攻を志願する者があるときは、関係する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が、学期の始めに転研究科又は転専攻を許可することができる。

2 前項の規定により転研究科又は転専攻を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については、当該研究科において定める。

(派遣及び留学)

第36条 他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）に派遣又は留学を希望する者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 派遣及び留学の期間は、第12条に規定する標準修業年限に含めることができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、事由を附して、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第13条に規定する期間在学して修了できない者
- (2) 病気その他で修業の見込みがない者
- (3) 入学料の全部又は一部の免除を不許可とされた者であつて、その納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第12章 研究生、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第39条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該研究科において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第40条 研究科の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第41条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを

認めることができる。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。
(外国人留学生)

第43条 外国人留学生として大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

(雑則)

第44条 この規則に定めるもののほか、研究生、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法)

第45条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところによる。

(特別研究学生及び特別聴講学生の検定料等)

第46条 特別研究学生及び特別聴講学生（以下「特別研究学生等」という。）に係る検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

2 特別研究学生等に係る授業料については、特別研究学生等が公立又は私立の大学院の学生であるときは、大学の研究生又は科目等履修生の授業料の額と同額とし、国立の大学院の学生であるときは、授業料は徴収しないものとする。

(入学料等の免除等)

第47条 佐賀大学の学部を卒業し、引き続き大学院の研究科に入学する者（研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。）であつて、学業優秀であり、かつ、入学料の納付が困難な経済的理由があると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予、既納の授業料の返還については、学則第55条から第63条までの規定及び第65条第3項の規定を準用する。

第14章 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	取得できる免許状の種類	教科
			小学校教諭専修免許状	
				国語
				社会
				数学
				理科
				音楽
				美術
			中学校教諭専修免許状	保健体育

教育学研究科 修士課程	学校教育専攻	高等学校教諭専修免許状	技術
			家庭
			英語
			国語
			地理歴史
			公 民
			数 学
			理 科
			音 樂
			美 術
教科教育専攻	中学校教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状	工 芸
			書 道
			保健体育
			家 庭
			工 業
			英 語
			国 語
			社 会
			数 学
			理 科
教科教育専攻	高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	音 樂
			美 術
			保健体育
			技 術
			家 庭
			英 語
			国 語
			地理歴史
			公 民
			数 学

				英語
			幼稚園教諭専修免許状	
経済学研究科	修士課程	金融・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
		企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
工学系研究科	博士前期課程	機能物質化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	工業
		物理科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		知能情報システム学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
		数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
		都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		循環物質工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	工業
農学研究科	修士課程	生物生産学専攻 応用生物科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	農業

第15章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第49条 表彰及び懲戒については、学則第43条及び第44条の規定を準用する。

第16章 雜則

(準用規定)

第50条 大学院の学生に関しては、この規則に定めるもののほか、学則及び佐賀大学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 工学系研究科博士後期課程の学生定員の総定員は、改正後の佐賀大学大学院規則第8条の規定にかかわらず、平成3年度から平成4年度までは、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成3年度	平成4年度
工学系研究科	エネルギー物質科学専攻	9人	18人
	システム生産科学専攻	9人	18人

- 佐賀大学大学院理工学研究科学生の平成3年度の総定員は、改正後の佐賀大学大学院規則第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻					平成3年度
理 工 学 研 究 科	数物化機生電電工土建	学理學產機氣子業木設	專學機械工工工工	專學機械工工工工	專學機械工工工工	攻攻攻攻攻攻攻攻攻攻
						4人
						4人
						4人
						6人
						6人
						6人
						6人
						6人
						6人

- 4 佐賀大学大学院理工学研究科は、改正後の佐賀大学大学院規則第4条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に同研究科に在学する者が、同研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成3年9月27日改正）

- 1 この規則は、平成3年9月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。
- 2 佐賀大学大学院規則の全部を改正する規則（平成3年4月1日制定）附則第2項及び第3項中「総定員」とあるのは、改正後の第8条の規定による「収容定員」とみなす。

附 則（平成4年4月16日改正）

- 1 この規則は、平成4年4月16日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 農学研究科農学専攻、園芸学専攻、農業土木学専攻及び農芸化学専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成4年度の経済学研究科、工学系研究科情報科学専攻及び農学研究科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻		収容定員
経済学研究科	金融・経済政策専攻		4人
	企業経営専攻		4人
工学系研究科	情報科学専攻		8人
農学研究科	農学専攻		12人
	園芸学専攻		8人
	農業土木学専攻		8人
	農芸化学専攻		10人
	生物生産学専攻		16人
	応用生物科学専攻		22人

- 4 平成4年4月1日前から引き続き農学研究科に在学する者に係る第48条の規定の適用については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月17日改正）

この規則は、平成4年4月17日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年4月6日改正）

- 1 この規則は、平成5年4月6日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年度の教育学研究科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻		収容定員
教育学研究科	学校教育専攻		6人
	教科教育専攻		17人

附…則（平成5年4月16日改正）

この規則は、平成5年4月16日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年1月21日改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月24日改正）

この規則は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成6年9月9日改正）

この規則は、平成6年9月9日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則（平成7年3月29日改正）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年度の教育学研究科教科教育専攻並びに工学系研究科生産機械工学専攻及び工業化学専攻の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	44人
工学系研究科	生産機械工学専攻	13人
	工業化学専攻	13人

3 平成7年度及び平成8年度の工学系研究科エネルギー物質科学専攻の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成7年度	平成8年度
工学系研究科	エネルギー物質科学専攻	29人	31人

附 則（平成8年2月16日改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日改正）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年度の教育学研究科の教科教育専攻並びに工学系研究科の物理学専攻、化学専攻、情報科学専攻、機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、工業化学専攻、土木工学専攻及び建設工学専攻の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	60人
工学系研究科	物理学専攻	25人
	化学専攻	16人
	情報科学専攻	20人
	機械工学専攻	18人
	生産機械工学専攻	23人
	電気工学専攻	18人
	電子工学専攻	21人
	工業化学専攻	23人
	土木工学専攻	15人
	建設工学専攻	18人

附 則（平成9年12月19日改正）

この規則は、平成9年12月19日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日改正)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定中、工学系研究科博士後期課程に係る部分は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度の工学系研究科博士前期課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
工学系研究科	数学専攻	8人
	物理専攻	40人
	化学専攻	24人
	情報科専攻	23人
	機械工学専攻	24人
	生産機械工学専攻	29人
	電気工学専攻	22人
	電子工学専攻	28人
	工業化学専攻	32人
	土木工学専攻	18人
	建設工学専攻	24人
生体機能システム制御工学専攻		32人

- 3 平成12年度及び平成13年度の工学系研究科博士後期課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成12年度	平成13年度
工学系研究科	エネルギー物質科学専攻	31人	29人
	システム生産科学専攻	25人	23人
	生体機能システム制御工学専攻	14人	28人

附 則 (平成11年3月19日改正)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度の農学研究科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
農学研究科	生物生産学専攻	36人
	応用生物科学専攻	52人

附 則 (平成11年10月15日改正)

この規則は、平成11年10月15日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日改正)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月16日改正)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度の工業系研究科博士前期課程の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
工学系研究科	機能物質化学専攻	18人
	物理科学専攻	16人
	機械システム工学専攻	27人
	電気電子工学専攻	24人
	知能情報システム学専攻	10人
	数理科学専攻	14人
	都市工学専攻	27人
	循環物質工学専攻	18人
	生体機能システム制御工学専攻	64人

● 佐賀大学大学院教育学研究科規程

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、佐賀大学大学院規則（平成3年4月1日全部改正。以下「大学院規則」という。）及び佐賀大学学位規程（平成3年4月1日全部改正。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻並びにコース及び専修)

第2条 研究科に次の専攻並びにコース及び専修を置く。

専攻名	コース及び専修名
学校教育専攻	教育学コース、教育心理学コース、障害児教育コース
教科教育専攻	国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院教育学研究科履修細則（平成5年4月6日制定）に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院規則第17条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第5条の2 研究科が必要と認めたときは、大学院規則第17条の2の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について履修した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第6条 学生は、大学院規則第18条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第7条 履修しようとする授業科目については、毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第8条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第9条 学位規程第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類と共に、

学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第10条 佐賀大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たつて必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

(研究生及び科目等履修生)

第12条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第13条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既履修単位等の認定)

第15条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

●佐賀大学大学院教育学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院教育学研究科規程（平成5年4月6日制定。以下「研究科規程」という。）第4条の規定に基づく佐賀大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(修了に必要な単位数)

第2条 研究科の修了に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

科 目	専 攻	学校教育専攻	教科教育専攻
学校教育に関する科目		10 単位	4 単位
学校教育コース共通科目		6 単位	
教科教育共通科目			2 単位
教科教育に関する科目		4 単位	4 単位
教科内容に関する科目			8 単位
自由選択科目		6 単位	8 単位
課題研究		4 単位	4 単位
計		30 単位	30 単位

(授業科目、単位数)

第3条 授業科目及び単位数等については、各専攻・専修ごとに別表に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第4条 専攻ごとの履修方法は、次のとおりとする。

2 学校教育専攻

(1) 学校教育に関する科目

学校教育専攻で開設する授業科目から、学校教育コース共通科目を除いて10単位以上を選択履修する。

(2) 学校教育コース共通科目

「教育哲学特論」、「教育心理学特論」及び「障害児教育学特論Ⅰ」の各2単位を履修する。

(3) 教科教育に関する科目

教科教育専攻のいずれか一つの専修から4単位以上を選択履修する。

(4) 自由選択科目

研究科全体の開設授業科目から、6単位以上を選択履修する。

(5) 課題研究

課題研究4単位は、自コースの一つの分野の指導教官を中心とする関係教官の指導のもとに研究を行う。

3 教科教育専攻

(1) 学校教育に関する科目

学校教育専攻で開設する授業科目から、4単位以上を選択履修する。

(2) 教科教育共通科目

自専修の実践授業研究2単位を履修する。

(3) 教科教育に関する科目

自専修の教科教育に関する授業科目から、4単位以上を選択履修する。

(4) 教科内容に関する科目

自専修の教科内容に関する授業科目から、8単位以上を選択履修する。

(5) 自由選択科目

研究科全体の開設授業科目から、8単位以上を選択履修する。

(6) 課題研究

課題研究4単位は、自専修の一つの分野の指導教員を中心とする関係教官の指導のもとに研究を行う。

(単位の認定)

第5条 研究科規程第5条の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を限度として、第2条に定める単位に含めることができる。

2 研究科規程第5条の2の規定により修得したものとみなす授業科目の単位は、10単位を限度として、第2条に定める単位に含めることができる。

附 則

1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

1 学校教育専攻

分野	授業科目	単位数	備考
教育学・教育史	日本教育史特論 日本教育史特別演習 教育哲学特論 教育哲学特別演習 人権教育特論 人権教育特別演習	2 1 2 1 2 1	
学校経営	教育行政学特論 教育行政学特別演習	2 1	
教育内容・方法論	教育方法学特論 教育方法学特別演習	2 1	
社会教育学	社会教育学特論 社会教育学特別演習	2 1	
道徳教育	道徳教育特論 道徳教育特別演習	2 1	
教育社会学	教育社会学特論Ⅰ 教育社会学特別演習 教育社会学特論Ⅱ	2 1 2	
教育心理学	教育心理学特論 教育測定・評価特別演習 学習心理学特論 学習心理学特別演習 学級集団心理学特論 学級集団心理学特別演習	2 1 2 1 2 1	
教育臨床心理学	教育臨床心理学特論 教育臨床心理学特別演習 教育相談心理学特別演習	2 1 1	
発達心理学	発達心理学特論Ⅰ 発達心理学特別演習 発達心理学特論Ⅱ	2 1 2	
障害児教育	障害児教育学特論Ⅰ 障害児教育学特論Ⅱ 障害児教育学研究方法論 障害児教育学特別演習	2 2 2 1	
障害児心理	障害児心理学特論Ⅰ 障害児心理学特論Ⅱ 障害児心理学研究方法論 障害児心理学・心理検査特別演習	2 2 2 1	
障害児病理	障害児医学Ⅰ 障害児医学Ⅱ 障害児医学研究方法論 障害児医学特別演習	2 2 2 1	
障害児臨床	障害児臨床医学特論 障害児臨床医学特別演習	2 1	
	学校教育課題研究	4	

2 教科教育専攻

国語教育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
国 語 科 教 育	国語教育学特論 I 国語教育学特別演習 I 国語教育学特論 II 国語教育学特別演習 II	4 2 4 2	教科教育に関する科目のうち「国語教育学特論 I」を必修とする。 教科内容に関する科目は、「国語学特論 I」, 「古典文学特論」, 「現代文学特論」, 「漢文学特論」から 1 科目 4 単位を含めて履修する。
国 語 学	国語学特論 I 国語学特別演習 I 国語学特論 II 国語学特別演習 II	4 2 4 2	
国 文 学	古典文学特論 古典文学特別演習 現代文学特論 現代文学特別演習 日本文学思潮	4 2 4 2 4	
漢 文 学	漢文学特論 漢文学特別演習	4 2	
書 道	書道特別研究	2	
	国語教育課題研究 実践授業研究	4 2	

社会科教育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
社 会 科 教 育	社会科教育学特論 I 社会科教育学特別演習 I 社会科教育学特論 II 社会科教育学特別演習 II	4 2 4 2	教科教育に関する科目のうち、「社会科教育学特論 I」を必修とする。
歴 史 学	考古学特論 I 考古学特論 II 考古学特別演習 東洋史特論 I 東洋史特論 II 東洋史特別演習 西洋史特論 I 西洋史特論 II 西洋史特別演習 日本史特論 A I 日本史特論 A II 日本史特論 B I 日本史特論 B II 日本史特別演習 A 日本史特別演習 B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
地 理 学	地理学特論 I A 地理学特論 I B 地理学特別演習 I 地理学特論 II A 地理学特論 II B 地理学特別演習 II	2 2 2 2 2 2	
法 律 学	法律学特論 I 法律学特論 II 法律学特別演習	2 2 2	

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
政 治 学	国際政治学特論 I	2	
	国際政治学特論 II	2	
	国際政治学特別演習	2	
経 済 学	経済学特論 I	2	
	経済学特論 II	2	
	経済学特別演習	2	
社 会 学	社会学特論 I	2	
	社会学特論 II	2	
	社会学特別演習	2	
哲 学・倫 理 学	倫理学特論 I	2	
	倫理学特論 II	2	
	倫理学特別演習	2	
	社会科教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

数学教育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
数 学 科 教 育	数学教育学特論 I	4	
	数学教育学特別演習 I	2	
	数学教育学特論 II	4	
	数学教育学特別演習 II	2	
代 数 学	代数学特論	4	
	代数学特別演習	2	
幾 何 学	幾何学特論 I	4	
	幾何学特別演習 I	2	
	幾何学特論 II	4	
	幾何学特別演習 II	2	
解 析 学	解析学特論	4	
	解析学特別演習	2	
	統計学特論	4	
	統計学特別演習	2	
	数学教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

理科教育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
理 科 教 育	理科教育学特論 I	2	
	理科教育学特別演習 I	2	
	理科教育学特論 II	2	
	理科教育学特別演習 II	2	
	理科教育学特論 III	2	
物 理 学	固体物理学特論	2	
	固体物理学特別演習	2	
	中間エネルギー物理学特論	2	
	中間エネルギー物理学特別演習	2	
	量子物理学特論	2	
	量子物理学特別演習	2	
	半導体物理学特論	2	

分野	授業科目	単位数	備考
化 学	物理化学特論 物理化学特別演習 無機化学特論 無機化学特別演習 有機化学特論 有機化学特別演習 高分子化学特論	2 2 2 2 2 2 2	
生 物 学	比較生理学特論 比較生理学特別演習 群集生態学特論 群集生態学特別演習 植物分類生態学特論 植物分類生態学特別演習 行動生態学特論 生命化学特論	2 2 2 2 2 2 2 2	
地 学	地球史特論 地球史特別演習 火山岩岩石学特論 火山岩岩石学特別演習 大陸地殻進化学特論 大陸地殻進化学特別演習 宇宙物理学特論	2 2 2 2 2 2 2	
	理科教育課題研究 実践授業研究	4 2	

音楽教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
音 楽 科 教 育	音楽教育学特論 I A 音楽教育学特論 I B 音楽教育学特別演習 I 音楽教育学特論 II A 音楽教育学特論 II B 音楽教育学特別演習 II	2 2 2 2 2 2	
器 樂	器楽特論 I A 器楽特論 I B 器楽特別演習 I 器楽特論 II A 器楽特論 II B 器楽特別演習 II	2 2 2 2 2 2	
声 樂	声楽特論 I 声楽特論 II 声楽特別演習	2 2 2	
作 曲 ・ 指 挥 法	作曲法特論 I 作曲法特論 II 作曲法特別演習 指揮法特論 指揮法特別演習	2 2 2 2 1	
音 樂 学	音楽学特論 I 音楽学特論 II 音楽学特別演習 音楽教育課題研究 実践授業研究	2 2 2 4 2	

美術教育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
美術・工芸科教育	美術・工芸教育特論 美術・工芸教育特別演習 美術・工芸教育教材特論 美術・工芸教育教材特別演習	4 1 4 1	
絵 画	絵画特論 I 絵画特別演習 I 絵画特論 II 絵画特別演習 II	4 1 4 1	
彫 刻	彫刻特論 彫刻特別演習	4 1	
デ ザ イ ン	デザイン特論 デザイン特別演習	4 1	
工 芸	工芸特論 I 工芸特別演習 I 工芸特論 II 工芸特別演習 II 工芸特論 III 工芸特別演習 III 工芸特論 IV 工芸特別演習 IV	2 1 4 1 4 1 4 1	
美術理論・美術史	美術・工芸論特論 美術方法特論 美学・美術史特論 美学・美術史特別演習	2 2 4 1	
	美術・工芸教育課題研究 実践授業研究	4 2	

保健体育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
保 健 体 育 科 教 育	保健体育教育学特論 I 保健体育教育学特別演習 I 保健体育教育学特論 II 保健体育教育学特別演習 II 保健体育教育学特論 III	2 1 2 1 2	教科教育に関する科目のうち「保健体育教育学特論 I」を必修とする。
体 育 学	体育学特論 I 体育学特別演習 体育学特論 II	2 1 2	
運 動 学	運動学特論 運動学特別演習 運動方法学 I 運動方法学特別演習 I 運動方法学 II 運動方法学特別演習 II	2 1 2 1 2 1	
学 校 保 健	学校保健特論 学校保健特別演習	2 1	
	保健体育教育課題研究 実践授業研究	4 2	

技術教育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
技術科教育	技術教育特論 技術教育特別演習 I 技術教育実践教育研究 技術教育特別演習 II	4 2 4 2	教科内容に関する 8 単位は、電気工学特論 I, II の 4 単位と機械工学特論 I, II, III のうちから 4 単位を修得するものとする。
電 気	電気工学特論 I 電気工学特論 II 電気工学特別演習	2 2 2	
機 械	機械工学特論 I 機械工学特論 II 機械工学特論 III 機械工学特別演習	2 2 2 2	
材 料	材料工学特論 材料工学特別演習	4 2	
情 報 基 础	情報工学特論 情報工学特別演習 電子計算機特論 電子計算機特別演習	4 2 4 2	
	技術教育課題研究 実践授業研究	4 2	

家政教育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
家庭科教育	家庭科教育学特論 I 家庭科教育学特論 II 家庭科教育学特論 III 家庭科教育学特別演習	2 2 2 2	
食 物 学	食物学特論 I 食物学特論 II 食物学特別演習 I 食物学特別演習 II	2 2 2 2	
被 服 学	被服学特論 I 被服学特論 II 被服学特論 III 被服学特別演習 I 被服学特別演習 II	2 2 2 2 2	
住 居 学	住居学特論 住居学特別演習	2 2	
保 育 学	保育学特論 保育学特別演習	2 2	
家 政 一 般	家族関係学特論 家族関係学特別演習	2 2	
	家政教育課題研究 実践授業研究	4 2	

英語教育専修

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
英 語 科 教 育	英語教育学特論 I A	2	
	英語教育学特論 I B	2	
	英語教育学特別演習 I	2	
	英語教育学特論 II A	2	
	英語教育学特論 II B	2	
	英語教育学特別演習 II	2	
英 語 学	英語学特論 I A	2	
	英語学特論 I B	2	
	英語学特別演習 I	2	
	英語学特論 II	2	
	英語学特別演習 II	2	
英 米 文 学	英米文学特論 I A	2	
	英米文学特論 I B	2	
	英米文学特別演習 I	2	
	英米文学特論 II A	2	
	英米文学特論 II B	2	
	英米文学特別演習 II	2	
	英語教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

●佐賀大学大学院経済学研究科規程

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院経済学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、佐賀大学大学院規則(平成3年4月1日全部改正。以下「大学院規則」という。)及び佐賀大学学位規程(平成3年4月1日全部改正。以下「学位規程」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻及び講座)

第2条 研究科に次の専攻及び講座を置く。

専攻名	講座名
金融・経済政策専攻	計量経済学、経済原論、金融論、経済政策、財政学、国際経済論、経済史、産業資源論、社会政策、公法
企業経営専攻	管理科学、経済情報処理、統計学、経営学、経営管理論、経営組織論、マーケティング論、会計学、管理会計、財産取引法、企業法、産業経済法、社会法

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院経済学研究科履修細則(平成4年4月16日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院規則第17条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第5条の2 研究科が必要と認めたときは、大学院規則第17条の2の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第6条 学生は、大学院規則第18条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第7条 履修しようとする授業科目については、毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第8条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第9条 学位規程第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類と共に、

学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第10条 佐賀大学大学院経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たつて必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

(研究生及び科目等履修生)

第12条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第13条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既履修単位等の認定)

第15条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。
(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規程は、平成4年4月16日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定中講座に係る部分は、平成4年4月10日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月6日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年2月18日改正)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月16日改正)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

●佐賀大学大学院経済学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院経済学研究科規程（平成4年4月16日制定。以下「研究科規程」という。）第4条の規定に基づく佐賀大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 授業科目及び単位数は、各専攻ごとに別表I、別表II及び別表IIIに定めるとおりとする。

2 学生は、各専攻ごとに別表I又は別表IIに掲げる自専攻の授業科目から20単位以上（演習I 4単位、演習II 4単位を含む。）、自専攻又は他専攻の授業科目から8単位以上、別表IIIの共通科目の中から2単位以上、計30単位以上を履修しなければならない。

3 演習については、演習I、演習IIを2年間にわたり履修するものとする。

ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとし、自専攻の授業科目をもつて演習IIに代えることができる。

(単位認定)

第3条 研究科規程第5条及び第5条の2の規定により履修した授業科目の単位は、8単位を限度として前条第2項に定める8単位に含めることができる。

2 研究科が必要と認めたときは、学生が履修した学部の授業科目を4単位に限り、前条に定める授業科目の履修とみなし、当該専攻の履修に必要な単位に含めることができる。なお、この単位は前項に定める8単位に含めるものとする。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年10月8日から施行する。

別表 I (第2条関係)

金融・経済政策専攻

講 座 名	教育・研究分野	授 業 科 目	単位数
計量経済学	数量経済分析	数量経済モデル分析研究	2
		マクロ経済データ分析研究	2
		現代経済分析研究	2
		応用計量経済分析研究	2
		応用計量経済学研究	2
		社会選択理論研究	2
	金融・政策分析	金融経済論研究	2
		国際通貨システム研究	2
		経済動態分析研究	2
		国際金融・証券論研究	2
経済原論	金融・政策分析	国際金融論研究	2
		国際経済政策研究	2
		産業政策論研究	2
		農業経済論研究	2
		公財政論研究	2
国際経済論	比較経済	日本産業経済史研究	2
		近代日本資本主義史研究	2
		日本社会史研究	2
		西欧産業社会構造分析研究	2
		比較経済思想研究	2
		産業史研究	2
		発展途上国経済論研究	2
経済史	地域・福祉政策	比較労働経済研究	2
		地域開発研究	2
		地域農業政策研究	2
		地域福祉研究	2
		福祉政策研究	2
		行政基礎法研究	2
産業資源論	地域・福祉政策	地方自治法制研究	2
		地域政治研究	2
		地方公共政策研究	2
		演習 I	4
		演習 II	4
社会政策法			

別表II.(第2条関係)

企業経営専攻

講 座 名	教育・研究分野	授 業 科 目	単位数
管理科学	統計情報	情報処理研究 情報システム研究 地域データ解析研究 情報資源管理研究 応用通信システム研究 情報報道研究 時系列データ解析研究	2 2 2 2 2 2 2
経済情報処理	経営管理	経営財務論研究 経営史研究 現代労使関係研究 投資決定研究 経営組織行動論研究 組織運営組織論研究 経営企業論研究 マーケティング論	2 2 2 2 2 2 2 2
統計学	経営管理	財務会計論研究 簿記論研究 管理会計論研究 経営分析論研究	2 2 2 2
経営学	会計法	企会労働法研究 労福厚生法研究 産業関係法研究 経済法研究 環境法研究 民契約法研究	2 2 2 2 2 2
会計	企業関係法	企業法研究 会社法研究 労働法研究 労福厚生法研究 産業関係法研究 経済法研究 環境法研究 民契約法研究	2 2 2 2 2 2 2 2
会計	企業関係法	演習	I II
会計	企業関係法	演習	4 4

別表III (第2条関係)

共通科目

講 座 名	教育・研究分野	授 業 科 目	単位数
	共 通 科 目	情 報 基 础 実 用 外 国 語	2 2

●佐賀大学大学院工学系研究科規程

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院工学系研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、佐賀大学大学院規則（平成3年4月1日全部改正。以下「大学院規則」という。）及び佐賀大学学位規程（平成3年4月1日全部改正。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻及び講座)

第2条 研究科に置く専攻及び講座は、別表のとおりとする。

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

2 研究科の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）の学生の指導教員は、1人とする。

3 研究科の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の学生の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人以上とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院工学系研究科履修細則（平成6年2月18日制定）に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院規則第17条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第5条の2 研究科が必要と認めたときは、大学院規則第17条の2の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第6条 学生は、大学院規則第18条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第7条 履修しようとする授業科目については、毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第8条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第9条 学位規程第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類と共に、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 学位規程第7条第2項、第3項及び第4項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、

申請書類と共に、学位論文を指定した期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。
(学位論文審査員)

第10条 佐賀大学大学院工学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し、うち1人を主査とする。

- 2 研究科委員会は、博士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の審査員を選出し、うち1人を主査とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たつて必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者及び進学者の選考)

第11条 博士前期課程の入学者の選考は、各専攻ごとに、専門の科目等についての筆記又は口述試験、大学等の調査書及び面接等により行う。

- 2 博士後期課程の入学者の選考は、修士論文又はそれに代る研究業績、専門の科目等についての筆記又は口述試験、大学等の調査書及び面接等により行う。

第12条 博士後期課程への進学者の選考は、修士論文及びそれに関連する科目等についての口述試験並びに博士前期課程の指導教員の所見等により行う。

(研究生及び科目等履修生)

第13条 研究科の教育研究に支障がないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

- 2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者
 - (2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既履修単位等の認定)

第16条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、本学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 佐賀大学大学院工学系研究科規程は、平成3年度に入学する者から適用し、平成3年3月31日に佐賀大学大学院理工学研究科に在学する者で、同年4月1日以降も引き続き同研究科に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成4年4月16日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月17日から施行し、平成4年4月10日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月6日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年4月1日前から引き続き研究科に在学する者の履修については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例によることができる。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31において現に在学する者については、なお、従前の例による。

別表（第2条関係）

博士前期課程

専 攻 名	講 座 名
機能物質化学専攻	物性化学、機能材料化学、電子セラミックス材料工学
物理科学専攻	基礎物理学、応用物理学
機械システム工学専攻	環境流動システム学、熱エネルギーシステム学、先端材料システム学、設計生産システム学、知能機械システム学
電気電子工学専攻	電子システム工学、知能計測制御工学、電子情報工学、情報通信工学
知能情報システム学専攻	情報基礎学、計算システム学、高次情報処理学
数理科学専攻	数理学、応用数理学
都市工学専攻	建設構造学、建設地盤工学、環境システム工学、環境設計学、社会システム学
循環物質工学専攻	反応化学、機能分子システム工学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学、インテリジェント制御工学、生体システム工学

博士後期課程

専 攻 名	講 座 名
エネルギー物質科学専攻	エネルギー開発工学、物質科学、機能材料工学
システム生産科学専攻	生産開発工学、社会システム工学、情報システム学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学、インテリジェント制御工学、生体システム工学

●佐賀大学大学院工学系研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院工学系研究科規程（平成3年4月1日制定。以下「研究科規程」という。）第4条の規定に基づく佐賀大学大学院工学系研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 博士前期課程の授業科目及び単位数は、別表1—1～別表1—9及び別表3に掲げるとおりとする。

2 研究科が教育上特別の必要があると認める場合は、博士前期課程の機能物質化学、機械システム工学、電気電子工学、都市工学及び循環物質工学の専攻にそれぞれ国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

3 博士前期課程の学生は、各専攻（生体機能システム制御工学専攻を除く。）ごとに、別表1—1～別表1—8に掲げる授業科目から特別研究を含めて24単位以上、専攻外科目から4単位以上、研究科共通科目から2単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

ただし、特別コースの学生については、所属する専攻ごとの専門科目から特別研究を含めて18単位以上、専攻外科目から4単位以上、別表1—9から8単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

4 博士前期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は、別表3に掲げる授業科目から特別研究を含めて26単位以上、別表1—1～別表1—8の専攻外科目から4単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

第3条 博士後期課程の授業科目は、別表2及び別表3に掲げる授業科目並びに研究科特別講義、環境科学特別講義、総合セミナー、特定プロジェクトセミナー及び特別実習・演習とする。

2 前項に掲げる授業科目（特別実習・演習を除く。）の単位数は、別表2及び別表3にあつては、同表に定める各授業科目の単位数とし、研究科特別講義、総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーにあつては、各2単位とする。

3 研究科が教育上特別の必要があると認める場合は、博士後期課程のエネルギー物質科学及びシステム生産科学の専攻にそれぞれ国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

4 博士後期課程の学生は、各専攻（生体機能システム制御工学専攻を除く。）ごとに、別表2に掲げる授業科目から2単位以上、研究科特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計6単位以上を修得しなければならない。

ただし、特別コースの学生については、別表2に掲げる授業科目から2単位以上、環境科学特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計6単位以上を修得しなければならない。

5 博士後期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は、別表3に掲げる授業科目から8単位以上、研究科特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計12単位以上を修得しなければならない。

6 前2項に掲げるもののほか、博士後期課程の学生は、指導教員の定める特別実習・演習を履修するものとする。ただし、特定プロジェクトセミナーを履修する者は、特別実習・演習の履修を必要としない。

7 研究科特別講義、総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーは、年度ごとに定めるものとする。

第4条 前2条に定めるもののほか外国人留学生のための授業科目として、別表4に掲げる授業科目を開設する。

(単位認定)

第5条 研究科規程第5条の規定により修得した授業科目の単位は、博士前期課程にあつては10単位を、

博士後期課程にあつては 2 単位を限度として第 2 条及び第 3 条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。

- 2 研究科規程第 5 条の 2 の規定により認定された単位については、博士前期課程にあつては 10 単位を、博士後期課程にあつては 2 単位を限度として第 2 条及び第 3 条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。
- 3 研究科が必要と認めたときは、博士前期課程の学生が修得した学部の授業科目を 4 単位に限り、第 2 条に定める授業科目の修得とみなし、当該課程の修了に必要な単位に含めることができる。なお、この単位は、第 1 項に定める 10 単位の中に含めるものとする。

附 則

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 7 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 13 年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお、従前の例による。

別表1-1（第2条第1項関係）

機能物質化学専攻

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
研究科共通科目	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1-2 (第2条第1項関係)

物理科学専攻

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
専 門 科 目	数理物理学特論	2	特別研究セミナー及び特別研究を含めて24単位以上選択必修
	場の理論	2	
	素粒子物理学	2	
	高エネルギー物理学 I	2	
	高エネルギー物理学 II	2	専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	素粒子物理実験学	2	
	量子力学特論 I	2	
	量子力学特論 II	2	
	多体系物理学	2	
	物性物理学特論 I	2	
	物性物理学特論 II	2	
	凝縮系物理学特論	2	
	低温物理学特論	2	
	超伝導体物理学特論	2	
	地球物理学特論	2	
	量子光子	2	
	原子核物理学特論	2	
	*量子力学	2	
	*統計力学	2	
	特別研究セミナー	4	
	特別研究	8	
専 攻 外 科 目	ライフサイエンス概論	2	4単位選択必修
	物質物理学	2	6単位まで修了要件単位に含めてよい。
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学特論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研 究 科 共 通 科 目	数理と創造	2	2単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
研究科共通科目	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1—3（第2条第1項関係）

機械システム工学専攻

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
専 門 科 目	流体工学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	流体力学特論	2	
	流体機械特論	2	
	環境熱流動学特論	2	
	流動システム工学特論	2	
	熱力学特論 I	2	
	熱力学特論 II	2	
	伝熱工学特論 I	2	
	伝熱工学特論 II	2	
	エネルギー変換特論	2	
	数値伝熱工学	2	
	材料強度学特論	2	
	トライポロジー特論	2	
	材料加工学特論	2	
	固体力学特論	2	
	材料力学特論	2	
	粉末冶金工学特論	2	
	機械設計特論	2	
	表面工学特論	2	
	精密機器工学特論	2	
	生産加工学特論	2	
	工作機械特論	2	
	計測制御特論	2	
	機械力学特論	2	
	自動機械特論	2	
	応用力学特論	2	
	機械システム工学特論	2	
	特別研究	8	
専 攻 外 科 目	ライフサイエンス概論	2	4単位選択必修 6単位まで修了要件に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学概論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研 究 科 共 通 科 目	数理と創造	2	2単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1-4 (第2条第1項関係)

電気電子工学専攻

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
専 門 科 目	プラズマ計測工学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修
	プラズマエネルギー工学特論	2	
	電離気体発生工学特論	2	
	プロセスプラズマ工学特論	2	
	プラズマエレクトロニクス工学特論	2	
	環境電気工学特論	2	
	パルスパワー工学特論	2	
	新・省エネルギー工学特論	2	
	電力システム工学特論	2	
	フォトン工学特論	2	
	マイクロプラズマ工学特論	2	
	ルミネッセント工学特論	2	
	オプトエレクトロニクス応用特論	2	
	表面物性工学特論	2	
	センシング工学特論	2	
	応用計測工学特論	2	
	制御工学特論	2	
	システム工学特論	2	
	超高速信号処理デバイス特論	2	
	物質情報エレクトロニクス特論	2	
	光量子エレクトロニクス特論	2	
	超短波長光利用科学技術工学特論	2	
	ナノエレクトロニクス特論	2	
	信号伝送工学特論	2	
	ワイヤレス通信工学特論	2	
	電磁波信号伝送特論	2	
	波動情報処理特論	2	
	マイクロ波集積回路特論	2	
	情報電子回路特論	2	
	情報回路技術特論	2	
	システム LSI 回路設計特論	2	
	LSI 回路設計演習	2	
	脳型情報処理特論	2	
	オブジェクト指向パラダイム特論	2	
	グラフィカル・ユーザ・インターフェース特論	2	
	シミュレーション工学特論	2	
	情報通信ネットワーク特論	2	
	ハードウェア・インターフェース工学特論	2	
	視覚処理工学特論	2	
	光情報処理工学特論	2	
	ソフトコンピューティング特論	2	
	知能電子制御工学特論	2	
	電子情報工学修士実験	2	
	特別研究	8	

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
専 攻 外 科 目	気体エレクトロニクス工学特論 基礎オプトエレクトロニクス工学特論 マイクロシステム工学特論 ヒーリング工学特論 インターネット特論 情報処理特論 応用離散数理 応用幾何学 数理モデル解析 複雑系数理学 予測数学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4 単位選択必修 6 単位まで修了要件に含めてよい。
研 究 科 共 通 科 目	数理と創造 原子力エネルギーと安全 シンクロトロン光応用工学特論 科学技術と倫理 企業セミナー 技術倫理 数値計算工学特論 環境と人間社会 環境化学英語 経営情報ネットワーク論 ベンチャービジネス論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 単位選択必修

別表1-5 (第2条第1項関係)

知能情報システム学専攻

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
専 門 科 目	計算科学特論 非線形科学特論 情報離散数理特論 符号暗号特論 情報数理解析特論 数値解析特論 情報伝達特論 情報ネットワーク解析特論 情報システム特論 ソフトウェア科学特論 パターン情報理解特論 情報取得処理特論 人工知能システム学 知能情報学特論 知的教育システム特論 論理情報学特論 情報教育システム特論 情報学特別セミナー 特別研究	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 8	特別研究及び情報学特別セミナーを含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
専 攻 外 科 目	気体エレクトロニクス工学特論 基礎オプトエレクトロニクス工学特論 マイクロシステム工学特論 ヒーリング工学特論 インターネット特論 情報処理特論 応用離散数理 応用幾何学 数理モデル解析 複雑系数理学 予測数学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位選択必修 6単位まで修了要件単位に含めてよい。
研 究 科 共 通 科 目	数理と創造 原子力エネルギーと安全 シンクロトロン光応用工学特論 科学技術と倫理 企業セミナー 技術倫理 数値計算工学特論 環境と人間社会 環境化学英語 経営情報ネットワーク論 ベンチャービジネス論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2単位選択必修

別表1—6 (第2条第1項関係)

数理科学専攻

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
専 門 科 目	*代数学特論 I *代数学特論 II *代数学特論 III *代数学特論 IV *代数的整数論 I *代数的整数論 II *幾何学特論 I *幾何学特論 II *位相幾何学特論 I *位相幾何学特論 II *微分幾何学特論 I *微分幾何学特論 II *解析学特論 I *解析学特論 II *関数解析学特論 I *関数解析学特論 II *関数方程式特論 I *関数方程式特論 II *応用数学特論 I *応用数学特論 II *確率数学特論 I *確率数学特論 II *非線形数学特論 I *非線形数学特論 II 特別研究	2 8	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
専 攻 外 科 目	気体エレクトロニクス工学特論 基礎オプトエレクトロニクス工学特論 マイクロシステム工学特論 ヒーリング工学特論 インターネット特論 情報処理特論 反応離散数理 応用幾何学 数理モデル解析 複雑系数理学 予測数学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位選択必修 6単位まで修了要件単位に含めてよい。
研 究 科 共 通 科 目	数理と創造 原子力エネルギーと安全 シンクロトロン光応用工学特論 科学技術と倫理 企業セミナー 技術倫理 数値計算工学特論 環境と人間社会 環境化学英語 経営情報ネットワーク論 ベンチャービジネス論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2単位選択必修

別表1-7（第2条第1項関係）

都市工学専攻

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
研究科目共通科目	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
研究科目共通科目	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1-8（第2条第1項関係）

循環物質工學專攻

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
研究科共通科目	数理と創造	2	2単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1-9（第2条第1項関係）

Special Subjects on Environmental Science (環境科学特別授業科目)

Subjects (授業科目)	Credits (単位数)	Note (備考)
Physical Chemistry of Environment (環境の物理化学)	2	Chemistry, Applied Chemistry (化学系)
Advanced Analytical Chemistry Environment (環境分析化学特論)	2	
Advanced Inorganic Chemistry I (無機化学特論 I)	2	
Advanced Bioorganic Chemistry I (生物化学特論 I)	2	
Advanced Inorganic Materials Science (無機材料化学特論)	2	
Advanced Separation Technology (分離工学特論)	2	
Ceramic Science (無機高分子化学)	2	
Molecular Organized Assembly (分子組織学特論)	2	
Energy and the Environment (エネルギーと環境)	2	Mechanical Engineering (機械系)
Advanced Technology of Energy (エネルギー工学特論)	2	
Nuclear Energy and Environmental Effects (核エネルギーと環境への影響)	2	
Advanced Aeroacoustics (空力音響学特論)	2	
Advanced Fluid Machinery (流体機械特論)	2	
Advanced Strength of Materials (材料強度学特論)	2	
Advanced Environmental Thermofluid Mechanics (環境熱流動学特論)	2	
Advanced Rarefied Gas Dynamics (希薄流体工学特論)	2	
Advanced Systems Science (システム工学特論)	2	Electrical Engineering (電気系)
Advanced Discharge Application Engineering (放電応用工学特論)	2	
Advanced Sensing Engineering (センシング工学特論)	2	
Advanced Gaseous Electronics Engineering (気体電子工学特論)	2	
Advanced Signal Processing and Control (信号処理制御特論)	2	
Advanced Biological Engineering (生体工学特論)	2	
Advanced Laser Engineering (レーザー工学特論) (プラズマエレクトロニクス工学特論)	2	
Advanced Structural Engineering (構造工学特論)	2	Civil Engineering (建設系)
Advanced Planning Theory on Environment (環境計画学特論)	2	
Advanced Geomechanics (岩盤工学特論)	2	
Water Environmental Engineering (環境水資源工学特論)	2	
Advanced Hydraulics I (水理学特論 I)	2	
Advanced Geotechnical Engineering I (基礎地盤工学特論 I)	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering (地盤環境工学特論)	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering I (防災工学特論 I)	2	
Advanced Ecology of Resource Plants (資源植物生態学特論)	2	Agricultural Sciences (生物生産系)
Advanced Science on Tropical Plants Resources (熱帯農業資源学特論)	2	
Advanced Science on Life environment (生物環境学特論)	2	
Advanced Animal Breeding (動物育種学特論)	2	
Advanced Agricultural Environment Economics (農業環境経済学特論)	2	
Advanced Agricultural System Engineering (生産システム工学特論)	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering (浅海環境工学特論)	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering (生産地盤工学特論)	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding (生物工学特論)	2	Applied Biological Sciences (応用生物系)
Advanced Plant Genetic Resources (遺伝資源学特論)	2	
Advanced Plant Virology (植物ウィルス病学特論)	2	
Advanced Nutrition Biochemistry (栄養化学特論)	2	
Advanced Molecular Biology (分子生物学特論)	2	
Advanced Soil Ecology (土壤生態学特論)	2	
Advanced Biofunctional Chemistry (生物機能化学特論)	2	
Advanced Food Science and Nutrition (食料科学特論)	2	

別表2 (第3条関係)

エネルギー物質科学専攻

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	備 考
エネルギー開発工学	海洋熱エネルギー開発工学特論	2	
	エネルギー開発工学特論	2	
	数値移動現象学特論	2	
	海洋熱エネルギー利用工学特論	2	
	熱エネルギー移動工学特論	2	
	沸騰熱伝達学特論	2	
	熱エネルギー利用機器特論	2	
	高熱負荷熱移動工学特論	2	
	流体機器開発工学特論	2	
	圧縮性流体工学特論	2	
	流体エネルギー開発工学特論	2	
	流体関連振動工学特論	2	
	混相流工学特論	2	
	超電導エネルギー工学特論	2	
	エネルギー制御工学特論	2	
	プラズマ発生工学特論	2	
	プラズマ制御工学特論	2	
	プロセスプラズマ工学特論	2	
	プラズマエレクトロニクス工学特論	2	
	環境エネルギー工学特論	2	
	レーザ応用工学特論	2	
	パルスパワー工学特論	2	
	光応用工学特論	2	
	高エネルギー物理学特論	2	
	放射線計測学特論	2	
	情報ディスプレイ工学特論	2	
物 質 科 学	応用加速器科学特論	2	
	ハドロン物理学特論	2	
	素粒子論特論	2	
	場の理論特論	2	
	宇宙論特論	2	
	中高エネルギー原子核特論	2	
	量子多体論特論	2	
	複雑系の科学特論	2	
	量子干渉特論	2	
	量子光学特論	2	
	複合錯体構造学特論	2	
	錯体基礎化学特論	2	
	金属錯体化学特論	2	
	金属錯体解析学特論	2	
	金属錯体電子構造特論	2	
	高機能分析化学特論	2	
	分子認識化学特論	2	
	物質移動学特論	2	
	高機能物質化学特論	2	
	生体物質学特論	2	
	計算機物質化学特論	2	
	機能蛋白質化学特論	2	
	物質変換化学特論	2	
	分子機能発現学特論	2	
	粉体機能発現学特論	2	
	インテリジェント材料学特論	2	

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	備 考
機能材料工学	半導体材料学特論	2	
	磁性体物性特論	2	
	半導体物性特論	2	
	半導体表面科学特論	2	
	固体物性基礎特論	2	
	低温物性特論	2	
	超伝導体特論	2	
	低次元強相関系物理特論	2	
	高分子材料学特論	2	
	機能分子設計特論	2	
	有機薄膜構造学特論	2	
	有機光化学特論	2	
	両親媒性物質機能学特論	2	
	機能材料工学特論	2	
	両親媒性物質学特論	2	
	光感応両親媒性物質学特論	2	
	無機電子材料学特論	2	
	機能セラミックス特論	2	
	セラミックス材料学特論	2	
	セラミックプロセス特論	2	
	分離機能化学特論	2	
	生体反応工学特論	2	
	機能表面強度学特論	2	
	金属疲労学特論	2	
	材料複合工学特論	2	
	形態制御材料学特論	2	
	複合材料界面制御工学特論	2	

システム生産科学専攻

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	備 考
生産開発工学	機能材料強度学特論	2	
	潤滑材料基礎学特論	2	
	生産機器開発工学特論	2	
	精密機器開発工学特論	2	
	精密生産加工学特論	2	
	機器構造解析特論	2	
	機器要素設計学特論	2	
	生産システム設計学特論	2	
	精密機構設計学特論	2	
	知能システム制御特論	2	
	多次元計測システム特論	2	
	宇宙システム制御工学特論	2	
	機械システム力学特論	2	
	システム制御学特論	2	
	信号処理特論	2	
	生体情報学特論	2	
	情報処理学特論	2	
	高度計測学特論	2	
	適応システム特論	2	
社会システム工学	基礎地盤工学特論	2	
	地盤開発学特論	2	
	環境地盤学特論	2	
	地盤設計工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	構造解析学特論	2	
	計算工学特論	2	
	システム解析工学特論	2	
	構造設計学特論	2	

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	備 考
社会システム工学	コンクリート工学特論	2	
	都市景観学特論	2	
	建築・都市デザイン学特論	2	
	景観設計学特論	2	
	水環境計画論 I	2	
	水環境計画論 II	2	
	都市水系設計学特論	2	
	交通計画学特論	2	
	環境システム評価特論	2	
	水文学特論	2	
	環境水理学特論	2	
	水資源管理学特論	2	
	水環境システム特論	2	
	環境システム工学特論	2	
	水質制御工学特論	2	
	気圈環境解析学特論	2	
	地盤材料科学特論	2	
	地盤材料解析学特論	2	
情報システム学	離散数理学特論	2	
	情報代数学特論	2	
	多様体論基礎特論	2	
	部分多様体特論	2	
	リーマン幾何学特論	2	
	大域幾何学特論	2	
	数理基礎学特論	2	
	確率基礎学特論	2	
	数論的幾何学特論	2	
	確率解析学特論	2	
	数理解析学特論	2	
	応用解析学特論	2	
	数理情報理論特論	2	
	センシングシステム特論	2	
	多次元計測工学特論	2	
	電磁波工学特論	2	
	高周波回路特論	2	
	信号処理回路特論	2	
	通信システム工学特論	2	

別表3（第2条及び第3条関係）

生体機能システム制御工学専攻

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	備 考
インターフェイス工能機学	人間機械協調工学特論	2	*は、博士前期課程のみの授業科目とする。
	生体情報処理システム特論	2	
	システムアーキテクチャ特論	2	
	インターフェイス機能工学演習	1	
	ソフトコンピューティング特論	2	
	人間共存型ロボット特論	2	
	行動型ロボット特論	2	
	適応・学習システム特論	2	

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数	備 考
インター フェイス 機 能 工 学	*非ホロノミックモーション特論 *行動型ロボット工学演習 機能マテリアル工学特論 応用機能材料工学特論 ファイン素材工学特論	2 1 2 2 2	
インテリジェント 制 御 工 学	知能システム制御工学特論 複雑システム制御工学特論 制御情報システム工学特論 システム制御設計特論 知能システム制御工学演習 多次元センシング工学特論 生体模倣計測学特論 知能化センシングシステム特論 高次計測工学特論 知能計測工学演習	2 2 2 2 1 2 2 2 2 1	
生 体 シ ス テ ム 工 学	生体システム工学特論 生体機能工学特論 生体情報工学特論 生命情報工学特論 生体システム工学演習 生体情報工学演習	2 2 2 2 1 1	
共 通	熱移動工学特論 衝撃波工学特論 加工科学特論 熱流体システム工学特論 *混相流体工学特論 構造強度学特論 *神経情報学特論 インテリジェントデバイス工学特論 インテリジェント光加工工学特論 レーザ診断工学特論 生態環境リモートセンシング特論 生体機能情報学演習 *特別研究	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 8	

別表4 (第4条関係)

外国人留学生のための授業科目

授 業 科 目	単 位 数	備 考
実 用 日 本 語 I	2	
実 用 日 本 語 II	2	
日 本 文 化 I	2	
日 本 文 化 II	2	
現 代 日 本 事 情 I	2	
現 代 日 本 事 情 II	2	

●佐賀大学大学院農学研究科規程

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、佐賀大学大学院規則（平成3年4月1日全部改正。以下「大学院規則」という。）及び佐賀大学学位規程（平成3年4月1日全部改正。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻及び講座)

第2条 研究科に次の専攻及び講座を置く。

専攻名	講座名
生物生産学専攻	資源社会管理学、生産生物学、生産情報科学、生産環境工学
応用生物科学専攻	生物工学、生物調節学、動物資源学、生物機能化学、生物資源利用化学

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院農学研究科履修細則（平成3年12月17日全部改正）に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院規則第17条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第5条の2 研究科が必要と認めたときは、大学院規則第17条の2の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第6条 学生は、大学院規則第18条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第7条 履修しようとする授業科目については、毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第8条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第9条 学位規程第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類と共に、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第10条 佐賀大学大学院農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たつて必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者の選考）

第11条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

（研究生及び科目等履修生）

第12条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者

(2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第13条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既履修単位等の認定）

第15条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。
（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則（抄）

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 農学研究科農学専攻、園芸学専攻、農業土木学専攻及び農芸化学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

●佐賀大学大学院農学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院農学研究科規程（平成3年4月1日全部改正。以下「研究科規程」という。）第4条の規定に基づく佐賀大学大学院農学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 授業科目及び単位数は、各専攻ごとに別表I、別表II、別表III及び別表Vに定めるとおりとする。

2 研究科が教育上特別の必要があると認める場合は、各専攻に国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

3 学生は、特別研究8単位及び指導教員の指示による授業科目を合わせて計30単位以上履修しなければならない。ただし、特別コースの学生は、各専攻が特別コースの学生のために別に定める授業科目（以下「特別コース科目」という。）から特別研究8単位を含めて22単位以上、別表IVに定める環境科学特別授業科目から8単位以上、計30単位以上履修しなければならない。

(単位認定)

第3条 研究科規程第5条の規定により指導教員が必要と認めて履修した他専攻、他研究科又は他大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目の単位は、10単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

2 研究科規程第5条の2の規定により修得した授業科目の単位は、10単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

3 研究科が必要と認めて履修した本学の学部の授業科目（外国人留学生においては、農学部履修細則第4条に定める別表IIIの授業科目を含む。）については、4単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。ただし、この単位は、第1項に定める10単位の中に含めるものとする。

4 前3項の規定は、特別コースの学生には適用しない。

5 特別コースの学生については、当該学生が環境科学特別授業科目から履修した単位のうち、8単位を超える単位については、特別コース科目の必要履修単位に含めることができるものとする。

附 則

1 この細則は、平成6年5月10日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

2 平成5年度以前の入学生の履修については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成7年11月14日から施行し、平成7年10月3日から適用する。

附 則

1 この細則は、平成8年10月1日から施行する。

2 平成8年度以前の入学生の履修については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成8年度以前の入学生の履修については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成9年度以前の入学生の履修については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、平成10年10月1日から施行する。

附…則

- 1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学生の履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学生の履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学生の履修については、なお従前の例による。

別表 I (第2条関係)

生物生産学専攻

土 地 生 產 機 能 學 特 論	2
應 用 水 利 學 特 論	2
農 村 計 画 學 特 論	2
農 業 造 構 學 特 論	2
Applied Hydrodynamics (應 用 流 体 力 学)	2
Advanced Soil Physics and Hydrology (土 壤 物 理 学 特 論)	2
生 產 環 境 工 学 特 別 演 習 研 究	8
特 別 研 究	

別表II (第2条関係)

應用生物科學專攻

別表III (第2条関係)

各專攻共通（單位互換）

授業科目	単位数	備考
特別講義(植物生産学)	2	
特別講義(生物環境保護学)	2	
特例講義(熱帯資源生物学)	2	
特別講義(動物生産学)	2	
特別講義(応用生物化学)	2	
特別講義(資源利用化学)	2	
特別講義(生物機能開発学)	2	
特別講義(農林資源経営学)	2	
特別講義(生物生産工学)	2	

別表IV (第2条関係)

Special Subjects on Environmental Science (環境科学特別授業科目)

Subjects (授業科目)	Credits (単位数)	Note (備考)
Physical Chemistry of Environment (環境の物理化学)	2	Chemistry,
Advanced Analytical Chemistry of Environment (環境分析化学特論)	2	Applied Chemistry
Advanced Inorganic Chemistry (無機化学特論)	2	
Advanced Bioorganic Chemistry (生物化学特論)	2	
Advanced Inorganic Materials Science (無機材料化学特論)	2	(化学系)
Advanced Separation Technology (分離工学特論)	2	
Ceramic Science (無機高分子化学)	2	
Molecular Organized Assembly (分子組織学特論)	2	
Energy and the Environment (エネルギーと環境)	2	Mechanical Engineering
Advanced Technology of Energy (エネルギー工学特論)	2	

Nuclear Energy and Environmental Effects (核エネルギーと環境への影響)	2	
Advanced Aeroacoustics (空力音響学特論)	2	(機械系)
Advanced Fluid Machinery (流体機械特論)	2	
Advanced Strength of Materials (材料強度学特論)	2	
Advanced Environmental Thermofluid Mechanics (環境熱流動学特論)	2	
Advanced Rarefied Gas Dynamics (希薄流体工学特論)	2	
Advanced Systems Science (システム工学特論)	2	(電気系)
Advanced Discharge Application Engineering (放電応用工学特論)	2	
Advanced Sensing Engineering (センシング工学特論)	2	
Advanced Gaseous Electronics Engineering (気体電子工学特論)	2	
Advanced Signal Processing and Control (信号処理制御特論)	2	
Advanced Biological Engineering (生体工学特論)	2	
Advanced Laser Engineering (レーザー工学特論)	2	
Advanced Plasma Electronics Engineering (プラズマエレクトロニクス工学特論)	2	
Advanced Structural Engineering (構造工学特論)	2	Civil Engineering
Advanced Planning Theory on Environment (環境計画学特論)	2	
Advanced Geomechanics (岩盤工学特論)	2	
Water Environmental Engineering (環境水資源工学特論)	2	(建設系)
Advanced Hydraulics I (水理学特論 I)	2	
Advanced Geotechnical Engineering I (基礎地盤工学特論 I)	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering I (地盤環境工学特論 I)	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering I (防災工学特論 I)	2	
Advanced Ecology of Resource Plants (資源植物生態学特論)	2	Agricultural Sciences
Advanced Science on Tropical Plants Resources (熱帯農業資源学特論)	2	
Advanced Science on Life Environment (生物環境学特論)	2	
Advanced Animal Breeding (動物育種学特論)	2	(生物生産系)
Advanced Agricultural Environment Economics (農業環境経済学特論)	2	
Advanced Agricultural System Engineering (生産システム工学特論)	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering (浅海環境工学特論)	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering (生産地盤工学特論)	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding (生物工学特論)	2	Applied Biological Sciences
Advanced Plant Genetic Resources (遺伝資源学特論)	2	
Advanced Plant Virology (植物ウイルス病学特論)	2	
Advanced Nutrition Biochemistry (栄養化学特論)	2	
Advanced Molecular Biology (分子生物学特論)	2	(応用生物系)
Advanced Soil Ecology (土壤生態学特論)	2	
Advanced Biofunctional Chemistry (生物機能化学特論)	2	
Advanced Food Science and Nutrition (食料科学特論)	2	

別表V (第2条関係)

外国人留学生特別科目

授業科目	単位数	備考
応用生物科学特論	2	
応用生物科学特別演習	2	

◎佐賀大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第50条第2項及び佐賀大学大学院規則（平成3年4月1日全部改正。以下「大学院規則」という。）第40条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学則第18条各号の一に該当する者
- (2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会又は全学教育協議会が認めた者
- 2 大学院の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 大学院規則第24条又は、第25条の各号の一に該当する者
 - (2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

(出願の手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、原則として、前学期においては2月末、後学期においては8月末までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終学校の卒業・修了証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 現に職にある者は、その所属長の承諾書（第11条に定める者については、任命権者の依頼書）

(選考)

第5条 入学を志願した者については、教授会又は全学教育協議会の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学の手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書（写）その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に、入学を許可する。

(履修期間等)

第8条 科目等履修生の履修期間は、6月又は1年とする。

2 前学期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が継続して後学期において履修することを志願するときは、前項の規定にかかわらず、教授会又は全学教育協議会の議を経て、履修期間の延長を許可することがある。

3 前項の履修期間の延長については、第4条から第7条までの規定を準用する。ただし、入学料は、納付を要しない。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して、所定の単位を与える。

(授業料)

第10条 科目等履修生は、入学許可の日から20日以内に、履修する授業科目の単位数に応じて、所定の授

業料を納付しなければならない。

(現職教育職員の検定料等)

第11条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、第4条、第6条及び第10条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。ただし、単位の認定を受ける場合は、授業料を徴収する。

(既納の授業料等)

第12条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(科目等履修生証)

第13条 科目等履修生として入学を許可された者には、科目等履修生証を交付する。

(証明書の交付)

第14条 科目等履修生の修得単位、履修期間等については、本人の申請により、所定の証明書を交付する。(規定の準用)

第15条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則、大学院規則その他学生に関する規定を準用する。

(大学院の科目等履修生に対する読み替)

第16条 大学院の科目等履修生については、第5条、第8条第2項及び第9条中「教授会」とあるのは、「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項については、各学部長又は各研究科長が別に定める。

附 則 (抄)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

科目等履修生の検定料、入学料及び授業料

検定料	入学料	授業料(1単位)
9,800円	27,700円	13,800円

◎佐賀大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。)第52条第2項及び佐賀大学大学院規則(平成3年4月1日全部改正。以下「大学院規則」という。)第39条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 学部の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学則第18条各号の一に該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認めた者

2 大学院の研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学院規則第24条又は第25条の各号の一に該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると研究科委員会が認めた者
(出願の手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終学校の卒業・修了証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 現に職にある者は、その所属長の承諾書（第12条に定める者については、任命権者の依頼書）
(選考)

第5条 入学を志願した者については、教授会の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学の手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書（写）その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
(入学の許可)

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に、入学を許可する。

(研究期間等)

第8条 研究生の研究期間は、3月以上1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

3 前項の研究期間の延長については、第4条から第7条までの規定を準用する。ただし、検定料及び入学料は、納付を要しない。

(研究指導)

第9条 研究生は、研究題目を定め、指導教官の指導のもとに研究に従事するものとする。

(講義等への出席等)

第10条 研究生は、指導教官及び当該授業科目担当教官の承認を得て、研究題目に関連のある議義、実験又は実習等に出席することができる。

2 研究生には、単位を与えない。

(授業料)

第11条 研究生は、それぞれの研究予定期間に応じ、3月分又は6月分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の20日までに納付しなければならない。ただし、研究予定期間が3月末満又は6月末満であるときは、その期間分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の20日までに納付しなければならない。
(現職教育職員の検定料等)

第12条 産業教育振興法（昭和26年法律第228号）等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、第4条、第6条及び第11条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(既納の授業料等)

第13条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(研究生証)

第14条 研究生として入学を許可された者には、研究生証を交付する。

(研究報告書)

第15条 研究生は、研究期間の終了時に研究報告書を指導教官を経て、学部長に提出するものとする。
(証明書の交付)

第16条 研究報告書を提出した者には、本人の申請により、所定の研究修了証明書を交付する。

(規定の準用)

第17条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則、大学院規則その他学生に関する規定を準用する。

(大学院の研究生に対する読み替)

第18条 大学院の研究生については、第5条及び第8条第2項中「教授会」とあるのは、「研究科委員会」と、第15条中「学部長」とあるのは、「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則 (抄)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

研究生の検定料、入学料及び授業料

検 定 料	入 学 料	授業料1月分
9,800円	83,100円	27,600円

◎佐賀大学学生交流に関する規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 学部学生の交流

　第1節 大学間の協議（第2条）

　第2節 学生の派遣及び留学（第3条～第10条）

　第3節 特別聴講学生（第11条～第17条）

第3章 大学院学生の交流

　第1節 大学院等との協議（第18条）

　第2節 学生の派遣及び留学（第19条～第26条）

　第3節 特別聴講学生（第27条～第33条）

　第4節 特別研究学生（第34条～第40条）

第4章 雜則（第41条）

附則

　第1章 総　　則

（趣旨）

第1条 この規程は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第38条第4項及び第51条第2項の規定に基づく学生の交流について必要な事項並びに佐賀大学大学院規則（平成3年4月1日全部改正。以下「大学院規則」という。）第36条、第41条及び第42条に定める学生の交流を実施するため必要な事項を定めるものとする。

第2章 学部学生の交流

　第1節 大学間の協議

（大学間の協議）

第2条 佐賀大学（以下「本学」という。）と他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）との学生の交流は、当該他の大学等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学と事前の協議を行うことが困難な場合は、この限りでない。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、教授会の議を経て、学長が、又は学長の承認を得て、学生が所属する学部（以下「所属学部」という。）の長が行うものとする。

（1）授業科目の範囲

（2）履修期間

（3）対象となる学生数

（4）単位の認定方法

（5）授業料等の費用の取扱方法

（6）その他必要な事項

　第2節 学生の派遣及び留学

（出願手続）

第3条 他の大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、所属学部の長に、願い出なければならない。

2 所属学部の長は、前項の願い出に基づき、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

（派遣及び留学の許可）

第4条 学長は、前条第2項の申請により他の大学等の長に依頼し、その承認を得て派遣又は留学を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣又は留学を許可された学生（以下「派遣等学生」という。）の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の履修期間の変更については、学長は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、許可することができる。

(修業年限及び在学期間の取扱い)

第6条 派遣等学生の履修期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣等学生は、他の大学等における所定の授業科目の履修が終了したときは、直ちに、所属学部の長を経て、学長に所定の履修報告書及び他の大学等の長が交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣等学生が他の大学等において修得した単位は、教授会の議に基づき、本学における課程修了又は卒業の要件となる単位の一部として認定することができる。

(授業料等)

第9条 派遣等学生は、学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣等学生の他の大学等における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

(派遣許可等の取消し)

第10条 学長は、派遣等学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣等学生が、他の大学等の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他、派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3節 特別聴講学生

(出願手続)

第11条 他の大学等の学生であつて、本学の特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別聴講学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 健康診断書

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生の受入れの許可は、他の大学等の長からの依頼に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

(履修期間)

第13条 特別聴講学生の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の受入れ期間の変更については、学長は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、許可

することができる。

(学業成績証明書)

第14条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、所属学部の長を経て、学長が学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生証)

第15条 特別聴講学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第16条 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別聴講学生が国立大学(短期大学を含む。)の学生であるときは、本学における授業料は徴収しない。
- (3) 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学(短期大学を含む。)又は外国の大学(短期大学を含む。)の学生であるときは、国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号。以下「費用省令」という。)に係る通達に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (4) 特別聴講学生が、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項(平成8年11月1日高等教育局長裁定。以下「相互不徴収実施要項」という。)により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間相互単位互換協定に基づき本学の授業科目を履修する公立又は私立の大学(短期大学を含む。)の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (5) 特別聴講学生が、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成3年4月11日学術国際局長裁定。以下「不徴収実施要項」という。)により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間交流協定(学部間協定及びこれに準ずる協定を含む。)に基づき本学に入学する外国人留学生であるときは、第3号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (6) 既納の授業料は、返還しない。

(受入れ許可の取消し)

第17条 学長は、特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 大学院学生の交流

第1節 大学院等との協議

(大学院等との協議)

第18条 本学の大学院と他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等(以下「他の大学院等」という。)との学生の交流は、当該他の大学院等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学院若しくは研究所等と事前の協議を行うことが困難な場合は、この限りでない。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、研究科委員会の議を経て、学長が、又は学長の承認を得て、学生が所属する研究科(以下「所属研究科」という。)の長が行うものとする。

- (1) 授業科目又は研究指導の範囲

- (2) 履修期間又は研究指導を受ける期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位又は研究指導の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

第2節 学生の派遣及び留学

(出願手続)

第19条 他の大学院等の授業科目の履修又は研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、所属研究科の長に、願い出なければならない。

2 所属研究科の長は、前項の願い出に基づき、研究科委員会の議を経て、学長に申請するものとする。
(派遣及び留学の許可)

第20条 学長は、前条第2項の申請により他の大学院等の長に依頼し、その承認を得て派遣又は留学を許可する。

(履修期間)

第21条 派遣等学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本学の大学院の修士課程又は博士前期課程の学生が他の大学院等で研究指導を受ける期間は、1年以内とする。
3 第1項の履修期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

(標準修業年限及び在学年限の取扱い)

第22条 派遣等学生の履修期間は、本学の修業年限及び在学年限に算入する。

(研究報告書等の提出)

第23条 派遣等学生は、他の大学院等における所定の授業科目の履修又は研究指導が終了したときは、直ちに、所属研究科の長を経て、学長に所定の履修報告書又は研究報告書及び他の大学院等の長が交付する学業成績証明書又は研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(研究指導等の認定)

第24条 派遣等学生が他の大学院等において修得した単位又は受けた研究指導の成果は、研究科委員会の議に基づき、本学の大学院における課程修了の要件となる単位又は研究指導の一部として認定することができる。

(授業料等)

第25条 派遣等学生は、大学院規則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣等学生の他の大学院等における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

(派遣許可等の取消し)

第26条 学長は、派遣等学生が次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣等学生が、受入れ大学院の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3節 特別聴講学生

(出願手続)

第27条 他の大学院等の学生であつて、本学の大学院における特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学院の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(受入れの許可)

第28条 特別聴講学生の受入れの許可は、他の大学院等の長からの依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(履修期間)

第29条 特別聴講学生の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の受入れ期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

(学業成績証明書)

第30条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、所属研究科の長を経て、学長が学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生証)

第31条 特別聴講学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第32条 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別聴講学生が国立大学の大学院の学生であるときは、本学における授業料は徴収しない。
- (3) 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、費用省令に係る通達に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (4) 特別聴講学生が、相互不徴収実施要項により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間相互単位互換協定に基づき本学の授業科目を履修する公立又は私立の大学の大学院の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (5) 特別聴講学生が、不徴収実施要項により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間交流協定(研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。)に基づき本学の大学院に入学する外国人留学生であるときは、第3号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (6) 既納の授業料は、返還しない。

(受入れ許可の取消し)

第33条 学長は、特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4節 特別研究学生

(出願手続)

第34条 他の大学院等の学生であつて、本学の大学院における特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学院の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別研究学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(受入れの許可)

第35条 特別研究学生の受入れの許可は、他の大学院等の長からの依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(履修期間)

第36条 特別研究学生の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り研究期間を変更することができる。

2 前項の受入れ期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

(研究指導状況報告書)

第37条 特別研究学生が所定の研究指導の研究を終了したときは、所属研究科の長を経て、学長が研究指導状況報告書を交付する。

(特別研究学生証)

第38条 特別研究学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第39条 特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるときは、本学における授業料は徴収しない。
- (3) 特別研究学生が公立若しくは私立の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、費用省令に係る通達に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (4) 特別研究学生が、不徴収実施要項により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間交流協定(研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。)に基づき本学の大学院に入学する外国人留学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (5) 既納の授業料は、返還しない。

(受入れ許可の取消し)

第40条 学長は、特別研究学生が次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 研究の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別研究学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4章 雜 則

(細則)

第41条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学部又は研究科の長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月16日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月15日改正)

この規則は、昭和58年4月15日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年4月20日改正）

- 1 この規則は、昭和59年4月20日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 昭和59年度に入学する特別聴講学生に係る授業料の額は、改定後の規定にかかわらず、昭和59年度前期分に限り、なお従前の例による。
- 3 昭和59年度に入学する特別聴講学生のうち、前期及び後期を通じて聴講を必要とする科目を受講しようとする者に係る1単位に相当する授業についての授業料の額は、前期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額と後期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額とを合わせた額とする。

附 則（昭和62年10月16日改正）

この規則は、昭和62年10月16日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成3年9月13日改正）

この規則は、平成3年9月13日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成7年2月17日改正）

- 1 この規程は、平成7年2月17日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、この規程中、短期大学に係る部分は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成8年2月16日改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月5日改正）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

◎佐賀大学外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第53条第2項及び佐賀大学大学院規則（平成3年4月1日全部改正。以下「大学院規則」という。）第44条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるとする。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部の学生
- (2) 大学院研究科の学生
- (3) 科目等履修生
- (4) 研究生
- (5) 特別聴講学生
- (6) 特別研究学生

(入学の時期)

第3条 外国人留学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第4条 外国人留学生の入学資格は、次表のとおりとする。

区分	入学者資格
学部の学生	学則第18条又は第23条第1項各号の一に該当する者
大学院研究科の学生	修士課程及び博士前期課程は、大学院規則第24条又は第32条第1項各号の一に該当する者 博士後期課程は、大学院規則第25条又は第32条第1項各号の一に該当する者
科目等履修生	学部の科目等履修生は、学則第18条各号の一に該当する者又は履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会が認めた者 大学院研究科の科目等履修生は、大学を卒業した者又は各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
研究生	学部の研究生は、学則第18条各号の一に該当する者又は研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認めた者 大学院研究科の研究生は、大学を卒業した者又は各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
特別聴講学生	外国の大学又は大学院との協議に基づき、特定の授業科目の履修が認められた者
特別研究学生	外国の大学院との協議に基づき、研究指導を受けることが認められた者

(出願の手続)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料（特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）を添えて、学長に願い出なければならない。

(合格者の決定)

第6条 入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学の手続)

第7条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類その他

所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料（特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）を納付しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 外国人登録証明書（写）
(入学の許可)

第8条 学長は、前条の手続を完了した者に、入学を許可する。

(検定料等)

第9条 国費外国人留学生については、第5条及び第7条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、納付を要しない。

2 私費外国人留学生（外国政府派遣留学生を含む。）は、所定の期日までに、所定の授業料（大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づき授業料を不徴収とする大学間交流協定を締結している場合を除く。）を納付しなければならない。

(既納の検定料等)

第10条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(規定の準用)

第11条 外国人留学生に関しては、この規程に定めるもののほか、学則及び佐賀大学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年6月24日から施行する。
- 2 外国人学生規程（昭和41年6月3日制定）は、廃止する。

附 則（平成8年2月16日改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、平成11年度入学手続者から適用する。

◎その他の諸規程

●佐賀大学学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則（平成5年12月17日全部改正）第44条第3項の規定に基づき、佐賀大学学生の懲戒に関する事項を定めるものとする。

(調査委員会の設置)

第2条 学部長は、懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下、単に「事案」という。）を知ったときは、直ちに、副学長のうち学長が指名した者に報告するとともに、教授会の議を経て、学部選出の佐賀大学学生委員会委員2人以上を含む若干人で組織する調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会は、当該事案について、調査及び事実の確認を行い、懲戒の必要性の有無等を検討するものとする。

(事情の聴取等)

第3条 調査委員会は、調査に当たり、当該学生に対し、事情の聴取を行うものとする。

2 調査委員会は、事情の聴取に際し、当該学生が、弁明し、自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 調査委員会は、事情の聴取に際し、当該学生が本学の教職員又は学生を指名し、その補佐を受けることを希望する場合は、当該教職員又は学生が、当該学生のために弁明し、必要な証拠を提出し、意見を述べることを認めるものとする。

(学生委員会との協議)

第4条 調査委員会は、当該事案について、懲戒の要否及び種類・程度を佐賀大学学生委員会と協議するものとする。

(調査等の結果の報告)

第5条 調査委員会は、調査等の結果を学部長に報告するものとする。

(教授会審議)

第6条 学部長は、調査委員会の報告に基づき、教授会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第7条 学長は、学部長の報告に基づき、評議会の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分書の交付等)

第8条 学部長は、学長の命により、当該学生に対し懲戒処分書を交付し、懲戒の内容を公示するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成7年6月23日から施行する。

2 学生の懲戒手続に関する内規（昭和53年10月30日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

●成績判定等に関する規程

(趣旨)

第1条 成績判定及び試験等に関する事項は、佐賀大学学則(平成5年12月17日全部改正)、各学部規程及び佐賀大学全学教育科目履修規程(平成5年12月17日制定)に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(成績の判定)

第2条 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

2 成績は、優・良・可・不可の評語をもつて表わし、100点満点中80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第3条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 定期試験の時間割は、少なくとも1週間前に公示する。

(成績の取消し)

第4条 一度判定された成績は、取消すことができない。

(合格科目的再受験)

第5条 一度合格と判定された授業科目については、再受験させることができない。

(定期試験における不正行為)

第6条 学生が定期試験において不正行為をしたときは、当該学生がその定期試験期間中に受験したすべての試験科目的成績を無効とする。

(実験等における不正行為)

第7条 学生が実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等において不正行為をしたときは、当該実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等に係る科目的成績を無効とする。

附 則

この規程は、平成8年1月19日から施行する。

●定期試験受験心得

1 試験室について

試験室の出入口は、1か所に限定し他の出入口は閉鎖する。

2 試験室の出入りについて

試験室には前の時間の監督教官が退出した後に入室すること。

3 答案紙について

(1) 学籍番号、入学年度、学部名、学科・課程名及び氏名を必ず記入すること。

(2) 答案紙は退出に際し、本人が持参のうえ監督教官に提出し室外に持ち出すことを厳禁する。

4 遅参並びに退出について

(1) 遅参 試験開始時刻より10分間は監督教官において入室受験を許可することがある。

(2) 退出 試験開始時刻より20分間を経過しなければ退出は許可されない。

5 学生証

学生証は受験中必ず机上におくこと。

6 試験中の物品の貸借は、原則として許可しない。

●佐賀大学集会掲示等に関する内規

1 学生団体

本学学生が団体を結成しようとするときは、所定の用紙で結成願を学生生活課に提出して許可を得なければならない。

2 集 会

本学学生が学内又は学外に於て集会をしようとするときは、少くともその前日までに所定の用紙で学生生活課に届け出なければならない。その際、本部の施設を使用しようとするときは、それを管理する課又は係に願い出なければならない。

3 出版物・寄付

(1) 本学学生が学内に於て雑誌、新聞、小冊子、ビラ等の印刷物を発行しようとするときは、学生生活課に届け出てその内容を示さなければならない。

なお、印刷物ができたときは直ちに2部提出しなければならない。

(2) 学外の者が学内で印刷物・ビラ等を配布しようとするときは、学生生活課の許可を得なければならない。

(3) 本学学生が寄付を募ろうとするときは、所定の用紙で学生生活課に届け出なければならない。

4 掲 示

(1) 掲示場使用に当たつては、学生生活課に掲示物を届け出て認印を受けなければならない。

(2) 掲示物に関する責任は、掲示したものが負わなければならない。掲示物には必ずその責任者氏名及び掲示期間を明示しなければならない。

(3) 掲示場以外の場所に掲示することはできない。ただし、特別に許可された場合はこの限りでない。

(4) 掲示は、虚偽の記述若しくは名誉の毀損にわたつてはならない。

5 学生の団体及びその団体の行動が本学の機能を害し又は学内の秩序を乱す恐れがあると認めたときは、これを禁止することがある。集会についても同じである。

附 則 (抄)

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

●佐賀大学授業料の督促及び補導要領

[目 的]

1 歳入徴収及び学生指導の見地からこの要領を定め、授業料の円滑なる納入を図ることを目的とする。

[督促要領]

2 所定の納付期限内に納付しない学生に対しては、下記により督促を行うものとする。

区分	期 日		事 項
	前期	後期	
納付期限	自 4月1日 至 4月30日	自 10月1日 至 10月31日	掲示をもつて納入の告知をする。
督促 第1回	6月1日	12月1日	第1号様式（本人・保証人あて）
督促 第2回	7月10日	1月10日	第2号様式（保証人あて）
除籍	7月31日	1月31日	該当者は教授会又は研究科委員会の議を経て、学長に申達する。
延納期限	9月10日	2月20日	延納を許可された者で、許可期限までに納入しなかつた場合は、その日付で除籍する。

〔学生の補導〕

3 学務部は指導計画を立て、経理部経理課と緊密な連絡のもとに、事前指導及び未納者の補導を行うものとする。

督促期間及び学務部において必要と認める期間中、経理部経理課は納入者の氏名を学務部に通知するものとする。

附 則 (抄)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

※ 参考

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定める授業料の額は、次のとおりである。

(1) 検定料、入学料及び授業料

区分	検定料	入学料	授業料
学部	17,000円	277,000円	年額496,800円
大学院の研究科	30,000円	277,000円	年額496,800円

(注) ◎ 平成11年度以前に入学した者の授業料は、この表に掲げる額にかかわらず、次のとおりである。

平成3、4年度の入学者	375,600円
平成5、6年度の入学者	411,600円
平成7、8年度の入学者	447,600円
平成9、10年度の入学者	469,200円
平成11年度以降の入学者	496,800円

台風等の接近に伴う授業等の取扱いに関する申合せ

〔平成12年2月18日〕
部局長会議

第1 この申合せは、台風等の接近に伴う事故の発生を防止するため、授業等の取扱いに関し必要な事項を定める。

- (1) 午前6時から授業開始時間までの間において、佐賀県南部地域に暴風警報等が発令されている場合又は発令された場合、その日の授業は休講とし、又は試験は中止とする。
- (2) 授業開始後、佐賀県南部地域に暴風警報等が発令された場合、学長、各学部長及び全学教育センター長が協議の上、危険と判断された時間以降の授業は休講とし、又は試験は中止とする。
- (3) 前2号以外の危険と判断される事態が生じた場合は、学長、各学部長及び全学教育センター長が協議のうえ、授業は休講とし、又は試験は中止とする。

第2 前項第2号及び第3号に係る学内の学生・教職員への周知は、電話等により行う。

第3 第1項各号により休講となった当該授業の補講、又は中止となった当該試験の追試験については、各学部長・全学教育センター長の判断により行うことができる。

第1項第1号についての、事前に休講又は試験を中止する場合の具体例

佐賀県南部地域に、台風による暴風警報又は大雨洪水警報が発令されている場合又は発令された場合（各自、マスメディア等により確認すること。）

●佐賀大学本庄地区構内交通規程

(目的)

第1条 この規程は、佐賀大学本庄地区構内（南部バイパス南地区を除く。以下「構内」という。）における自動車、自動二輪車、原動機付自転車（以下「車両」という。）の交通規制を実施し、もつて構内の交通安全、交通秩序の維持及び教育研究環境の保全を図ることを目的とする。

(交通対策専門部会)

第2条 前条の目的達成の方策を審議するため、佐賀大学施設委員会に交通対策専門部会（以下「交通部会」という。）を置く。

2 交通部会について必要な事項は、別に定める。

(車両運転の心得)

第3条 職員及び学生で車両を運転して構内に入構する者は、この規程の目的に従い、歩行者の安全を守り、構内の交通規制を遵守しなければならない。

2 学外者等で車両を運転して構内に入構する者には、前項の規定を準用する。

(最高速度)

第4条 構内における最高速度は、毎時20キロメートルとする。

(駐車義務)

第5条 車両を運転して入構した者は、直ちに所定の駐車場（二輪車置場及び自転車置場を含む。以下同じ。）に駐車しなければならない。

2 前項の規定により駐車した車両（自転車を除く。）は、退出するまで移動させてはならない。

3 駐車場の位置、使用区分及び駐車場への通行経路は、車両の種類及び使用する者の所属等に従つて、別に定める。

(自動車登録票の交付等)

第6条 自動車で通勤又は通学しようとする者は、別に定める自動車登録申込書に必要事項を記入した上、所属部局（保健管理センター及び学内共同教育研究施設（留学生センターを除く。）所属の職員にあつては事務局総務部、放射性同位元素実験室所属の職員にあつては農学部、留学生センター及び福利厚生施設所属の職員並びに学生にあつては事務局学務部とする。）の担当係に提出して、別に定める佐賀大学自動車登録票（以下「登録票」という。）の交付を受けるものとする。

2 登録票は、自動車登録申込書を受理した部局の長が交付する。交付の基準は次のとおりとする。なお、学生にあつては、当該年度の佐賀大学交通安全講習会の受講者に限るものとする。

対象者	交付基準
職員・大学院生	1 通勤又は通学距離が片道4キロメートル以上の者 2 身体障害・疾病等により必要な者 3 その他特別の理由により必要な者
学部学生	1 公共交通機関を利用し片道通学時間が2時間以上の者 2 身体障害・疾病等により必要な者 3 その他特別の理由により必要な者

3 登録票は、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

(構内臨時駐車証等)

第7条 深夜又は早朝にわたる勤務の職員及び卒業研究等により通常の勉学時間を著しく超える学生並びに本学に用務をもつて常時入構する業者は、別に定める自動車臨時駐車証申込書に必要事項を記入し

た上、関係部局の担当係に申し出て、別に定める佐賀大学構内臨時駐車証の交付を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

- 2 自動車で臨時に構内に入構しようとする者（当日限りの入構者）は、別に定める入構届書に許可を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

（各部局の交通指導委員会）

第8条 構内における交通規制の円滑な実施を図るため、各部局（各学部（農学部にあつては放射線同位元素実験室を含む。）、附属図書館及び事務局（保健管理センター及び学内共同教育研究施設を含む。）をいう。以下同じ。）に、それぞれ交通指導委員会を置く。

- 2 各部局の交通指導委員会は、委員若干人で組織し、委員は、各部局の長が所属職員のうちから委嘱する。
3 各部局の交通指導委員会に委員長を置き、各部局の長をもつて充てる。
4 各部局の交通指導委員会は、別に定める区域における交通規制その他の交通安全対策の実施を図るとともに、違反者に対する交通安全等の指導に当たるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 各部局の交通指導委員会は、この規程に違反した者に対しては、必要な指導を行うものとする。

- 2 各部局の交通指導委員会は、前項の指導にもかかわらず、再三にわたり違反を繰り返す者に対しては、車両による入構の禁止その他の必要な措置をとるものとする。

（適用の特例）

第10条 次の各号に掲げる車両には、この規程中それぞれ当該各号に掲げる規定又は事項は、適用しない。

- (1) 本学の所有する車両 第5条
(2) 緊急用自動車 第4条、第5条及び第7条
(3) 郵便業務用車両及び旅客の用に供する営業車 第5条及び第7条
(4) 工事の施工又は物品の運搬をする車両 第5条
(5) その他特別の事情により各部局の長が許可した車両 許可した事項

（雑則）

第11条 この規程の実施に関して必要な細目は、別に定める。

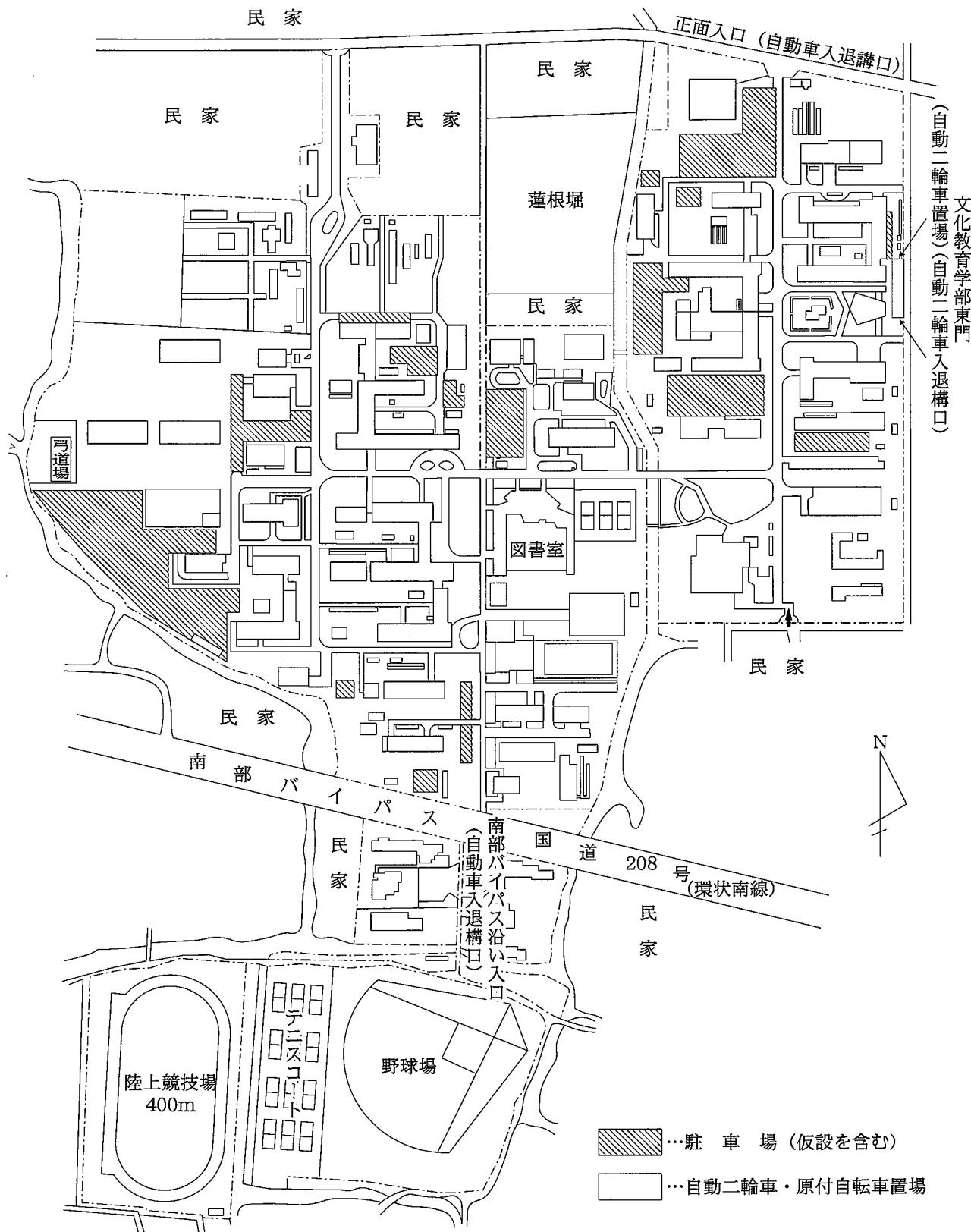
附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2 第6条第2項の規定は、平成12年度以降の入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の規定を適用する。

駐車場の位置、使用区分及び駐車場への通行経路は下記のとおりである。

駐 車 場	駐 車 区 分	通 行 経 路
正門西側駐車場	学生の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車	正門から入構し、直ちに右折すること。
全学教育センター1号館東側駐車場	学務部及び文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短経路によること。
経済・文化教育棟西側駐車場	経済学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短経路によること。
経済学部2号館西側駐車場及び経済学部講義棟北側駐車場	学生及び経済学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短経路によること。
文化教育学部2号館南側駐車場	文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短経路によること。
文化教育学部3号館南側駐車場	学生及び文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短経路によること。
事務局西側駐車場	事務局、保健管理センター及び学術情報処理センター職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し、最短経路によること。
附属図書館南側駐車場	自動2輪車 原動機付自動車	南部バイパス沿い入口から入構し、最短経路によること。
理工学部2号館(機能物質化学科棟)・3号館(都市工学科南棟)東側駐車場・3号館(都市工学科南棟)南側及び7号館(知能情報システム学科棟)西側駐車場	学生及び理工学部職員の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車 福利厚生施設職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し、直進又は、左折すること。
農学部中庭駐車場及び農学部北棟北側駐車場	農学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し、農学部横から左折すること。
農学部2号館南側駐車場及び農学部2号館西側駐車場	学生の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し、農学部横から左折すること。
文化教育学部9号館東側2輪車置場	自動2輪車 原動機付自転車	文化教育学部東門から入構し、直ちに右折すること。
理工学部実習工場西側2輪車置場	自動2輪車 原動機付自転車	南部バイパス沿い入口から入構すること。
各部局の自転車置場	自転車	

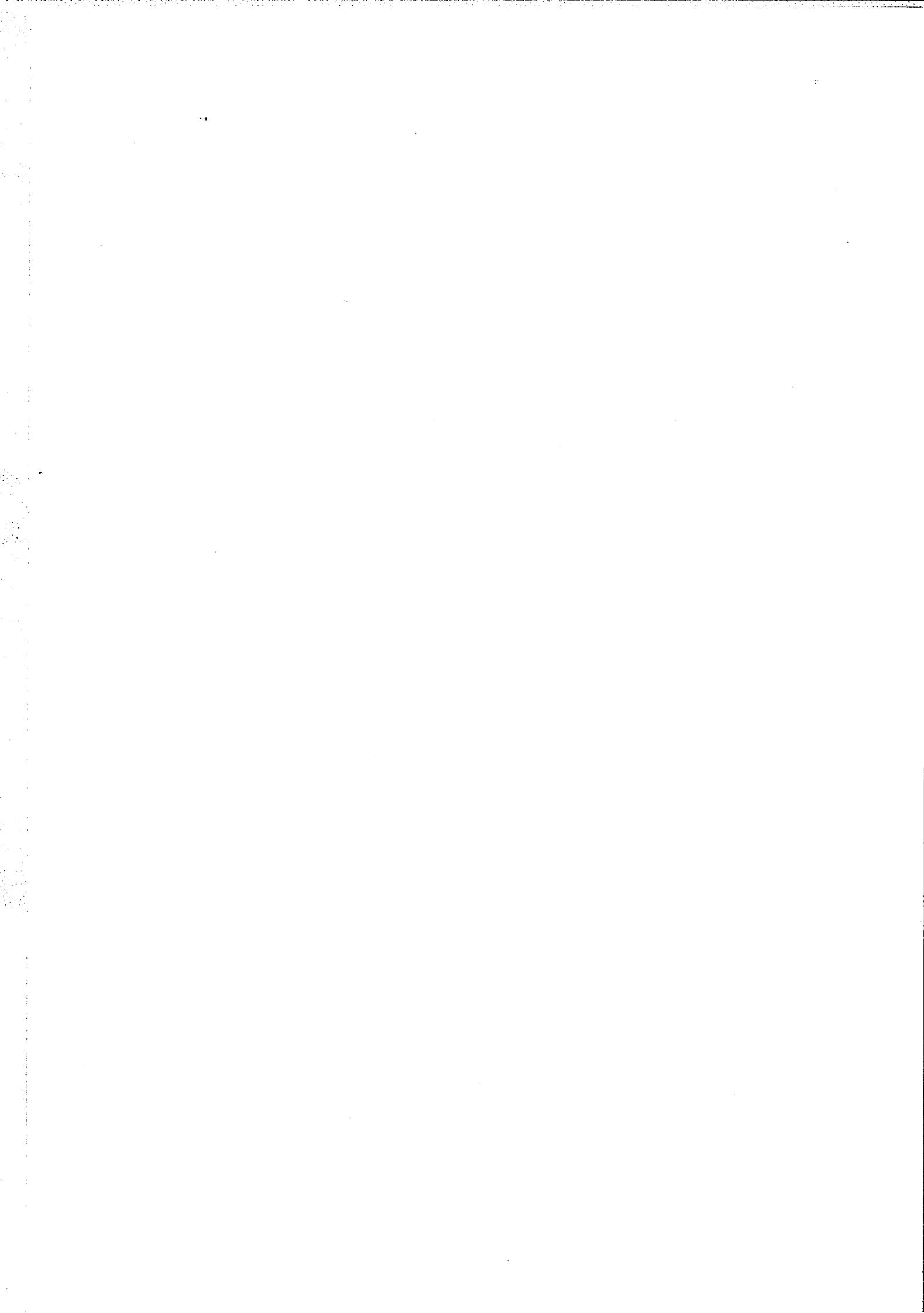
佐賀大学校内配置図





17. 附 錄

教官名簿	349
関係法規	359
佐賀大学学生歌	371
各学部・全学教育センター教室配置図	375
建物配置図	425



●教官名簿

本 部

学 長 佐 古 宣 道

文化教育学部

学部長(准教授)國 次 太 郎

教育学・教育心理学

教 授	山 口 剛
教 授	白 石 正 明
教 授	生 馬 寛 信
教 授	撫 尾 知 信
教 授	池 田 行 伸
助 教	大 元 誠
助 教	芳 野 正 昭

教 授	田 崎 敏 昭
教 授	中 山 英 央
教 授	真 富 貴 章
教 授	新 園 上 三
助 教	園 野 景

教科教育

教 授	國 次 太 郎
教 授	黑 河 伸 二
教 授	松 尾 正 幸
教 授	中 村 嘉 宏
教 授	福 本 敏 雄
教 授	原 田 奈 名 子
助 教	角 田 和 博
助 教	田 中 彰 一
助 教	世 波 敏 瞳
講 師	栗 山 裕 至

教 授	白 石 壽 文
教 授	森 田 讓 章
教 授	竹 之内 裕 章
教 授	前 村 晃 次
教 授	田 中 健 司
助 教	佐 長 川 健 也
助 教	瀧 飯 真 一
助 教	中 塚 雪 夫
助 教	荒 西 治 美
講 師	巻 牧 夫

理数教育

教 授	田 中 雅 生
教 授	川 田 修 三
教 授	石 原 秀 太
助 教	宮 脇 博 巳
助 教	寺 井 直 樹

教 授	牧 春 夫
教 授	西 合 茂 生
教 授	河 角 緑 進
助 教	角 藤 田 子
助 教	助 藤 田 景

音楽教育

教 授	國 府 慶 作
教 授	古 賀 雅 子
助 教	橋 本 正 昭

教 助	小 林 なほみ
教 助	高 野 茂

日本・アジア文化

教	授	井	上	敏	幸	廣	和	之	子	良	收
教	授	佐	々	木	揚	義	義	則	厚	勝	功
教	授	宮	島	敦	子	塚	塚	浦	近	今	
助	教	檜	だ	良	照	本	本	藤	藤	田	
助	教	古	川	未	喜	田	田	野	野	吉	
助	教	森	森	善	宣	吉	吉	秋	藤	崎	
助	教	張	チヤン	韓	模	山	山	山	吉	崎	
講	師	永	島	広	紀						

欧米文化

教	授	上	村	和	也	裕	兒	子	一	洋	明
教	授	上	村	晋	充	健	榮	三	千	明	夫
教	授	米	澤	雀	成	榮	子	一	洋	利	也
教	授	朱	吉	中	平	正	村	一	洋	千	誠
教	授	吉	都	築	彰	山	岡	一	洋	徹	也
助	教	都	諸	泉	介	相	岡	一	洋	本	達
助	教	諸	早	瀬	範	古	本	一	洋	井	
助	教	早	相	野	俊	山	澤	一	洋	原	
助	教	相	小	野	博	熊	賀	一	洋	木	
助	教	小	鈴	浩	毅	福	中	一	洋	名	
助	教	鈴	木	繁	司	木	本	一	洋	本	
助	教	木	Oebel, Guido Josef			木	井	一	洋	本	
外国人教師		Jember, Gregory Kirk				名	原	一	洋	Mitchell, Zonia LuAnn	
外国人教師						外	人	教	師		

地域・生活文化

教	授	日	野	尚	志	川	崎	良	文	茂	治
教	授	村	野	政	生	佐	田	田	茂	治	子
教	授	水	沼	俊	美	佐	中	中	豐	容	子
教	授	赤	星	礼	子	磯	部	部	道	容	今日子
助	教	小	西	史	子	甲	斐	斐	民	敏	今日子
助	教	山	下	宗	利				雄	道	
助	教								雄	良	
助	教								夫	俊	
助	教								信	哉	
助	教										
講	師										

環境基礎

教	授	溝	西	任	つよし	教	授	授	授	雄	民
教	授	三	原	信	一	教	授	授	授	雄	敏
教	授	張	本	燦	あきら	助	教	授	授	道	道
助	教	大	隅	秀	晃	助	教	授	授	良	俊
助	教	中	村		さとし	助	教	授	授	俊	哉
講	師	青	井	泰	聰						

健康スポーツ科学

教 授 日 高 敬 児
教 授 金 崎 良 三
教 授 北 川 慶 子
助 教 授 栗 原 淳
助 教 授 田 中 英 樹
助 教 授 井 上 伸 一

教 授 木 村 靖 夫
教 授 江 崎 昭 利
教 助 久 永 裕 義
助 教 池 上 寿 伸
助 教 坂 元 康 成

美術・工芸

教 授 深 草 廣 平
教 授 成 富 宏
助 教 授 田 中 嘉 生
助 教 授 加賀 谷 健 至

教 授 宮 尾 正 隆
教 授 牛 塚 和 男
教 助 荒 木 博 申
講 師 吉 住 磨 子

附属教育実践研究指導センター

教 授 丹 野 真智俊

講 師 高 橋 克 已

経済学部

学部長(准)教授 古賀和文

経営システム

教 授 古 賀 公 治
教 授 岩 永 忠 康
教 授 木 戸 田 力
助 教 授 松 尾 陽 好 次
助 教 授 山 本 長 次
講 師 丸 田 起 大
助 手 池 田 智 子

教 授 原 田 宏 文
教 授 山 下 寿 郎
教 助 平 地 一 郎
助 教 宮 崎 卓 朗
助 教 大 石 桂 一
講 師 大 坪 稔

地域政策

教 授 薦 川 正 義
教 授 納 富 一 郎
教 授 米 倉 茂 聰
助 教 授 生 川 聰 一
助 教 授 中 西 一

教 授 飯 盛 信 男
教 授 富 田 義 典
教 教 長 田 安 六
助 教 磯 田 宏 弘
助 手 大 坪 弘

国際経済社会

教 授 濱 内 繁 義
教 授 飯 塚 正 朝
教 授 宮 島 敬 一
助 教 授 レイクリスチーヌメリー

教 授 楊 枝 嗣 朗
教 授 古 賀 和 文
教 教 ラタナーヤカ・ピヤダーサ
助 教 神 山 恒 雄

経済情報

教 授	宮 澤 慎 介	教 授	津 田 順 司
教 授	福 島 宏	教 授	田 川 正二郎
助 教	常 盤 洋 一	助 教	上 山 和 俊
助 教	中 村 博 和	助 教	安 田 伸 一
助 教	都 築 治 彦	助 手	相 浦 真二郎

法 政 策

教 授	鷹 巢 信 孝	教 授	畠 山 敏 夫
教 授	村 上 英 明	助 教	樺 泽 秀 木
助 教	岩 本 諭	助 教	中 山 道 泰
助 教	楠 元 純一郎	助 教	井 上 亜 紀

理 工 学 部

学部長(併)教授 長谷川 照

数理科学科

数理学

教 授	田 中 達 治	教 授	中 原 徹
教 授	成 慶 明	教 授	石 川 晋
講 師	廣 瀬 進	助 手	猿 子 弘
助 手	小 谷 繁		

応用数理学

教 授	小 倉 幸 雄	教 授	三 苦 至
教 授	市 川 尚 志	教 授	塩 濱 勝
助 教	久 保 雅 弘	助 教	半 田 賢
助 教	日 比 野 雄 嗣		司

物理科学科

基礎物理学

教 授	米 山 博 志	教 授	長 谷 川 照
教 授	小 林 茂 治	教 授	村 上 明
教 授	熊 野 俊 三	助 教	船 久 保 公 一
助 教	塚 本 俊 夫	助 教	河 野 宏 明
助 教	青 木 一		

応用物理学

教 授	鈴 木 亮	教 授	鈴 木 守 夫
教 授	豊 島 耕 一	教 授	平 良 豊
教 授	遠 藤 隆	助 教	岡 山 泰
助 教	田 中 秀 吉	助 教	鄭 旭 光
助 手	山 崎 幸 子		

知能情報システム学科

情報基礎学

教 授 上 原 健
講 師 皆 本 晃 弥
助 手 松 藤 信 哉

助 教 授 Evert Reijer Willem Grinbergen
助 手 前 田 明 子

計算システム学

教 授 林 田 行 雄
教 授 山 下 義 行
助 教 授 渡 邊 健 次
助 手 杉 町 信 行

教 授 渡 邊 義 明
助 教 授 掛 下 哲 郎
講 師 松 添 博

高次情報処理学

教 授 新 井 康 平
助 教 授 林 敏 浩
講 師 大 月 美 佳
助 手 岡 崎 泰 久

教 授 近 藤 弘 樹
講 師 奥 村 浩 教
助 手 寺 山 康 教

機能物質化学科

反応化学

教 授 田 端 正 明
助 教 授 高 榛 利 幸
助 教 授 花 本 猛 士

教 授 宮 島 徹
助 教 授 児 玉 浩 明

物性化学

教 授 中 島 謙 一
教 授 西 河 貞 捷
助 教 授 江 守 周 二

教 授 時 井 直
助 教 授 滝 泽 登
講 師 鯉 川 雅 之

機能材料化学

教 授 末 廣 和 昭
教 授 大 石 祐 司
助 手 長 田 聰 史

教 授 野 口 英 行
助 教 授 竹 下 道 範
助 手 藏 森 幸

電子セラミックス材料工学

教 授 芳 尾 真 幸
教 授 中 村 博 吉
助 手 磯 野 健 一

教 授 渡 孝 則
講 師 矢 田 光 徳

機能分子システム工学

教 授 井 上 勝 利
教 授 大 和 武 彦
助 教 授 大 渡 啓 介
助 手 山 里 将 朗

教 授 永 野 正 光
助 教 授 江 良 正 直
助 手 堀 勇 治

機械システム工学科

環境流動システム学

教 授 金 子 賢 二

教 授 瀬戸口 俊 明

助 教 授	松 尾 繁	助 教 授	木 上 洋 一
講 師	中 野 智 弘	助 手	塩 見 憲 正
熱エネルギーシステム学			
教 授	上 原 春 男	助 教 授	宮 良 明 男
講 師	石 田 賢 治	助 手	光 武 雄 一
先端材料システム学			
教 授	西 田 新 一	教 授	大 野 信 義
助 教 授	山 田 高 祐	助 教 授	萩 原 世 也
助 教 授	服 部 信 祐		
設計生産システム学			
教 授	中 島 晃	教 授	吉 野 英 弘
助 教 授	張 波	助 教 授	穂 屋 下 茂
助 手	馬 渡 俊 文	助 手	大 島 史 洋
知能機械システム学			
教 授	瀬 戸 邦 聰	助 教 授	徐 志 祥
助 教 授	寺 本 顯 武	助 手	泉 清 高

電気電子工学科

電子システム工学			
教 授	山 部 長 兵 衛	教 授	藤 田 寛 治
助 教 授	村 松 和 弘	講 師	大 津 康 德
助 手	猪 原 哲	助 手	林 信 哉
知能計測制御工学			
教 授	内 池 平 樹	助 手	木 本 晃
助 手	杉 刚 直		
電子情報工学			
教 授	小 川 博 司	教 授	西 尾 光 弘
助 教 授	郭 其 新	助 教 授	原 重 臣
助 手	西 山 英 輔	助 手	田 中 徹
情報通信工学			
教 授	相 川 正 義	教 授	古 川 達 也
助 教 授	崎 谷 昭 秀	助 教 授	深 井 澄 夫
助 教 授	佐々木 伸 一	講 師	相 知 政 司
助 手	田 中 高 行		

都市工学科

建設構造学			
教 授	荒 牧 軍 治	教 授	石 橋 孝 治
教 授	井 嶋 克 志	助 教 授	伊 藤 幸 広
助 教 授	帶 屋 洋 之	講 師	古 賀 勝 喜
建設地盤工学			
教 授	鬼 塚 克 忠	教 授	三 浦 哲 彦

助 教 授	坂 井 晃	助 手	根 上 武 仁
環境システム工学			
教 授	渡 邊 訓 甫	教 授	古 賀 憲 一
助 教 授	大 串 浩一郎		
環境設計学			
教 授	清 田 勝	教 授	丹 羽 和 彦
助 教 授	三 島 伸 雄	助 手	後 藤 隆太郎
社会システム学			
教 授	岩 尾 雄四郎	教 授	外 尾 一 則
講 師	白 泰 灵		

寄附講座（ベンチャービジネス支援先端技術講座）

客員助教授 飯 盛 義 德 講 師 梁 井 宏 幸

附属海洋温度差エネルギー実験施設

施設長(併)教授 門 出 政 則 助 教 授 池 上 康 之

工学系研究科 生体機能システム制御工学専攻

インターフェイス機能工学	教 授 門 出 政 則	教 授 渡 邊 桂 吾
	助 教 授 佐 藤 和 也	助 教 授 木 口 量 夫
インテリジェント制御工学		
	教 授 中 村 政 俊	教 授 信 太 克 規
	助 教 授 後 藤 聰	講 師 和 久 屋 寛
生体システム工学	教 授 野 口 義 夫	助 教 授 堂 蘭 浩

工業系研究科 連携大学院

客員教授 高瀬 晃	客員教授 安田 誠 二
客員教授 立山 博	客員教授 安部 英 一
客員助教授 佐藤 富 雄	客員助教授 西村 聰

農 学 部

学部長(併)教授 高 木 脊

生物生産学科

資源社会管理学	教 授 武 田 淳	助 教 授 五十嵐 勉
	教 授 白 武 義 治	講 師 藤 村 美 穂
生産生物学		
	教 授 和 佐 野 喜 久 生	教 授 野 瀬 昭 博
	教 授 小 島 孝 之	教 授 岡 本 悟

助 教 授 有 馬 進
助 教 授 小 林 真
助 手 田 中 宗 浩

助 教 授 東 江 栄
助 教 授 和 田 康 彦

生産情報科学

教 授 藤 木 德 實
教 授 藤 本 昌 宣
助 手 長 裕 幸

教 授 加 藤 治
助 教 授 内 田 進

生産環境工学

教 授 濱 口 昌 洋
教 授 半 田 駿
助 教 授 松 尾 隆 明

教 授 甲 本 達 也
助 教 授 取 出 伸 夫
助 手 稲 葉 繁 樹

應用生物科学科

生物工学

教 授 谷 本 靜 史
教 授 仁 藤 伸 昌
助 教 授 石 丸 幹 二
助 教 授 穴 井 豊 昭

教 授 田 代 洋 丞
教 授 高 木 胖
助 教 授 一 色 司 郎

生物調節学

教 授 八 重 檻 博 志
助 教 授 染 谷 孝
助 手 草 場 基 章

教 授 井 上 興 一
助 教 授 大 島 一 里

動物資源学

教 授 近 藤 榮 造
助 教 授 野 間 口 貞 太 郎

教 授 藤 條 純 夫
助 手 吉 賀 豊 司

生物機能化学

教 授 加 藤 富 民 雄
助 教 授 神 田 康 三
助 手 本 島 浩 之

助 教 授 渡 邊 啓 一
助 手 山 口 清 二

生物資源利用化学

教 授 内 田 泰
教 授 光 富 勝
助 教 授 林 信 行
助 手 関 清 彦

教 授 藤 田 修 二
教 授 柳 田 晃 良
助 教 授 濱 洋 一 郎
助 手 永 尾 晃 治

附属農場

農場長(併)教授 田 中 欽 二

助 教 授 尾 野 喜 孝

留学生担当専門教官

講 師 佐 藤 孝

保健管理センター

所長(併)

教授 原田嘉文
看護婦 永渕久子

助教授 佐藤武
看護婦 福島雅子

附属図書館

館長(併)

教授 宮島敬一

科学技術共同開発センター

センター長(併)

教授 新井康平

副センター長

助教授 佐藤三郎

低平地研究センター

センター長(併)

教授 荒牧軍治

副センター長

教授 林重徳

副センター長(併)

教授 外尾一則

副センター長(併)

教授 甲本達也

教授 荒木宏之

助教授 柴錦春

助教授 山西博幸

講師 日野剛徳

海浜台地生物生産研究センター

センター長(併)

教授 仁藤伸昌

教授 芝山秀次郎

副センター長

助教授 亀井勇統

教授 田中明

助教授 小林恒夫

副センター長(併)

教授 加藤治

機器分析センター

センター長(併)

教授 芳尾眞幸

副センター長

助教授 西本潤

全学教育センター

センター長(併)

教授 村上明

副センター長(併)

教授 吉中幸平

副センター長(併)

教授 近藤榮造

学術情報処理センター

センター長(併)

教授 渡邊義明

教授 只木進一

助 教 授 福 井 市 男
助 手 江 藤 博 文

助 教 授 日永田 泰 啓

留学生センター

センター長(併)

教 授 田 端 正 明

副センター長

助 教 授 代 田 智惠子

助 教 授 中 村 朱 美

講 師 園 田 博 文

講 師 広瀬 和佳子

放射性同位元素実験室

実験室長(併)

教 授 柳 田 晃 良

放射線取扱主任者

助 教 授 渡 邊 啓 一

放射線取扱副主任者

助 教 授 石 丸 幹 二

機器分析センター

センター長

教 授 芳 尾 真 幸

副センター長

助 教 授 西 本 潤

●関係法規

1 教育職員免許法（抄）

公布	昭和24年法律第147号
改正	平成元年法律第 89号
改正	平成 3 年法律第 25号
改正	平成 5 年法律第 89号
改正	平成10年法律第 98号
改正	平成10年法律第101号
改正	平成10年法律第110号
改正	平成11年法律第 87号
改正	平成11年法律第151号
改正	平成11年法律第160号
改正	平成12年法律第 29号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（以下教員という。）をいう。

2 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立又は公立の学校の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校の教員にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。

(免許)

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 講師については、前項の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有する者をこれに充てるものとする。

3 盲学校、聾学校及び養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭並びに盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任する教員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 中等教育学校の教員（養護教諭及び養護助教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第2章 免許状

(種類)

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校の（中等教育学校を除く。）種類ごとの教諭の免許状及び養護教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（中等教育学校及び幼稚園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

- 4 臨時免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。
- 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
 - 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教
 - 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教
- 6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。
 - 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育
 - 二 中学校教諭にあつては、前項第1号に掲げる各教科及び第16条の3第1項の文部省令で定める教科
 - 三 高等学校教諭にあつては、前項第2号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第16条の4第1項の文部省令で定めるもの並びに第16条の3第1項の文部省令で定める教科
- 7 盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、第17条第1項の規定により、免許状の種類をその別により定めることとされた文部省令で定める特殊の教科について授与するものとする。
(授与)

第5条 普通免許状は、別表第1若しくは第2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1若しくは第2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号の一に該当する者には、授与しない。

 - 一 18歳未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人
 - 四 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 五 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号の一に該当する者には、授与しない。
- 3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
 - 一 学士の学位を有する者又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者
 - 二 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者
 - 三 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者
- 4 第6項で定める授与権者は、第2項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号の1に該当しない者で教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号の1に該当する者以外の者には授与しない。

一 準学士の称号を有する者

二 文部大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第1（第5条関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄		
所要資格 免許状の種類		基 础 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	4	31	2
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	10	21	4
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16
盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			47
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			23
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			13
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	4	27	

備考

- 一 この表における単位の修得方法については、文部省令で定める。(別表第2から別表第7までの場合においても同様とする。)
 - 二 第2欄の「修士の学位を有すること」には、大学(短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。)の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする(別表第2の場合においても同様とする。)。
 - 二の二 第2欄の「学士の学位を有すること」には、文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第2の場合においても同様とする。)。
 - 二の三 第2欄の「学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること」には、文部大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部大臣が学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
 - 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第3欄の「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
 - 四 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二の場合においても同様とする。)。
- その他(教育職員免許法)
- 五 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二の場合においても同様とする。)
 - イ 文部大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの
 - ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
 - 六 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
 - 七 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄の定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。
 - 八 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
 - 九 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数(専修免許状に係る単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数)のうちその半教までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

2 教育職員免許法施行規則（抄）

制定	昭和29年文部省令第26号
改正	平成6年文部省令第20号
改正	平成7年文部省令第5号
改正	平成10年文部省令第28号
改正	平成10年文部省令第38号
改正	平成12年文部省令第3号
改正	平成12年文部省令第21号
改正	平成12年文部省令第35号
改正	平成12年文部省令第47号

第1章 単位の修得方法等

〔単位の修得方法等〕

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条別表第1及び第2並びに第6条別表第3から第7までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

〔単位の計算方法〕

第1条の2 免許法第5条別表第1及び第2並びに第6条別表第3から別表第7までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項に定める基準によるものとする。

〔基礎資格を取得する場合の単位の修得方法〕

第1条の3 免許法第5条別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第2条 免許法第5条別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

（平10文令28・全改）

〔中学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第3条 免許法第5条別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第 1 欄	第 2 欄
免 許 教 科	教 科 に 関 す る 科 目
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社 会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理 科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音 楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保 健 体 育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保 健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技 術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）

第 1 欄	第 2 欄
免 許 教 科	教 科 に 関 す る 科 目
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）
職 業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職 業 指 導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英 語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」
備 考	
<p>1 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）</p> <p>2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）</p> <p>3 「」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。（次条、第9条、第15条第4項及び第64条第3項の場合においても同様とする。）</p>	

第4条 免許法第5条別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。

第 1 欄	第 2 欄
免 許 教 科	教 科 に 関 す る 科 目
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地 理 歴 史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公 民	「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」 「社会学，経済学（国際経済を含む。）」 「哲学，倫理学，宗教学，心理学」
数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ
理 科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。），化学実験（コンピュータ活用を含む。），生物学実験（コンピュータ活用を含む。），地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音 楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工 芸	図法及び製図 デザイン 工芸製作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論，デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書 道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論・鑑賞」 「国文学・漢文学」
保 健 体 育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）

第 1 欄	第 2 欄
免 許 教 科	教 科 に 関 す る 科 目
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看 護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理
情 報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業
農 業	農業の関係科目 職業指導
工 業	工業の関係科目 職業指導
商 業	商業の関係科目 職業指導
水 産	水産の関係科目 職業指導
福 祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
商 船	商船の関係科目 職業指導
職 業 指 導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英 語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

第5条 免許法第5条別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音

楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第6条 免許法第5条別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数												第5欄	第6欄		
	第2欄		第3欄		第4欄											
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目		教育課程及び指導法に関する科目						生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		総合演習	教育実習		
右項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む）	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	児童、生徒の過程及び生徒の心身の発達とある学習の過程及び生徒の心身の発達	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容の指導法	生徒指導の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	児童理解の理論及び方法	的教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	的教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
小学校教諭	専修免許状	2	6	22								4			2	5
	1種免許状	2	6	22								4			2	5
	2種免許状	2	4	14								4			2	5
中学校教諭	専修免許状	2	6(5)	12(6)								4(2)			2	5(3)
	1種免許状	2	6(5)	12(6)								4(2)			2	5(3)
	2種免許状	2	4(3)	4(3)								4(2)			2	5(3)
校高教諭	専修免許状	2	6(4)	6(4)								4(2)			2	3(2)
	1種免許状	2	6(4)	6(4)								4(2)			2	3(2)
幼稚園教諭	専修免許状	2	6								18			2	2	
	1種免許状	2	6								18			2	2	
	2種免許状	2	4								12			2	5	

備考

ては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

- 5 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位以上を修得するものとする。
- 6 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとする。
- 7 総合演習は、人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかる課題のうち1以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする。
- 8 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校及び幼稚園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校の教育を中心とするものとする。この場合において、小学校又は幼稚園には、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は幼稚部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部又は高等部を含む。
- 9 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項及び第10条の表の場合においても同様とする。）
- 10 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びに附則第17項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びに附則第17項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 11 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第17項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部並びに附則第17項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 12 小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、総合演習にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 13 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、総合演習にあつては2単位まで、教育実習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 14 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。
- 15 括弧内の数字は、免許法第5条別表第1備考第9号の規定の適用を受けた者の修得すべき単位数とする。

- 2 免許法第5条別表第1備考第6号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。
 - 3 大学は、第1項に規定する各科目的開設に当たつては、各科目的内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。
- (平10文令28・全改、平10文令38・一部改正)

第6条の2 免許法第5条別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状

の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている1種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する専門教育科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

- 2 免許法第5条別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の1種免許状又は2種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

（平元文令3・追加、平3文令30・平10文令28・一部改正）

第7条 免許法第5条別表第1に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特殊教育に関する科目 免許状の種類	最低修得単位数			
	第1欄 教育の基礎理論に関する科目	第2欄 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	第3欄 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	第4欄 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	4	6	6
	1種免許状	4	6	6
	2種免許状	2	4	4

備考

- 1 第1欄に掲げる科目は、盲学校、聾学校及び養護学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 2 第2欄及び第3欄に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校の教育を中心とし、第4欄に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ修得するものとする。
- 3 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第1欄に掲げる科目の単位は、盲学校、聾学校又は養護学校のいずれかの教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第1欄に掲げる科目の単位をもつてあてることができる。
- 4 第4欄に定める単位は、免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

- 2 免許法第5条別表第1に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状の種類に応じ、大学の加える特殊教育に関する科目についても修得することができる。
- 3 免許法第5条別表第1備考第6号に規定する特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特殊教育特別課程」という。）における特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、前2項に定める修得方法の例によるものとする。

（平元文令3・全改、平3文令30・平10文令28・一部改正）

第8条 削除（平3文令30）

●佐賀大学学生歌

楠の葉の

田中坂口 幸男 清映 作詞 作曲

壮重に

The musical score consists of four staves of music in G clef, common time. The lyrics are written below each staff, corresponding to the notes. The first staff starts with 'くひとすらはかわのくに' and ends with 'ニメ'. The second staff starts with '小チカめトかつクキのラミの' and ends with 'えりて'. The third staff starts with 'はカむはてギス' and ends with 'にギな'. The fourth staff starts with 'おユウアイノつくらんともにつくらん' and ends with 'いい'.

- 一、楠の葉の榮ゆる都
不滅の真理
不知火もえて
果てしなき
- 筑紫の野辺に
おごそかに立つ
ああ我等の佐大
- 二、広く深く文化を究め
智徳を磨き
心身を練り
限りなき自由と正義
- 友愛の学府
ああ我等の佐大
- 三、ことわに流れと
尽きぬ
若き生命らここに
つどいて
結び合う心のきずな
ともに創らん
ああ我等の佐大

千古ゆかしき

快活に

秋月健太郎 作詞
大須賀 康 作曲

The musical score is in 2/4 time, key signature of one sharp (F#), and includes lyrics in Japanese below each note. The lyrics are:

せナニ んカジ ニヨ 二ニ ゆアの カフホ しルリ マルリ ムロウ くコサ にヒリ にニテ
 わカば こタん うキカ どチエン のカム 二ニ ハイネ さモニ そアセ うタマ はシク せフる
 ハリい まソバ ぞオラ 一ノ あタ ハカ よナハ びタジ あアイ いオマ つギナ どミカ うテニ
 わクボ ルスン うノカ がハの むカウ ノゲラ 一ニ たタウ カタメ ナズミ リメ はバは 一ニ あアア
 ああ 二ニ てワち んカく ざキし 二ニ んヒの にノニ こチツ だハキ すエカ すルし

- 一、千古ゆかしきひの国に
若人の意氣空を馳せ
今ぞ相呼び相集う
我等が胸の高鳴りは
ああ 天山にこだまする
- 二、力あふるるよろこびに
かたき誓いも新しく
理想の彼方仰ぎみて
楠の葉かげにたたずめば
ああ 若き日の血は燃ゆる
- 三、古城のほとり夕さりて
万感胸にせまりくる
いばらの旅路今なほに
文化の雄を夢みては
ああ 筑紫野に月たかし

千吉ゆかしき

行進曲風に

秋月健太郎 作詞
鶴 良夫 作曲

A musical score for a Japanese children's song, likely "Kodomo no Uta" (Children's Song). The score consists of five staves of music in common time (indicated by a '2' over a '4') and treble clef. The lyrics are written below each note in Japanese hiragana. The lyrics are as follows:

せきに んかじ クアフ は しると さるり ひゆう くにへる
わがば のかむ いイ相 せせた そアセ うタま ほぐく せつる
いりい まそば ぞオラ いカた よナひ びタジ あアい つギな びミお
わくぶ えスル がハカ ねケう のを たタウ カタの なスミ リメて はバは
あアあ ーー ーー イワす んかく ざキし んじん にンハ だハキ すユカ ーー るルし

一、千古ゆかしきひの国に
若人の意氣空を馳せ
今ぞ相呼び相集う
我等が胸の高鳴りは
ああ 天山にこだまする

二、力あふるるよろこびに
かたき誓いも新しく
理想の彼方仰ぎみて

楠の葉かげにたたずめば
ああ 若き日の血は燃ゆる

三、古城のほとり夕さりて
万感胸にせまりくる
いばらの旅路今なほに
文化の雄を夢みては
ああ 筑紫野に月たかし

陽に映ゆる

元気に

田内 初義 作詞
大須賀 康 作曲

The musical score consists of four staves of music for voice and piano. The lyrics are written below each staff, with some words in Romanized form above the Japanese ones. The tempo is indicated as '元気に' (cheerfully).

ひにはーゅーる まなびやのま と あで やーかー^{マナビヤノマ}
ケーフ モーマー タ せフリノヤマ 二 アマカーケー^{マモーマタ}
たとへーこーの せかいみだれ て アアマン こーくー^{マコノミダレ}

に がきさきとベクリサ そのかみにわたせる はーしーは
ル カカノオシサ イキメテタチヨフ コークード
に よはくるうとも ゆたかなるひとのち せーいーと^{マカノオシサ}

いまもてーんに かーかりてわがゆくて さししめすじ
フルイターツー ワガマエニミハルカス ヒロキチクシ
わかさいのちを もーりーてもろびとの へいわのため^{マエニミハルカス}

とノに しハあらテは じらなきとクン あラコウルち
とノに しハあらテは じらなきとクン あラコウルち

一、陽に映ゆる学舎の窓^{マナビヤノマハ}
あでやかにかささぎ飛べり
そのかみに渡せる橋は
今も 天にかかりて
我が行手さし示すごと
白々と輝きてあり

二、

今日もまた脊振の山に
天かけるたかの雄々しさ
意気こめて立てよ若人
ふるいたつわが前に
みはるかすひろき筑紫野
はてしなく青空もゆる

三、

たとえこの世界みだれて
暗黒に世は狂うとも
豊かなる人間の知性と
若き命を守りて
諸人の平和のために
我は生きん聖きこの道

平成 13 年 度
学 生 便 覧

平成 13 年 3 月 25 日 印 刷
平成 13 年 3 月 31 日 発 行
編 集 佐賀市本庄町 1 番地
佐 賀 大 学 学 務 部
印 刷 (株)昭和堂印刷佐賀支店



昭和37. 2. 16制定

学 部	学 科 等	氏 名